

川崎市地域防災計画

都市災害対策編

(平成21年度修正)

川崎市防災会議

目次

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節	計画の目的	1
第2節	国・県の防災計画との関係	1
第3節	計画の修正	1
第4節	計画の習熟	1
第5節	計画の構成及び内容	2
第6節	想定災害の内容	2
第7節	個別防災計画の策定	3
第8節	計画の体系	4

第2章 防災機関の業務大綱

第1節	川崎市	5
第2節	神奈川県	5
第3節	神奈川県警察	6
第4節	指定地方行政機関	6
第5節	自衛隊	7
第6節	指定公共機関	8
第7節	指定地方公共機関	9
第8節	その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	9
第9節	住民組織	10

第2部 予防計画

第1章 防災都市づくり

第1節	基本的な方針	11
第2節	災害予防対策	12

第2章 防災指導計画

第1節	計画方針	13
第2節	広報・広聴計画	13
第3節	指導計画	14
第4節	火災予防立入検査	16
第5節	各種防火対象物の火災予防	17

第3章 防災力の向上

第1節	防災意識の啓発	22
第2節	自主防災組織等の育成・指導	23
第3節	その他防災力の活用	24
第4節	防災訓練の実施	24

第3部 応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節	初動対応	25
第2節	市の活動体制	25
第3節	動員配備体制	33
第2章	災害情報の収集・伝達	
第1節	連絡体制	36
第2節	通信の確保	37
第3節	防災行政無線の運用	39
第4節	衛星通信の運用	40
第5節	防災相互無線の運用	40
第6節	被害情報等の整理・報告	41
第3章	広報・広聴	
第1節	災害広報の実施	42
第2節	災害広聴の実施	43
第4章	応援体制	
第1節	応援の要請	44
第2節	活動拠点の配置	47
第3節	航空機の発着場所及び調整等	47
第5章	消防の警防体制	
第1節	消防の組織	50
第2節	特別警防体制	50
第3節	動員・招集等	51
第4節	各種警備	51
第5節	警防活動	52
第6節	他の防災関係機関との連携	52
資料1	消防署配置図	53
第6章	警備・交通対策	
第1節	警察の警備体制	54
第2節	道路交通対策	54
第7章	避難対策	
第1節	避難の方法	56
第2節	避難勧告・指示	57
第3節	避難誘導・移送	58
第4節	警戒区域の設定	58
第5節	避難所の開設・管理運営	59
第6節	報告・公示	59
第7節	避難の解除	59
第8章	混乱防止対策	
第1節	情報錯綜による混乱防止	60
第2節	避難時の混乱防止	60
第3節	公共施設等の混乱防止	61
第9章	医療救護	

第1節	医療救護活動体制の整備	62
第2節	医療救護班の編成・活動	64
第3節	被災傷病者の収容医療施設	65
第4節	応援要請	66
第5節	保健医療対策	67
資料1	災害時医療救護活動の系統図	68
第10章	防疫・保健衛生	
第1節	防疫対策	69
第2節	環境・食品衛生対策等	69
第11章	遺体の取扱い	
第1節	遺体の搜索及び検視、検案	71
第2節	遺体の収容及び処理	71
第12章	災害救助法	
第1節	災害救助法の適用手続	74
第2節	災害救助法の適用基準	74
第3節	被害程度の認定基準	74
第4節	救助の内容	75
第5節	費用の負担	76
第4部	復旧計画	
第1章	民生安定のための緊急措置	
第1節	相談窓口の開設	77
第2節	義援金等の配分	77
第3節	見舞金・弔慰金等の支給	77
第4節	資金の貸付	79
第5節	市税・保険料の減免措置等	81
第6節	り災証明書の発行	83
資料1	り災証明書の様式	85
第5部	個別災害防災計画	
第1章	地下街・高層建築物の防災計画	
第1節	計画の目的	87
第2節	本章で想定する災害	87
第3節	市内地下街・高層建築物の現況	87
第4節	災害予防対策	89
第5節	災害応急対策	90
資料1	地下街の防災規定	93
資料2	アゼリアの防災設備	94
資料3	川崎地下街ガス災害保安対策実施計画	98
第2章	鉄道の防災計画	
第1節	計画の目的	111

第2節	本章で想定する災害	111
第3節	市内鉄道施設の現況	111
第4節	災害予防対策	111
第5節	災害応急対策	113
資料1	市内鉄道施設運行路線現況図	115
資料2	主な鉄道施設の概要	116
資料3	各鉄道会社の防災計画	
1	東日本旅客鉄道株式会社(横浜支社)防災業務実施計画一般編	121
2	東海旅客鉄道株式会社(東海道新幹線)	126
3	日本貨物鉄道株式会社防災業務計画一般編	129
4	東京急行電鉄株式会社防災計画	132
5	京浜急行電鉄株式会社防災計画	134
6	京王電鉄株式会社防災計画	135
7	小田急電鉄株式会社大規模鉄道事故緊急時対応計画	136
第3章 高速道路の防災計画		
第1節	計画の目的	139
第2節	本章で想定する災害	139
第3節	市内高速道路の現況	139
第4節	災害予防対策	139
第5節	災害応急復旧対策	141
資料1	高速道路及び周辺における災害発生時の連絡系統図	143
資料2	川崎市内高速道路現況一覧表	144
資料3	川崎市内高速道路位置図	146
資料4	首都高速道路(株)災害対策要綱異常気象・大規模災害編(要約)	147
資料5	中日本高速道路(株)横浜保全・サービスセンター防災計画 (東名高速道路)	149
資料6	東日本高速道路(株)関東支社京浜管理事務所防災要領(抜粋)	155
資料7	東日本高速道路(株)関東支社東京湾アクアライン管理事務所 防災要領(抜粋)	159
第4章 原子力災害の防災計画		
第1節	計画の目的	164
第2節	本章で想定する災害	164
第3節	対象となる施設	164
第4節	計画の基礎とするべき災害の想定	165
第5節	災害予防対策	165
第6節	災害応急対策	167
第7節	屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動	173
第8節	災害時の市民等への指示広報	174
第9節	災害復旧対策	175
第5章 海上災害の防災計画		
第1節	計画の目的	177
第2節	本章で想定する災害	177

第3節	本計画の対象とする区域	177
第4節	災害予防対策	178
第5節	災害応急対策	179
第6章	航空災害の防災計画	
第1節	計画の目的	183
第2節	本章で想定する災害	183
第3節	災害予防対策	183
第4節	災害応急対策	184
資料1	東京国際空港緊急計画緊急連絡体制表	187
第7章	危険物等の防災計画	
第1節	計画の目的	188
第2節	本章で想定する災害	188
第3節	危険物等の定義	188
第4節	市内の危険物施設等の現況	189
第5節	災害予防対策	190
第6節	災害応急対策	193
参 考	神奈川県石油コンビナート等防災計画（抜粋）	
第1編	総則	199
第2編	防災組織	204
第3編	災害想定	206
第4編	災害予防計画	207
第5編	災害応急対策計画	211
第6編	東海地震に関する事前対策計画	223

第1章 計画の方針 【総務局危機管理室】

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する都市災害対策に関する計画であり、いわゆる自然災害とは異なり、都市の特殊性に原因を帰する災害に対し、市、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「市及び防災関係機関等」という。）が連携し、それらの有する全機能を発揮して、市域における都市災害の予防、応急対策及び復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、被害の軽減を図り、市域並びに市民の生命・身体・財産を保護し、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資するとともに、各局室区、防災関係機関等における防災計画及び諸活動を実施する際の基本的・総合的な活動指針としての役割を果たすものである。

- 1 防災行政を進める上での指針
- 2 住民等の防災活動に際しての指針
- 3 市や指定公共機関等が、各種の防災計画を策定し、事業を行うにあたり尊重すべき役割

（資料編 川崎市防災会議条例）

（資料編 川崎市防災会議運営要綱・構成表）

（資料編 川崎市防災会議専門部会運営規定）

本計画において、各局室区については、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合には、各部及び区本部と読み替えるものとする。

第2節 国・県の防災計画との関係

1 防災業務計画及び神奈川県地域防災計画との関係

この計画は、国の防災基本計画に基づき作成される防災業務計画及び神奈川県地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

2 神奈川県石油コンビナート等防災計画との関係

石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域（京浜臨海地区）に係る災害については、神奈川県石油コンビナート等防災計画により対応するものとし、参考として巻末に本計画の抜粋を掲載する。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

また、修正した場合は、これを広く公表することとする。

第4節 計画の習熟

市及び防災関係機関等は、平素から調査研究、教育、訓練、その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

また、このうち特に必要と認めるものについては、市における都市災害対策の総合的な推進を図るため、市民・事業者への周知徹底を図るものとする。

第5節 計画の構成及び内容

この計画は、都市災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市及び防災関係機関等が行うべき防災対策「予防計画」「応急対策計画」「復旧計画」を時系列的に配し、市及び防災関係機関等の防災計画の策定、防災活動の実施等に係る基本指針を示すものである。

この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。

構 成	主 な 内 容
総 則	市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について定める。
予 防 計 画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるため、市及び防災関係機関等が日ごろから行うべき措置等について定める。
応 急 対 策 計 画	災害の発生から応急対策の終了に至るまで、市及び防災関係機関等が行う応急対策に係る措置について定める。
復 旧 計 画	被災者の生活支援等災害復旧に向け必要な措置について定める。
個別災害防災計画	災害の種別に応じた個別の防災計画について定める。

第6節 想定災害の内容

本計画において、想定される災害は次のとおりとする。

- 1 地下街・高層建築物の災害（地下街での火災・ガス爆発、高層建築物での大規模火災等）
- 2 鉄道災害（多数の人命・身体に係る列車の衝突・脱線・転覆・火災等の事故、貨物列車からの危険物等流出事故）
- 3 高速道路災害（多数の死傷者が発生する高速道路での自動車衝突、車両火災及び危険物の流出等の事故）
- 4 原子力災害（核燃料物質を保有する事業所における災害、核燃料物質の事業所外運搬中の事故による災害、広域的放射能汚染災害）
- 5 海上災害（船舶等による油等危険物の流出、火災・爆発等の事故）
- 6 航空災害（市域内における航空事故）
- 7 危険物等災害（市内設置の危険物等の製造、貯蔵又は取り扱う施設等において危険物等を起因として発生した漏洩、流出、火災、爆発等の事故）
- 8 その他自然災害と異なる都市の特殊性に原因を帰する災害

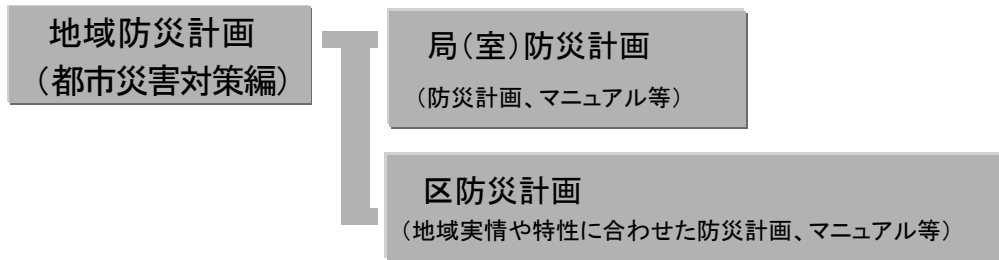
第7節 個別防災計画の策定

1 防災関係機関等個別防災計画の策定

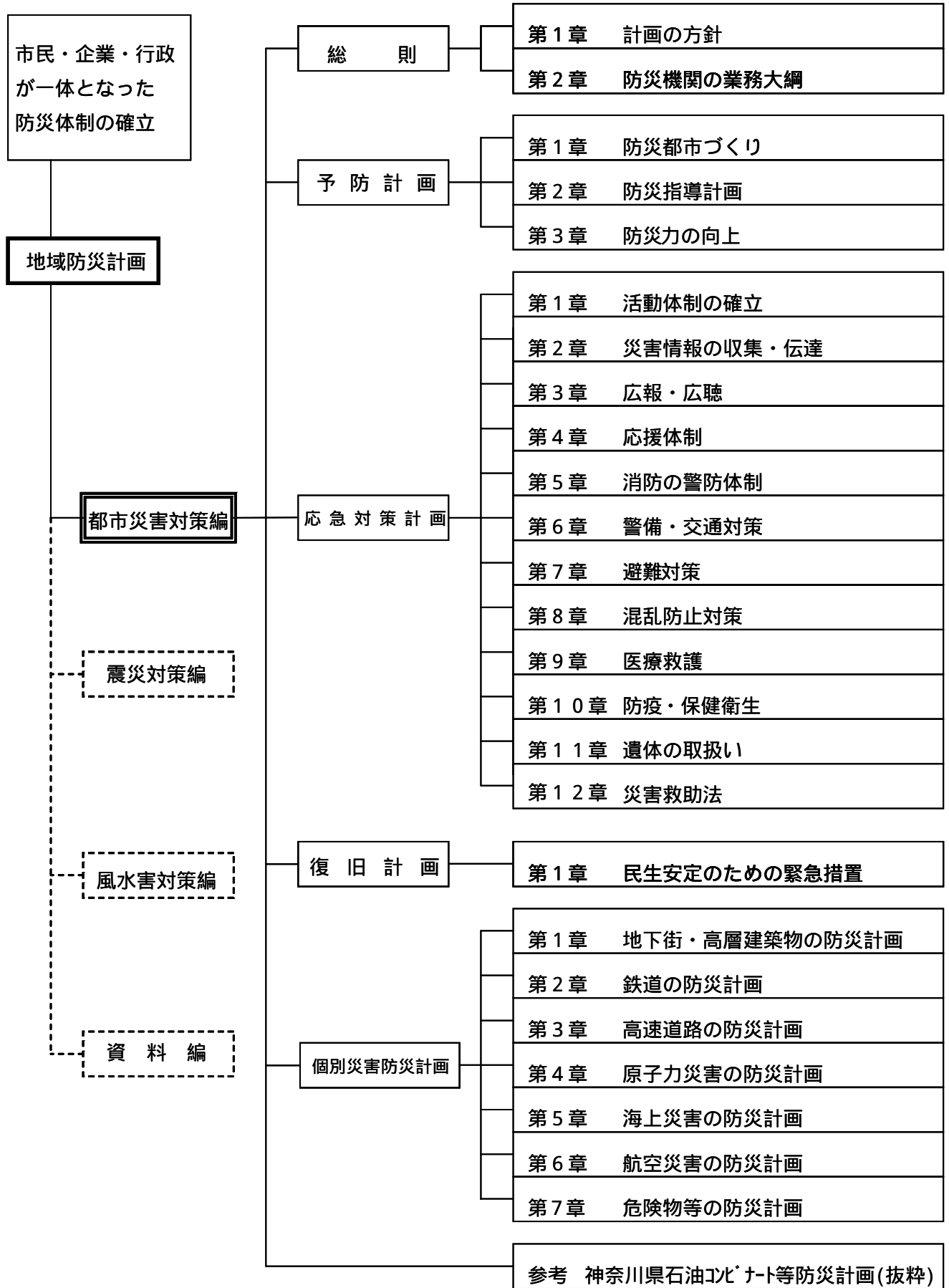
この計画で業務を定められた防災関係機関等は、業務大綱に基づく防災計画の策定に努めるものとする。

2 市個別防災計画の策定

各局(室)長は、この計画で定める予防、応急対策及び復旧の実施に関し、「局(室)防災計画」を、また各区長は、防災上とるべき措置及び区本部の応急対策について、区の実情や地域特性に合わせた「区防災計画」を必要に応じ定めるものとする。



第8節 計画の体系



第2章 防災機関の業務大綱 【総務局危機管理室】

市は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から安全に守るため、防災関係機関等との連携のもとに防災活動を実施する。市及び防災関係機関等の処理すべき業務は、おおむね次のとおりである。

第1節 川崎市

川 崎 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市災害対策計画の策定 2 都市災害対策に関する施設及び組織の整備 3 都市災害に関する調査並びに研究 4 都市防災化事業の推進 5 防災知識の普及及び教育 6 防災訓練の実施 7 自主防災組織等地域防災体制の整備推進 8 避難対策及び児童生徒等の保護対策 9 被害の拡大防止対策 10 り災者の救助、救護及び医療 11 清掃及び防疫 12 障害物の除去及び輸送 13 遺体の処理 14 飲料水、食糧及び生活必需品の確保 15 文教対策 16 災害救助法の運用 17 災害用物資、資機材の備蓄及び整備 18 住宅対策 19 その他都市災害応急対策の準備及び実施
-------------	--

第2節 神奈川県

神 奈 川 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災組織の整備 2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 3 防災知識の普及及び教育 4 防災訓練の実施 5 防災施設の整備 6 応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8 緊急輸送の確保 9 保健衛生 10 文教対策 11 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 12 災害救助法に基づく被災者の救助 13 被災施設の復旧
------------------	---

	14 その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置
--	-----------------------------

第3節 神奈川県警察

神 奈 川 県 警 察	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備体制の整備 2 災害に関する情報の収集及び被害調査 3 避難誘導、被災者の救出その他人命保護の措置 4 犯罪の予防取締その他社会秩序の措置 5 交通規制・管制 6 遺体の検視等に関する措置
----------------------------	---

第4節 指定地方行政機関

関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電波の統制監理及び有線電気通信の監理 2 非常無線通信の確保等
神奈川県労働局 (川崎南・北労働基準監督署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所等に対する防災対策の周知及び指導 2 事業所等の被災状況の把握
関東農政局 (神奈川県農政事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における主要食糧の需給調整
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧用資材等防災関係物資の円滑な供給確保 2 商工業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保全
関東地方整備局 (川崎国道事務所) (横浜国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における道路啓開等交通確保 2 災害応急工事及び復旧工事の施工 3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東地方整備局 (京浜河川事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域河川の改良工事・維持修繕その他の管理 2 災害応急工事及び復旧工事の施工 3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東地方整備局 (京浜港湾事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備 2 港湾施設、岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策の実施 3 東京湾内における海洋環境整備(湾内の清掃、油回収) 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東運輸局 (神奈川県運輸支局) (川崎海事事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整 2 災害時における応急海上輸送対策 3 代替輸送の輸送機関への指導調整
第三管区海上保安本部 横浜海上保安部 (川崎海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 3 港湾の状況等の調査研究 4 船艇、航空機等による警報等の伝達 5 船艇、航空機等を活用した情報収集 6 活動体制の確立

	<ol style="list-style-type: none"> 7 船艇、航空機等による海難救助等 8 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救助物資の緊急輸送 9 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 10 要請に基づき、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 11 流出油等の防除等 12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 13 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 14 海上における治安の維持 15 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 16 海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置 17 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
<p>東京管区气象台 (横浜地方气象台)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波予報及び地震、津波に関する各種情報の関係機関への通報 2 東海地震に関連する情報の通報並びに周知 3 地震、津波に係わる防災情報伝達体制の整備 4 地震及び地殻歪に係わる観測施設の整備及び運用 5 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供 6 地震、津波防災に係わる広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言 7 地震、津波防災に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力 8 二次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供 9 復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説

第5節 自衛隊

<p>陸上自衛隊 第31普通科連隊 海上自衛隊 横須賀地方總監部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
--	--

第6節 指定公共機関

郵便事業株式会社 郵便局株式会社	1 災害時における救助物資その他の郵便料免除 2 救助用物資を内容とする小包郵便物及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
東日本旅客鉄道(株) 東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	1 鉄道施設の整備、保全 2 災害時の応急輸送対策 3 旅客の避難及び誘導 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
東日本電信電話(株)(神奈川支店) I・T・C・コミュニケーションズ(株) (株)I・T・C・ト・コ(神奈川支店)	1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信の特別取扱い 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
日本赤十字社 (神奈川県支部)	1 医療救護班の派遣 2 救援物資の配分及び備蓄 3 血液製剤の確保及び供給 4 義援金の受付と配分 5 救助に関する団体、個人による協力活動の連絡調整
中日本高速道路(株) (東京支社横浜保全・サービスセンター) 東日本高速道路(株) (関東支社京浜管理事務所、東京湾アクアライン管理事務所)	1 東名高速・第三京浜・東京湾アクアラインの保全 2 災害時における緊急交通路の確保 3 東名高速・第三京浜・東京湾アクアラインの災害復旧
首都高速道路(株) (神奈川管理局)	1 首都高速道路の保全 2 首都高速道路の災害復旧 3 災害時における緊急交通路の確保
KDDI(株)	1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通
日本通運(株) (川崎支店)	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東京電力(株) (川崎支社)	1 災害時における電力供給の確保及び広報 2 電力供給施設の被害調査及び復旧 3 電力供給施設の点検
東京ガス(株) (川崎支店、神奈川導管ネットワークセンター、神奈川ガスサイト24)	1 被災地に対する燃料供給の確保及び広報 2 ガス供給施設の被害調査及び復旧
日本放送協会 (横浜放送局)	1 気象予警報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保安

第7節 指定地方公共機関

東京急行電鉄(株) 京浜急行電鉄(株) 小田急電鉄(株)	1 鉄道施設の整備、保全 2 災害時の応急輸送対策 3 旅客の避難及び誘導 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
東急バス(株) 京浜急行バス(株) 小田急バス(株) 川崎鶴見臨港バス(株) 神奈川中央交通(株)	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策
(社)神奈川県医師会 (社)神奈川県歯科医師会 (社)神奈川県薬剤師会 (社)神奈川県看護協会	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
(社)神奈川県トラック協会	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
(株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株)	1 気象予警報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保全
(株)神奈川新聞社	1 災害状況及び災害対策に関する報道

第8節 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

セレサ川崎農業協同組合	1 被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋 4 被害農家に対する融資のあっ旋
川崎河川漁業協同組合	1 被害状況調査及び応急対策への協力 2 被災組合員に対する融資のあっ旋 3 漁船、協同施設の災害応急対策及び復旧対策の確立
(社)川崎建設業協会	1 道路・河川等応急対策に関する協力 2 復旧用資機材及び人員の確保
神奈川建設重機協同組合	1 復旧用建設重機等資機材及び人員の確保
商工会議所等商工関係団体	1 被害調査及び応急対策への協力 2 物資・資機材の確保についての協力
金融機関	1 被災事業者に対する資金融資
京王電鉄(株) 神奈川臨海鉄道(株)	1 鉄道施設の整備及び保全 2 災害時の応急輸送対策 3 旅客の避難及び誘導 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
(社)川崎市病院協会	1 医療救護病院における医療対策

(社)川崎市医師会 (社)川崎市歯科医師会 (社)川崎市薬剤師会 (社)川崎市看護協会 (社)川崎市柔道整復師会	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
(社)神奈川県バス協会	1 災害時の応急輸送対策 2 バスの運転規制措置 3 旅客の避難及び誘導
社会福祉施設管理者	1 防災用施設の整備及び避難訓練の実施 2 入所者の保護及び安全確保 3 災害時要援護者に関すること
学校法人	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時の文教対策
(社)神奈川県エルピーガス協会 (川崎南支部、川崎北支部)	1 燃料の確保に関する協力 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策
危険物施設、 高圧ガス施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備 3 自衛消防組織の整備
地下街等の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備 3 自衛消防組織の整備 4 施設利用者の避難等安全確保
放射性物質取扱い施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備並びに点検の実施 3 自衛消防組織の整備 4 従業員への研修及び訓練の実施
かわさき市民放送株	1 気象情報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保全

第9節 住民組織

自主防災組織 町内会・自治会	1 防災知識の普及 2 情報伝達・消火・避難・救護等の計画及び訓練の実施 3 防災用資器材の整備・点検 4 災害時要援護者の支援
-------------------	---

第1章 防災都市づくり 【まちづくり局、港湾局、消防局、総務局危機管理室】**第1節 基本的な方針**

防災都市づくりは、安全性を基底にした市民総ぐるみによるまちづくりの積み重ねであるといわれる。災害のうち、最も大きな被害が予想される大地震が発生しても壊れず、火災が起こらず、逃げ惑うことのないまちづくり、これが防災都市の基本であり、防災都市計画の方向である。

換言すれば、市民の生命と暮らしを守るため、市街地の耐震・不燃化、そして緑地、水辺などの空間や、安全な施設にともなわれた都市生活環境の整備であり、とりもなおさず誰もが住みたくする " まちづくり " そのものであるといえる。

しかし、現実には関東大地震以来 90 年近く、科学技術の急速な進展とともに、工業の過度集積や都市人口の急激な増加など、都市構造を複雑多様なものにし、同時に災害危険要因も「新しい型」の都市災害として懸念されるほど増加し、多岐にわたっている。

したがって、防災都市づくりも、すでに構築された都市の災害危険要因の除去とともに、このような新たに増大する災害危険要因の抑制を図りながら、従来の耐震・不燃化など個別的な対策に加えて、再開発を含めた市街地の改造など面的、地域空間的な対策が急務となっている。

しかし、これには、住宅問題、土地問題などが複雑に絡み、法制度上の制約、あるいは財政負担の限界などもあって地方自治体だけの力では非常に困難であり、防災都市づくり事業も長期化せざるを得ない状況である。

今後、防災都市づくりを進めるにあたってはこのような諸事情を踏まえ、日常の緊急対策の基礎に立って総合的な防災都市の方向を目指し、すべての事業が安全性を第一義として実施されるような着実な指導の積み重ねが必要であり、加えて市民の日常的な " 安全なまちづくり " への積極的な参加と、防災対策事業に対する全市民的なコンセンサスを得て、行財政制度等の抜本的な改善を同時に国へ働きかけていく必要がある。また、都市計画マスタープラン等、防災都市計画に関する取組を推進していく。

このための基本的な方針は次のとおりである。

- 1 都市全体を災害に強い体質にするため、市、市民、事業者等各々の防災に対する責務の明確化や、防災意識の高揚を図るとともに、全市をあげて安全性を第一義とした都市づくりを進める。
- 2 災害に強い都市構造の形成を図るため、都市施設の強化、建築物の耐震・不燃化、市街地の再開発による避難空地・避難道路の確保、公共建築物の強化など総合的な対策を進める。
- 3 臨海部の工業地帯と市街地を区分し、市民生活の安全性を高める。また、住宅地に混在する工場等を可能な限り臨海部へ移転・集約するとともに、危険物施設の改善指導體制を強化し、二次的災害の発生防止に努める。
- 4 災害予防行政の強化と、迅速に消火活動ができる消防体制の確立を図る。
- 5 がけ崩れによる被害をなくすため、急傾斜地崩壊防止対策事業の促進を国・県へ要請するとともに、防護工事や危険地域への建築物の立地規制等を積極的に進める。

第2節 災害予防対策

1 既成市街地の災害予防対策

都市の防災性を高めるため、老朽木造建築物が密集した市街地において、優良建築物等整備事業等の市街地整備手法を取り入れ、土地の有効利用とオープンスペースを確保した耐火建築物を建築することにより市街地環境の整備改善を促進する。

2 川崎臨海部の整備の推進

臨海部の石油コンビナート地域には、危険物・高圧ガス施設等が集中的に存在し、大規模災害が発生した場合には隣接市街地に被害が波及するおそれがあるので、緑地及び不燃化施設の立地等有効な手法により推進を図る。

また、コンビナート等の災害発生源対策、災害拡大防止策、避難体制等を緩衝ゾーンの実現と合わせ整備し、臨海部における防災ネットワークの整備推進を図る。

第2章 防災指導計画【消防局】

第1節 計画方針

火災予防行政を合理的に展開するための諸施策を計画し、その適正な具現によって行政の質的向上を期するとともに、効果的な運営を図る。

第2節 広報・広聴計画

地域社会の安全を守るため、火災予防等人命尊重を重点とした消防の広報・広聴を実施し、防災知識の普及高揚に努め、消防行政の円滑な運営を図る。

1 予防広報

(1) 集会広報

講演会・講習会・研修会・座談会及び防火の集い等により行う。

(2) マスコミ広報

新聞・テレビ・ラジオ等を通じて実施する。

(3) 巡回広報

広報車・消防車・航空機等の放送設備による機動性のある広報活動、市民に対する防火指導員制度による広報活動及び立入検査時等の個別広報により行う。

(4) 印刷物広報

ポスター・パンフレット・チラシ・その他の印刷物を活用する。

(5) インターネット広報

ホームページを活用し実施する。

(6) その他の広報

消防施設の見学と合わせて、消防機器及び訓練の展示等により行う。

2 警防広報

(1) 市民広報

ア 火災等覚知時の広報

消防テレホンサービス災害情報、川崎市ホームページ等を活用して行う。

イ 災害現場広報

火災等災害現場においては、広報用設備器具を活用して周辺市民に広報を行う。

ウ 引き揚げ帰署途上時の広報

火災現場の帰署経路においては、火災の概況と合わせて適時火災予防広報を行う。

(2) マスコミ広報

ア 災害現場広報体制

災害現場広報は、統括責任体制を確立して実施する。

イ 災害現場広報の資器材

広報に必要な資器材は、常に広報車、消防車両等に積載しておく。

3 広聴活動

消防に対する市民の考え方や、意見・要望等、世論の動向を常に把握して消防行政に反映させるための活動を行うものとし、アンケート調査、集会等を積極的に行うほか、市長への手紙・陳情・要望・苦情・提案その他の方法により市民の声を広聴する。

第 3 節 指導計画

予防行政は、法令規制事項の強制と合わせ、防火対象物の関係者等の消防に対する理解と協力がなければ、その目的を十分に果たすことはできない。特に都市特有の災害を未然に防止するためには、事業所等において、火災予防及び安全対策に十分な措置が実施されるようにしなければならない。

したがって、第 2 節に掲げる広報・広聴と合わせて、一層具体的な実践活動として、次に掲げる各種指導行政を展開する。

1 防火管理者及び防災管理者（以下「防火防災管理者」という。）の育成並びに防火管理業務及び防災管理業務の指導

(1) 防火防災管理者の育成

消防法第 8 条に定める防火管理者制度及び消防法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条に定める防災管理者制度は、消防行政を補完し自主管理体制を確立する意味から極めて重要である。

したがって、各種の防火管理講習会及び法令説明会を開催して、防火防災管理者を育成する。

なお、講習会の種類、内容等については、川崎市防火管理等に関する規程（平成 11 年消防局訓令第 18 号。以下「防火管理規程」という。）に定め、その充実を図る。

(2) 消防計画の指導

防火防災管理者が作成する消防計画については、内容の充実した計画になるよう事前に指導するとともに、届出（変更を含む。）時の審査を行い、実態に即して運用されるよう指導を徹底する。

なお、消防計画の審査要領、指導体制等については防火管理規程に定め、作成基準については、消防計画作成基準に定める。

(3) 共同防火管理及び共同防災管理（以下「共同防火防災管理」という。）

共同防火防災管理の協議は、複数の権原者の意志統一を図る必要があるので、まず関係者の理解が得られるよう個々具体的に指導し、その協議内容については、届出時の審査を行い、実態に即して運用されるよう指導を徹底する。

なお、共同防火防災管理の協議事項、審査要領、指導体制等については防火管理規程に定め、作成基準については、「消防計画作成基準及び共同防火（防災）管理協議事項作成基準」に定める。

(4) 消防計画等に基づく消防訓練の指導

消防計画及び共同防火防災管理の協議事項に基づき、防火対象物の関係者等が行う消火・通報・避難及び防災避難の訓練（以下「消防訓練」という。）については、内容を把握し実態に即した消防訓練が行われるよう指導する。

なお、消防訓練の指導基準及びその他の指導要領等については、防火管理規程に定める。

(5) 防火対象物定期点検報告

消防法第 8 条の 2 の 2 に基づき、一定の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長に報告する防火対象物定期点検報告制度の実施により、防火管理の徹底を図るよう指導する。

(6) 防災管理点検報告

消防法第 36 条第 1 項に基づき、一定の防火対象物の管理について権限を有する者は、防災管理者に防災管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長に報告する防災管理点検報告制度の徹底を図るよう指導する。

2 自主点検報告表示制度

不特定多数のものが出入する旅館、ホテル等の火災による惨事を防止するため、積極的に消防法令を遵守していることの表示を希望する旅館、ホテル等について、一定の防火基準に適合するときは、表示マークの交付を行い、関係者の防火安全に対する意識を高め、防火安全対策の推進を図るとともに、利用者に対し、消防法令を遵守していることの情報を提供する。

3 消防設備士等の指導及び行政措置

消防設備士及び消防設備点検資格者は、防火対象物の消防用設備等の設置及び維持管理に関し重要な役割を果たすものであり、その業務を適正に遂行するため、常に法令及び技術に精通している必要がある。

したがって、市内で消防用設備等の事業を営む者に対しては、法令改正の際に説明会を開催するほか、着工届、点検結果報告等の受理審査を通じて指導を徹底する。

また、業務遂行に関し法令違反があった場合の事務処理の手続については、「消防設備士及び消防設備点検資格者の消防法令違反行為等に関する事務処理要領（平成12年川消予第499号通知）」に定める。

4 予防規程・防災規程

危険物を貯蔵し、取り扱う事業所又は高圧ガスを処理する事業所における火災・爆発・その他の災害の発生又は拡大を防止するため、危険物の取扱い作業・貯蔵方法・災害発生時の災害応急措置・その他危険物の保安上必要な事項等に関し、消防法第14条の2及び石油コンビナート等災害防止法第18条の規定に基づき具体的に予防規程及び防災規程を制定させ、事業所全般の保安管理の徹底を図らせる。

また、本規程の作成の基準として別途に準則及び指針を定め、内容の充実した規程となるよう、申請時に指導するとともに年1回以上の見直しを行い、実情に即して運用されるよう指導を徹底する。

5 危険物施設等の保安に関する講習会

(1) 安全担当者講習会

石油精製・石油化学工場及び油槽所等の危険物保安監督者・危険物取扱者・危険物施設保安員及び安全担当者等を対象に、危険物施設の適正な維持管理・危険物の貯蔵・取扱い、安全管理強化のための講習会を開催し、防災意識の高揚及び事故防止の徹底を図る。

(2) 危険物給油取扱所等の所有者・管理者講習会

給油取扱所・移動タンク貯蔵所・灯油販売店及び塗料店等の小規模危険物施設の所有者・管理者及び安全担当者等を対象に、これら施設の適正な維持管理、危険物の貯蔵・取扱い、安全管理強化のための講習会を開催し事故防止の徹底を図る。

(3) 危険物事故説明会

危険物事故は、類似の原因によって発生をみることが多いので事故が発生したならば、その事故原因及び原因に関連する情報等をもとに市内事業所に対して説明会を開催し、類似事故防止の徹底を図る。

6 諮問機関等

(1) 川崎市危険物保安審議会

危険物等の安全に関する諸問題を調査研究審議し、行政施策を円滑に推進するため、消防局長の諮問機関として、市内事業所の学識経験者により構成されている川崎市危険物保安審議会の答

申・具申事項はこれを尊重し、危険物行政に反映させるものとする。

なお、審議会の組織運営等については、川崎市危険物保安審議会規程（昭和40年消防局訓令第8号）に定める。

(2) 川崎市コンビナート安全対策委員会

石油コンビナート地帯の安全に関する諸問題を調査審議し、行政施策を円滑に推進するため川崎市市長が委嘱した、学識経験者及び市専門職員により構成されている川崎市コンビナート安全対策委員会の審議結果を尊重し、危険物行政に反映させるものとする。なお、委員会の組織運営等については、川崎市コンビナート安全対策委員会要綱（昭和48年川消局警保第1100号）に定める。

7 自衛消防力の強化

(1) 設置推進

自衛消防組織は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき設置させるとともに、設置対象以外の事業所についても、その実態から必要が認められるものについては設置を積極的に推進する。

(2) 育成指導

自衛消防力の育成指導は、次により積極的に行う。

ア 消防用設備その他諸施設の点検強化にあわせて、防火管理の徹底と防災意識の高揚について指導する。

イ 災害発生時における有事即応の体制を確立するため、消防用機器資材取扱い等実戦的な消防訓練の実施を指導する。

ウ 石油コンビナート地帯については、共同防災の組織づくりを積極的に推進し、地域的な相互応援運用体制の確立と隣接地域に対する広域的な運用について指導する。

第4節 火災予防立入検査

消防法第4条及び第16条の5の規定に基づく立入検査は、予防行政の根幹をなすもので、その運用の適正及び円滑な実施の可否は、予防行政を左右するものといえる。

したがって、その実効を図るため次の方針で実施する。

1 実施方針

(1) 立入検査は、川崎市火災予防査察規程（平成17年消防局訓令第3号）第15条に基づいて実施し、消防対象物の出火危険及び延焼危険の排除、危険物の保安の確保、消防用設備等の設置及び維持管理、適正な防火管理の実施等防火安全対策の徹底を図る。

(2) 火災予防運動に際しては、予防広報、実態の把握等を目的とした立入検査を実施する。

(3) 石油精製・石油化学工場の定期修理工事・施設変更工事等の際には、火災・爆発等の危険性が大きいことから、特に立入検査を実施し事故防止の徹底を図る。

(4) 社会的影響が大きいと認められる火災が発生した場合の類似する防火対象物等については、随時立入検査を実施する。

2 違反処理の徹底

立入検査により確認した消防法令の違反については、関係者に対し効果的な違反処理を行い、速やかに是正が図られるよう努める。

なお、消防法令違反の処理については、川崎市火災予防査察規程（平成17年消防局訓令第3号）

に定める。

3 体制の強化

防火対象物の大規模化、複雑多様化等に対応するため、職員研修の充実、専従職員の養成等を行い、査察体制の強化を図る。

第5節 各種防火対象物の火災予防

予防行政は、出火防止・拡大防止に止まらず危害防止の手段まで含めて、総合的に進めなければならないので、各種防火対象物ごとに法令規制事項の実現をねらいとして予防行政を推進する。

1 建築物

(1) 建築同意

消防法第7条の規定による同意事務は、建築物が関係法令により具備すべき防火の条件について、消防の専門的知識経験をもって、その適合性について審査するものである。

したがって、その執行に当たっては関係法令の本旨を十分理解し、建築主事等と緊密な連絡をとりながら事務を推進する。

ア 同意事務の基本

(ア) 建築計画の審査に当たっては、防火に関する諸規定に適合させるため、防火対象物の用途・規模等を勘案し、必要に応じて現場調査を行い、建築物の位置・構造・設備等について、消防の見地から現場に即して実施する。

(イ) 同意事務は、建築物の計画段階での審査であるので、同意後における追跡調査を的確に実施し、同意にかかわる事項を完全に履行させるよう努める。

イ 同意事務の処理基準

確認等の申請書の受理・同意の処分者、同意又は不同意の基準及びその他建築物の防火安全を確保するための諸手続については、川崎市消防建築同意事務処理規程（平成7年消防局訓令第1号）に定める。

ウ 同意事務体制の整備

同意事務は、防火安全の確保のための一連の予防行政の基盤をなすものであり、情勢に適應する審査体制を漸次整備する。

(2) 消防用設備等設置管理の指導

消防法第17条に規定する防火対象物は、消防用設備等を設置及び維持しなければならないが、当該防火対象物の関係者に対しては、消防用設備等設置届・防火対象物使用開始届及び消防用設備等点検結果報告を、当該消防用設備等の工事施工者に対しては、消防用設備等着工届及び消防用設備等工事計画届の義務を課し、消防機関はこれを検査するよう法規制が行われている。

したがって、消防機関としてはこれらの機会を有効に活用して、書類審査と現場検査を行って適法に設置・維持されるよう指導を徹底する。

なお、これら一連の事務処理に関しては、均衡のある行政が展開される必要があるので、川崎市火災予防事務処理規程（平成11年消防局訓令第24号）に事務処理要領を定め指導の徹底を図る。

(3) 火気使用設備及び器具の規制

消防法第9条の規定により、火気使用設備器具の規制については、川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号。以下「予防条例」という。）に具体的に定められている。

これらの設備器具は、その技術の向上により逐次形態を変えており、消防機関としても常に情勢の把握に努めながら規制の方向等を研究する必要がある。

また、地震時における出火防止の観点から、火気使用器具の自動消火装置の開発及び規制又は構造的な耐震性の強化等を図る必要があり、これらについての規制研究を推進するものとする。

(4) 裸火等の使用制限等

出火防止対策としては、建築物内における裸火・喫煙及び危険物品等の取扱いの規制をしていく必要があるので、予防条例により取扱いの規制をしていくものとする。

なお、具体的規制方法及び運用等については、川崎市火災予防規則（昭和48年川崎市規則第69号）及び喫煙・裸火使用又は危険物品持ち込み禁止場所の指定（平成14年消防局告示第3号）に定める。

(5) 電気設備等の規制

変電・発電・蓄電池設備・火花を生ずる設備等の設置管理に関しては、予防条例に具体的基準を定め規制する。

(6) 避難管理

防火対象物の収容人員規制及び避難口、廊下・階段・避難通路等の避難施設の管理は、予防条例に具体的基準で定める。

特に百貨店、キャバレー、個室ビデオ、福祉施設等の不特定多数の者を収容する防火対象物については、今後、規制基準の研究を行う必要がある。

(7) 関係機関との連携

各種施設や事業所の火災予防を有効かつ効果的に推進するために、まちづくり局、健康福祉局及び建設局並びに警察署といったそれぞれの関係機関との連携、協力体制を強化し、総合的な安全対策に努める。

2 危険物

危険物及びその貯蔵・取扱い施設の火災は、燃焼速度が極めて早く大規模災害に発展する特性が潜在し、さらに消火が非常に困難であることから、その許可及び指導時にはこれらの特殊性を十分把握、留意して災害防止の徹底を期す。

(1) 許可施設

ア 事前指導

貯蔵取扱い施設の設置又は変更等に関する現場調査及び応接等に際しては、消防法及び危険物の規制に関する政省令（以下「危険物関係法令」という。）で定める基準によるほか、貯蔵取扱い施設間の距離及び消防活動上有効な幅員を有する道路の確保、消火設備及び資機材の整備並びに地震対策等の総合的な防災対策を図るよう設計段階から強力に指導する。

なお、石油コンビナート等災害防止法に定める第1種事業所の新設等にあたっては、その届出時に、必要な事項について指導する。

イ 審査・指導

貯蔵取扱い施設の設置又は変更申請を審査する場合は、危険物関係法令の適用はもとより、特殊な危険性を有する物質を使用したり超高压・超高温・超低温等の苛酷な使用条件に伴う施設に潜在する危険性及び工事に関連する危険性等を安全工学上の技術的な面からも、十分審査検討し、具体的対策を確立させる。

ウ 完成検査

貯蔵取扱い施設が許可内容どおり完成しているか否か、付属設備が十分な機能を有し、漏洩等がないか、又は必要な安全装置・消火設備等が有効に作動するか等について各種測定器具を活用し、科学的かつ精密な検査を実施し、貯蔵取扱い施設使用前に安全の確認を図る。

(2) 仮貯蔵・仮取扱い

仮貯蔵・仮取扱い承認申請審査時の調査指導はもちろん、現場の立入検査時は、場所・保有空地・数量・期間・消火設備等の適正管理について徹底した指導を行う。

なお、具体的には、危険物仮貯蔵等の技術上の基準に関する規程（昭和42年消防局訓令第1号）に定める。

(3) 指定数量未満の危険物等

少量危険物・指定可燃物の貯蔵取扱い施設は、届出書類の審査及び現場の立入検査を通じて数量・位置・構造・設備等について適正に指導する。

なお、具体的には予防条例に定める。

3 高圧ガス

(1) 実態調査

消防法第9条の3の規定に基づく届出又は高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法並びに石油コンビナート等災害防止法の規定による高圧ガス施設の許認可の通報があった場合は、現場調査を行うとともに、高圧ガス施設（高圧ガス保安法の適用を受けない大量の液化ガス及び可燃性ガスを含む。）は、関係者からその保有量等について資料の提出を求め、実態の把握に努める。

(2) 自主保安指導

関係法令に基づく自主保安基準、危害予防規程及び安全教育計画等の運用に際して、災害時の安全対策を指導するとともに、消防計画、防災計画の作成及び定期的な総合防災訓練の実施を推進する。

(3) 関係機関との協力

高圧ガスの所管行政庁（県工業保安課）と緊密な連携のもとに協力し、保安対策の徹底を図る。

4 火薬類

市内における火薬類の貯蔵施設は、主として火工品（信号焰管）及び競技用紙雷管が大部分であり、爆薬・雷管等の消費は少なく、また、火薬庫はないが、消防活動上の危険性から実態調査を行うとともに、関係者に爆発災害防止等の保安管理について指導する。

5 放射性物質等

放射性物質（核燃料物質を含む。）を貯蔵・取り扱う施設の放射線物等の所管官庁から許可申請書の送付があったときは、実態を把握するとともに、保安管理について指導する。

(1) 自主保安指導

災害時における放射線による汚染地域の拡大防止及び住民・防災活動従事者等の安全を確保するため、自主保安等に関する次の事項について指導する。

ア 放射線取扱主任者又は関係技術者の常時配置と災害発生時の消防隊誘導體制の確立

イ 放射線計測装置類の所在場所の表示と使用方法の明記及び災害活動上必要な防護衣等装備の整備と適正な管理

ウ 放射線障害予防規程をもち込んだ消防計画の作成と定期的な消防訓練の実施

エ 災害時における放射線障害の危険地域の設定と汚染地域拡大防止のための有効な措置の実施

オ 緊急時の避難対策と住民等の避難誘導體制の確立

(2) 関係機関との協力

放射性物質等の所管官庁と連携し、安全対策の徹底を図る。なお、市の広報、医師会、病院協会、薬剤師会等を通して保安管理を徹底するよう協力要請をする。

6 毒物・劇物

消防法第9条の3の規定に基づいて届出があった際、当該毒物・劇物の貯蔵取扱い施設の実態を把握するとともに、出火防止等安全管理の指導を行う。

また、届出の義務のない毒劇物についても必要に応じて調査を行い実態の把握に努める。

(1) 自主保安指導

毒物劇物の流出又は漏洩時において、住民及び防災活動従事者に障害を及ぼすおそれのあるものについては、自主保安管理体制の強化と消防機関への早期通報、地域住民に対する避難方法の広報及び緊急体制の確立等について指導する。

(2) 関係機関との協力

健康福祉局、環境局等と連絡を保ち災害防止の徹底を図る。なお、市の広報、医師会、病院協会、薬剤師会等を通して保安管理を徹底するよう協力要請をする。

7 地下埋設の配管・導管・洞道等

可燃性ガス、可燃性液体及び毒性ガスを移送するための地下埋設（露出部も含む。）の危険物配管及びガス導管（以下「導配管」という。）は、その目的・用途・事業形態等によりそれぞれ消防法（危険物関係法令）石油パイプライン事業法・高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・ガス事業法・電気事業法並びに道路法等により規制されているが、交通の輻輳する道路・市街地又は密集地にも敷設されている実態からして、火災予防上又は消防活動上看過できない対象である。

また、洞道等についても、出火にともなう消防活動の困難性と社会的影響の大きさから予防条例により規制する。

したがって、この保安体制の確立のため次の方針を進める。

(1) 事前措置及び指導

ア 地下埋設工事等による道路の掘り返しの規制及びこれによる事故防止に関する対策要綱（昭和45年10月5日事務次官会議申合せ）に基づく地方連絡会議において協議される場合は、防火管理・事故時対策等について徹底するよう特に要望する。

イ 前号に該当しないもので、地下埋設導配管にかかる工事等のあることを認知した場合は、事故防止の徹底を期するよう指導するとともに必要に応じ、関係者に資料の提出を命じ、これに基づき事前に消防上の対策を確立する。

ウ 予防条例に基づく道路工事届等の届出の受理に際し、当該工事が他の地下埋設導配管に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係機関に連絡し協議のうえ、事前に工事方法・警戒措置等を指導する。

エ 大規模な埋設（掘削）工事を行う場合は、関係者に対し設計図・工程表等の提出を求め、工事中に予測し難い既設の導配管を発見したときは、ただちに工事の停止・確認に努めるとともに、消防機関に通報するよう指導する。

- オ 潜在的な危険部分（欠陥）から突発的にガス・危険物等が漏洩又は噴出することも予測し、関係者の火災警戒・広報措置及び必要な資機材（ぬれむしろ・シート類・空中放出管・警戒口テープ・携帯拡声器等）並びにガス検知器（可燃性・毒性）を準備するよう指導する。
- カ 洞道で火災が発生した場合に、消火活動に重大な支障を生ずるおそれがあるものとして消防長が指定したもの（指定洞道等）に通信ケーブル等を敷設する者は、消防長に届け出るよう指導するとともに洞道等の防火対策を要請する。

(2) 実態調査

- ア 工事施工期間中は、立入検査又は巡回を随時実施して、工事の状況及び危害防止の許認可条件を厳守しているか否かを確認し、必要な指導を行い、事故（災害）防止の徹底を図る。
- イ 製油所等コンビナート関係企業及び東京ガス等に対しては、必要に応じて導配管敷設図を提出させ、構内敷地・線路・河川・海底・地上及び地下等の敷設状況・導配管の安全装置・ガス漏洩検知・警報装置・緊急しゃ断装置・感震装置及び巡回監視の方法等について年1回調査し、地下埋設導管の実態把握に努める。

(3) その他

- 関係機関と連絡を密にし安全管理の徹底を図る。

第3章 防災力の向上 【総務局危機管理室、職員研修所、教育委員会、消防局、区、環境局、建設局、水道局、経済労働局】

災害による被害を最小限にとどめ、その拡大を防止するためには、市、市民、事業者等各々が防災に対する責務の明確化や防災意識の高揚を図り、市が行う防災活動にあわせ、防災関係機関及び事業所・地域住民等が連携して防災措置を講じ、一体となって災害に立ち向かうことが必要である。

このため、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織、事業所及び施設の管理者等は、日ごろから防災訓練を積み重ね、防災体制の強化促進を図り、市は、地域住民、市職員及び防災関係機関の職員にあらゆる機会を通じ、防災意識の啓発を行い、地域全体の防災意識の高揚・充実に努めるものとする。

なお、防災意識の啓発、訓練を実施する際、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

第1節 防災意識の啓発

1 市民等に対する啓発 【総務局危機管理室】

市及び防災関係機関は、防災週間、防災関連行事等を通じ、市民等に対し、防災知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。

(1) 啓発方法、手段

- ア 市政だより、パンフレット等による広報・啓発
- イ 防災講演会、ぼうさい出前講座による啓発
- ウ 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発
- エ 川崎市ホームページでの啓発
- オ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアでの啓発
- カ 防災関係図書等の貸出（ぼうさいライブラリー）

(2) 啓発内容

- ア 都市災害に関する一般知識
- イ 災害時にとるべき行動
- ウ 都市災害に対する備えと心構え
- エ 市及び防災関係機関の防災対策

（資料編 川崎市ぼうさい出前講座実施要綱）

（資料編 川崎市ぼうさいライブラリー実施要綱）

2 市職員に対する防災教育 【総務局危機管理室、職員研修所】

災害時に市民の生命・財産を守るため、迅速かつ的確な防災活動が実施できるよう、研修会、学習会等を通じて、防災に関する知識を高め、災害時の判断力、行動力を養うものとする。

(1) 教育方法、手段

- ア 研修会等
- イ 防災講演会

(2) 教育内容

- ア 都市災害に関する基礎知識
- イ 災害時にとるべき行動、役割
- ウ 市の防災対策

3 学校での防災教育【教育委員会】

防災教育の充実を図るため、災害発生時の対応について、「防災学習テキスト」の活用や防災訓練等により、児童、生徒に対し年齢に応じた指導・教育を行う。

4 企業市民に対する啓発【消防局】

企業の自衛消防組織等が実施する消防訓練等の指導を通じて、防災知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。

第2節 自主防災組織等の育成・指導

事業所及び地域住民による自主的な防災活動の推進のため、自主防災組織等の育成・指導に努めるものとする。

1 自主防災組織の活性化【総務局危機管理室、区】

区自主防災組織連絡協議会及び川崎市自主防災組織連絡協議会を組織し、防災活動の一体性・統一性を図り、自主防災組織の活性化を図る。

(1) 自主防災組織リーダー等養成研修の実施

自主防災組織の核となるリーダーを対象に研修会を開催し、自主防災組織の充実・強化を図る。

(2) 自主防災組織等への助成

自主防災組織等の防災に関する活動、防災資器材の購入に対する助成制度を推進する。

(3) 自主防災組織の資器材の備蓄場所【環境局、建設局】

市は、防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り都市公園等を利用した備蓄場所の確保に協力する。

(4) 自主防災組織に対する訓練指導【区、消防局、水道局、環境局】

市は、自主防災組織が実施する訓練に対し、所管業務に応じた訓練指導を実施する。

(資料編 「川崎市自主防災組織連絡協議会」設置に関する要綱)

(資料編 川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱)

(資料編 川崎市自主防災組織育成指導要綱)

(資料編 川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱)

(資料編 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱)

(資料編 川崎市地域防災パワーアップモデル事業補助金交付要綱)

(資料編 都市公園内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫の取り扱いに関する確認書)

(資料編 下水道施設における市民利用施設内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領)

2 企業の役割【総務局危機管理室、経済労働局】

企業は、地域社会の一員として、地域住民、市、他の防災組織等と協力し、災害発生時に、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、事業所の自衛消防組織の育成に努めるとともに、日ごろから地域の訓練に積極的に参加するなど、協調体制づくりを進める。

- (1) 救出救護活動、応急手当等の実施に関すること。
- (2) 被害情報の収集、伝達に関すること。
- (3) 救出救護資器材、備蓄物資の提供に関すること。
- (4) 被災者の避難収容に関すること。

(資料編 川崎市防災協力連絡会設置要綱)

(資料編 川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱)

第3節 その他防災力の活用【総務局危機管理室、消防局】

市は、市民が災害時に活躍できるよう、防災に関する知識及び技術を持つ市民を登録、あるいは養成し、災害時はもとより平常時の防災に関する普及啓発活動等の指導者として活動できるよう支援する。

1 防災インストラクター制度【総務局危機管理室】

防災に関する知識及び技術を持つ市民を、地域での防災啓発や訓練等の指導者として、「防災インストラクター」に登録、公表し、防災に関する正しい知識と技術の普及を推進する。

(資料編 川崎市防災インストラクター登録要綱)

2 市民救命士等の養成【消防局】

発災時の地域での応急手当の実施者として、また平常時においては、応急手当の普及啓発活動の指導者として「市民救命士等」を養成し、応急手当に関する正しい知識と技術の普及を推進する。

第4節 防災訓練の実施【総務局危機管理室、区、消防局】

1 防災関係機関、事業所等の訓練

防災関係機関、事業所等は各機関ごとに、各種防災計画・マニュアルに基づいた訓練を定期的実施する。市は、各機関が行う訓練に積極的に参加又は協力し、災害発生時に応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう連携体制の強化に努める。

(1) 防災関係機関の訓練

災害発生時に所管業務が迅速かつ的確に実施できるよう、各種防災計画・マニュアルに基づいた訓練を実施する。

(2) 事業所等の訓練

災害発生時に顧客、従業員等の安全確保及び設備等の防護措置に重点を置いた訓練を、各種防災計画・マニュアルに基づき実施する。

2 訓練による検証

防災関係機関等は、各種訓練の実施結果を踏まえて、各機関等で作成する防災計画及び各種マニュアル等を検証し、防災対応力の向上を図るものとする。

第1章 活動体制の確立【総務局危機管理室、各局室区】

市域に大規模な事故若しくは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動を迅速・的確に行うため、次により活動体制の確立を図るものとする。

第1節 初動対応【総務局危機管理室】

突発的に発生する災害に対応するためには、市を始めとする各機関の初動対応が、その後の応急対策の実施にとって重要なものになるため、本部体制が整うまでの間は、次により対応を図るものとする。

1 勤務時間内の対応

- (1) 常設の災害対策本部事務局である総務局危機管理室は、あらかじめ策定してある行動マニュアルに基づき、情報収集等の業務を行う。
- (2) 危機管理室長は、災害が発生し、又は発生が予見される場合は速やかに市長等に対し本部の設置及び動員体制に基づく職員参集等を具申するとともに、必要な対応処置をとるものとする。

2 勤務時間外の対応

休日・夜間等の勤務時間外は、危機管理室の当直職員が次により初動対応を行う。

(1) 発災状況等の情報収集

当直担当者は、消防・警察機関との情報連絡を行い、危機管理室長に報告するものとする。

(2) 動員の発令

危機管理室長は、把握した被害状況、対策方針について市長等に報告・具申し、体制及び対策の決定、動員配備の指示を受けるとともに、当直担当者に対し必要な動員配備を行うよう指示する。

(3) 伝達

当直担当者は、携帯メール等を使用して危機管理室職員及び動員配備基準により指定されている職員に動員参集指示を伝達する。

第2節 市の活動体制【総務局危機管理室、各局室区】

本計画で定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じて次の活動体制をとり、応急活動を実施する。

1 川崎市災害警戒体制

各局区長は、火災、爆発等の都市災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各局区による対処が可能で、川崎市災害警戒本部を設置するに至らない場合は、通常体制を強化し対処する。各局区長は必要に応じ専門家等の意見を聴取し行動内容等を決定するとともに、対処等に関する事項を危機管理室に報告する。

2 川崎市災害警戒本部

市長は、次にあたる場合、市関係機関が相互に連携し、総合的な予防・応急対策を実施するため、川崎市災害警戒本部（以下、本章において「市警戒本部」という。）を設置する。

(1) 設置基準

ア 相当規模な火災、爆発等の都市災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で複数の局区への対応が必要であるが、川崎市災害対策本部を設置するに至らない場合。

イ その他、市長が必要と認めるとき。

(2) 廃止の基準

危機管理担当副市長は、次にあたる場合、市警戒本部を廃止する。

- ア 川崎市災害対策本部が設置されたとき。
- イ 応急対策がおおむね完了したとき。
- ウ 災害の発生するおそれが解消したとき。

(3) 構成

市警戒本部（市警戒本部長を危機管理担当副市長、市警戒副本部長を総務局長とする。）は、本部会議、部、区本部及び事務局をもって構成するものとし、その組織及び編成の体制については、災害の種別及び被害の程度によって市警戒本部長が関係部局を指定するものとする。

指定された各局については、事務局等と緊密な連携のもと、本計画に定めるところにより災害予防及び応急対策を実施する。また、指定のない局についても災害情報等の収集に努め、状況に応じて、速やかに災害予防及び応急対策を実施するものとする。

3 川崎市災害対策本部

市長は、次にあたる場合、災害対策を実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づき、川崎市災害対策本部（以下、本章において「市本部」という。）を設置する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な火災、爆発等の都市災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要な場合。
- イ その他、市長が必要と認めるとき。

(2) 設置の伝達

市本部が設置された場合、次によりその旨を伝達する。

- ア 県知事及び防災関係機関へ伝達する。
- イ 市庁舎・区庁舎等の入口に、市本部を設置した旨の掲示を行う。
- ウ 各報道機関へ発表する。また、各種伝達手段を用いて市民に発表する。

(3) 廃止の基準

市長は、次にあたる場合、市本部を廃止する。

- ア 市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。
- イ 市の地域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

(4) 廃止の伝達

市本部を廃止した場合、次によりその旨を伝達する。

- ア 県知事及び防災関係機関へ伝達する。
- イ 市庁舎・区庁舎等入口の掲示物を撤去する。
- ウ 各報道機関へ発表する。また、各種伝達手段を用いて市民に発表する。

(5) 構成

市本部は、本部会議、部、区本部及び事務局をもって構成するものとし、その組織及び編成の体制については、川崎市災害対策本部条例及び川崎市災害対策本部規程に定めるところによる。

(6) 本部会議

ア 目的

災害に係る様々な情報等から、市の災害対策を総合的に決定し、被害の軽減に努める。

イ 構成員

- (ア) 本部長（市長）
- (イ) 副本部長（副市長）
- (ウ) 参与（病院事業管理者）
- (エ) 本部員（参与を除き本部長が任命した職員）

ウ 指揮

本部会議は、本部長が指揮監督をする。

ただし本部長に事故のあるとき等は、副本部長がその職務を代理する。なお、参与は本部長及び副本部長を補佐する。

エ 所掌事務

本部会議において審議策定及び推進すべき事項は、次のとおりとする。

- (ア) 市本部の配備体制及び廃止に関すること。
- (イ) 災害対策活動の総合調整に関すること。
- (ウ) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (エ) 消火又は延焼の防止に関すること。
- (オ) 被災者の救出救助に関する措置に関すること。
- (カ) 医療救護に関する措置に関すること。
- (キ) 食糧、飲料水その他の物資の供給に関すること。
- (ク) 避難所の開設及び避難者の救援に関すること。
- (ケ) 警戒区域の設定及び当該区域への立入制限等に関すること。
- (コ) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (サ) 災害対策関係法令の運用に関すること。
- (シ) 指定地方行政機関その他の地方公共団体及び公共機関等に対する応援の要請等に関すること。
- (ス) 自衛隊の災害派遣に関すること。
- (セ) その他、応援要請に関すること。
- (ソ) 公用負担等に関すること。
- (タ) 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- (チ) その他重要な災害対策に関すること。

オ 運営

本部長は、災害対策の基本事項を審議策定するため、本部会議を開催する。

なお、本部長は必要に応じ、本部会議へ専門家等の出席を求め、助言を得ることができる。

(7) 部

ア 目的

災害発生時における各部の分掌事務に基づき、災害対策を実施する。

イ 構成員

- (ア) 部長（本部員）
- (イ) 副部長（部長が任命した職員）
- (ウ) 部員（部長が任命した職員）
- (エ) 各部連絡員（部長が任命した職員）

ウ 指揮

各部署は、本部署員である各部署の部長（局長・教育長等）が災害対策活動を指揮監督する。
ただし、部長が不在のときは、副部長がその職務を代理する。

エ 分掌事務

資料編 川崎市災害対策本部規程参照

オ 運営

各部署は、本部会議の決定に基づき、分掌事務について、災害対策を実施するための情報等の収集・計画策定に努め、災害対策活動を推進する。

(8) 区本部

ア 目的

様々な災害に係る情報等を入手・伝達し、区の総合的な災害対策について審議・策定及び推進を図る。

イ 構成員

(ア) 区本部長（区長）

(イ) 区副本部長（副区長及び区本部長の任命した職員）

(ウ) 区本部署員（各隊長及び区本部長の任命した職員）

(エ) 区本部署事務局員

ウ 指揮

各区本部は、各区本部長（区長）が災害対策活動を指揮監督する。
ただし区本部長が不在のときは、区副本部長がその職務を代理する。

エ 所掌事務

区本部において審議策定及び推進すべき事項は、次のとおりとする。

(ア) 災害情報の収集及び伝達に関すること。

(イ) 消火又は延焼の防止に関すること。

(ウ) 被災者の救出救助に関する措置に関すること。

(エ) 医療救護に関する措置に関すること。

(オ) 食糧、飲料水その他の物資の供給に関すること。

(カ) 避難所の開設及び避難者の救援に関すること。

(キ) 緊急を要する避難の勧告又は指示に関すること。

(ク) 区本部配備体制の緊急を要する変更に関すること。

(ケ) 区内の災害対策活動の総合調整に関すること。

(コ) 災害時における区内災害対策総合計画の策定に関すること。

(サ) その他、災害対策に必要な措置。

オ 分掌事務

資料編 川崎市災害対策本部規程参照

カ 運営

区本部は、被災地での災害対策を実施するため、区本部会議を開催し、市本部の決定事項に基づき、応急対策について審議策定し、応急活動を推進する。

なお、区本部長は必要に応じ、区本部会議へ専門家等の出席を求め、助言を得ることができる。

(9) 事務局

市本部の活動を速やかに行うため、事務処理機関として、市本部に事務局を設置する。

4 現地調整所

現地調整所は、災害事象の規模に応じて設置される市（警戒）本部、あるいは区本部の設置に併せて、次により設置及び廃止する。

(1) 目的

現地で活動する市各部・区本部各班及び防災関係機関（以下「関係機関」）が、直接情報を共有・調整し、災害対策をより迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

(2) 設置

現地調整所は、次の条件に該当する場合で、市（警戒）本部長、区本部長、消防署長（方面指揮本部長）のいずれかの者による判断、あるいは前述の者が他機関の要請を受け、必要と認めた場合に区本部長が設置する。

ア 災害等の事象が既に発生し、応急対策を複数の関係機関で行う必要があり、多数の負傷者等の救助や医療活動を中心とする対応が必要となること。

（例）大規模輸送手段（列車・航空機墜落・バス）収容施設の事故等

イ 局所的な災害事象の発生のおそれがあり、予防対策として複数の関係機関による対応が必要となること。

（例）危険物・毒劇物・ガス等の流出・漏洩・爆発等の事故による危険等

(3) 廃止

区本部長は、当該事象の発生の危険性がなくなった場合、あるいは発生した事象が沈静化し、現地における予防・応急対応（特に人命に係わる事項）を連携して行う必要性が低くなった場合に現地調整所を廃止する。

(4) 設置及び廃止の報告

区本部長は、現地調整所を設置あるいは廃止した場合に、市（警戒）本部長に報告する。

市（警戒）本部は、調整が必要な関係機関へ伝達するとともに、設置の際は、関係機関相互の協力を要請する。

(5) 現地調整所の基本的機能

現地調整所は、関係機関が迅速かつ効果的な活動を行うため、次の機能を有する。

ア 情報共有機能

関係機関から次の情報を収集し、共有する機能を有する。

(ア) 活動情報（活動内容、活動人員、使用資機材等）

(イ) 被害情報（人的被害、物的被害、災害原因、二次災害発生危険度等）

(ウ) 安否情報（死傷、安全、搬送先等）

イ 活動連携機能

関係機関が実施する次の活動について、連携する機能を有する。

(ア) 医療活動連携（医療活動（診断・トリアージ・応急救護）搬送先、資機材等）

(イ) 救出・救助活動連携（範囲、搬送、資機材等）

(ウ) 広報・広聴活動連携（手段、地域（場所）、時間帯、人員等）

(エ) 地域・企業連携（連携内容、人員、資機材等）

ウ 総合調整機能

関係機関の次の内容について調整する機能を有する。

- (ア) 警戒区域等の設定調整（警戒区域（範囲）調整、要員調整等）
- (イ) 物資調達調整（保有状況把握、調達依頼、搬送等）
- (ウ) 応援要請調整（人員（人的、専門機関）、資機材等）
- (エ) その他必要な調整

(6) 現地調整所の組織等

現地調整所は、現場活動を効果的に行うため、救出・救助、救急医療、避難等に係る関係部及び関係機関・団体等をもって組織する。

また、市各部・区本部各班については、緊急的かつ局所に係る事象に対応するため、川崎市災害対策本部規程に定める業務に捉われず、臨機応変に対応する。

なお、行政における迅速な対応を行うことが目的であるため、災害発生地を管轄する区本部を中心に現地調整所を構成する。

ア 組織

現地調整所の組織は、原則として次の関係部及び関係機関・団体等のおりとするが、発生事象の内容・規模に応じて、関係部及び関係機関・団体等を変更する。

イ 関係部及び関係機関・団体等

(ア) 関係部

災害発生地区本部、市（警戒）本部事務局（総務局危機管理室）、市民部、健康福祉部、消防部、その他事象により対応する関係部

(イ) 関係機関（市域を管轄する機関）

神奈川県、県警察（署）、海上保安署等

(ウ) その他の関係機関・団体等

自衛隊、医師会・病院協会等医療機関、ライフライン機関、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、自主防災組織等地域組織、事業所、ボランティア団体、その他事象により関係する団体・機関

ウ 各班の設置

現地調整所内に、関係部により活動内容ごとに区分された次の班を設置し、現地調整所機能の効率化を図る。

(ア) 情報班（総合調整）

(イ) 救出・救助班

(ウ) 医療班

(エ) 専門班

(7) 現地調整所の各班所管事項及び調整役

ア 現地調整所における各班の所管事項は、次の表のとおりとする。

	班	主調整機関 【関係部】	所 管 事 項
現 地 調 整 所	情報班	区本部 【関係部】 市民部、消防部他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現地調整所の総合調整及び運営に関すること。 ◆ 情報の収集・集約・連絡調整に関すること。 ◆ 各関係機関の活動情報、被害情報、死傷者（安否）情報の集約・調整に関すること。 ◆ 現場の市民広報等の調整に関すること。 ◆ 物資調達・応援要請に関すること。 ◆ 近隣民間活動力の利用・協力要請に関すること。 ◆ 区本部との連絡・調整に関すること。
	救出・救助班	消防部	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 救出・救助活動に係る総合調整に関すること。 ◆ 消防機関、警察、自衛隊等の連絡・調整に関すること。 ◆ 消防団、近隣事業所等の連絡・調整に関すること。 ◆ その他救助活動の連携調整に関すること。
	医療班	健康福祉部 【関係部】 区本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現地医療活動の総合調整に関すること。 ◆ 救急隊等の連携・調整に関すること。 ◆ D M A T等の医療チームとの調整に関すること。 ◆ その他医療活動の連携調整に関すること。
	専門班	市（警戒）本部事務局 （危機管理室） 【関係部】 事象を専門とする部	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現地調整所の総合調整補助に関すること。 ◆ 専門的な対応に関すること。 ◆ 市（警戒）本部との調整に関すること。 ◆ ライフライン機関等との連絡・調整に関すること。 ◆ 情報の集約・調整補助に関すること。 ◆ 大規模又は専門的な応援調整に関すること。 ◆ その他現地調整所の運営補助に関すること。

イ 現地調整所の調整役

(ア) 現地調整所の調整役（総合調整）は、区本部において区本部員（部長級以上の職員）1名をもって充て、各班及び関係機関との調整を行う。

(イ) 各班には、班長を置き、各班の主調整機関の職員がその任に当たる。

班長は、調整役とともに関係機関との詳細な活動調整を行う。

(ウ) 調整役が現場に到着するまで、現地対応を行う消防隊の現場最高指揮者が現地調整所の調整役を代行する。（各班の班長についても、準用するものとする。）

(8) 現地調整所の設置位置

区本部は、先に設置されている現場指揮本部（消防署で設置）の直近に現地調整所を設置し、現場指揮本部と密接な連携を図る。

また、設置については、関係機関との連携等を考慮し、関係機関の現地指揮本部が隣接して設置できるスペースを確保できるよう配慮する。

なお、現地調整所は関係機関に対して、設置について周知し、協力を依頼するとともに、関係

機関の現地指揮所の設置状況や活動状況について把握し、総合調整を図る。

(9) 現地調整所の資機材等

区本部及び市本部事務局は、資機材等を携行して現場へ参集する。

準備、把握する資機材等については、次を基本とするが、災害内容によって、その他資機材等の準備も考慮する。

また、区役所で平常時に使用する資機材等を活用することを基本とするが、不足する際は、関係機関において調整し、調達する。

ア 現地調整所設置資機材

テント、机、ホワイトボード、現地調整所表示旗、発電機・照明等

イ 通信機器等

デジタル移動系携帯無線機（市本部、区本部等通信用）

衛星携帯電話（携帯電話通話規制時通信用）、パソコン、

カメラ（電源、記録メディアに配慮）トランジスタメガホン

ウ その他の用品

地図、用紙、筆記具その他必要物品

(10) 現地調整所に係る推進事項

ア 随時情報の収集・伝達調整を行うため、総合調整会議（すべての関係機関）を現場状況により必要に応じて開催する。

ただし、各機関から調整の要求があった場合には、必要な関係機関を招集し、調整会議を開催する。

なお、現地調整所は、調整結果について、すべての関係機関と情報共有に努める。

イ 死傷者等の安否情報（個人情報）の収集については、関係機関ごとに収集し、現地調整所において情報交換、調整を行うものとする。

ウ 救出・救助班と医療班の活動調整は、原則として各班で決定するが、活動エリア・ローテーションによる効果的、効率的な運用に心掛ける。

（本章末資料 川崎市災害対策本部の構成）

第3節 動員配備体制【総務局危機管理室、各局室区】

勤務時間外において災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合、災害応急対策活動に必要な職員の動員に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 動員参集

- (1) 市本部事務局から連絡のあった連絡員となる災害対策要員は、所管部長に伝達するとともに、その指示により所定の方法に従って所管部局内に動員配備を伝達し、自己の勤務地へ参集する。
- (2) 動員基準に従い動員を指示された職員は、自己の勤務地へ参集する。

2 動員の配備基準

各部長及び区本部長は、本節3に定める動員基準に基づき動員の配備を行う。ただし、災害の種類・規模、発生の時期その他により必要と認められる場合は、予想される被害等に対応した弾力的な動員配備を行うことができる。なお、次の各号に掲げる職員は動員から除外する。

- (1) 発災時において健康を害しており参集が不可能な職員
- (2) その他本部長が認める職員

3 動員体制及び基準

職員の動員体制及び基準は、次のとおりとする。

(1) 動員体制

種別	動員体制
1号 配備	局地的な被害の発生が予想される場合、又は発生した場合に対応するため、情報収集及び伝達を行うことができる体制とする。
2号 配備	局地的な被害が予想される場合、又は災害が発生し、更に被害地域の拡大が予想される場合で、応急対策活動を行うことができる体制とする。
3号 配備	災害の発生が複数の区（又は区域）に渡り、更に拡大の可能性が強く、災害の拡大を防止するために必要な応急対策活動ができる体制とする。
4号 配備	複数の区（又は区域）において被害が甚大となり、更に拡大する可能性が強く、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制とする。
5号 配備	市（区）内全域に発生した被害に対し、市の総力を挙げて対処する体制とする。

区本部における対応については、区内における被害に読み換える。

(2) 動員基準

ア 各部

部 名	1号	2号	3号	4号	5号
総合企画、財政、経済労働、会計、 交通、病院、教育 第1応援部(市民オンブズマン事務局) 第2応援部(選挙管理委員会事務局) 第3応援部(監査事務局) 第4応援部(人事委員会事務局) 第5応援部(議会局)		連絡員	5～10%	10～50%	100%
総務、市民、子ども、環境、健康 福祉、港湾、水道	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%
まちづくり、建設	連絡員	5～20%	20～40%	40～50%	100%
消防	連絡員	特別警防体制に必要な人員			100%

イ 区本部

所 属	1号	2号	3号	4号	5号
各班 (建設班を除く)	連絡員	5～10%	10～50%	50～80%	100%
建設班(建設センター)	連絡員	5～20%	20～50%	50～80%	100%
消防署「各方面指揮本部」	連絡員	特別警防体制に必要な人員			100%
水道局営業センター隊 (南部・北部)	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%
生活環境事業所隊	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%

(資料編 川崎市防災会議条例)

(資料編 川崎市防災会議条例運営要綱・構成表)

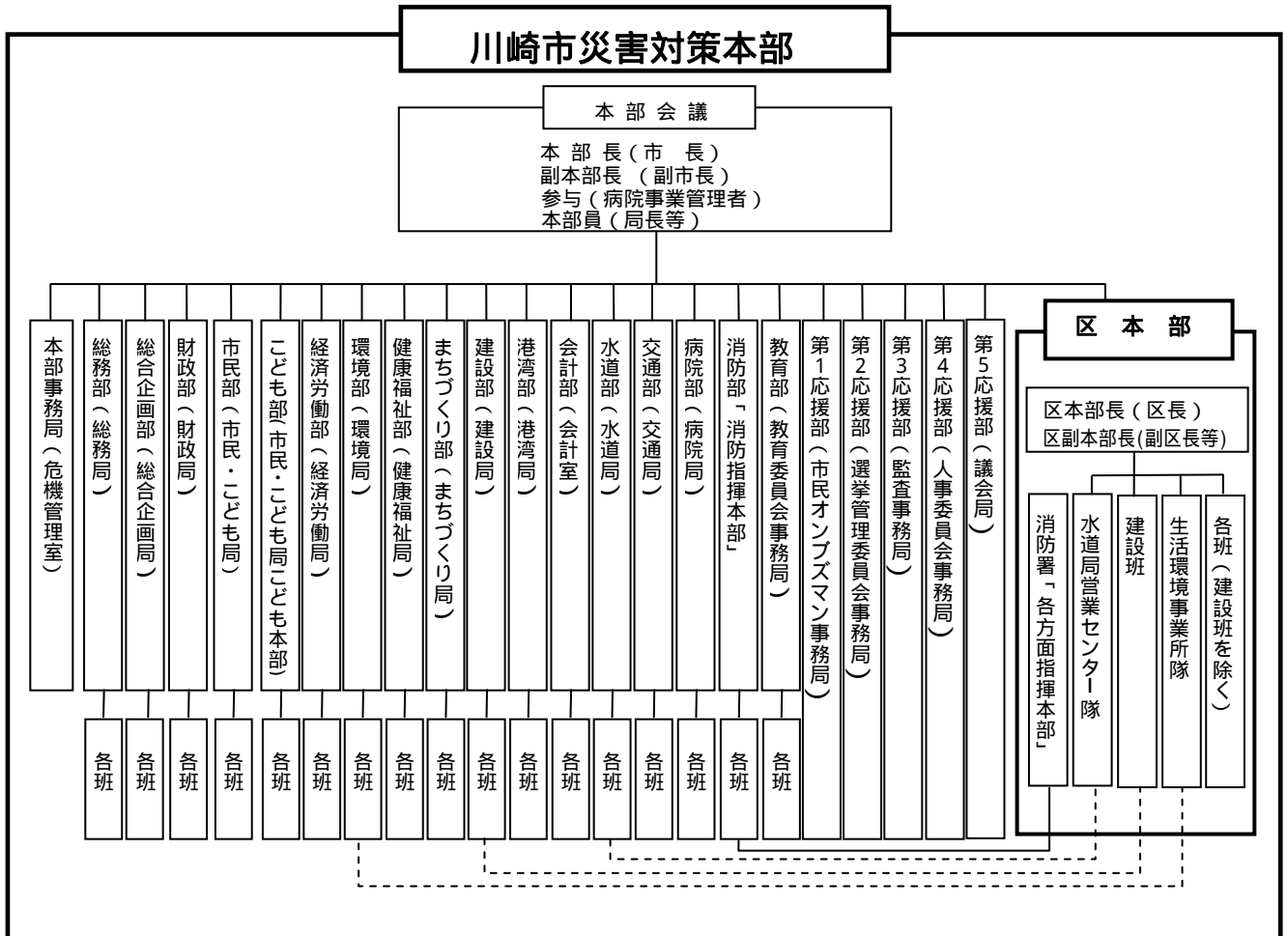
(資料編 川崎市災害対策本部条例)

(資料編 川崎市災害対策本部規程)

(資料編 川崎市災害対策本部運営要綱)

(資料編 川崎市災害警戒本部設置要綱)

資料 川崎市災害対策本部の構成



区本部は、災害に対する応急活動等を実施する。その指揮・指示については、消防署は消防部、その他は区本部が行うものとする。

ただし、災害の種類、被害の程度により全市的・統一的な対応が必要な場合、関係する部が区本部との連携のもとに指揮・指示する。

第2章 災害情報の収集・伝達【総務局危機管理室、各局室区】

被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより災害応急対策を円滑に実施し、また、地域住民に対し正しい災害情報を適切な時期に提供するため、有線電話、メール配信及び防災行政無線等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。

第1節 連絡体制

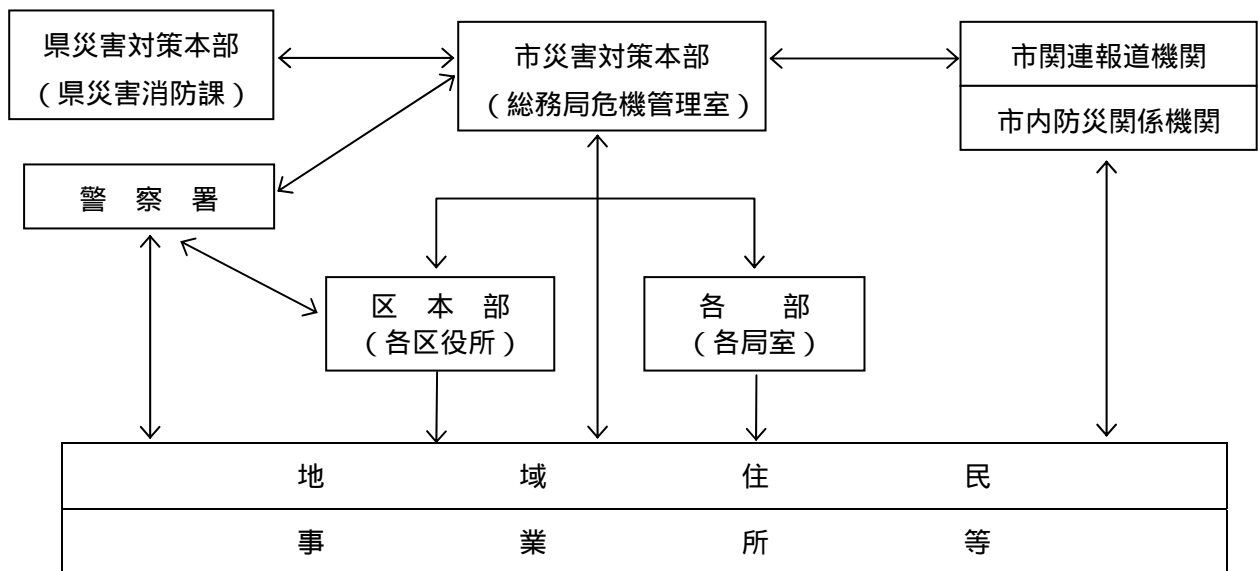
市長は、災害に関する情報を受けた場合、メール配信、防災行政無線又は災害時優先電話等により市機関、防災関係機関及び地域住民に伝達するものとする。

1 連絡系統

(1) 災害発生時の情報収集及び連絡系統

災害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、市と各防災関係機関の緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

そのため、災害発生時の情報収集及び伝達系統は次のとおりとする。



(2) 連絡窓口

災害発生後の情報錯綜等の混乱を避けるため、市及び各防災関係機関は情報連絡を総括する連絡責任者を配置するとともに、通信連絡に使用する機器を指定して窓口を統一し、通信連絡態勢の確立を図る。

(資料編 連絡窓口一覧表)

2 伝達

(1) 災害対策本部設置の場合は、本節連絡系統図により伝達するものとする。

(2) 災害対策本部が未設置の場合は、本節連絡系統図中の市災害対策本部を総務局危機管理室に、各部、区本部を各局室、各区役所にそれぞれ読み替えて伝達するものとする。

第2節 通信の確保

災害時において、市及び防災関係機関等並びに地域住民との迅速な情報連絡を図るため、通信手段の確保が非常に重要となる。ここでは、通信の確保等について定める。

1 連絡体制

(1) 通信連絡責任者の設置

総務局危機管理室及び各局室区並びに防災関係機関においては、情報連絡に関する直接の責任者として、連絡責任者を置くものとする。

(2) 習熟

連絡責任者のもとで通信事務を担当する者に対し、通信機器の的確な操作及び臨機応変な運用が行えるよう、操作・運用を繰り返し実施するものとする。

2 通信設備の確保

(1) 防災行政無線設備

市が行う情報の伝達、災害対策の指示、その他災害関連情報等は、第3節に定める防災行政無線を優先して使用するものとし、通信設備の監視、通信統制等を行い、通信の有効な活用に努めるものとする。

(2) 衛星通信設備

災害時において、国及び他自治体との情報連絡並びに災害映像の送受信、また、別途締結した災害時相互応援協定等に基づく広域応援要請を行うため、地域衛星通信ネットワークを利用するものとする。

(3) 神奈川県防災行政通信網及び災害情報管理システム

県からの各種気象情報の入手並びに県への被害状況の報告を行う場合は、県防災行政通信網設備及び県災害情報管理システム専用端末の活用を図り、迅速な情報受伝達を行うものとする。

(4) 石油コンビナート無線

市の臨海部に位置するコンビナート地域に被害が発生した場合には、一般電話のほか、神奈川県が設置している神奈川県石油コンビナート等防災相互無線を利用して通信を行うものとする。

(5) 災害時優先電話

市及び防災関係機関等は、災害時に使用する有線及び無線通信設備の確保に努めるものとし、特に有線電話については、東日本電信電話（株）が指定する災害時優先電話を発信専用にするものとする。

(6) 設備の応急措置

有線・無線通信機能が損傷又は停止した場合、早急な機能回復を図るための体制をとるものとする。

3 情報の収集・伝達体制

市及び防災関係機関等は、災害の発生直後、所管業務に基づき情報の収集を行うとともに、適切な伝達活動を実施するものとする。

(1) 防災関係機関の情報収集

災害対策本部への情報伝達手段として有線通信設備を使用し、有線等が途絶した場合には市防災行政無線等を使用するものとする。

(2) コミュニティーFM（かわさきFM）等

多くの市民に、市からの災害情報を伝達するため、市内をサービスエリアとするコミュニティ

ーFM（かわさきFM）を活用する。また、広域的には協定を締結する報道各機関に、放送要請を行うものとする。

(3) タクシー無線

災害発生直後の市内の被害状況の迅速な把握を行うため、社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合及び川崎第1個人タクシー協同組合に協力依頼を行い、協会及び組合に加盟する各社が保有するタクシー無線を活用して、被害情報の収集を図る。

(4) アマチュア無線

災害対策本部と避難所間等の情報連絡及び災害情報の収集伝達のため、川崎市アマチュア無線情報ネットワークに協力依頼を行い、情報受伝達網の補完を図るものとする。

(5) 市保有無線

市の各局が保有する消防用無線及び港湾業務用無線等のあらゆる通信系を利用し、災害情報の受伝達を図るものとする。

(6) 非常無線

災害時において、有線が途絶又は輻輳し、かつ無線通信についても重大な障害等が発生して各防災機関相互の通信が困難になった場合は、関東地方非常通信協議会に加入の各機関所属無線局等を利用し、災害に関する通信の確保を図るものとする。〔電波法第52条第4項に定める非常無線に該当〕

4 映像による災害情報の活用

災害情報の収集手段として映像情報は被害状況を客観的かつ適切に判断することができるため、初動対応及び応急対策等に活用する。

(1) 災害情報カメラ

市役所第3庁舎、多摩区総合庁舎、西生田中継所、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）に設置している災害情報カメラから撮影した市内の映像情報を、災害対策本部の大型映像画面等に映し出し、被害状況の把握及び応急対策活動等に活用する。

(2) ヘリコプターテレビ映像情報

消防ヘリコプターに設置しているテレビ電送システムを利用し、市内上空から撮影した映像情報を、消防局から災害対策本部等に伝送し、被害状況の把握及び応急対策活動等に活用する。

（資料編 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書）

（資料編 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定書）

（資料編 災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送））

（資料編 災害等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本ほか））

（資料編 災害等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定

（イットコミュニケーションズ株式会社、株式会社ジエム関東せたまち局、YOUテレビ株式会社））

（資料編 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書

（イットコミュニケーションズ株式会社））

（資料編 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定（神奈川県乗用自動車協会川崎支部ほか））

（資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマチュア無線情報ネットワーク））

（資料編 関東地方非常通信協議会会則）

第3節 防災行政無線の運用

市民に対する災害情報等の伝達、市及び防災関係機関相互間の気象予警報の伝達、災害対策の指示及び要請、災害関連情報の伝達等については、市防災行政無線等を有効に活用し運用するものとする。

1 無線設備の配置

(1) 市防災行政無線は、次の無線系をもって全体のシステムを構成する。

- ア 多重系
- イ デジタル移動系
- ウ 衛星系
- エ 同報系
- オ テレメータ系

(2) 無線設備全体の運用を統制するため、第3庁舎7階に無線統制局を置く。

(3) 災害による停電等に備えて、無線設備の運用を万全にするため、発動発電機及び蓄電池等の非常用電源設備の配置を行い、重要な無線設備の最低使用可能時間を3日以上確保できるようにする。

2 運用

防災行政無線は、「川崎市防災行政無線管理運用規程」及び「川崎市防災行政無線管理運用要綱」に基づき、次のとおり運用する。

(1) 無線通信の手段

- ア 固定系の通信は、電話（音声）又はファクシミリにより行う。
- イ 衛星系の通信は、電話、ファクシミリ、データ及び映像により行う。
- ウ 同報系の放送は、屋外受信機及び戸別受信機に放送する。
- エ 移動系の通信は、可搬型無線機、車載型無線機及び携帯無線機により行う。
- オ テレメータ系の通信は、雨量及び水位データ収集装置により行う。

(2) 固定系通信の種類

- ア 個別通信 2無線局相互間の音声、ファクシミリ及び映像通信
- イ 順次通報 ファクシミリ設置局に対し、組織別に順次行う通報
- ウ 一斉通報 固定系の各無線局に対し、音声又はファクシミリにより一斉に行う通報
- エ 非常一斉通報 緊急事態においてのみ、固定系、デジタル移動系、同報系の全無線局及び子局に対し、音声により一斉に行う最優先の通報

(3) 運用時間

常時とする。

(4) 管理及び運用組織

無線局を統括する組織の長として、「統括管理者」及び「副統括管理者」を、また、無線設備を管理する責任者として「無線管理者」を、さらに各無線局には「無線使用管理者」をそれぞれ配置し、運用する組織として、「通信取扱責任者」及び「通信取扱者」を無線使用管理者の下に置く。

統括管理者は、総務局長とする。

(5) 通信統制

非常災害時において、通信回線の混信、輻輳等为了避免するため統括管理者は次の通信統制を行う。

ア 通話時間統制

無線専用電話による通話時間を5分間とし、通話強制終了10秒前に予告音を出した上で回線を遮断する。

イ 発着信統制

統制局及び端末局のすべての無線専用電話から端末局への発着信を制限する。

(資料編 川崎市防災行政無線管理運用規程)

(資料編 川崎市防災行政無線管理運用要綱)

(資料編 川崎市防災行政無線系統図)

(資料編 同報系屋外受信機設置一覧表)

(資料編 雨量・水位テレメータ無線観測局設置図)

第4節 衛星通信の運用

国及び他自治体との情報連絡並びに災害映像の送受信、また、他自治体との相互応援協定に基づく応援要請を行うため、衛星通信を活用し運用するものとする。

1 無線設備の配置

電話及びファクシミリ並びに映像の送受信が行える衛星地球局設備を市役所に配置するとともに、各区役所及び消防局並びに緊急指令所(多摩防災センター)に衛星系映像受信専用装置(TVRO)を配置する。

2 運用

(1) 衛星地球局の運用については、「川崎市防災行政無線管理運用規程」及び「川崎市防災行政無線管理運用要綱」に基づき運用する。

(2) 市役所に設置する衛星地球局の通信内容は、次のとおりとする。

ア 国からの音声一斉指令及びファクシミリ一斉指令の受信

イ 国及び他自治体との個別電話、ファクシミリ、データ及び映像情報の送受信

(3) 消防局に設置する受令装置等の通信内容は、次のとおりとする。

ア 国(消防庁)からの音声一斉指令及びファクシミリ一斉指令の受信

イ 市役所、国及び他自治体からの映像情報の受信

(4) 各区役所及び緊急指令所における通信内容は、次のとおりとする。

市役所、国及び他自治体からの映像情報の受信

第5節 防災相互無線の運用

市と他自治体からの応援無線局及び防災関係機関所属の無線局との情報連絡には、防災相互無線を活用するものとし、市が他の都縣市から応援を受ける場合の防災相互無線局の運用は、次の方法による。

なお、神奈川県石油コンビナート防災相互無線局についても同一の周波数を使用しているため、運用時には調整を図るものとする。

1 市から応援要請を行う際に、応援都縣市との間で防災相互無線局の使用について調整を図るものとする。

2 応援車両等との連絡は、防災相互無線局を使用する。

3 市は応援要請を行った時点で統制局となる防災相互無線局を開局し、通信統制を行う。

- 4 応援活動を行うために派遣される車両等には、可能な限り防災相互無線局を携帯させるよう依頼するものとする。
- 5 市に派遣された車両等が防災相互無線局を開局した場合には、現に運用中の通信を妨げない範囲で速やかに、都縣市名、識別符号、所在地等を統制局に対し連絡するものとする。
- 6 応援に駆けつけた都都市の防災相互無線局は、原則として統制局の指示に従い通信を行うものとする。
- 7 防災相互無線局の閉局は、統制局の指示によるものとする。ただし、閉局の際に統制局が開局していない場合は、開局中の防災相互無線局各局で協議して閉局するものとする。

第6節 被害情報等の整理・報告

市及び防災関係機関等は、災害が発生した場合、直ちに所管業務に基づく災害の状況について調査を行うとともに、収集した情報を確認し、市は県知事に報告するほか、関係機関に対し周知するものとする。

1 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに最寄りの市行政機関又は警察官に通報する。

(2) 市の処置

異常現象の通報を受けた市は、遅滞なく県及び関係機関に通報する。

2 情報の収集

市は、災害対策本部組織に基づき人員・車両等の資機材を有効かつ最大限に活用し被害状況の調査を実施し、災害対策本部において情報の集約化を図るとともに、防災関係機関に対し必要な情報を提供するものとする。

また、一体的な災害応急対策を実施するため、防災関係機関や防災上重要な施設の被害状況並びに地域住民からの通報・要請等について、詳細かつ具体的に把握し、調査結果を災害対策本部各組織及び関係機関に対し周知するものとする。

3 情報の整理

災害応急対策を円滑に実施するため、被害等の情報は総合防災情報システムを用いて、次により具体的に整理するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

第3章 広報・広聴【総務局危機管理室、市民情報室、
市民・こども局シティセールス・広報室、区、消防局】

災害発生後の混乱期において、広報及び広聴活動を積極的に実施し、救援救護対策や応急対策の万全を期するとともに、人心の安定を図るものとする。

第1節 災害広報の実施

【総務局危機管理室、市民・こども局シティセールス・広報室、区、消防局】

災害発生後直ちに広報活動を開始し、住民に対して災害に関する正しい情報を提供することにより、混乱の発生防止に努めるものとする。

1 広報内容

(1) 災害発生直後の広報

- ア 混乱防止の呼びかけ
- イ 避難勧告、指示に関する事項
- ウ 出火防止の呼びかけ
- エ 人命救助協力の呼びかけ
- オ 被害状況
- カ 応急対策進ちょく状況
- キ その他必要な事項

(2) その後の広報

- ア 被害情報及び応急対策実施状況
- イ 生活関連情報
 - (ア) ライフラインの被害と復旧の見込み
 - (イ) 物資の供給状況
- ウ 安否情報
- エ その他必要な事項

2 広報活動の方法

(1) ラジオ・テレビの利用

- ア 協定に基づく放送機関に対する放送要請
- イ 市政広報番組の利用
- ウ 地上デジタル放送のデータ放送

(2) 防災行政無線の活用

防災行政無線等を活用し、情報提供に努める。

(3) 電子メール・インターネット等の活用

市民向け電子メール配信サービス「メールニュースかわさき」、インタ-ネットサイトによる「川崎市ホ-ムペ-ジ」、携帯電話用サイト「モバイル川崎」等を活用し、情報提供を行う。

(4) 広報車の利用

- ア 災害の状況に応じて、広報車等を確保し、必要と認める地区へ派遣し広報を実施する。
- イ 広報車による広報は、音声のみならず、状況によっては、印刷物の配布も行う。

- (5) 航空機等の利用
必要に応じて、ヘリコプター又は航空機を使用し広報を実施する。
 - (6) 職員による広報
広報車の活動不能な地域、その他必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。
 - (7) 広報印刷物等の配布
必要に応じて広報紙等を作成し、広報又は情報提供を行う。
 - (8) 防災テレホンサービス
防災行政無線屋外同報で放送した内容は、防災テレホンサービスにより市民に提供する。
- 3 報道機関への情報提供【総務局市民情報室報道担当、市民・こども局シティセールス・広報室】
- (1) 災害発生後において把握した市内の被害状況については、報道機関を通じて発表する。定時的に発表するもののほか、必要に応じて臨時に発表するものとする。
また、重大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、記者会見を開催し、状況説明等を行うものとする。
 - (2) 報道機関から災害報道のための資料提供依頼を受けた場合は、積極的に協力するものとする。
 - (3) 市内の被害状況等により必要に応じて、報道機関のためのプレスセンターを市役所第3庁舎3階食堂に設置する。

第2節 災害広聴の実施【総務局市民情報室、区】

広域災害発生時において、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行い、応急対策に住民の要望等を反映させることとする。

1 実施体制

- (1) 平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地の公共施設や避難所に、臨時相談所を設置するものとする。
- (2) 相談業務の担当は、総務局及び区において所管する。
- (3) 臨時相談所を設置した場合は、同報無線、コミュニティ・FM（かわさきFM）及び広報紙等によりその旨を広報する。

2 要望等の処理

- (1) 相談要望、苦情等を聴取し、速やかに各機関に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 処理方法の正確性を図るため、聴取用紙等を備える。

（資料編 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールワヴン日本ほか））

（資料編 災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送））

（資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定

（イットコミュニケーションズ株式会社、株式会社ジェイコム関東せたまち局、YOUテレビ株式会社））

（資料編 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書

（イットコミュニケーションズ株式会社））

（資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川））

（資料編 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ））

（資料編 災害時における通信設備等の整備協力に関する協定（川崎市通信設備連絡協議会））

第4章 応援体制【総務局危機管理室、各局室区】

大規模な災害が発生した際、その規模により、市及び防災関係機関等のみの対応では、住民の生命・財産の保護等活動に十分な配慮を行うことができないと考えられるため、広域的な応援による災害対策を推進する。

第1節 応援の要請

市長は、大規模な災害が発生し、又は、被害が拡大したことにより、市の災害対応のみでは困難と予想される事態が発生したときは、市内民間団体、他の行政機関、公共機関及び自衛隊に対し応援要請するものとし、次により実施する。

1 民間団体等への協力要請【総務局危機管理室、各局室区】

市と災害応援協定を締結する業種別団体組織及び自主防災組織等の地域住民組織について、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。

(1) 業種別団体組織

市長は、輸送、道路啓開、道路・河川、公共施設等の応急対策、又は災害復旧のため必要な場合は、災害の程度に応じて応援を要請するものとする。

(協定等資料編参照)

(2) 自主防災組織等

市長は、次の事項について協力を求めることができる。

ア 異常現象、災害状況の市への通報

イ 災害関連情報の広報・広聴に対する協力

ウ り災者に対する炊出し、物資の配布に対する協力

エ 避難誘導、避難所内の救助業務に対する協力

オ その他、市が行う災害応急活動に対する協力

2 指定地方行政機関、指定(地方)公共機関に対する協力要請【総務局危機管理室】

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要な場合は、指定地方行政機関、指定(地方)公共機関の職員等の派遣について、要請又はあっ旋を依頼するものとする。

手続きは、原則として次の事項を記載した文書により行う。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(2) 派遣を必要とする期間

(3) 派遣を希望する人員等の概数

(4) 派遣を希望する区域及び活動内容

(5) その他必要な事項

(協定等資料編参照)

3 地方公共団体に対する協力要請【総務局危機管理室、各局】

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要な場合は、他の地方公共団体に対し職員等の派遣について、協定等に基づき協力要請するものとする。

派遣要請の手続きは、前項2のとおりとする。

(資料編 19 大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目)

(資料編 八都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目)

(資料編 災害時における相互援助協定 (山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市))

4 自衛隊に対する災害派遣要請【総務局危機管理室】

市長は、人命・財産の保護について必要な場合は、自衛隊法第 83 条の規定により部隊等の派遣を、原則として県知事を通じて要請するものとする。

なお、県知事に対して自衛隊等の派遣の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知するものとする。

(1) 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他災害対策本部が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

(2) 派遣要請依頼

ア 県知事が行う派遣要請先

区 分	担当区域	あて先	担当窓口 / 所在地 電話 県防災行政通信網
陸上自衛隊 に対するもの	県内全域	第1師団長 (第31普通科 連隊3科)	第31普通科連隊第3科 / 横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線634 県防災行政通信網 9-486-9201
海上自衛隊 に対するもの	県内全域 ただし、 主として 海岸地域	横須賀地方 総監	横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室 / 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500 046(822)3522(直通) 県防災行政通信網 9-637-9201
	県内全域	第4航空群 司令	第4航空群司令部 / 綾瀬市無番地 0467(78)8611 県防災行政通信網 9-490-9201

イ 自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、総務局危機管理室が、災害派遣要請依頼書(章末様式1)により、県に対し行う。

ただし、緊急を要するときは神奈川県防災行政通信網により依頼し、書類は後日提出するも

のとする。

連絡先 : 神奈川県安全防災局災害消防課
 県防災行政通信網
 時間内 9 - 4 0 0 - 9 3 0 1
 時間外 9 - 4 0 0 - 9 3 1 3
 9 3 1 4
 9 3 1 5
 9 3 1 6

ウ 状況が急を要し、知事の要請を待っていては時機を失すると認められるときは、市長が第31普通科連隊長を経由して第1師団長に、又は直接第1師団等に、その旨及び当該地域に係る災害の状況を通知する。

(緊急の場合の連絡先)

部隊名		電話番号・神奈川県防災行政通信網	
		時間内	時間外
陸上自衛隊	陸上自衛隊 (第31普通科連隊第3科)	046 - 856 - 1291 内線 634 県防災行政通信網 9 - 486 - 9201	046 - 856 - 1291 内線 629 県防災行政通信網 9 - 486 - 9201
		海上自衛隊	横須賀地方総監部

(3) 派遣部隊の受入体制の整備

ア 情報の伝達

自衛隊の救助活動に必要な被害状況等の情報を速やかに自衛隊へ伝達する。

イ 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的に作業を分担する。

ウ 資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、作業実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取付けるよう配慮する。

エ 自衛隊との連絡窓口

総務局危機管理室を窓口とする。

オ 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう必要な活動拠点としての宿営地域及びヘリコプターの発着場所を用意する。

カ 連絡員の受入れ

発災後、自衛隊から派遣される連絡員を受け入れ、通信の構成について支援する。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が、救援活動を実施するため必要な資材器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借り上げ料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料

エ 派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。

(5) ヘリコプター発着場所

本章第3節に定めるヘリコプターの発着場所を適用する。

(6) 災害派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなった場合は、撤収要請依頼書（章末様式2）により行う。

第2節 活動拠点の配置

警察・自衛隊・消防及びライフライン機関等が使用する活動拠点が必要となることから、市及び県の施設を活用し、円滑な災害対策の実施を図る。（震災対策編 第3部第5章第4節「活動拠点の配置」参照）

第3節 航空機の発着場所及び調整等【消防局】

1 ヘリポート

災害発生時における、災害応急活動に必要な人員及び物資の受入れや重傷者等の搬送を行うため、消防局が、一般災害、救急搬送その他の消防活動を行うために臨時離着陸場一覧表のとおり指定したヘリポートを活用する。

2 調整及び誘導等

航空機の調整及び発着場所での誘導は、消防局航空隊が統括し、必要により各輸送実施機関が協議し行うものとする。

（資料編 臨時離着陸場一覧表）

<様式1> 災害派遣要請依頼書

知 事 あて
市 長 名
自衛隊の災害派遣要請依頼について
つぎのとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。
1 災害状況及び派遣を要請する事由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容
4 その他参考となるべき事項

提出先 : 神奈川県安全防災局災害消防課
神奈川県横浜市中区日本大通 1

< 様式 2 > 撤収要請依頼書

知 事 あて	
	市 長 名
自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について	
災害の復旧もおおむね終了しましたので、つぎのとおり撤収要請を依頼します。	
1 撤収要請依頼日時	
	年 月 日 時
2 撤収日時	
	年 月 日 時
3 撤収場所	
4 撤収作業内容	

提出先 : 神奈川県安全防災局災害消防課
神奈川県横浜市中区日本大通 1

第5章 消防の警防体制【消防局】

災害時において、被害の発生及び拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を安全に守るため、消防に関する警防体制を次により定める。

第1節 消防の組織

1 指揮本部等の組織

(1) 消防警戒本部及び方面警戒本部

川崎市災害警戒本部が設置されたとき、又は消防長が必要と認めるときは、消防局に消防警戒本部（以下「警戒本部」という。）を、各消防署に方面警戒本部を設置する。

(2) 消防指揮本部及び方面指揮本部

川崎市災害対策本部が設置されたとき、又は消防長が必要と認めるときは、警防体制の確立と指揮命令の徹底を期すため、消防局に消防指揮本部（以下「指揮本部」という。）を、各消防署に方面指揮本部を設置する。

2 事務分掌等

(1) 警戒本部及び方面警戒本部

警戒本部及び方面警戒本部の編成、規模等は、消防長が事象に応じ指定する。

(2) 指揮本部及び方面指揮本部

指揮本部及び方面指揮本部の事務分掌は、資料編参照。

（資料編 川崎市災害対策本部規程）

3 消防隊等の編成

(1) 消防隊の編成は、必要により非直職員の動員等によって補充し、さらに非常用消防自動車、特殊車両等で消防隊等を増強する。

(2) 消防団は、各器具置場に配備されている小型動力ポンプ付積載車等により部隊を編成する。

第2節 特別警防体制

大規模災害等に対応するため、職（団）員の動員・召集及び消防隊等の増強編成を行い、警防体制を強化して消防活動を実施する。

1 消防署の特別警防体制

(1) 特別警防体制1号（以下「1号体制」という。）

災害の状況把握及び広報活動を主体に強化する体制

(2) 特別警防体制2号（以下「2号体制」という。）

1号体制に加えて消防隊等を増強する体制

(3) 特別警防体制3号（以下「3号体制」という。）

全消防力をもって対処する体制

2 消防局の特別警防体制

(1) 局特別警防体制1号（以下「局1号体制」という。）

災害の状況把握、情報収集及び情報分析を主体に強化する体制

(2) 局特別警防体制2号（以下「局2号体制」という。）

全職員をもって対処する体制

第3節 動員・招集等

次の動員・招集により特別警防体制を確立するものとする。

1 職員の動員

(1) 動員1号・局動員1号

1号体制・局1号体制を確保する所要要員

(2) 動員2号・局動員2号

2号体制・局2号体制を確保する所要要員

(3) 動員3号

全非直職員等

2 団員の招集

消防署長と消防団長の事前協議に基づき、招集するものとする。

3 参集場所

(1) 職員は、所属の課、隊、署又は指定された場所に参集する。

(2) 団員は、所属の器具置場又は指定された場所とする。

4 伝達方法

(1) 勤務時間外の局職員については、指令センターからの加入電話(連絡網)により伝達し、消防署の非直職員等については、所属署からの連絡網により伝達する。

(2) 団員には、管轄する署において分団長以上の幹部に連絡する。

第4節 各種警備

強風、低湿度等異常気象下において出火危険又は延焼拡大危険の大きいときは、消防力を増強し火災警戒の万全を図るとともに、市民に対する出火防止の広報を徹底する。

1 火災警報発令時

気象状況が火災警報発令基準(昭和30年川崎市告示第18号)に達したとは、速やかに必要な手続きを経て火災警報を発令する。

(1) 警備要領

ア 消防局の措置

(ア) 特別警防体制を発令する。

(イ) 気象の観測に併せて横浜地方気象台等より情報を収集し、各消防署へ通報する。

イ 消防署の措置

(ア) 消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)第34条に定めるサイレンの吹鳴、吹流し、表示板を所定の位置に掲出し市民に報知する。

(イ) 初動体制強化のため、出場訓練及び消防機械器具の点検確認を実施する。

(ウ) 水道の断滅水工事の一時中止、川崎市火災予防条例(昭和48年7月3日条例第36号)に定める火の使用制限事項の厳守、その他消防活動上必要な事項を当該関係者に指導徹底する。

(エ) 広報車等により、管内の全域に対し出火防止と火災警報の広報を行う

(2) 消防隊運用

川崎市消防局警防規程(以下「警防規程」という。)による。

(3) 火災警報の解除

気象状況により特別警備の必要がなくなったときは、火災警報を解除する。

(4) 火災警報が解除されたときは、通常の警防体制に復帰する。

2 風時等

強風及び乾燥注意報等の気象予報時の警備要領、消防隊運用については、警防規程による。

第5節 警防活動

1 活動方針

警防活動の原則は、災害発生件数、災害規模及び災害態様に応じて、消防力を効果的に運用し、人命の救助、安全確保及び被害の軽減を図ることを主眼として実施するものとする。

2 部隊運用

警防規程及び同規程に基づく事前計画等により運用するものとする。

3 情報収集伝達

災害の被害状況等を収集するために、必要に応じて航空隊ヘリコプターテレビ電送システムにより、被害映像を消防指揮本部及び災害対策本部に対して伝送する。消防指揮本部、方面指揮本部等は、災害対策本部及び区本部に対して収集した情報を提供し、必要な情報の提供を受ける。

4 消火活動

燃焼実態に応じた消火活動を実施するとともに、延焼阻止を主眼として実施するものとする。

5 救助・救急活動

同時多発の要救助者の救助活動を行う必要があるときは、事前計画(警防計画)に基づく、救助・救急活動を有効適切に展開するとともに、高度救助資機材等を有効に活用し迅速的確な救助・救急活動を実施するものとする。

6 応援消防隊等の要請

消防指揮本部長が市消防力に対処困難と判断したときは、消防組織法の規定に基づき緊急消防援助隊等の出動を要請する。

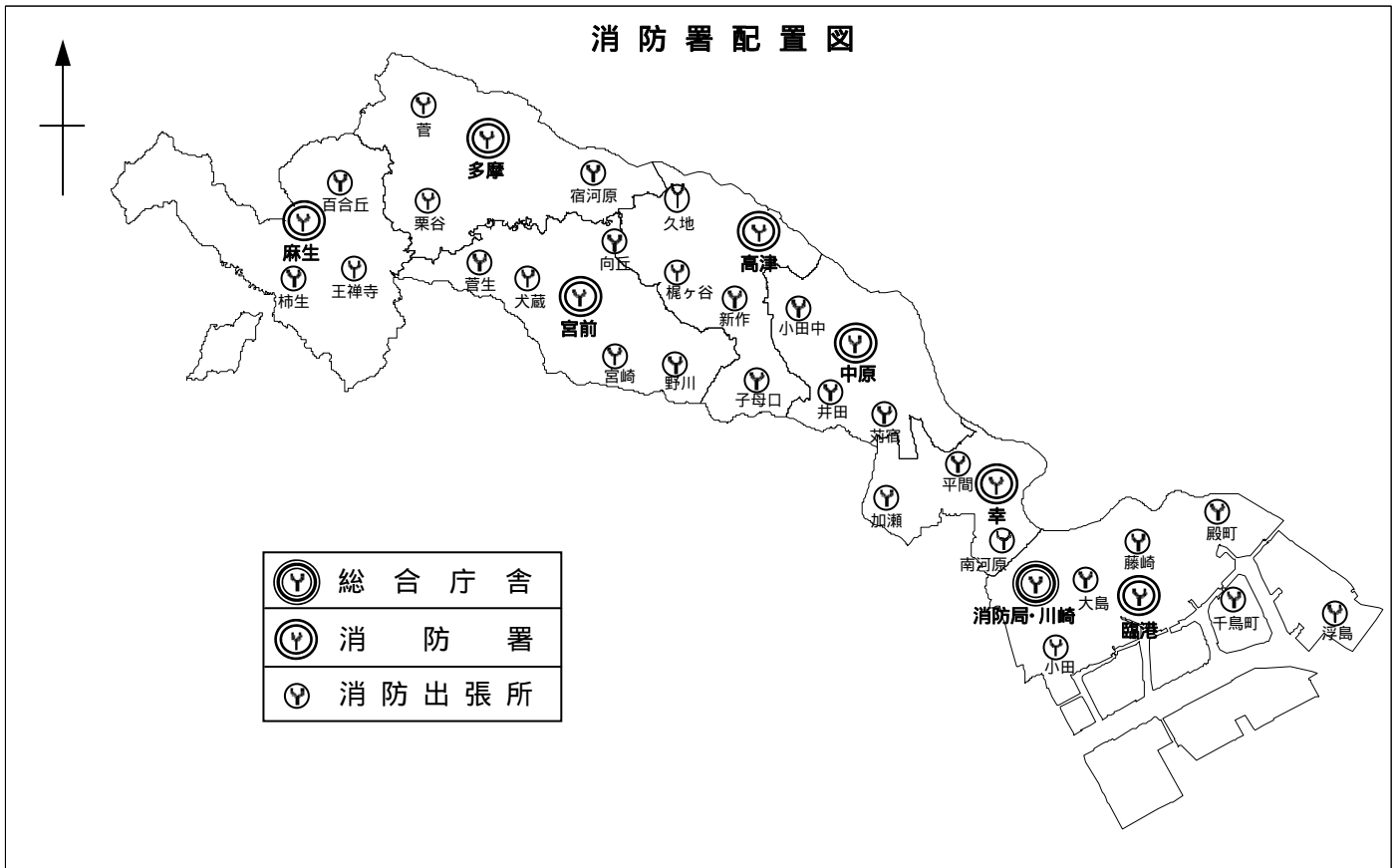
第6節 他の防災関係機関との連携

警察、自衛隊、医療関係機関等との相互の密接な協力・連携により消防活動を実施するものとする。

(本章末資料1 消防署配置図)

(資料編 川崎市災害対策本部規程)

資料1 消防署配置図



第6章 警備・交通対策【神奈川県警察】

災害が発生した場合において、被害の拡大を防止するため、人命の安全を第一とした迅速、的確な災害対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防・検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期することとする。

第1節 警察の警備体制

警察は、災害発生時において、地域住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の措置を次により実施するものとする。

1 警備体制の確立

- (1) 災害の発生に伴い、発生地を管轄する警察署は署長を長とする警察署警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、警察署警備本部と災害対策本部及び区本部は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。
- (2) 警察は、警備部隊等の編成を行うほか、災害の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

2 災害応急対策の実施

警察は、市及び防災関係機関等と連携して次の対策を実施する。

(1) 情報収集・連絡

災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関に連絡する。

(2) 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災警察署等に出動させ、市及び防災関係機関等と協力して、被災者の救出救助活動を実施する。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導にあたっては、「第7章避難対策第2節避難勧告・指示」に定めるところにより、関係機関と協力して実施する。

(4) 広報活動

ア 災害の状況、その見通し、避難措置、犯罪の予防、交通規制、自動車運転者のとるべき措置、人心の安定と混乱防止のための広報活動を積極的に実施する。

イ 広報を行うに際しては、市・区・報道機関等、広報に関係ある機関と緊密な連絡のもとに行うように努める。

(5) 防犯対策

被災地に対する警戒活動を強化して、各種犯罪の予防等に努める。

第2節 道路交通対策

警察は災害の発生に伴い、必要があると認めるときは、必要な道路の区間及び場所について、一般車両の通行の禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努める。

1 交通情報の収集等

(1) 交通情報の収集

被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官や関係機関等からの情報に加え、航空機、交通監視カメラ等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

(2) 交通情報の広報

交通規制の内容を運転者及び地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施する。

2 交通規制の実施

(1) 緊急自動車、緊急通行車両等の通行を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を直ちに行うものとする。

(2) 交通規制を実施する場合には事前又は事後に当該道路の道路管理者に通知するものとする。

第7章 避難対策【総務局危機管理室、区、消防局、健康福祉局、神奈川県警察】

災害が拡大し、住民の生命及び身体に危険が迫った場合、地域住民の安全を確保するため、避難の方法、避難所等を事前に定め、平素から関係機関・地域住民と緊密な連絡をとるものとする。

第1節 避難の方法

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、地域住民の生命及び身体の安全を図るため、安全な施設又は場所へ一時的に立退くための避難について、次の措置を行うものとする。

1 避難準備

市長は、住民への避難勧告又は指示をする場合、事前に避難の準備に係る次の措置を行うものとする。

- (1) 避難対象地域における必要な避難所の開設
- (2) 避難所への職員の配置
- (3) 避難所となる施設の管理者との協議
- (4) 情報及び生活必需物資の提供方法の確立

2 住民への広報

避難の準備にあたっては住民に対して特に次の諸点について留意して周知する。

- (1) 火気の手扱い・戸締りの確認
- (2) 食料品、貴重品、着替え、救急薬品、雨具等の必要最小限の持出品

3 避難の実施

避難にあたっては高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の、いわゆる災害時要援護者に配慮し、地域住民組織単位に秩序正しく避難するものとする。また、可能な限り市及び関係機関による避難誘導を行うものとする。

(資料編 避難所指定一覧表)

(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策(二次避難所整備)事業実施要綱)

(資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)

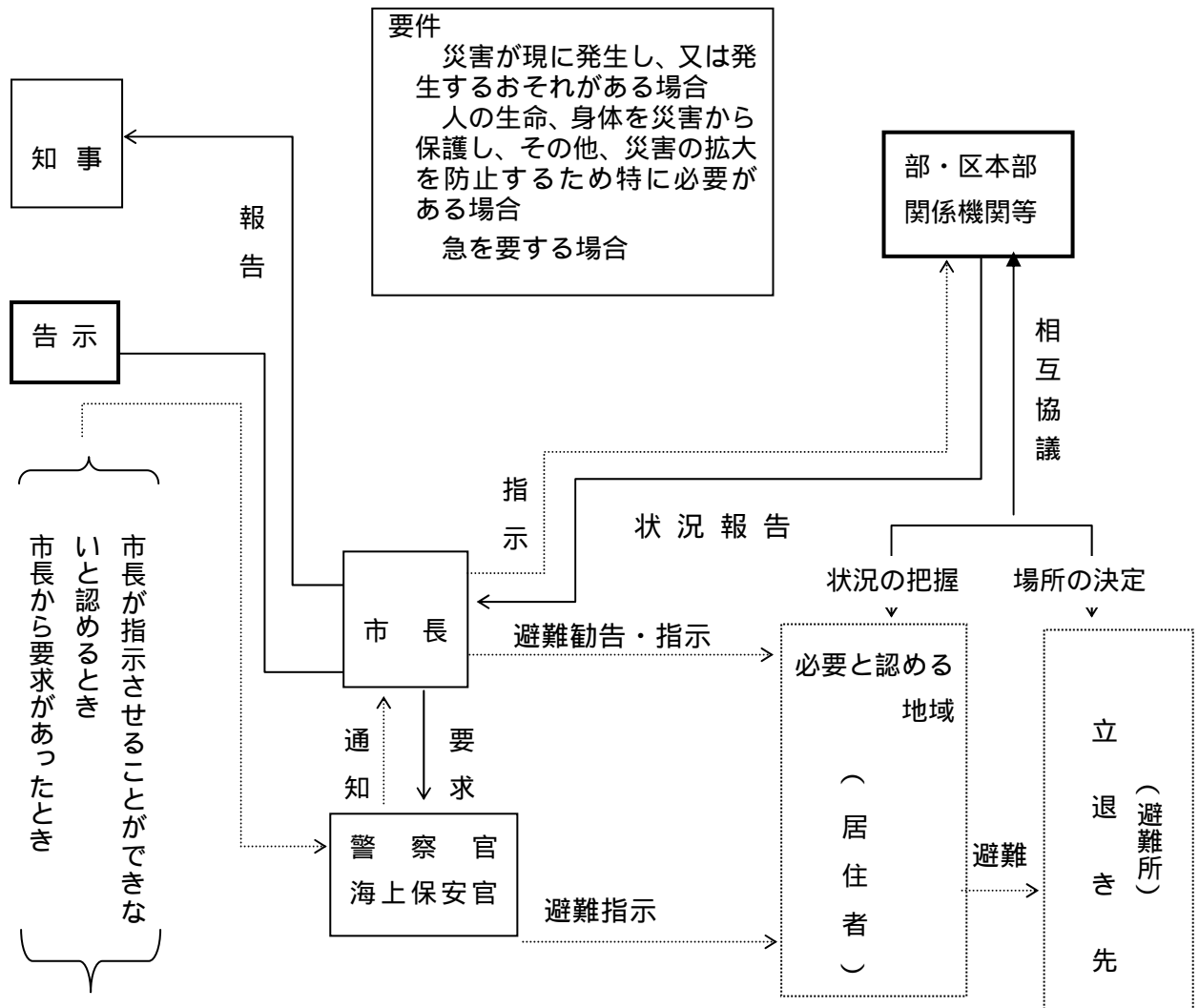
第2節 避難勧告・指示

1 避難勧告・指示の基準

避難勧告・指示は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときに行うものとする。

2 実施要領

避難勧告・指示は下図の流れに従って次のとおり行う。



(1) 避難勧告・指示等の実施者

ア 市においては、市長及びその補助執行機関としての区長、消防局長又は消防署長が、避難勧告・指示等を実施するものとする。

イ 市長等が勧告・指示を行ういとまがないとき、又は市長等が要請したとき、市以外の機関においては、関係法令の規定に基づき、警察官、海上保安官及び自衛官が避難等の措置を行うものとする。

なお、この場合、避難の指示を行った警察官、海上保安官及び自衛官は、実施後直ちにその旨を市長に通知するものとする。

(2) 避難勧告・指示の内容

避難指示・勧告を実施する者は、避難対象となる住民に対し、次の事項を明確にして勧告又は指示を行い、住民の円滑な協力を得るように努める。

- ア 避難勧告・指示を要する理由
- イ 避難勧告・指示の対象地域
- ウ 避難先とその場所
- エ 避難経路
- オ 注意事項

第3節 避難誘導・移送

1 避難の誘導

避難措置の実施者は、自主防災組織及び関係機関と緊密な連絡をとり、広報活動を活発にし、次に掲げる点に留意し安全かつ迅速に誘導を行うものとする。

- (1) 幅員等を考慮し、安全な道路を利用すること
- (2) 災害の状態を考慮すること
- (3) できる限り住民組織等を単位とすること
- (4) 人心の安定を図りながら誘導すること
- (5) 危険箇所には標示等を行うこと
- (6) 要所には、誘導員を配置すること
- (7) 公園等の野外に誘導した場合は、周囲の状況等に注意し、必ず要員等を配置し、避難者の安全を図るものとする。

2 移送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所等へ早急に避難させるため必要と認められる場合は、車両等により避難者を移送する。

第4節 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命及び身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定するものとする。

- 1 市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ただし、危険が切迫し市長が設定するいとまのないときは、区長が設定するものとする。

この場合、実施後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

- 2 警察官又は海上保安官は、前項の業務を行使する市職員が現場にいないとき、又はこれらの者からの要求があったときは、この職権を行うことができる。さらに、市職員及び警察官又は海上保安官が現場にいないときに限り、災害派遣された部隊等の自衛官についても、この職権を行うことができる。

この場合、実施後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- 3 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、区本部及び各隊が連携し、警察署の協力を得て実施する。

- 4 消防法第23条の2により、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命及び財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定することができる。

第5節 避難所の開設・管理運営

避難勧告・指示を行った場合又は住民が自発的に避難を開始した場合には、市長又は区長は、避難所を開設するため、要員を当該避難所へ派遣し、避難者の保護にあたる。なお、管理運営にあつては施設管理者と緊密な連携を取り、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮した施設の管理保全に努める。

また、区長は、避難所を開設した場合、災害対策本部等に避難所を開設した旨の報告をする。

第6節 報告・公示

- 1 市長は、避難勧告・指示を行ったとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難勧告・指示を行った旨の通知を受けたときは、次の事項を速やかに県知事に報告するとともに警察等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。

なお、通報事項は次のとおりとする。

- (1) 避難勧告・指示を行った者
 - (2) 避難勧告・指示の日時
 - (3) 避難勧告・指示の理由
 - (4) 避難対象者
 - (5) 避難先
- 2 市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。
- 3 区長は、避難勧告、指示により避難誘導を実施した場合は、速やかに避難状況（避難対象地域、避難世帯、収容人員、傷病者の有無等）を市長に報告するものとする。

第7節 避難の解除

- 1 市長は、勧告又は指示に基づく避難が当初の目的を達成しその必要がなくなったと認めたときは、当該体制を解除し、県知事に報告するとともに関係機関へ周知するものとする。
- 2 区長は、避難の解除に伴う避難者及び施設の管理者との事務処理にあたるものとする。

第8章 混乱防止対策【総務局危機管理室、市民・こども局シティセールス・広報室、 区、消防局、神奈川県警察】

災害発生時においては、通信の輻輳や情報の不正確さによってさまざまな社会的な混乱が生じるおそれがあるため、次により混乱に対する防止措置を実施するものとする。

第1節 情報錯綜による混乱防止

災害発生時は、情報の錯綜等による不正確な情報（流言飛語等）によって引き起こされる混乱の可能性があることから、次の対策を行うものとする。

1 市

- (1) 電子メール、インターネット、同報無線等の広報媒体を使用し、的確な災害関連情報を伝達する。
- (2) 市が収集した情報は、必要な防災関係機関に迅速に伝達するものとする。
- (3) 広報車のみならず、広報装置を装備する車両、携帯マイク等広報可能手段を最大限に確保するとともに、対象地域ごとに効率的に配分して広報を実施する。

2 防災関係機関

- (1) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の正確かつ一元的な把握に努める。
- (2) 防災関係機関は、収集した情報を市及び必要な関係機関に対し迅速に伝達するものとする。
- (3) 防災関係機関は、所管する業務に係る広報について広報班を編成し、市が行う広報と連携して実施するものとする。

第2節 避難時の混乱防止

災害発生時における人的被害を軽減するため、通勤通学者、滞留者等を含む地域住民に対する避難勧告・指示に際しては、次の対策を行うものとする。

1 市

- (1) 発災後の混乱を防止するため、警察、消防等の関係機関とそれぞれの業務に基づく十分な協議・調整を行い、避難勧告・指示を行う。
- (2) 避難勧告・指示は、電子メール、インターネット、同報無線等の広報媒体を活用するとともに、可能な場合は、広報車等を投入することとする。
- (3) 避難勧告・指示に従わず避難対象地区に残る者に対しては、警察等関係機関と協力し、勧告・指示に従うよう説得し、状況により強制措置をとる。
- (4) 災害が収束し、避難した地域住民等のうち帰宅等が可能な者は、帰宅させる。なお、帰宅が不可能な場合は、避難所等において必要な措置を行う。

2 防災関係機関

- (1) 各機関は、業務内容に基づく役割分担のもとに避難に係る措置を実施する。
- (2) 警察は住民避難があった場合には、担当区域内の被災地及び避難場所等の警戒にあたる。また、避難指示に従わない住民に対しては、説得し避難をさせる。

第3節 公共施設等の混乱防止

災害時において、不特定多数の人を収容する公共施設、高層建築物等の管理者は、利用者の安全確保を図るため、次により自主的に防災活動を実施する。

- 1 利用者に災害状況や警報等を伝達し、災害内容の周知を図る。
- 2 避難誘導に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等のいわゆる災害時要援護者を優先し、必要な場合は介護措置を行う。
- 3 自主的な避難誘導及び救助・救急が困難な場合、要員及び資機材の応援、障害物排除、交通規制等の措置について、必要に応じて市及び関係機関に依頼する。

第9章 医療救護【健康福祉局、病院局、区】

本計画第1部第1章第6節「想定災害の内容」に定める災害により、負傷者等の人的被害が発生したときは、次により医療救護活動を行う。また、災害発生時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時医療救護活動マニュアル）を策定し、医療救護活動の万全を期するものとする。

第1節 医療救護活動体制の整備

1 医療救護活動における市の役割

(1) 災害対策本部健康福祉部の編成

災害対策本部の指揮下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・神奈川県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。

災害時における医療救護体制は、医療救護活動を行う医療救護所をあらかじめ指定するとともに、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立する。

さらに、現行の医療救護体制を確実に維持しながら、より迅速かつ適切な災害時医療救護活動の体制整備のため、川崎DMATによる医療救護活動を中心とした災害時医療体制の整備を推進する。

また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。

(2) 保健福祉センターの役割

災害対策本部又は区本部は、医療救護の必要を認めるとき、保健福祉センターに医療救護所を設置し、災害発生初期における医療救護活動を行うとともに、災害復旧に至るまで医療、被災者、生活関連情報の収集及び提供を行う。

このため、保健福祉センターの医療救護所機能を充実・強化し、災害用医療資材の備蓄を行うとともに、地域医療関係団体の医療救護班及び医療ボランティアの受入調整や搬送及び医薬品の受入調整を行う。

また、災害時における市民の健康の確保のため、災害状況に応じた保健医療対策、災害時要援護者対策、防疫対策、環境・食品衛生対策等を実施する。

(3) 市立病院の役割

市立病院は、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重症者等の入院を含む受入れを行う。

また、医療救護活動に必要な災害用医療資材、医薬品等の備蓄を進める。

2 地域の医療関係団体との連携

市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。

(1) 川崎市医師会

川崎市医師会は、医療救護班を編成して各休日急患診療所等を拠点として医療救護活動を行う。

(2) 川崎市病院協会

川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置、入院を含む受入れ等の医療救護活動を行う。

(3) 川崎市歯科医師会

川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、必要に応じて死体の検案に協力する。

(4) 川崎市薬剤師会

川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保を行う。

(5) 川崎市看護協会

川崎市看護協会は、医療救護班の派遣に協力し、傷病者等に対し救急看護を提供するとともに、看護ボランティアの派遣調整を行う。

(6) 神奈川県柔道整復師会川崎市柔道整復師会

神奈川県柔道整復師会川崎市柔道整復師会は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。

3 災害医療拠点病院との連携

災害発生時においては、市内の全医療機関が医療救護活動を担うものであるが、地域における災害時医療救護の中心的な役割を担うとともに、地域の医療施設を支援する機能を有する災害医療拠点病院（神奈川県が指定する）との連携を図ることにより、市の災害時医療救護体制を整備する。

医療機関名	所在地	電話番号
市立川崎病院	川崎区新川通 1 2 - 1	233-5521
関東労災病院	中原区木月住吉町 1 - 1	411-3131
日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町 1 - 3 9 6	733-5181
帝京大学医学部附属溝口病院	高津区溝口 3 - 8 - 3	844-3333
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生 2 - 1 6 - 1	977-8111
市立多摩病院	多摩区宿河原 1 - 3 0 - 3 7	933-8111

4 災害時情報伝達体制の整備

現行の救急医療情報システムを活用し、災害医療情報システムを構築する。このシステム構築にあたっては、国及び神奈川県との連携を図るなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。市は、防災行政無線の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。

（資料編 看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付要綱）

（資料編 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目）

（資料編 川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護活動に関する協定）

(資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定)

(資料編 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における応急救護活動に関する協定)

第2節 医療救護班の編成・活動

1 医療救護班の編成

区本部、川崎市医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成し、主に軽症者の医療にあたる。

(1) 区本部

区本部は、災害規模等に応じて医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護班を編成するとともに、川崎市医師会等の医療救護班との連絡調整体制を確立する。

(2) 川崎市医師会

川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じ、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班(現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班)を編成する。

(3) 地域の医療関係団体

川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎市柔道整復師会は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所に派遣する。

(4) 川崎市OB・OG等の医療救護ボランティア

災害時における川崎市OB・OG等の医療救護ボランティア登録者は、災害規模等に応じて登録した医療救護所において、市職員と協力して医療救護活動を行う。

2 医療救護班の出動

(1) 区本部医療救護班の出動指示

市長及び区長は、緊急を要する災害又は地域的災害に対処するため、区本部医療救護班に出動を指示するとともに、川崎市医師会長及び川崎市病院協会長にその旨を通知するものとする。

(2) 川崎市医師会医療救護班の出動要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、市長は、川崎市医師会長に出動要請を行うものとする。

(3) 川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、医療救護班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができる。また、区医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、市医師会長の指示を受けいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができることとし、この規定は各班長にも適用する。この場合、区医師会長又は各班長は、市医師会長にその旨を通知するものとする。なお、各々の場合、川崎市医師会長は市長又は区長にその旨を通知するものとする。

(4) 地域の医療関係団体への出動要請等

前1号から3号の規定は、地域の医療関係団体へ準用する。

(5) 川崎DMATの出場要請

市内で大規模事故等の都市型災害が発生した際に、市長の要請に応じて、災害現場において被災者の救命措置を行う。出場基準は、消防局と連携し、災害現場に赴いて、被災者の救命処置等を行うものであり、重傷者が2名以上、又は中等症者10名以上の負傷者が発生し、若しくは発

生が見込まれる場合で、迅速に医療機関に搬送ができない場合、あるいは川崎DMATによる対応が効果的であると消防局において判断した場合に、市長からの要請に基づいて出場する。

3 活動内容

医療救護班の活動は次のとおりとする。

- (1) 応急医療
- (2) トリアージ
- (3) 患者搬送指示
- (4) 薬剤又は治療材料の支給
- (5) 看護
- (6) 助産
- (7) 死亡の確認
- (8) 死体の検案

4 医療救護所の設置

市長及び区長は、医療救護活動の展開を図るにあたり、災害の規模、傷病者の発生状況等を勘案して、次のうちから適切な場所を選定し、医療救護所を設置する。

- (1) 保健福祉センター
- (2) 地区健康福祉ステーション
- (3) 休日（夜間）急患診療所
- (4) 地域防災拠点
- (5) 歯科保健センター及び歯科医師会館

なお、その他、特に必要と認める場合は、臨時医療救護所を設置することができる。

5 医療救護班及び医療救護所の標示

医療救護活動を行う医師及び職員は、「川崎市医療救護班」の腕章（派遣元団体名を明示したものを）を着用し、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとする。

6 書類の整備

医療救護を行うにあたっては、活動の記録及び診療記録簿を整備しておくものとする。

（資料編 災害時における川崎市OB・OG等の医療救護ボランティア活動に関する要綱）

第3節 被災傷病者の収容医療施設

1 病院等の収容医療施設への搬送受入要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、被災傷病者の搬送受入れが必要な場合、市長は、川崎市病院協会長に迅速な対応を要請するものとする。

2 川崎市病院協会の対応

川崎市病院協会長は、市内の全収容医療施設（川崎市病院協会及び川崎市救急告示医療機関協会）に対し、直ちに被災傷病者の外来治療に応ずるとともに、医療救護所から搬送される重症者等の受入れに可能な限り応じるよう指示するものとする。

収容医療施設は、搬送される被災傷病者の収容並びに救護治療に応じられるよう即応体制を整備するものとする。

3 病院等の収容医療施設の状況等の把握、報告

収容医療施設は、医療救護活動状況、稼働可能病床数あるいは収容可能能力を速やかに把握し、災害対策本部に報告するものとする。これに基づき、災害対策本部は、区本部、医療救護所、関係機関に必要な情報の伝達を行う。

4 活動内容

収容医療施設の活動は次のとおりとする。

- (1) 被災傷病者の応急処置を含む外来治療
- (2) 搬送される被災傷病者の入院を含む受入れ
- (3) トリアージ
- (4) 妊産婦への対応
- (5) 被災医療施設からの転院患者の受入れ
- (6) 死亡の確認

5 患者の搬送

市長は、医療救護所から照会される重症者等の収容医療施設を選定するとともに、被災収容医療施設からの患者の他施設への転送を含む患者の搬送について、関係機関に依頼するものとする。重症者等の搬送については、原則として消防局の救急車で実施するが、必要に応じ、陸路・海路・空路による搬送を関係機関に依頼するものとする。

6 医薬品等の確保

医療救護班が使用する医薬品・医療資材を、市は計画的に備蓄するが、医療救護所及び収容医療施設において使用する医薬品等について不足が生じた場合、川崎市薬剤師会との協定に基づき医薬品等を調達する。なお、血液製剤について不足が生じた場合は、神奈川県へ支援を要請するものとする。

(資料編 救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付要綱)

(資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医薬品等の供給に関する協定)

第4節 応援要請

市長は、医療救護活動に不足が認められた場合、応援を必要とする人員、医療資器材の数量、派遣場所、派遣手段あるいは後方収容医療施設の確保について、国・神奈川県・他自治体並びに関係機関に対し、次の項目について応援を要請するものとする。

1 医師・保健師等の派遣

市において対処することが困難な規模の災害が発生した場合における医療を確保するため、国・神奈川県・他自治体に対して、相互応援協定等により医師・保健師等の派遣を要請する。

2 医薬品等の提供

市における医療救護活動における医薬品等の確保に不足が認められる場合、国・神奈川県・他自治体に対して、相互応援協定等による医薬品等の供給・搬送を要請する。

3 後方収容医療施設の確保

大規模な災害発生時においては、広域協力体制に基づく被災地外の後方収容医療施設の確保を、国・神奈川県・他自治体に対して要請し、被災重症者等の受入・搬送体制を確立する。

4 神奈川DMATの派遣

局地災害で、中等症、重症30名程度の負傷者が発生し、迅速な医療チームの派遣が必要な場合は、神奈川県知事に対して、神奈川DMATの派遣を要請する。

神奈川DMAT指定病院

横浜市立大学附属市民総合医療センター（横浜市）

聖マリアンナ医科大学病院（川崎市）

東海大学医学部附属病院（伊勢原市）

北里大学病院（相模原市）

藤沢市民病院（藤沢市）

第5節 保健医療対策

1 健康管理・健康相談

被害が長期化する場合又は避難所が多数設置されている場合は、衛生状態の悪化による感染性疾患のまん延や栄養不良、蓄積するストレス等を軽減させるために、各保健福祉センターの保健師等を中心とした支援（巡回・健康相談等）を行う。被災者の健康管理に際してスタッフに不足が生じた場合は、国・神奈川県・他自治体等に派遣要請をするものとする。

2 精神保健対策

災害の規模に応じては、災害対策本部健康福祉部内に精神科救護本部を設置するとともに、各保健福祉センターに精神科救護所を設置して精神科救護活動を行う。精神科救護活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、他自治体・医療関係団体等に協力を要請するものとする。

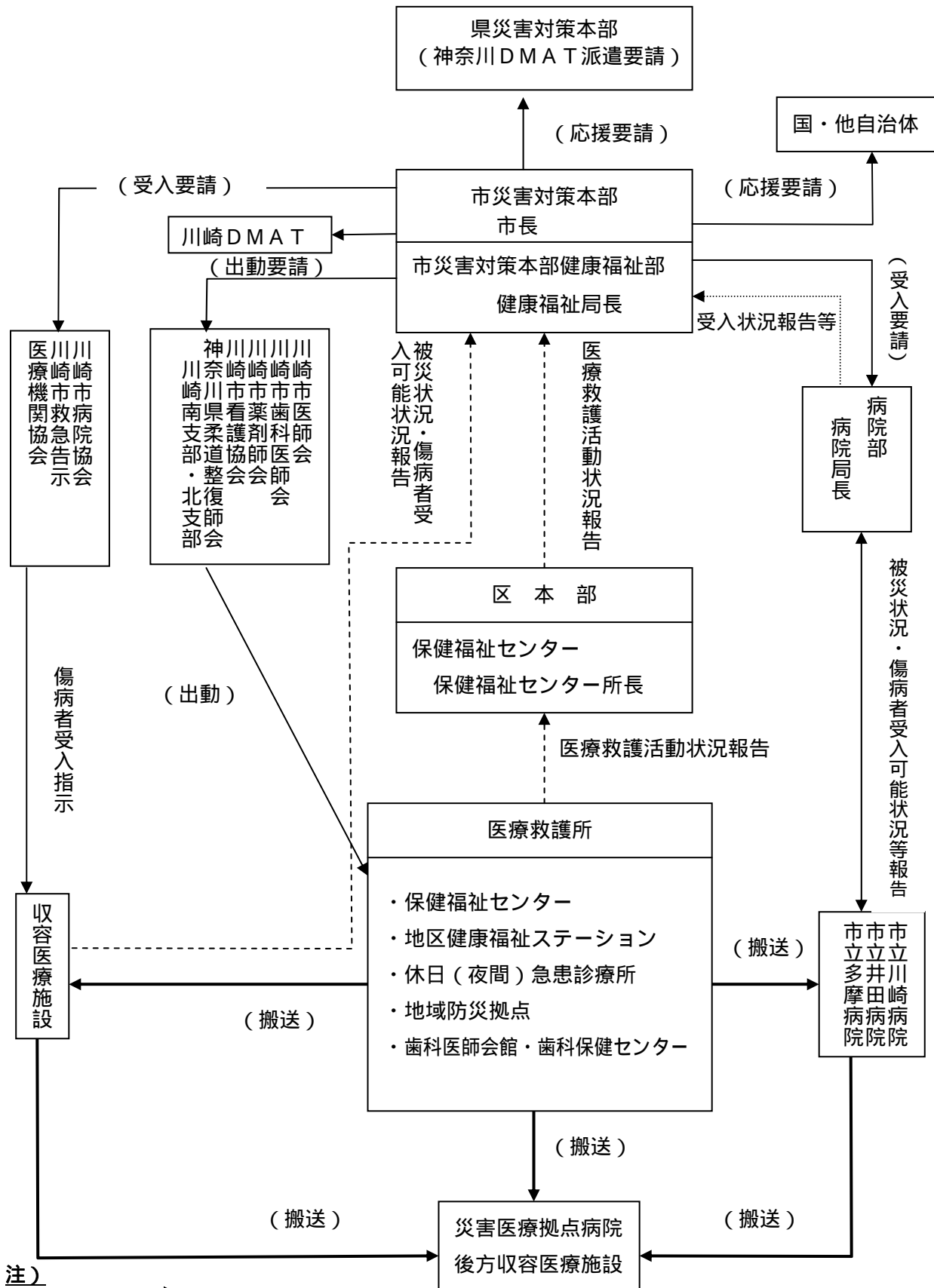
3 歯科保健対策

被害が長期化する場合は、避難所の生活の質を維持するため、口腔衛生の維持等を図るための歯科保健活動を行う。

（本章末資料1 災害時医療救護活動の系統図）

（資料編 19 大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書）

資料1 災害時医療救護活動の系統図



注)
 —————▶ 要請・出動
 - - - - -▶ 報告
 —————▶ 搬送

第10章 防疫・保健衛生【健康福祉局、区】

災害によって生じるおそれのある感染症流行の予防措置と患者の早期発見のため、食品の衛生監視、検病調査、消毒等の応急措置を行い、環境衛生の万全を図る。

第1節 防疫対策

1 防疫体制の確立

災害に伴う被災規模を迅速に把握し、関係機関と緊密な情報交換を行い、防疫体制の確立を図る。

2 検病調査及び健康診断

- (1) 被災地内保健福祉センターは、検病調査班を編成するなど、避難所を重点とした被災住民の健康調査を実施する。調査の結果必要があるときは、健康診断を実施する。
- (2) 市内医療機関等の関係機関からの情報把握に努める。

3 患者等に対する措置

一類感染症及び二類感染症のまん延を防止するため、必要があると認めるときは、当該患者等を感染症指定医療機関等への入院を勧告又は措置するとともに、患者を医療機関に移送する。

4 消毒の実施

- (1) 感染症法に基づき消毒を実施する。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。
- (3) 浸水地域については、被災地域の状況に応じて防疫指導を実施する。

5 ねずみ族、昆虫等の駆除

- (1) 感染症法に基づき駆除を実施する。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

また、噴霧器等の器材についても、手持量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置する。

6 予防接種の実施

感染症予防上必要あるときは、ワクチン確保等を迅速に行い、時機を失しないよう予防接種を行う。

7 避難所の防疫指導等

避難所は、施設が応急仮設であり、かつ、多数の避難者の収容による衛生状況の悪化が予想されるため、感染症発生予防の観点から施設管理者等の協力を得て防疫指導を実施する。

8 その他

単一の保健福祉センターのみで班の編成が困難な場合は、他区の保健福祉センターの協力を得て班を編成する。

第2節 環境・食品衛生対策等

被災地域の状況に応じて、作業班を編成し所管業務に基づく活動を実施する。

1 食品衛生対策

食品取扱施設等の監視指導及び不良食品の排除を行う。

2 環境衛生対策

環境衛生営業施設等の監視指導を実施する。

3 飲料水対策

井戸水、受水槽等の監視指導を行い、飲料水の安全確保を図る。

4 特定動物対策

特定（危険）動物については、被災状況を把握するとともに、所有者等に逸走防止等を図るよう指示し、安全確保をする。

5 その他

単一の保健福祉センターのみで班の編成が困難な場合は、他区の保健福祉センターの協力を得て班を編成する。

第11章 遺体の取扱い【健康福祉局、神奈川県警察、区、環境局】

災害により死亡者が発生した場合には、遺体の搜索、収容、検視・検案、火葬について、災害救助法第30条に基づき、関係機関の協力を得て遅滞なく処理する。

第1節 遺体の搜索及び検視、検案

1 遺体の搜索

災害により行方不明になり、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者の遺体の搜索については、警察等の関係機関の協力を得て、迅速に行うものとする。

2 遺体の発見

災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄警察署及び直近の警察官にその旨を通報させるための広報を徹底するとともに、遺体を取り扱った場合には所轄警察署に通報する。

3 遺体の見分・検視

警察は、遺体の見分・検視を行う。

4 遺体の検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

第2節 遺体の収容及び処理

区長は、遺体の収容及び処理について次のとおり実施する。

1 遺体の収容

災害発生後、速やかに遺体安置所を開設し、遺体を収容する。

その際に、遺体を搬送した者の氏名、住所、並びに遺体を発見した場所、遺体の氏名、住所等を確実に警察に引き継ぐものとする。

遺体安置所は、次の場所とする。

名 称	所 在 地
川崎市体育館	川崎区富士見 1 - 1 - 4
幸スポーツセンター	幸区戸手本町 1 - 1 1 - 3
石川記念武道館	幸区下平間 3 5 7
とどろきアリーナ	中原区等々力 1 - 3
高津スポーツセンター	高津区二子 3 - 1 5 - 1
高津高等学校体育館	高津区久本 3 - 1 1 - 1
宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵 1 - 1 0 - 3
宮前連絡所・宮前地区会館	宮前区馬絹 1 5 9 6
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生 3 - 6 - 1

2 資器材等の調達

警察等の関係機関と協議し、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布、見分・検視及び検案に必要な資器材等を調達・確保する。

3 遺体の処理

(1) 遺体の処置等

遺体の識別及び人道上の見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、「遺体処理票」及び「火葬・埋葬台帳」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。

(2) 身元の確認

警察等の関係機関及び、町内会・自治会等の協力を得て、遺体の身元の確認と身元引受人の発見に努める。

(3) 身元が明らかになった遺体の取扱

警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体については、市の協力を得て遺族又は関係者に引き渡し、身元不明遺体については、市に引き渡す。

(4) 身元不明遺体の取扱

警察から引渡しを受けた、身元不明遺体については、行旅死亡人として、遺体及び所持品を写真撮影し、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品等を保管する。

(5) 広報

死亡者及び身元不明者の発表については、警察等の関係機関と連携・協議をし、統一的に行うものとする。

(6) 遺体の処理時間

災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

4 火葬

遺族が火葬を行うことが困難である場合又は遺族のいない遺体については、検視・検案等必要な処理を済ませた上で早急に火葬を実施する。焼骨の収蔵は、火葬後特に必要な場合にのみ実施する。

(1) 火葬の実施場所

火葬の実施場所は、次の場所とする。

名 称	所 在 地	炉基数	火葬能力
かわさき南部斎苑	川崎区夜光3 - 2 - 7	12基	72体(1日)
かわさき北部斎苑	高津区下作延1872	16基	96体(1日)

(2) 火葬の内容

火葬の内容は、応急的に処理する程度のものとし、次の内容とする。

- ア 棺(付属品を含む)
- イ 骨つば及び骨箱

(3) 焼骨の収蔵

焼骨の収蔵は、次の場所とする。

名 称	所 在 地
緑ヶ丘霊園	高津区下作延 1 3 4 4

(4) 火葬の期間

災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

(5) 応援要請

市長は、協定及び「神奈川県広域火葬計画」等に基づき、関係機関、業者及び近隣自治体に対し、遺体の安置、保存、搬送、火葬について、協力を求めるものとする。

(資料編 川崎市と川崎葬祭具協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市とヒマグループ 有限会社佐野商会との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目)

第12章 災害救助法【健康福祉局地域福祉課】

この計画は、災害が発生した場合に食料品・生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩み災者に対する応急救助を行い、災者の保護と社会秩序の保全を図るために定めるものとする。

第1節 災害救助法の適用手続

- 1 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助は、神奈川県知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

- 2 神奈川県が実施する救助に関する事務の一部を市が処理することとする場合には、県はその事務の内容及び期間を市に通知し、この場合に市は当該事務を実施しなければならない。（救助の委任をしない事項についても、災害が突発し知事の指示を待ついとまがない場合には市長が救助を開始し、事後、速やかに県知事に情報提供するとともに、補助として実施する。）

第2節 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市内における適用基準は次のとおりである。

- 1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 市内において、150世帯以上の住家が滅失したこと。

市内の区のいずれかにおいて、100世帯以上の住家が滅失したこと。ただし、この場合は当該区のみ適用する。

- (2) 上記の(1)に達しないが、神奈川県下において、2,500世帯以上が滅失し、かつ、市内において75世帯以上又は市内の区のいずれかにおいて、50世帯以上の住家が滅失したこと。この場合には市又は当該区に適用する。

- (3) 神奈川県下において、12,000世帯以上の住家が滅失し、かつ、市内の各区における被害世帯数が多数であること。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

- 2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

第3節 被害程度の認定基準

- 1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

なお、全壊（焼）、流世帯は滅失世帯とする。

2 住家の滅失等の認定

(1) 全壊（焼） 流失

住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したものの、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。

(2) 半壊（焼）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第4節 救助の内容

1 救助の種類

災害救助法第23条による救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与及び貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

上記救助は、現物によって行うことが原則であるが、県知事が必要であると認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

2 応急救助の実施

災害救助法が適用となり、神奈川県知事から処理することとなる事務の内容等が通知された場

合には、救助に関する事務の一部を市が行う。具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	川崎市地域防災計画による計画名	担当局
収容施設の供与	第3部 第7章 避難対策	各区 教育委員会
応急仮設住宅の設置	「震災対策編 第4部 第14章 応急住宅対策」を準用	まちづくり局
食品の給与	「震災対策編 第4部 第7章 飲料水・食糧・生活必需品の供給」を準用	経済労働局 健康福祉局 各区
飲料水の供給	「震災対策編 第4部 第7章 飲料水・食糧・生活必需品の供給」を準用	水道局 各区
生活必需品の給与	「震災対策編 第4部 第7章 飲料水・食糧・生活必需品の供給」を準用	経済労働局 健康福祉局 各区
医療	第3部 第9章 医療救護	健康福祉局
救出	第3部 第9章 医療救護 第3部 第11章 遺体の取扱い	健康福祉局 各区
住宅の応急修理	「震災対策編 第4部 第14章 応急住宅対策」を準用	まちづくり局
資金等の給与及び貸付	第4部 第1章 民生安定のための緊急措置	健康福祉局 経済労働局
学用品の給与	「震災対策編 第4部 第13章 文教対策」を準用	教育委員会
埋葬	第3部 第11章 遺体の取扱い	健康福祉局
遺体の搜索及び処理	第3部 第11章 遺体の取扱い	健康福祉局
障害物の除去	「震災対策編 第4部 第3章 道路・交通対策」を準用	建設局

第5節 費用の負担

災害救助法が適用された場合、前節に掲げた各種の救助に要する費用は、神奈川県が支弁する。ただし、市が救助に関する事務の一部を行うこととした場合又は県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合には、市が一時繰替支弁することがある。

(資料編 災害救助基準)

第1章 民生安定のための緊急措置【総務局市民情報室、健康福祉局、市民・子ども局、川崎市社会福祉協議会、まちづくり局、財政局、区、消防署】

災害時には、多くの市民が負傷したり、家や家財等を喪失し、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。

このため、防災関係機関等と協力し混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講ずる。

第1節 相談窓口の開設【総務局市民情報室、各局区】

市は、被災者のための相談窓口を設置し、次の業務を実施する。

- 1 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、各局関係機関との調整等によりその問題解決に努める。
- 2 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、市関係部局と緊密な連携を図る。
- 3 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談態勢の確立を図る。
- 4 災害の規模に応じて、必要がある場合は区内施設等に相談窓口を開設する。
- 5 各局区長は、要望の内容、件数、対応状況を総務局長に報告するものとする。

第2節 義援金等の配分【健康福祉局地域福祉課】

被害の発生に伴い、一般市民及び他都県市から被災者あてに寄託された義援金・義援物資（以下「義援金等」という。）の受付、保管、配分及び輸送について、必要な事項を定める。

- 1 義援金等の受付
 - (1) 一般市民及び他都市等から川崎市に寄託された義援金等については、健康福祉局において受付ける。
 - (2) 義援金等を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。
- 2 義援金等の保管場所

義援金については、会計管理者名義の預金口座を設け、一時保管する。

また、義援物資については、区の保管とする。なお、臨時的な保管場所については、その都度健康福祉局及び区が決定する。
- 3 義援金等の配分及び輸送
 - (1) 寄託された義援金等の配分は、健康福祉局が行う。配分に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。
 - (2) 義援金等の輸送は、健康福祉局が関係局の応援を得て被災地の区に引渡すものとする。

第3節 見舞金・弔慰金等の支給

災害により、死亡、疾病等、人的、物的に被害を受けた市民に対し、川崎市災害見舞金及び弔慰金等を支給するものとする。

1 川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈【健康福祉局地域福祉課】

(1) 対象

市内において火災、風水害その他異常な災害により被災したとき。

(2) 見舞金及び弔慰金の額

ア 住家の被害 50,000 円以内

イ 死亡者又は重傷者 100,000 円以内

2 災害遺児等福祉手当【市民・こども局こども家庭課】

(1) 川崎市災害遺児等福祉手当

ア 目的

災害により、児童の父、母等が死亡し、又は身体に重度の障害を有することとなった当該児童を扶養している保護者に対して福祉手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ 対象者

災害遺児及び災害により父、母等が1級又は2級の身体障害者となった児童の保護者

ウ 事業内容

児童1人につき年額36,000円をその保護者に支給する。

(2) 川崎市災害遺児等援護事業

ア 目的

災害遺児等及びその家族の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ 対象者

川崎市災害遺児等福祉手当の支給要件に該当する事業

ウ 事業内容

次のとおり祝金品を贈呈する。

- ・ 小学校入学児童 50,000 円相当の祝金品
- ・ 中学校入学児童 50,000 円相当の祝金品
- ・ 中学校卒業児童 100,000 円相当の祝金品
- ・ 上記に該当しない児童 10,000 円相当の祝金品

(資料編 川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例・施行規則)

(資料編 川崎市災害遺児等福祉手当支給条例・施行規則)

(資料編 川崎市災害遺児等援護事業実施要綱)

第4節 資金の貸付

災害により、被災した市民の生活の立て直しを援護し、市民の自力復興を促進し、市民生活の早期安定を図るため、市が直接又は間接に関与して行う援護のための主な貸付、融資について必要な事項を定めるものとする。

1 災害援護資金【健康福祉局地域福祉課】

(1) 対象災害

神奈川県内で災害救助法が適用された市町村（指定都市においては、当該区の区域内を含む。）が1以上ある災害

(2) 対象者

上記(1)による災害により被害を受けた世帯の世帯主であり、その世帯の所得額が「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項に該当し、かつ、その被害程度が次に該当するものであること。

ア 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷

イ 住居又は家財の被害であって、被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害

(3) 貸付限度額

災害援護資金の貸付限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

災害援護資金貸付表

世帯主の1月以上の負傷	150万円	250万円	270万円 (350)	350万円
家財の1/3以上の損害	150万円			
住居の半壊	170万円(250)			
住居の全壊	250万円(350)			
住居の全体が滅失もしくは流失	350万円			

被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等、特別の事情がある場合は()内の額

(4) 貸付条件

貸付に関する諸条件は次のとおりである。

所得制限	(世帯人員)	(市町村民税における総所得金額)
	1人	220万円
2人	430万円	
3人	620万円	
4人	730万円	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円		
利率	年3% (据置期間は無利子)	

据置期間	3年（特別の事情がある場合は5年）
償還期限	10年（据置期間を含む。）
償還方法	年賦又は半年賦

2 生活福祉資金【川崎市社会福祉協議会】

災害時において、被害を受けた低所得世帯等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り安定した生活を確保するため、川崎市社会福祉協議会が資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象者

災害を受けたことによる困窮から自立更生するために、資金融資を必要とする低所得者

(2) 資金の種類

災害援護資金

(3) 貸付限度等

- ア 貸付限度 1,500,000円
- イ 据置期間 1年
- ウ 償還期限 7年
- エ 貸付利子 年3% ただし、据置期間中は無利子

3 災害復興住宅資金【まちづくり局住宅整備課】(平成21年4月現在)

災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行い、居住の安定を図るため、市内に住宅相談窓口を設置し、住宅金融支援機構法、同施行令及び「大規模災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構が市内に住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報を提供するとともに、資金の融資を行う。

(1) 融資対象者及び融資限度額

ア 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者

(ア) 建設資金

住宅の構造	建設資金	土地取得資金	整地資金
耐火 準耐火 木造（耐久性）	1,460万円	970万円	380万円
木造（一般）	1,400万円		

建設資金について、土地取得資金は土地が流出した場合に限り利用できる。

(イ) 購入資金

住宅の構造	新築購入資金		リユース購入資金	
	購入資金	土地取得資金	購入資金	土地取得資金
耐火 準耐火 木造（耐久性）	1,460万円	970万円	1,160万円 (1,460万円)	970万円
木造（一般）	1,400万円		950万円	

()内はリ・ユースプラスの場合の融資額。

(ウ) 特例加算 450万円

補修資金の場合は利用できない。

イ 住宅に10万円以上の被害を受けて「り災証明書」の発行を受けた者

補修の場合の融資限度額

住宅の構造	補修資金	引方移転資金	整地資金
耐火 準耐火	640万円	380万円	380万円
木造	590万円		

引方移転資金と整地資金の両方を利用する場合は、合計で380万円が限度。

(2) 融資条件

ア 金利 (独)金融支援機構が定める金利が適用される。

イ 返済期間 最長35年以内(金融種別により返済期間が異なる。)

ウ 返済方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い

賞与併用払いあり。

第5節 市税・保険料の減免措置等

1 市税【財政局税制課】

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)又は市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)の定めるところにより、期限の延長、徴収の猶予及び減免の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。

(1) 期限の延長

被災により市税についての納付、申告等が期限までにできないと市長が認めるときは、次により期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用の地域、期限の延長日等を指定する。

イ 被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災により、納税義務者等が市税を一時に納付又は納入することができないと認めるときは、申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、市税条例第34条及び第49条の規定により、該当する各税目について次により減免を行う。

ア 減免の範囲及び税額

災害により被災した納税義務者の市民税(県民税を含む)及び固定資産税は、次表により減免する。

イ 減免の手続き

区役所に備え付けの減免申請書に、その理由及び被害状況を記し、それを証する書類を添付し申請する。

区 分	減免する範囲			減 免 額
個人の 市民税 (県民税 を含む)	災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が10,000,000円を 超える場合を除く。			全額
	災害により納税者が特別障害者となった場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が10,000,000円を 超える場合を除く。			10分の9
	納税者が 所有する家屋 又は 家財 (その方の居住 に関するものに 限る。) が被災した場合	損害の程度が 10分の5 以上のとき	前年の合計所得金額が 5,000,000円以下であるとき	全額
			前年の合計所得金額が5,000,000円を 超え7,500,000円以下であるとき	2分の1
			前年の合計所得金額が7,500,000円を 超え10,000,000円以下であるとき	4分の1
		損害の程度が 10分の3以上 10分の5未満 のとき	前年の合計所得金額が5,000,000円 以下であるとき	2分の1
			前年の合計所得金額が5,000,000円を 超え7,500,000円以下であるとき	4分の1
			前年の合計所得金額が7,500,000円を 超え10,000,000円以下であるとき	8分の1
固定資産税	土 地	災害による 地形の 変形程度	10分の7以上	全額
			10分の5以上	10分の7
			10分の3以上	10分の5
			10分の2以上	10分の3
都市計画税	家 屋 償却資産	災害による 被害の程度	10分の7以上	全額
			10分の5以上	10分の7
			10分の3以上	10分の5
			10分の2以上	10分の3
			10分の1以上	10分の1

* 減免の事由に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

2 市国民健康保険料【健康福祉局保険年金課】

災害により納付義務者又はその世帯に属する世帯員の居住に係る家屋又は事務所が滅失し、又は著しい損傷を受けた世帯に対し、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱の定めるところにより、保険料を免除する。

(1) 免除

その被害程度に応じて、次表に掲げる期間の期割保険料額を全額免除する。

家屋等の被害程度	滅失又は 7割以上の被害	5割以上 7割未満の被害	3割以上 5割未満の被害
免除期間	12か月以内	9か月以内	6か月以内

3 後期高齢者医療保険料【健康福祉局長寿医療課】

被災した被保険者又は世帯主（以下「納付義務者等」という。）に対し、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「条例」という。）の定めるところにより、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。

(1) 徴収猶予

被災により、納付義務者等が保険料の全部又は一部を一時に納付することとできないと認めるときは、申請に基づき6か月以内の期間を限って徴収を猶予する。

(2) 減免

被災した納付義務者等に対し、条例第16条第1項の規定により被災日の属する月以後6か月のうち、被保険者資格を有する月の月割保険料額を減免する。

4 市介護保険料【健康福祉局介護保険課】

第1号被保険者又はその世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、納付義務者に対し、介護保険法又は市介護保険条例の定めるところにより、申請に基づき第1号被保険者保険料の徴収の猶予又は減免の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。

(1) 徴収猶予

納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することとできないと認める場合、納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期限を限って徴収を猶予する。

(2) 減免

納付すべき保険料の全部又は一部を納付することとできないと認める場合、保険料を減免する。

第6節 リ災証明書の発行【区、消防署】

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので、被災世帯に対してリ災証明書を発行する。

1 発行手続

リ災証明書の交付申請が被害者からあった場合、被災にかかわる調書（確認できないものについては申請者の立証資料）等に基づき、リ災証明書を発行する。

2 証明書発行者

火災に関する被災については、消防署長が証明書を発行する。また、その他の災害（震災・風水害等）による被災については、区長が証明書を発行する。

3 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害の範囲で、次の事項について証明する。

(1) 住家、住家以外の建造の被害

第4部第1章 民生安定のための緊急措置

ア 全壊・全焼

イ 流失

ウ 半壊・半焼

エ 床上浸水

オ 床下浸水

(2) 人的被害

ア 死亡

イ 行方不明

ウ 負傷

(3) その他の物的被害

(本章末資料1 リ災証明書の様式)

資料1 リ災証明書の様式

担 任	係 長	課 長	部 長		

リ災証明書交付願 第_____号

(あて先)川崎市 区長 平成 年 月 日

申請者	住 所	川崎市 区 ()			
	氏 名				
り災年月日		平成 年 月 日	原因		
り災場所		川崎市 区			
		住居 店舗 倉庫 その他 ()			
り災者及び状況	氏 名	性別	続 柄	年 齢	状況(死亡、負傷、行方不明、その他)
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			

り災の程度

人的被害	死亡 人	負傷 人	行方不明 人	
住家等の被害	全壊(焼)	流失	床上浸水	その他
	半壊(焼)		床下浸水 ()	
証明書の用途	損害保険請求 税金の減免 国民健康保険料の減免 国民年金保険料の減免 その他 ()			
調査年月日	平成 年 月 日			
調査員氏名				
備考				
交付年月日	平成 年 月 日	受領者氏名		

り災証明書

川崎市証明 第 号

申請者	住所	川崎市 区 ()			
	氏名				
り災年月日		平成 年 月 日	原因		
り災場所		川崎市 区			
		住居	店舗	倉庫	その他 ()
り災者及び状況	氏名	性別	続柄	年齢	状況 (死亡、負傷、行方不明、その他)
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			

り災の程度

人的被害	死亡 人	負傷 人	行方不明 人		
住家等の被害	全壊 (焼)	流失	床上浸水	床下浸水	非住家浸水
	半壊 (焼)	その他 ()			

上記のとおり、り災したことを証明します。

平成 年 月 日

川崎市 区長 印

第1章 地下街・高層建築物の防災計画

第1節 計画の目的

都市の高密度化により、建築物の大型化・高層化が著しく、市内においても高層建築物が増加している。また、地下の有効利用も図られ、市内では昭和61年に川崎駅東口前に地下街「アゼリア」が建設されたほか、近年では、個々の建物の地下利用も増加している。

しかし、限定された空間に不特定多数の人が滞留する地下街・高層建築物で火災等の災害が発生した場合、濃煙、熱気、ガス等の充満及び避難経路等の不案内な客がパニック状態に陥る等により避難、消防活動が大きく制約され、二次災害の発生等から多数の人命が損なわれる危険がある。また、特定の人々が居住する共同住宅についても年々超高層化が進み、想定される大規模火災等の災害対応が求められている。

このため、この計画では、地下街・高層建築物における災害から市民の安全を確保するため、各機関の取るべき必要な措置を定め、災害の防止及び発災時の被害軽減を図ることを目的とする。

第2節 本章で想定する災害

本章では、以下の災害を想定し必要な対策を講じるものとする。

- 1 地下街での火災・ガス爆発
- 2 高層建築物での大規模火災
- 3 その他地下街・高層建築物での災害

第3節 市内地下街・高層建築物の現況

1 地下街の現況

	名称(住所)	用途	階数	延べ床面積	建設年度
1	アゼリア (川崎区駅前本町26)	店舗 駐車場	地下2階	56,916 m ²	昭和61年

市内の地下街は、川崎駅東口前の「アゼリア」1箇所である。

「アゼリア」は、昭和61年10月1日に、市の都心部を形勢している川崎駅周辺地域の都市再開発事業の一環として建設された。

JR川崎駅東口駅前広場及びバスターミナルの地下に位置し、地下街全体の延べ床面積は56,916 m²であり、日本で3番目の規模を誇る地下街である。なお、公共地下道(広場を含む)の延べ床面積は約13,942 m²で、店舗等の延べ床面積約13,147 m²のほぼ1.06倍である。

建設目的は、駅前広場の立体的な人車分離による交通安全の確保、周囲商業施設と一体となった商業空間の形成による市商業の活性化、駐車場の設置による周辺公共駐車場不足の緩和である。

敷地は、川崎駅東口広場及び道路(駅前本町線、小川町線、市役所通、新川通)の一部からなっており、地表広場は、バス・タクシー・一般乗用車の広場内動線を分離し、利用客の歩行者動線は、公共地下歩道によって確保しているため、駅前周辺の交通輻輳を緩和している。

地下1階には、地表の人車分離の方針のもとに、公共歩道を横断方向(川崎駅に直角)3本、縦断方向4本が設けられている。さらに公共歩道の交差部と端部に6箇所の公共地下広場を設け、地上への直通階段2箇所以上とともに、排煙・採光のための吹抜けを設けて、避難時の拠点としてい

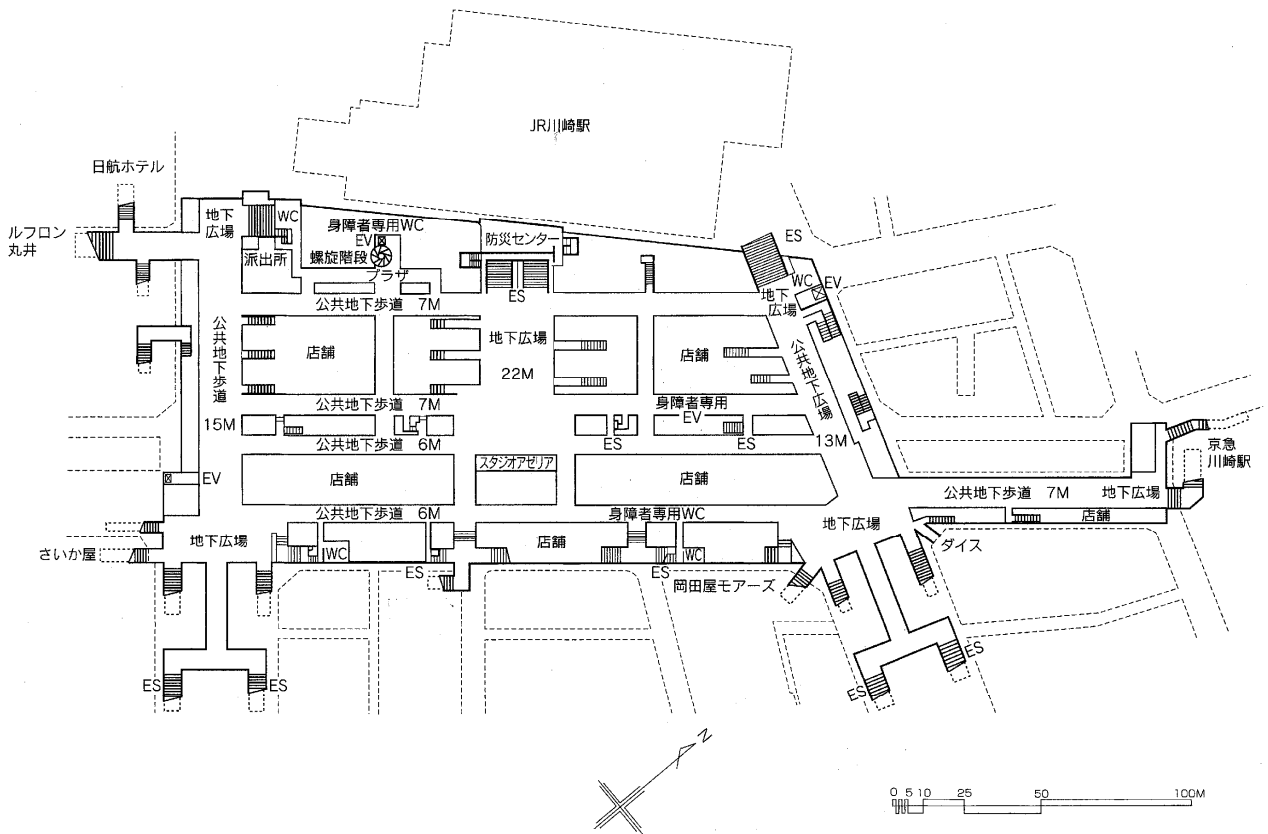
る。現在では近接するさいか屋、岡田屋モアーズ、川崎DICE、川崎ルフロン等の商業施設や、市役所方面、ラッチタデッラ方面を結ぶ地下道の役割を併せ持っており、一大商業ゾーンを形成している。このためアゼリアの防災計画は、連結された近接商業施設等を考慮する必要がある。

敷地内には、地下公共歩道への階段 34 箇所、地下2階駐車場への直通階段 2 箇所及び中央監視室への直通階段 1 箇所、消防隊進入口 5 箇所、吹抜け 13 箇所、給排気塔 32 箇所を設けたほか、川崎駅前歩道南側に警察官派出所 1 箇所を設けている。

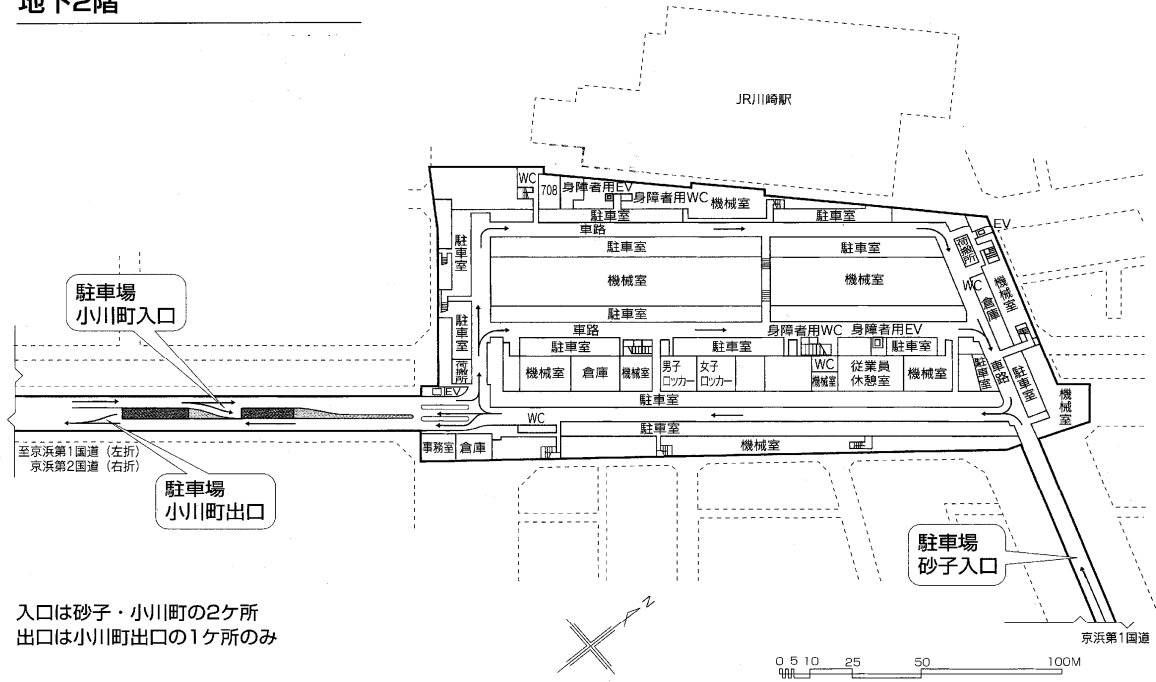
地下2階には、駐車のためのスペース 372 台分を確保し、川崎駅周辺部の駐車場不足に対応するとともに、機械室、管理事務所等を設けている。

利用者は、買物利用客だけでなく、バスターミナルや近隣オフィスへの道としても利用しており、1日25万人以上が通行利用している。

地下1階



地下2階



入口は砂子・小川町の2ヶ所
出口は小川町出口の1ヶ所のみ

2 高層建築物の現況

近年市内では、都心へ通じる交通機関が市内を横断し交通の便が良い等の理由と、土地の高度利用が図られていること等から、共同住宅、商業ビル等の高層建築物が急激に増加している。

特に、JR南武線川崎駅、鹿島田駅、武蔵小杉駅の周辺では、企業工場跡地を利用し、高さ60m以上の大規模な超高層マンションが相次いで建設されている。

とりわけ武蔵小杉駅周辺については、駅前広場、道路等の公共施設を整備改善し、商業・業務・文化交流・都市型居住等の機能が集積した広域的な拠点形成が図られており、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」により川崎駅、新百合ヶ丘駅と並び市の広域拠点として位置付けられている。武蔵小杉駅の周辺地域では民間事業者の開発により高さ60mを超える大規模な超高層マンションが多数建設されており、最大のものは59階建て（高さ200m、約800世帯）である。

第4節 災害予防対策

限定された空間に不特定多数の人が滞留する地下街・高層建築物の災害は、他の一般災害と比較にならない人命危機と防御活動の困難性がともなううえ、パニック現象により二次災害発生危険性も高い。

このため、平素から市及び管理権原者は、適切な防災活動を実施する必要があり、災害の防止及び災害時の被害軽減に努めなければならない。

1 消防機関の事前対策

消防機関は、地下街及び高層建築物の火を使用する設備（器具）の位置、構造及び消防用設備等の維持管理、避難上必要な施設の管理等について立入検査を実施し、不備がある場合は、直ちに関係者に対し指導を実施し災害の未然防止及び火災が発生した場合の被害の軽減に努める。

2 管理権原者の事前対策

管理権原者は、次の事前対策を実施し、災害の未然防止に努めなければならない。

- (1) 防火管理者及び防災管理者（以下「防火防災管理者」という。）の選任、消防計画の作成

消防法第8条及び法第36条第1項において準用する法第8条の規定に基づく管理について権原を有する者は、管理監督的な地位にある者から防火防災管理者を選任するとともに、防火防災管理者は、消防計画を作成しなければならない。

(2) 消防用設備等の維持管理

管理権原者は、消防法第17条の3の3に基づき定期的に消防用設備等を点検し、その結果を消防長に届け出るとともに、消防計画に基づき、自主点検、検査を定期的実施し、適正な維持管理に努めなければならない。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

防火防災管理者は、消防計画に基づき定期的に消火・通報・避難・防災避難訓練及び防災教育を実施するものとする。

(4) 自衛消防組織の即時対応体制の確立

防火防災管理者は、消防計画に定められている自衛消防組織における、各要員の任務の周知徹底を図るとともに、定期的に訓練指導を実施するものとする。

(5) 共同防火管理協議会及び共同防災管理協議会の設置

消防法第8条の2及び消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の規定に基づく管理について権原を有する者は、共同防火管理協議会及び共同防災管理協議会を設置し、防火管理及び防災管理上必要な業務に関する事項を協議して定めなければならない。

3 防災教育・防災訓練

市及び管理権原者は、防災教育・防災訓練を防災の日等あらゆる機会をとらえて実施し、災害の防止及び軽減に努めるものとする。

また、必要と認める場合は、警察・ガス事業者等へ指導を要請し実施するものとする。

第5節 災害応急対策

地下街・高層建築物において火災等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、次の活動を実施し災害の縮小軽減に努めなければならない。

1 地下街・高層建築物管理者の応急対策

地下街・高層建築物管理者は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに状況を把握するとともに、次の事項を実施するものとする。

(1) 関係機関への通報

地下街・高層建築物管理者は、災害が発生した場合は、市、消防機関、警察等に通報しなければならない。

(2) 初期消火活動等

地下街・高層建築物管理者及び関係者は、消防隊等が火災の現場に到着するまで、消火もしくは延焼の防止及び人命の救助を行うものとする。

(3) 避難誘導

地下街・高層建築物管理者は、館内非常警報設備を活用し、館内滞留者及び従業員に対して災害の状況を放送し、併せて安全な避難誘導を行うものとする。

(4) 情報収集及び情報提供

地下街・高層建築物管理者・防火防災管理者は、消防機関が現場到着した場合は、次の事項を積極的に提供するものとする。

- ア 出火点の状況
- イ 初期消火の状況
- ウ 負傷者・避難の状況
- エ 消防用設備の作動状況
- オ 危険物等の状況
- カ その他消防活動上必要な事項

2 消防機関の応急対策

地下街・高層建築物における消防活動は、一般の災害とは異なり、限られた空間で実施するため重大な支障を来すおそれがある。このため、消防機関は、事前計画に基づき、人命救助を最優先にした消火活動等必要な措置を行うものとする。

3 市の応急対策

市は、地下街・高層建築物で大規模火災等が発生したとき、又は被害が拡大するおそれ等の情報を入手した時は、災害の規模に応じて被害を最小限に食い止めるよう必要な措置を行う。

(1) 情報収集体制の強化

(2) 本部等の設置

第3部第1章に基づき災害の規模・状況に応じた活動体制を早期に確立し、応急活動を実施する。

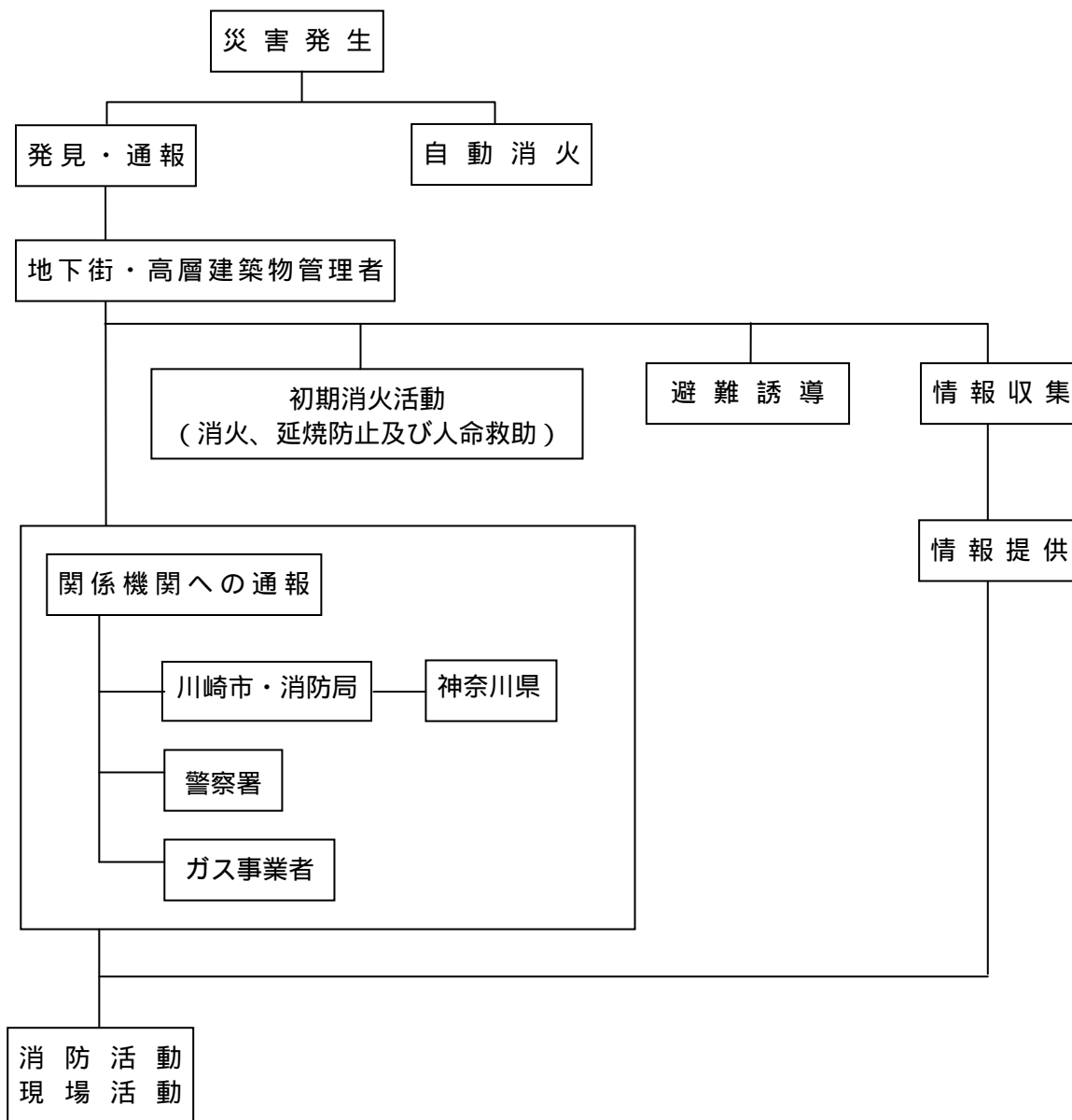
(3) 関係機関への連絡

入手した情報を集約し、関係機関へ必要な対策を要請する。

(4) 応急活動

避難者の保護・応急救護の実施等必要な措置を実施する。

地下街・高層建築物における災害発生時の活動図



- (本章末資料1 地下街の防災規定)
- (本章末資料2 アゼリアの防災設備)
- (本章末資料3 川崎地下街ガス災害保安対策実施計画)

資料1 地下街の防災規定

1 建築基準法における地下街に係る防災規定

法 = 建築基準法 令 = 建築基準法施行令

項 目		内 容
避難 施設	歩行距離	居室から地下道までの距離 30m (令128の3条)
	避難階段等 (地下道)	耐火性能 - 耐火構造 巾 員 - 5 m 天井高 - 3 m 内 装 - 下地、仕上共不燃材料 地上に通ずる直通階段までの距離 30m末端の巾員の合計 は地下道の巾員以上 直通階段の幅員 140cm 非常用の照明設備：有 (10ルクス) 排煙設備 : 有 排水設備 : 有 (以上令128の3条1項)
排煙設備		居室の床面積 > 200㎡の場合設置 (令126の2条)
非常用の照明装置		居室には設置要 (令126の4条)
内装制限		準不燃材料 (令129条3項)
防火区画		100㎡以内毎の面積区画 (令128の3条5項、令112条5、6、7項) 各構えと地下道との防火区画 (令128の3条3項) 各構えと各構えとの防火区画 (令128の3条2項)

2 消防法における地下街に係る防災規定

法 = 消防法 令 = 消防法施行令

項 目		内 容
防火 管理	防火管理 (防火管理者の設定等) 共同防火管理	収容人員が30人以上 (法8条、令1条3項) 消防庁又は消防署長が指定するものは必要 (法8条の2)
	防災規制	対 象
消防 用 設 備 等 の 設 置	違反設置義務	対 象
	消火器具	全て必要 (令10条)
	屋内消火栓設備	延べ面積が 150㎡以上 (令11条)
	スプリンクラー設備	" 1,000㎡以上 (令12条)
	自動火災報知設備	" 300㎡以上 (令21条)
	非常放送設備等	全て必要 (令24条)
	避難器具	不要 (令25条)
	誘導灯	必要 (令26条)
	排煙設備	延べ面積が1,000㎡以上 (令28条)
	連結散水設備	" 700㎡以上 (令28条の2)
	連結送水管	" 1,000㎡以上 (令29条)
非常コンセント設備	" 1,000㎡以上 (令29条の2)	
無線通信補助設備	" 1,000㎡以上 (令29条の3)	

資料2 アゼリアの防災設備

1 基本方針

アゼリアの地震防災計画は、地下街の公共性を考慮し人命尊重を安全の基本とするとともに、各種の事態を想定しつつ、次の4項目を防災計画の基本項目としている。

人命尊重、人身事故の防止。

平面計画の明快さを追求し、安全な骨格を構成する。

明快な平面計画に合致する有機的な設備システムとする。

設備システムと人的要素の組合せにより効果的なマン・マシン・システムとする。

2 防災計画概要

アゼリアの構造及び設備は、建築基準法・消防法その他関係法令の規定に準拠するほか、前項にのべた基本方針を十分尊重し、更に高度な安全性を確保するため次のとおり防災施設が計画されている。

(1)広場の設置

公共地下道のすべての部分から50m以内の位置に、他と防煙区画された防災上有効な広場を設置する。広場は要所に吹抜けを設け、採光・排煙に対処している。また、地表に通じる2箇所以上の階段を設置する。

(2)公共地下歩道の安全

単純明快な動線計画とし、すべての部分から30m以内の位置に地表への直通階段をもうけて、災害時における避難を容易にする。避難に要する時間は、日本建築センター編「建築防災計画指針」を準用しての計算により、総避難時間を210秒以下におさえている。歩道・広場・梁・及び床板は、建築基準法及び建設省告示に定める耐火性能を有する材料を使用する。

(3)駐車場の安全計画

地下2階からは、地下1階を経ず、直接地上に通ずる直接避難階段を設置する。また、地下2階から地下1階への階段は、すべて前室付の階段とする。

(4)店舗の安全計画

店舗は地下1階に限定し、原則として床面積200㎡以内ごとに耐火構造の壁で区画し歩道・広場等に面する部分は、防火・防煙性能を有する防火扉・シャッターにより区画する。シャッターは、避難に支障を来さないよう2段降下式とする。

(5)防災センターの設置

地下街の諸設備の集中監視と制御を行い、災害にあたっては、その早期発見と防災活動を迅速・正確・有効に統括するために、防災センターを設置する。

(6)消防用設備の概要

ア 排煙設備:自然排煙設備・機械排煙設備・防排煙制御設備

イ 消火設備:屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・消火器・ハロゲン化物消火設備等・泡消火設備・フード等用簡易自動消火設備

ウ 警報設備:自動火災報知設備・非常警報設備(非常ベル・非常放送設備・非常電話設備)・ガス漏れ火災警報設備

エ 避難誘導設備:誘導灯・誘導標識・非常照明

オ 非常用電源設備:自家発電設備・蓄電池設備

カ 消火活動上必要な施設:連結送水管・非常コンセント設備・無線通信補助設備・防火水槽・消防隊進入口

キ その他の防災設備・監視テレビ設備・漏電警報設備

(7)ガス安全対策

ガス器具は安全性の高い、立ち消え安全装置付器具を設置するとともに次のような安全対策を施す。

緊急遮断弁・業務用自動ガス遮断装置・ガス用通気管設備

(8)地震時等の対応

放送設備システムと従業員教育の組合せにより、歩行者、店内客及び従業員の安全な誘導システムを確立する。

(9)出水時の対応

浸水に対しては、必要により地表出入口・地下2階電気関係諸室等に防潮扉を設置し地下街への浸水を防止する。

3 防災センター

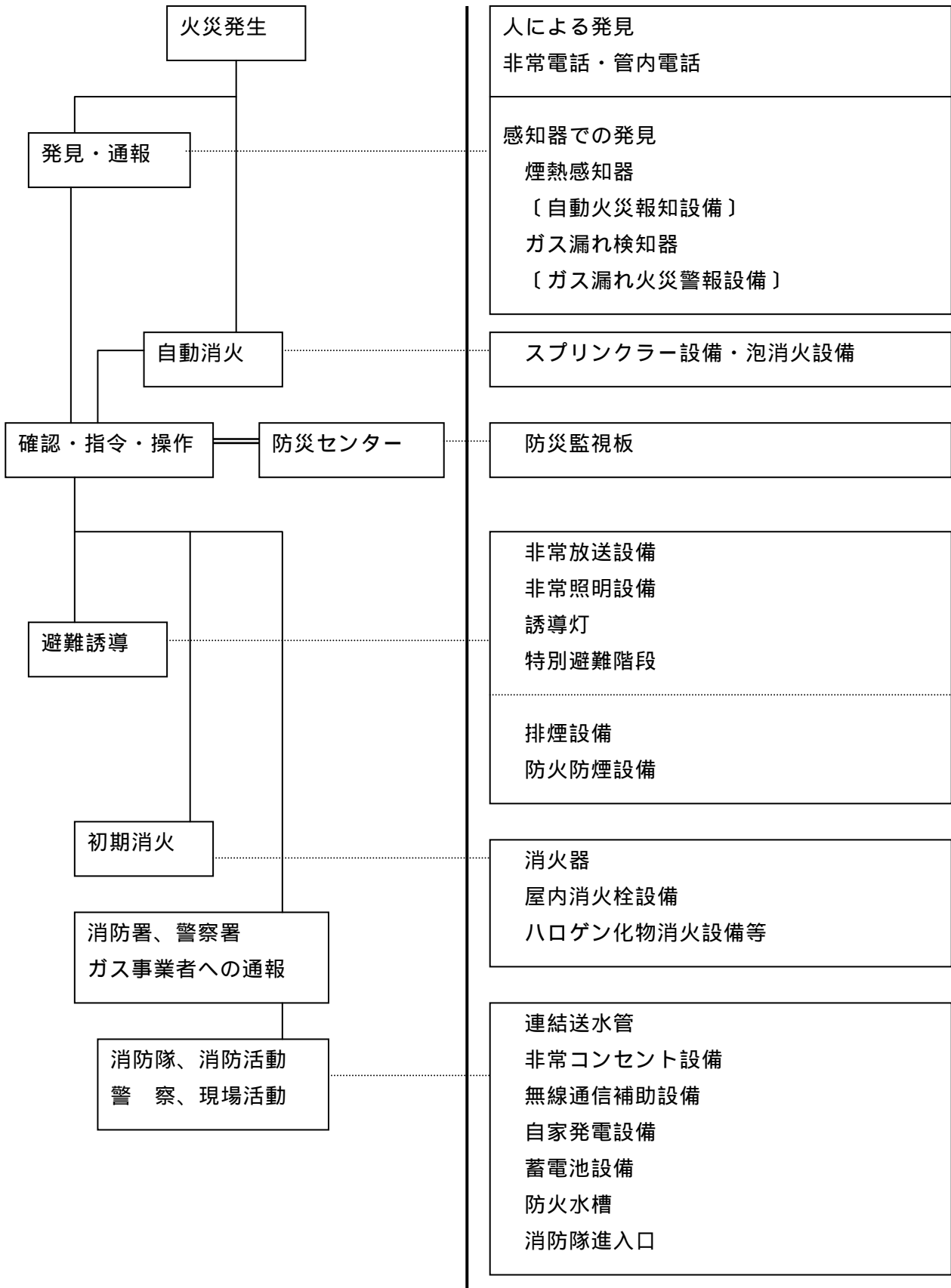
防災センターは、平素の防災管理に有効な中央部に配置され、専用の直通階段により、災害時の消防隊等の安全・迅速な出入が確保できるように配置する。

防災センターには、各種防災設備の有効な監理運転を安全・確実にを行い、かつ、その他の電気・機械設備を集中管理することにより、運転・保守管理業務の省力化を図るため中央監視板を設置する。

4 消防活動のフローと設備

(フロー)

(設備)



5 ガス設備の安全対策

ガス設備は、次の基本的な考え方にもとづいて計画されている。

- ア ガスの使用箇所を限定する。
- イ ガス漏れを防止する。
- ウ ガス漏れが発生しても早期に対策が講じられる設備を設ける。
- エ その他

(1)ガス使用箇所の限定

ガスを使用する場所、飲食店の厨房内に限るとともに、限定した区域内に集中配置する。

ガスを使用する店舗には、各店舗ごとに安全確認弁を設置し、営業時間外は弁を閉じてガス漏れを防止する。また、防災センターにおいて、各店舗ごとに安全確認弁の閉鎖状態が確認できるようにする。

(2)ガス漏れ防止対策

ガス燃焼器は金属管、金属可とう管を用いてガス栓に接続する。移動式燃焼器はゴム管にて接続するが、この時のガス栓は、過流出安全弁を内蔵したものを使用することを義務づける。

燃焼器は、原則として立消え防止装置付きのものを使用する。

ガスの引込みにあたっては、専用のパイプ・シャフトに引込み、配管ルートを単純化して、日常の点検を容易にする。天井などの隠蔽部分に配管する場合も、要所に点検口を設けて保守点検を容易にする。

(3)ガス漏れ発生時の対応

防災センターで常時監視することができるガス漏れ(火災)警報設備を設置している。

緊急の場合、防災センターでガスの供給を遮断できる緊急ガス遮断装置を、防火区画をさけた遮断装置室に設置する。

(4)地震時の対応

大規模地震時におけるガス供給の遮断を確実にするため、感震器を設置し、250gal以上の振動を感じると、緊急遮断弁が閉止し、その作動表示と警報を防災センター監視盤上で行う。また、200gal以上の地震で、各店舗内に設けられた業務用自動ガス遮断装置により、ガスを遮断する。

資料3 川崎地下街ガス災害保安対策実施計画

川崎アゼリア株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、川崎市地下街消防計画第5章「ガス災害対策」(以下「消防計画」という。)の規定及び神奈川県地下街等安全対策協議会で定める「地下街等安全対策推進計画」(以下「推進計画」という。)の基本方針に基づきガス災害の予防、応急対策について必要な事項を定めるものとする。

(関係機関の指導及び協議等)

第2条 川崎アゼリア株式会社(以下「会社」という。)は、川崎地下街(以下「地下街」という。)のガス保安対策にあたり、ガス事業者、建築行政機関、消防機関、警察等と連絡協議を図り、その指導を受けて有事に際し即応体制の万全を期さなければならない。

(適用範囲)

第3条 この計画は、地下街のガス施設、設備等についての技術者及びガス取扱いに従事する者並びに地下街に出入りするすべての者に適用する。

第2章 地下街の現況

(地下街の規模)

第4条 地下街の構造は、鉄筋コンクリート造・地下2階、延面積56,916平方メートルであり、平素の防災管理に有効な地下1階の中央部に防災センターを設置し、地下1階は店舗153店、地下2階は公共地下駐車場(372台収容)となっており、その施設概要は次のとおりである。

(1)地下1階(店舗等)

公共地下歩道	11,354 m ²
階段	2,588 m ²
店舗	10,706 m ²
防災センター・荷捌所等	2,441 m ²

(2)地下2階(駐車場等)

駐車車路・車室	15,301 m ²
機械室	7,796 m ²
事務室その他	4,017 m ²

(防災施設、設備等)

第5条 地下街の防災施設、設備等は、関係法令に基づき防火、防煙区画をはじめ推進計画第2章「表2・地下街の概況」に示された消防用設備等全てを備え、地下街の公共性を主眼として、火災、地震、爆発等の災害発生に対し、人命尊重、人身事故防止に最大の安全策を講じているものである。

第3章 災害予防計画

(施設整備計画)

第6条 会社は、ガス事業者と協力して法律で義務づけられているもののほか、次のガス保安施設を整備するものとする。

(1)緊急ガス遮断装置(遠隔操作)の設置

緊急ガス遮断装置は、防災センターで遠隔操作し、ガス漏れ等緊急の場合は、直ちに遮断する。

(2)路面におけるガス遮断装置(現場操作)の位置標識

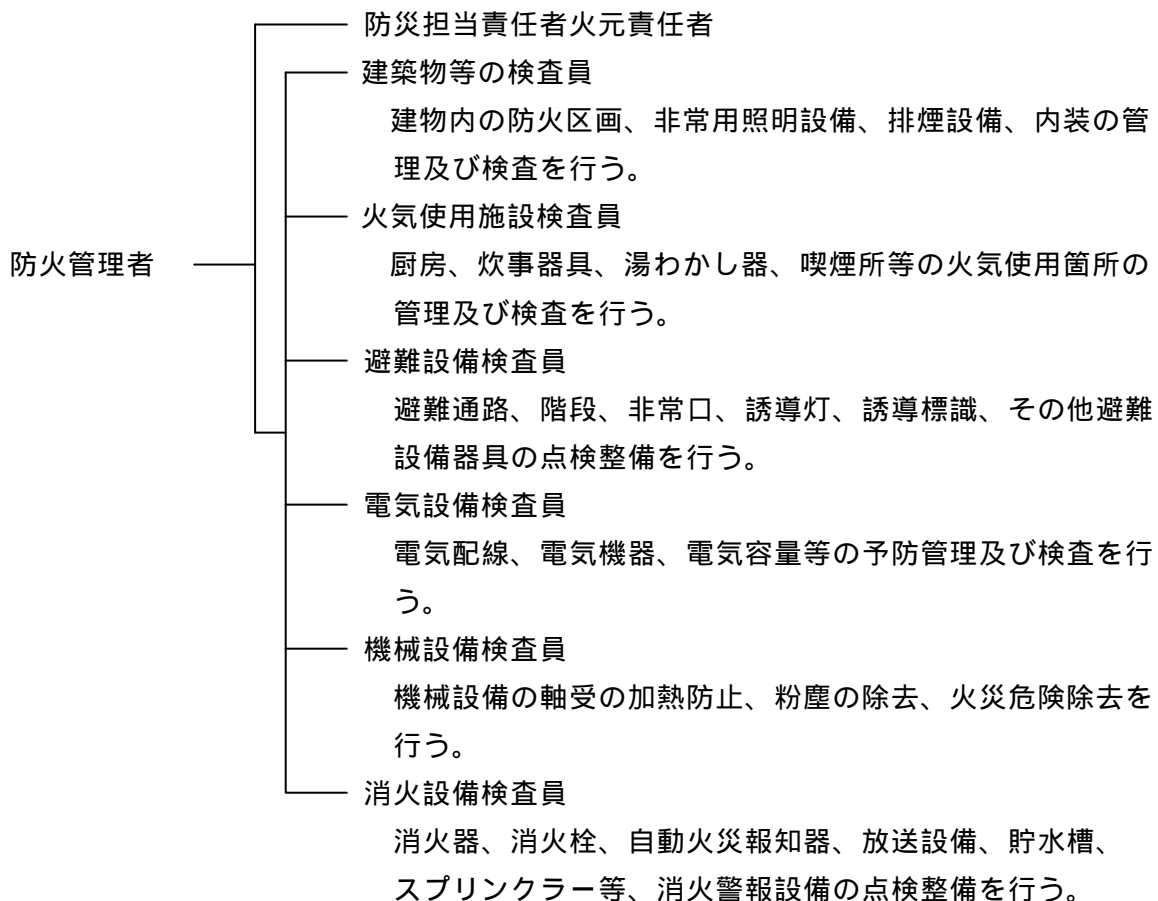
ガス事業者は、ガス事業者が器具を用いて手動操作のできる路面におけるガス遮断装置(以下「ガス遮断装置」という。)の位置標識を地下街の実情に合わせてガス遮断装置設置場所に必ず明示しなければならない。

(3)前号の標識によって、明示されたマンホール上での駐車禁止に付いての必要な手続きはガス事業者が警察へ申し出て、その措置を受けるものとする。

(点検管理計画)

第7条 会社は、ガス施設、設備等の点検管理を適正に行うため、防火管理者のもとに、防火担当責任者、火元責任者を定めるほか、建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査員を置くものとする。

(1)点検検査員の任務は、次のとおりとする。なお、地下街においては、消防計画に基づき、各店舗ごとに防火責任者をおくとともに、地下1階の店舗153店を7地区にわけ、地区毎に防火責任者をおき、さらに、この7地区及び地下2階地区にそれぞれ自衛消防組織を編成するものとする。



(2)火気使用時の遵守事項

火気を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ア ガスコンロ、電熱器等の火気使用設備器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
- イ 器具類に付属する各種安全装置の作動及び消火器の機能は、常に確認すること。

- ウ 火気施設器具の周囲に可燃物等不必要なものがないことを確認してから使用すること。
- エ 火気施設器具の使用後は、必ず点検し、器具及び周囲の安全を確認すること。
- オ 指定場所以外での喫煙はしないこと。
- カ 終業後は、吸殻入れを所定の場所に集めること。

(3)火気使用の制限

火気使用は、次の事項について指定または制限するものとする。

- ア 地下街の増改築、模様替え等の工事により、指定場所以外で臨時に火気(溶断、溶接その他の裸火等)の使用又は塗装、消毒、その他火災発生のおそれのある物品の使用若しくは可燃性ガスの滞留のおそれがある作業等を実施する場合には、火元責任者又は工事請負者等関係者は、事前に川崎地下街管理規則(以下「管理規則」という。)第41条の規定により地下街の承諾を受けるとともに消防法に基づき防火管理者は、これを所轄消防署長に報告し取扱上の指導を受けること。
- イ 危険物の搬出及び危険物関係施設、火気使用設備器具の設置又は変更(機種、配管径及び経路、数量等の場合も前記「ア」に準じて取り扱うこと。)
- ウ 催物の開催及び同会場での火気使用の場合も前記「ア」に準じて取り扱うこと。

(4)ガス施設等の自主検査

自主検査については、主として次の点検を行うものとし、確認結果については川崎地下街管理規則第20条に定める安全確認報告書を会社に提出しなければならない。この場合の点検者は、その結果を台帳に記録するとともに、防火管理者に報告し、防火管理者は各点検結果をとりまとめ、これを管理権限者に報告するものとする。(別紙1)防火管理者は、各点検報告に基づく不備欠陥があった場合は、使用の停止若しくは直ちに補修、取替え等の改善措置を講ずるものとする。ただし、取替え工事等を実施する必要がある場合で経費的、期間的、手続的に早急な改善が困難なものについては、改修計画をたてるなど、適切な措置を講ずるものとする。

ア 点検事項

(ア)始業点検

- A ガス栓及び器具栓の閉鎖確認
- B メーターコック開栓前のガス臭気の確認
- C 点火時は確実に着火しているかを確認
- D 器具の周囲に可燃物が接近していないかを確認
- E 給排気設備の確認

(イ)終業点検と安全確認

- A ガス栓、器具栓及びメーターコックの完全閉鎖の確認
- B ゴム管外れのおそれがないかを確認
- C 電気器具のスイッチ、コンセントの確認
- D 火種の処理(吸殻入れ等)の確認

(ウ)その他随時点検

- A 老朽ゴム管の取替え及び安全バンドの確認
- B 不使用のガス栓のゴムキャップの有無及び閉止状態の確認(常時不使用のガス栓は、プラグ止めとする。)

(5)火災予防の為の巡回

保安要員等による火災予防のための巡回は、次の事項について指導確認すること。

ア 昼間の巡回

- (ア)指定場所以外での喫煙者の指導
- (イ)火気使用場所での可燃物管理の指導
- (ウ)火気使用地区外での火気使用の指導

イ 夜間の巡回

- (ア)商品等可燃物管理状況(店舗内から公共通路へ商品が出されていないか、防火シャッター等の下に荷物、商品が置いてないか等)
- (イ)閉店後の各店舗等の使用機器の再点検と「安全確認報告書」の確認

(ガス事業者の法定点検)

第8条 会社は、ガス事業者が行う法定点検のための地下街へのガス供給に係わる導管(内管)の漏洩検査及び地下街に設置された緊急遮断装置の機能点検を1年に1回以上受ける。

(各関係機関の共同点検)

第9条 会社は、必要に応じ、建築行政機関、消防機関、ガス事業者等と相互に連絡を図り、これら関係機関の協力を得て関係諸施設、設備等を次の点検内容に基づき、共同点検を受けるものとし、点検の結果、不備、欠陥が発見された場合は、速やかに是正措置を行わなければならない。

(1)ガス使用設備、器具の維持管理状況については、緊急ガス遮断装置及び路面ガス遮断装置(以下「緊急ガス遮断装置等」という。)、警報機の設置及び接続部の状態を含めた点検

(2)建築行政機関が行う立入検査

避難通路、階段、非常口及び防火区画、非常用の照明設備、排煙設備、内装等の防災施設の維持管理についての点検

(3)その他防災上、必要な点検

(消防機関の立入検査)

第10条 地下街は、不特定多数の顧客が出入りする施設であり平素から適切な防火管理を当然行うほか、消防機関が行う火気使用設備器具、施設、消防用設備等の維持管理、避難誘導設備等、妨害物件の有無その他について立入検査による直接の指導を受けるものとする。特に、人命の安全が極めて重要であり、不備欠陥事項についての是正は速やかに行わなければならない。

(教育訓練・後方計画)

第11条 地下街におけるガスに対する教育は次のとおり行う。

(1)会社社員及び各店舗の責任者並びにその従業員等(以下「従業員」と言う。)に行う教育の実施時期、実施内容及び実施方法

ア 実施時期

- (ア)春・秋の火災予防運動期間中
- (イ)防災の日
- (ウ)新規従業員の入社時及び各店舗の責任者等の変更時
- (エ)ガス器具等の機種・使用変更時
- (オ)消防計画の修正時
- (カ)その他必要と認められるとき

イ 実施内容

(ア)ガス関係事項

- A ガスの性状及び爆発の要件等
- B ガス器具の取扱い方法及び使用時の留意事項
- C ガス漏洩時の措置事項
- D ガス漏れ火災警報設備等の機構及び機能
- E ガス漏洩検知器等の取扱方法
- F 緊急ガス遮断装置等の位置及び位置標識の周知徹底
- G 緊急ガス遮断装置等閉止後のガス施設の取扱い

(イ) その他、防災上必要な事項

- A 防災管理機構の周知徹底
- B 防火管理上の遵守事項
- C 防火管理に関する従業員各位の任務及び責任範囲の徹底
- D 安全管理等に関する基本的留意事項
- E 消防計画の周知徹底
- F 消防用設備等の取扱基準

ウ 実施方法

(ア) 地下街の全従業員に行うもの

- A 各店舗ごとに行う教育
- B 会社が従業員等に行う教育
- C 始業時・連絡会等を利用した教育
- D 社内報・掲示物・回覧・通知等の文書を利用した教育広報

(イ) 各店舗の責任者に行うもの

- A 講演会への出席等の措置による、各店舗責任者への個人教育
- B 各店舗責任者を集めて行う講演会等の開催
- C 防災センター及び各店舗責任者を集めて行う防災検討会の開催
- D 災害事例研究会
- E 回覧・通知文書等による周知徹底

(2) ガス事業者が行う教育

ガス事業者及びその協力を得て会社が行う防災知識の啓蒙を図る講演会等その時期実施内容

ア 実施時期

春・秋の火災予防運動期間等

イ 実施内容

(ア) 講演会の実施

(イ) 「ガス保安の手びき」等の文書の発刊

(ウ) 点検時期等における口頭による教育

(エ) ビデオフィルム等による教育

(オ) 講師の派遣

(3) 消防機関が行う教育

消防機関が行う従業員に対する防災教育

ア 消防関係法令を基本としての消防計画

イ 火災予防上の遵守事項

- ウ 従業員各自の任務及び責任、安全な作業等に関する基本的事項
- エ 震災対策に関する事項
- オ 防火についての知識の啓蒙
- カ 災害発生時の迅速適切な活動

(訓練)

第12条 地下街におけるガス災害に対する訓練は、次のとおり行う。

(1)会社が行う訓練

地下街の訓練の実施時期及び実施内容については、概ね次によるものとする。

会社は、春・秋の火災予防運動期間中及び防災の日等あらゆる機会をとらえて実施し、総合訓練は、少なくとも年1回以上とし個別訓練は実情に応じ各種訓練を行う。また、訓練の実施にあたり、必要と認める場合は、ガス事業者・消防機関及び警察への指導を要請する。

ア 個別訓練実施内容

(ア)ガス漏洩想定訓練

- A 通報及び伝達
- B ガス漏洩に伴う緊急措置(緊急ガス遮断装置の閉止等実施困難なものは図上若しくは模擬訓練)

(イ)消防機関・警察等への情報提供訓練

- A 消防隊誘導訓練の実施(必要により消防機関の指導をうける。)
- (A)消防隊到着時における火災状況・人命救助の要否・危険物の在否等消防活動に必要な情報の提供及び消防隊の火災現場等への誘導
- (B)消防隊等の現場指揮本部に提供する地下街に関する書類(図面等)の確認
- B 警察部隊誘導訓練の実施は、前記Aに準ずる。

(ウ)初期消火訓練

- A 従業員による消火器等の取扱い
- B 自衛消防隊消火班による集合及び屋内消火栓等の取扱い
- C 防災センター等によるスプリンクラー等の取扱い

(エ)通報訓練

A 消防機関への通報訓練

電話又は直通回線等による出火場所(例・訓練、川崎地下街北一番街00店が火事です等)、及び人や建物の被害状況の正確な通報

この訓練は、事前に消防機関と連絡を図り、通信施設(火災専用電話119番)の使用及び訓練の実施内容総て承認を受けて行うものとする。

なお、実火災の場合を除いて訓練の場合における消防機関の通報は、すべて通報の際に「訓練」の用語を「冠称」するものとする。

B 防災センターへの通報訓練

出火場所(例・訓練、南四番街 店が火事です等)及び被害の状況等を電話又は口頭(大声)による正確かつ敏速な通報

この場合も、訓練のときは必ず火災通報の前に「訓練」の用語を「冠称」することを忘れてはならない。

C 地下街全域への非常放送訓練

地下街全域への非常放送訓練は、混乱を起こさない用語で「訓練火災」の状況を的確に知らせる。

この場合、来店者及び公共通路の歩行者等に「訓練火災」の状況を伝え、その状況に応じて、訓練内容等を速やかに正確に伝えて、「実火災等」の発生の場所に対応できる非常放送訓練の実効を挙げるものとする。

この放送訓練における訓練用語の「冠称」は、前記 A、B と同様、必ず「訓練」と付けること。

(オ)避難訓練

避難訓練の実施内容は、消防計画第3章「自衛消防活動対策」第17条(避難誘導要員の任務)で定める避難誘導方法と併せて、次の要件を含み訓練を行うものとし、実火災等災害発生時の対応は、当然、消防計画及びこの実施計画の要領によって、避難誘導を行うものとする。

- A 避難は、エレベーター・エスカレーターを利用せず、公共地下広場(中央広場ほか5箇所)を大量避難場所の第1次避難場所とし、以後火災等災害の状況を判断して、安全かつ迅速に公共地下広場及び地下公共地下歩道から地上へ通ずる直通階段を利用して、屋外の安全な場所へ避難誘導の徹底を図るものとする。
- B 地下街の地下1階(店舗153店)を第1地区から第7地区に分割(一つの地区の店舗数は、概ね、20店から30店単位とする。)して、その区域ごとに避難誘導員を適性に配備し、正確な避難誘導の体制を確立する。
- C 出火点直近及び延焼危険のおそれある場所の防火戸、防火シャッター、窓等の開口部は内部の要避難者を確認の上、直ちに閉鎖し、更に防火、防煙ダンパー、排煙設備等の操作を行い延焼範囲を最小限に食い止め、避難路を確保する。
- D 二次災害の防止及びこれに備えて、非常用電源等の取扱いに注意し、避難誘導を行うこと。

(カ)救出救護訓練

救出救護訓練の実施内容は、概ね次の要件を含むものとし、実施にあたっては、消防機関に要請し、救急隊による直接の指導を受けて行うものとする。

- A 止血法及び包帯、三角巾の使い方
- B 運搬法(人体搬送、応急担架の作り方)
- C 負傷者の搬出及び応急救護の要領

(2)ガス事業者が行う訓練

会社は、ガス事業者が地下街を対象として行う訓練の場合、ガス事業者の訓練実施要領に従い、この訓練に参加する。この場合、地下街はガス事業者と事前連絡を密にして、訓練の成果が挙がるよう努める。

(3)消防機関が行う訓練

会社は、消防機関が地下街を対象として行う訓練の場合、消防機関の訓練実施計画に従い、その指導を受ける。この場合、会社は消防機関と事前連絡を密にし必要に応じてガス事業者・警察等の協力を得て訓練の実効挙揚に努めるものとする。

(広 報)

第13条 ガス災害による事故防止は、平素からの広報活動が最も重要であり、地下街は次により

その広報に務め、ガス事業者が行う広報に対しては、これに協力するものとする。

(1)会社が行う広報

ア 街内放送(地下街全域)

火災予防等の徹底を期するため、一般放送等を利用し、実情に応じ季節に適応した内容で来店者及び公共地下歩道等の通行者に対し、防災意識の高揚を図るものとする。

実施内容(実例)

「アゼリア」では地下街での喫煙は、火災予防上固く禁じられております。どなたさまもおたばこは、定められた喫煙所をご利用下さい。

「アゼリア」へご来店のお客様に申し上げます。只今、春・秋の全国火災予防運動が行われております。どなた様も火災予防にご協力下さい。

「地下街」での火災の発生あるいは、地震が起きたときは、係員が誘導いたしますので、落ち着いて係員の指示に従いますようお願いいたします。

イ ポスター・パンフレット

防火思想の普及を図るため、火災予防運動ポスターを掲示するほか、川崎地下街共同防火管理協議会で作成発行のポスター・パンフレットを併せて掲示するものとする。

ウ 案内板

地下街の避難・誘導設備等は、消防法に従い所定の位置に設置され、案内図は、避難通路・階段等を明記したものを、要所に掲示するものとする。(別紙2)

(2)ガス事業者が行う広報

会社は、ガス事業者が行うガス爆発等の火災防止のための広報及び災害時の措置に関する広報活動に対し、積極的に協力するものとする。

第4章 災害応急計画

(地下街の対策)

第14条 会社は、ガス事故等災害情報の対策に万全を期し、関係機関と密接な連絡を図り、これに即応しなければならない。

(1)関係機関への通報

次の場合は、速やかに消防機関、警察及びガス事業者へ通報するものとする。

ア 爆発があった場合

イ 配管の破損等により、ガスが漏洩している場合

ウ ガス臭又はガス漏れ警報設備等により、ガス漏れを感知した場合(原因が明白で軽微な場合を除く。)

(2)従業員との連絡

ガス事故発生の場合は、防災センターへ通報するとともに事前に定めてある連絡系統により、従業員への状況の周知を図るとともに従業員からの情報の収集を円滑にするためガス事故連絡系統を確立しておくものとする。(別紙3)

(3)地下街利用者への広報

ガス事故発生の場合は、放送設備を利用して、地下街全体に正確な情報を伝え、来店者及び公共地下歩道の通行者に対して、混乱防止の万全を図るものとする。

また、地下街は日常、放送設備を利用して、必要な情報を正確に広報するよう努める。

(4)情報収集及び情報提供

ガス漏れ等事故発生を覚知した場合、正確な情報は先ず防災センターがガス事業者、消防機関、警察等へ速報するものとする。その措置は次の要領により適切に行うこと。

- ア ガス漏れの場所(位置)、範囲、時間、経過及び濃度
- イ ガスの提供停止状況
- ウ 火気使用設備等の使用停止及び電路遮断状況
- エ 避難誘導の状況
- オ 爆発又は火災が発生した場合、その場所及び人的、物的被害の状況
- カ 危険警戒区域等設定の有無及び人員の掌握状況
- キ 建物概要図又は建物等設備の設計図等の準備

(消防機関・警察及びガス事業者の対策への対応)

第15条 地下街は、ガス漏れ等ガス災害が発生した場合、消防機関、警察及びガス事業者等のそれぞれの対策に従い、これに対応できる態勢を平素から整えておくものとする。

(災害防御計画)

第16条 地下街は、災害防御に即応するため、次の対策を講じなければならない。

(1)ガス漏れを覚知した場合は、直ちに消防機関、警察及びガス事業者に通報するとともに、次の措置を行う。ただし、原因があきらかで、極めて小規模なもので、かつ、地下街が直ちに措置できるものをのぞく。

ア 集中監視盤(防災センター)により覚知した場合

受信機の表示等・ブザー等を確認し、異常事態の現場を区域図で確認し、更に通信施設等による連絡のほか、保安要員が現場へ急行してこれに対処する。

イ 検知器により覚知した場合

表示灯点灯やブザー発報した場合は、直ちに電話や駆け込みで防災センターへ速報する。

防災センターでは、保安要員が直ちに、これに対処する。

ウ その他の方法により覚知した場合

ガス臭及び音により覚知した時は、直ちに電話や駆け込みで防災センターへ速報する。

(2)自衛消防隊員の配備

自衛消防隊員は、爆発により消防機関へ通報する事態が発生した場合は「消防計画」に基づく組織により、通報連絡、消火、避難誘導及び救護等各地区隊の編成によって、各任務分担ごとの行動をとるものとする。

(3)ガス濃度の測定

地下街において、ガス漏れ若しくはその疑いがある場合は、ガス漏れ検知等により徹底調査を行う。なお、地下街の休日または閉店後であっても、原因究明のため、立入り調査を行うものとする。

ア 調査事項

(ア)ガス濃度

(イ)ガス濃度の分布状況及び漏洩範囲

(ウ)その他必要な事項

イ 措置事項(必要に応じて下記事項を行う)

(ア)ガス器具栓、ガス栓、メーターコックの閉止

(イ)その他必要な事項

(4)緊急ガス遮断装置の閉止

緊急ガス遮断装置の閉止についての取扱い要領は、次の方法によって行うものとする。

ア ガス漏れを検知器及び係員等が確認したときは、手動で閉止する。

閉止の判断基準の例

火災が延焼拡大中であるとき

既に爆発事故があつて、ガス配管が損傷している可能性があるとき

広い範囲にわたつて、ガス臭があり大量のガス漏洩の疑いがあるとき

大地震が発生し、ガス設備に多大の損傷の恐れがあるとき

ガス事業者又は消防機関から閉止の要請があつたとき

その他災害の発生のおそれがあるとき

イ 閉止を行った場合は、直ちにその旨を関係者(ガス使用者・ガス事業者・消防機関等)へ確実に通報する。

ウ いったん閉止した緊急ガス遮断装置は、ガス事業者以外絶対に操作しないこと。

エ 緊急ガス遮断装置等の設置概念図(別添1、別添1-2)

(5)火気使用禁止

ガス漏洩等事故発生の場合は、次の事項を厳守しなければならない。

ア 火気使用器具

ガス器具や電気コンロ工事用のトーチランプ、溶接機器等一切の裸火の使用を禁止する。

イ 煙突

地下街における煙突を禁止する。

ウ 電気系統

電灯類、電動シャッター、携帯拡声器や無線機等で、火花を発生おそれのあるものは、使用を禁止する。(防爆型は可)

(6)ガス拡散防止及び排除

ガス拡散防止及び排除については、地下街における設備、施設等の実態に応じて、次の措置を行うものとする。

ア 災害の規模、範囲に応じて、出入口等の開放と空調設備の運転停止

イ 自然排気筒の開放又は機械排煙を行う。この場合、排煙経路等に火花をだすおそれのないことを確認した上で運転しなければならない。

ウ 災害の規模、実情に応じて隣接の区域では、防火シャッター、防火扉を閉めて漏洩ガスの侵入を防ぐこと。

エ 排気筒から出た漏洩ガスによる二次災害(引火爆発、中毒等)の防止を図ることが極めて重要である。

(ガス事業者の対策)

第17条 ガス事業者は、ガス漏れ等の災害発生に対しては独自の災害防御計画による。この場合地下街は災害状況により、ガス事業者の計画に併せて対処するものとする。

(消防機関の対策)

第18条 消防機関は、ガス漏洩事故等発生に対しては、独自の災害防御計画による。この場合、地下街は災害状況により、消防機関の指示に従い適切な行動をとるものとする。

(警察の対策)

第19条 警察は、地下街のガス漏洩等発生時には、消防機関及び地下街、ガス事業者等と連携して応急対策を行うものとする。

(ガス漏れ等に係る各機関活動図)

第20条 地下街のガス漏れ等発生時における各機関の活動は、次の活動図を基本とする。

- (1)地下街活動図(別添2-1)
- (2)ガス事業者活動図(別添2-2)
- (3)消防機関活動図(別添2-3)
- (4)警察活動図(別添2-3)

(避難誘導計画)

第21条 地下街は、避難計画と利用者の避難誘導體制の万全を期するため、平素(日常)から地下街全体の避難口、避難階段、避難設備等消防用設備の設置場所等の広報に努めるものとする。

2 防災センターは、火災等の災害発生時に利用者が効果的に避難できる情報を地下街全体に広報してその徹底を図る。

3 従業員は、火災発生時には、消防計画に基づき消火、通報及び避難誘導等の活動を適切に行い、万全を期するものとする。

4 従業員に対する訓練は、前記災害発生時に対応するため、春・秋の火災予防運動等を通じて機会のあるごとに消防計画に基づき部分訓練及び総合訓練を実施するものとする。

(1)消防機関へ通報する事態が発生した場合は、ガス漏れが発生した場所及びその周辺を優先的に避難させ、その他隣接地域は、ガス濃度、範囲等の状況を判断して、避難の指示をするものとする。この場合、次の事項に留意すること。

ア 地下街(通路)の曲がり角及び地上へ通ずる階段付近に誘導員を配置して、避難誘導標識を目標として、直近階を選んで誘導する。

イ 避難は地上を原則とするが、一時的にはガス漏れ場所と反対方向の公共地下広場に誘導する。

ウ 地下街の一部又は全域について誘導する場合は、あらかじめ周囲の状況等を勘案して安全な場所を選定しておき、その場所に誘導する。

一部の時は、公共地下広場6か所のうち、その状況判断によって、いずれかの広場を選び、また、全域の場合は、各階段を利用して、地上へ避難誘導する。

エ 防災センターでは、利用者の避難状況及び死傷者等の有無について迅速な行動で対応して把握する。

オ ガス漏れ区域では、スイッチの火花防止のため携帯用拡声器及び懐中電灯等の使用は、禁止する。

(2)地下街の放送設備により避難を指示する場合は、次の事項に留意すること。

ア 正しい情報を具体的かつ簡潔に提供する。

イ 地下街の防災センター等職員の指示に従って行動するよう指示する。

ウ 避難誘導に対する放送は、危険情報のみでなく、安全情報の提供も正しく行い、パニック防止について特に留意する。

(消防機関・警察との連携)

第22条 地下街は、消防機関、警察と連携し、人命の安全を第一に、地下街利用者等の避難誘導

に当たるものとする。この場合、特に防火管理者、店舗従業員、電気及びガス関係を取り扱う技術者等は、それぞれの責任において行動は迅速的確に対応するものとする。

第5章 警戒宣言発令時における地震対策計画

(地下街の措置)

第23条 地下街は、警戒宣言発令時における措置について実情に併せて次のとおり行うものとする。

1 販売、営業等に関する計画

(1)地下街において食料品、日用雑貨品等の生活必需品を取扱う店舗等については、できるだけ営業の継続を図るものとする。

(2)火気を使用する飲食店等においては、できるだけ営業の自粛を図るものとする。この場合、地下街は状況により保安要員並びに防火管理者等を通じて指導を徹底する。

2 地震応急保安対策の実施

地下街は、消防計画に基づき警戒宣言発令時においては、消防計画第4章「地震対策」及び第5章「ガス災害対策」の規定に従い地震対策本部を設置し、自衛消防組織をもって対応するものとする。この場合、地下街は地震時における活動、措置を行い特に人命保護に対して最重点を置くものとする。

3 在街者に対する誘導

地下街における避難誘導については、この実施計画第4章災害応急計画第21条に定める災害時における避難誘導計画の規定によるところであるが、地震対策に関しても、警戒宣言発令時における誘導計画は同条を準用するものとし、次の事項に留意すること。

(1)地下街の曲がり角及び地上へ通じる階段付近に誘導員を配置する。

(2)地下街の一部又は全域について誘導する場合は、あらかじめ周囲の状況等を勘案して安全な場所を選定しておき、その場所に誘導する。

(3)放送設備により避難を指示する場合は、次の事項に留意すること。

ア 正しい情報を具体的かつ簡潔に提供する。

イ 防災センター等の職員の指示に従って行動するよう徹底する。

ウ 危険情報のみでなく安全情報の提供も行い、パニック防止に留意する。

4 警戒宣言発令時における広報

警戒宣言発令時における広報については、パニック等の混乱防止を図るため、関係各機関からできる限り正確な次の情報の収集に努め、在街者等に対し積極的な情報提供を行うものとする。

(1)鉄道等の運行状況

(2)改札口や駅前の混雑状況

5 警戒宣言発令に伴う地下街等の対応図(別添3)

6 警戒宣言発令時の広報システム図(別添4)

第6章 警戒区域の解除及び現場の調査

(警戒区域の解除)

第24条 ガス災害等火災が鎮火し、又はガス漏れが完全に防止され、再発のおそれがない安全な状態になった場合、地下街の現場責任者は、消防、警察及びガス事業者等の関係機関と連絡

を図り、その指示を受けて警戒区域を解除する。

(現場の被害状況調査)

第25条 地下街は、事故後直ちに災害場所の現場保存に努めるとともに被害状況の調査にあたるものとする。この被害状況の調査は、警察が行う捜査及び消防機関が行う調査に支障を来すことのないように特に現場保存に配慮しなければならない。

第7章 関係機関への報告及び現場の復旧等

(関係機関への報告)

第26条 地下街は、所轄消防、警察並びにガス事業者等に対して、事故発生場所、人的、物的の被害程度及び原因、損害等事故経過の概要について、速やかに報告を行うものとする。

(現場の復旧等)

第27条 地下街は、災害現場の復旧について、関係機関と連絡を密にして、当該施設が災害前の状況に復旧するよう努めるものとする。

第8章 雑 則

第28条 この実施計画は、目的達成のため必要がある場合は、実情に応じて変更するものとする。

付 則

この計画は昭和61年10月1日から実施する。

(別添1～4 略)

(別紙1～3 略)

付 則

この修正計画は平成19年10月1日から実施する。

第2章 鉄道の防災計画

第1節 計画の目的

鉄道は、大量輸送機関としての性格上、列車衝突、脱線、火災、危険物の流出等が発生した場合は、多数の人命・身体に係る被害の発生が予想される。

特に平成17年4月25日に西日本旅客鉄道株式会社福知山線において107名が死亡する大惨事が発生し、市内においても人家の密集している地域でこのような事故が発生した場合、周囲の住民への被害はもとより広域的、かつ社会的にも大きな影響を与えることが危惧される。

そこで、このような鉄道施設における大規模な災害に対して、被害を最小限に防止し、人命と輸送の安全を確保するため、各機関のとるべき予防・応急対策について定めるものとする。

第2節 本章で想定する災害

本章では、以下の災害を想定し、必要な対策を講じるものとする。

- 1 列車の衝突・脱線・転覆・火災等により多数の人命・身体に係る被害が発生又はそのおそれがあるとき。
- 2 貨物列車から危険物等が流出したとき。

第3節 市内鉄道施設の現況

川崎市の鉄道施設は、市内を縦貫するものと横断するもので構成されているが、その整備状況は、縦貫するものに比べ、横断するものの整備が進んでいる。JR、私鉄合わせて17路線があるが、それらの多くは、東京都心・副都心から放射状に伸び、市内を横断している。

第4節 災害予防対策

1 情報連絡体制の確立

鉄道事業者、市及び防災関係機関等は、事故発生時に迅速かつ的確な対応がとれるよう相互に連携し情報連絡体制の確立に努めるものとする。

2 鉄道事業者の事前対策

鉄道事業者は、平素から保線設備等の把握及び危険箇所に対する予防対策に努め、災害時に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限に食い止められるよう万全な事前対策に努める。

(1) 保安対策

大きな災害が予想される橋梁・高架橋・ずい道等の構造物においては、定期的に点検及び補修を行い、輸送の安全を図る。また、自動列車停止装置(A T S)・自動列車制御装置(A T C)等の保安装置や列車無線装置等を装備することにより事故の未然防止に努める。

ア 自動列車停止装置(A T S)

信号機が停止信号の場合、接近する列車の運転台に警報を表示し、一定の条件化において、自動的に列車を停止させる機能を持った装置

イ 自動列車制御装置(A T C)

先行列車の位置及び進路の条件によって、後続列車の運転台に許容速度を示す信号を表示し、自動的に速度を制御する機能を持った装置

ウ 列車無線装置

列車と地上で運行管理をしている運輸指令所及び駅と無線で連絡できるもので、列車の安全運行に必要な情報を相互に連絡・収集できる。

また、この装置とは別に、列車から非常発信信号を発信することができ、発信した列車の前後1キロメートルの範囲内を走行中の列車に「停止」の緊急通報をする機能を有する無線装置もある。

(2) 職員に対する教育及び訓練の実施

鉄道事業者は、事故発生時に迅速かつ的確な対応が行えるよう職員に対し、平素より職場教育の一つとして防災教育を実施し、応急対策等の理解及び周知に努める。

また、消防署など関係機関と連携し、各種の鉄道災害を想定した実践的な合同訓練を適宜実施し対応手順等の周知徹底を図る。

(3) 利用者に対する広報の充実

災害発生時の混乱を防止し輸送力を確保するため、駅及び車内放送・掲示板等を利用し、日ごろから広報に努める。

3 消防機関の事前対策

鉄道事業者との合同訓練等を通じて相互情報交換に努めるとともに、災害における緊急連絡通報体制を明確にするものとする。

4 市の事前対策

(1) 事前準備体制の強化

総務局危機管理室は、災害時の初動対応が迅速かつ確に実施できるようマニュアルに基づく事前準備体制の強化に努める。

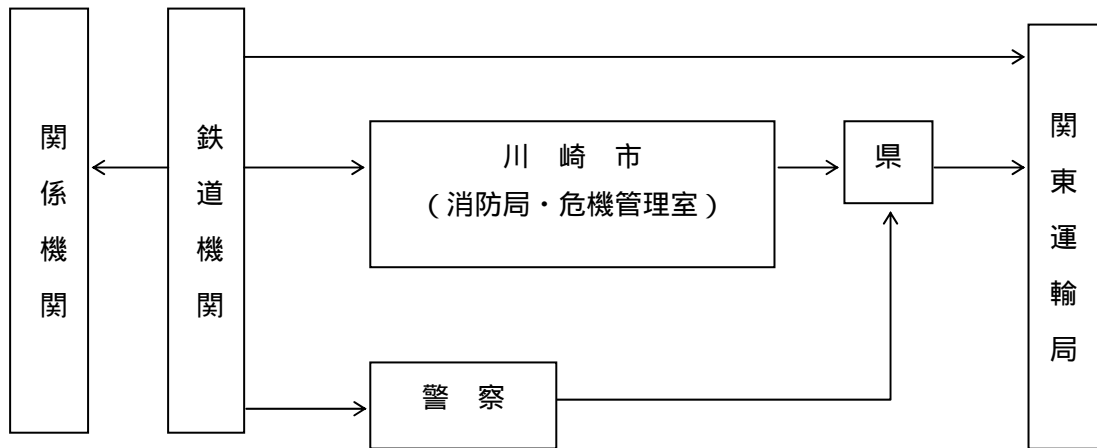
(2) 防災関係機関との協力体制

大規模な災害に備え、重機械類その他必要な資機材については、防災関係の民間企業から緊急に協力が得られるよう体制をあらかじめ整備しておく。

第5節 災害応急対策

1 災害時の連絡体制

災害発生時の連絡系統図は、おおむね次のとおりとする。



2 鉄道事業者の対応

列車の火災、衝突、脱線、危険物の流出等の事故が発生した場合は、負傷者の救護を最優先とし、併設事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その応急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行う。

(1) 対策本部等の設置・運営

災害により、著しい支障又は社会的に甚だしい影響が発生した場合は、その状況に応じて対策本部及び現地対策本部を置き、応急措置又は応急復旧措置を講じ、被害を最小限に防止する。

(2) 応急措置

ア 情報の収集・通報活動

災害時においては、的確な情報の収集を行うとともに収集した情報を内外関係機関に通報する。

イ 消防機関等への通報

災害を覚知したときは、速やかに消防機関等に対し、災害の態様等を確認し救急・消火活動について出動要請を行う。

ウ 乗客の安全確保

災害が発生した場合は、負傷者を安全な場所に収容するなど負傷者の救護を最優先する。

また、二次的被害を防止するため、後続列車等について適切な停止措置を行う。

エ 避難誘導・広報活動

乗客等に対し、事故の態様、被害の状況及び今後の取るべき措置等の広報を行うとともに、駅構内の旅客又は列車内の乗客を安全地帯へ避難誘導する。特に、負傷者、老人、幼児、婦人等を優先して誘導し、動揺、混乱を招かないようにする。

(3) 代替交通手段の確保

他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

3 消防機関の応急対策

鉄道施設における大規模な災害が発生した場合は、多数の人的被害と二次災害発生による被害の

拡大も予想される。このため、消防機関は、事前計画等に基づき、人命救助を最優先とした、災害事象に応じた迅速的確な消防活動を実施するものとする。

4 市の応急対策

市は、列車火災・衝突・脱線、危険物の流出等の大規模な鉄道事故が発生したとき、又は被害が拡大するおそれ等の情報を入手したときには、被害を最小限に食い止めるよう必要な措置を行う。

(1) 情報収集体制の強化

(2) 本部等の設置

第3部第1章に基づき災害の規模・状況に応じた活動体制を早期に確立し、応急活動を実施する。

(3) 関係機関への連絡

入手した情報を集約し、関係機関へ必要な対策を要請する。

(4) 応急活動

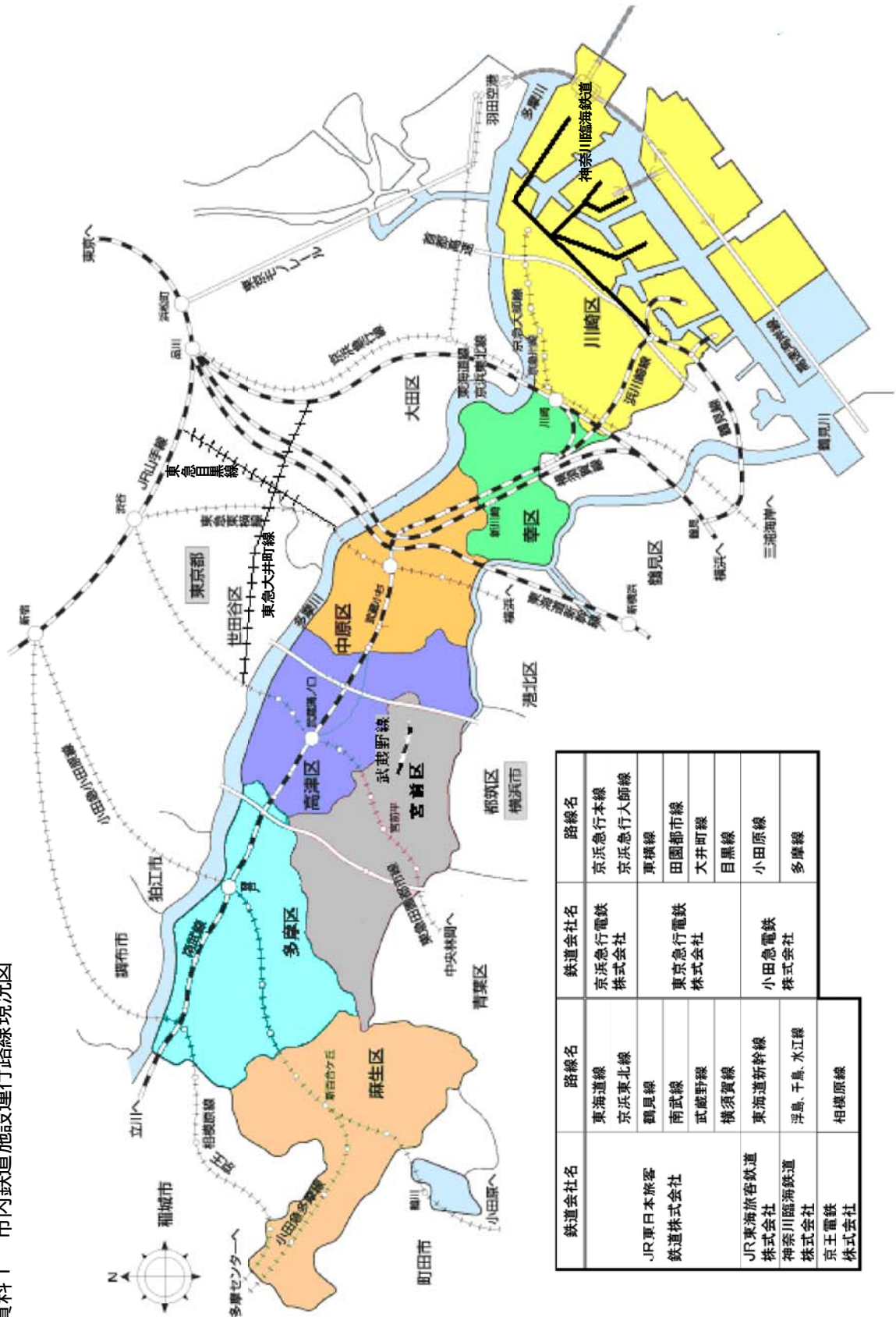
避難者の保護・応急救護の実施等必要な措置を実施する。

(本章末資料1 市内鉄道施設運行路線現況図)

(本章末資料2 主な鉄道施設の概要)

(本章末資料3 各鉄道会社の防災計画)

資料1 市内鉄道施設運行路線現況図



資料2 主な鉄道施設の概要

東日本旅客鉄道株式会社

東海道線

施設名	区分	箇所数	延長	適要	
橋りょう		26	1,267m		
高架橋		16	2,972m		
トンネル		2	5,492m		
駅舎		木造	鉄骨造 1	鉄筋コンクリート造	計 1
線路		平地	切土	盛土 2,180m	延長 2,180m
その他の施設		発電所		変電所 1	

横須賀線

施設名	区分	箇所数	延長	適要	
橋りょう		24	433m		
高架橋		2	882m		
トンネル		1	32m		
駅舎		木造	鉄骨造 1	鉄筋コンクリート造	計 1
線路		平地	切土 3,890m	盛土 4,150m	延長 8,040m
その他の施設		発電所		変電所 1	

鶴見線

施設名	区分	箇所数	延長	適要	
橋りょう		13	762m		
高架橋		6	494m		
トンネル			m		
駅舎		木造 3	鉄骨造 1	鉄筋コンクリート造 1	計 5
線路		平地	切土 1,920m	盛土 3,300m	延長 5,220m
その他の施設		発電所 1		変電所 2	

南武線

施設名 \ 区分	箇所数	延長		適要
橋りょう	54	787m		
高架橋	12	4,093m		
トンネル				
駅舎	木造 3	鉄骨造 13	鉄筋コンクリート造	計 16
線路	平地	切土 9,609m	盛土 19,459m	延長 29,068m
その他の施設	発電所		変電所 3	

武蔵野線

施設名 \ 区分	箇所数	延長		適要
橋りょう	12	182m		
高架橋	2	80m		
トンネル	2	14,337m		
駅舎	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	計
線路	平地	切土 1,226m	盛土 2,013m	延長 3,239m
その他の施設	発電所		変電所 2	

京浜急行電鉄株式会社（本：本線 大：大師線）

施設名	区分	箇所数	延長	摘要	
橋りょう		9 本 7 大 2	727m 本685m 大 42m	架道橋7箇所含む (本6、大1)	
高架橋		10 本 10 大 0	1,250m 本1,250m 大 0m		
隧道		なし	なし		
線路		平地部 本 135m 4,471m 大4,336m	盛土部 本 179m 179m 大 0m	合計延長 4,650m	
駅舎		木造 本 0 2 大 2	鉄骨造 本 2 5 大 3	鉄筋コンクリート造 1(本0、大1)	合計 8駅
その他		変電所2箇所(本1、大1)			

東京急行電鉄株式会社

東横線

目黒線

施設名	区分	箇所数	延長	施設名	区分	箇所数	延長
橋りょう		20	410m	橋りょう		19	389m
高架橋		12	2,674m	高架橋		12	1,954m
隧道				隧道			
線路延長		3,577m		線路延長		3,577m	
駅舎		3(鉄骨)		駅舎		3(鉄骨)	
その他施設		変電所 2		その他施設		変電所 2	

東横線・目黒線は複々線として、駅、変電所等の施設を共用している。

東京急行電鉄株式会社

田園都市線

大井町線

区分 施設名	箇所数	延長	区分 施設名	箇所数	延長
橋りょう	25	627m	橋りょう	18	282m
高架橋	6	1,971m	高架橋	4	1,637m
隧道	5	593m	隧道		
線路延長	6,747m		線路延長	2,091m	
駅舎	7 (鉄骨)		駅舎	3 (鉄骨)	
その他施設	変電所 3		その他施設	変電所 1	

田園都市線・大井町線は複々線として、駅、変電所等の施設を共用している。
(二子新地駅～溝の口駅間)

小田急電鉄株式会社 (小：小田原線 多：多摩線)

区分 施設名	箇所数	延長 (m)	摘要
橋りょう	84 (小 59 / 多 25)	847 (小 490 / 多 357)	
高架橋	14 (小 0 / 多 14)	406 (小 0 / 多 406)	
隧道	3 (小 1 / 多 2)	361 (小 96 / 多 265)	
駅舎	10 (小 7 / 多 3)		木造 2 鉄骨(鉄筋) 8
信号所	2 (小 2 / 多 0)		
変電所	2 (小 2 / 多 0)		

京王電鉄株式会社

相模原線

施設名 \ 区分	箇所数	延長(m)	摘要
橋梁	1	158	
高架橋	3	1,807	
トンネル	1	80	
盛土	1	973	若葉台構内～トンネル
駅舎	2		稲田堤駅：高架下鉄骨造 若葉台駅：高架下ブロック造

資料3 各鉄道会社の防災計画

1 東日本旅客鉄道株式会社（横浜支社） 防災業務実施計画
一般編

第1章 総 則

第1節 目 的

この一般編は、災害対策基本法第39条及び東日本旅客鉄道株式会社（以下「本社」という）防災業務計画Ⅰ一般編を基本として定めたものであり、車両、施設、設備について風水害、地震その他災害を軽減するため、災害予防応急対策及び復旧対策を定め、旅客及び社員の安全と施設を保護し輸送の円滑を図ることを目的とする。

第2節 実施の方針

この計画は、輸送業務を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め輸送の確保を図るとともに、新幹線運行本部・高崎・水戸・千葉各支社及びその他社内機関並びに関係地方自治体、その他の防災機関と密接な連携のもとに万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

なお、この計画の実施にあたっては、風水害、震災、その他災害対策の細部について、この計画を基本とした取扱手順マニュアルを作成し対処するものとする。

第2章 防災体制

第1節 施設等に対する防災体制

災害の発生に備え各施設、設備の防災対策を次により推進する。

1 線路建造物

- (1) 線路建造物の防災強度及び耐震性を把握するため定期検査を実施する。
- (2) 関係箇所長は、線路建造物等の警備計画及び豪雨時の線路巡回計画等を定める。
- (3) 関係箇所長は、ガル値階による線路巡回計画等を定める。

2 線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため関係官公庁、施設関係者に施設整備の要請及びその推進を要請する。

3 防火管理者は、消防計画を作成し防災教育、訓練等を行う。

(1) 火気使用箇所の安全規制

- ア 車両、施設、建物等の火気使用場所は、自主点検、検査等により維持管理に努める。
- イ 一定場所での喫煙禁止、火気使用禁止、危険物持込禁止等の励行及び火気使用等安全管理に努める。

(2) 消防設備の点検整備

- ア 建物、危険物等の消防設備は、消防法令に定める基準により設置し点検整備を行い維持管理に努める。
- イ 車両に設置してある消火器は、鉄道車両関係規定の基準により設置し維持管理に努める。

(3) 燃料用石油等の貯蔵取扱所は、危険物保安監督者が消防法令に定める保安基準により保

守管理に努める。

第2節 災害事故発生時の対策

- 1 社内、関係箇所への災害事故発生時の伝達は別添1（略）により行う。
- 2 風水害、地震その他の災害の規模、状況に応じて横浜支社（以下「支社」という。）地区センター及び関係箇所に次の災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するとともに災害現場には現地災害対策本部を設置する。
 - (1) 支社対策本部
 - ア 組織業務分担は別に定める。
 - イ 本部長は支社長とし、対策本部の業務を統括する。
 - ウ 支社長が不在の場合は、先着した部長又は課室長が本部長の職務を代行する。
 - (2) 地区対策本部
 - ア 本部長は地区長とし本部員を指揮し、情報・被害状況を把握し関係機関との連絡等本部の業務を統括する。
 - イ 副本部長は地区センター所長とし、本部長不在の場合は、その職務を代理する。
 - (3) 駅・区（所）等対策本部
 - ア 被害の軽減措置及び旅客、社員の危険防止応急対策を推進するため必要な場合は、対策本部を設置する。
 - イ 本部長は箇所長とし、駅・区（所）等対策本部の業務を統括する。
 - ウ 副本部長は箇所長が指定する助役とし、本部長不在の場合は、その職務を代理する。
 - (4) 現地対策本部
被害状況により、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、災害現場に現地対策本部を設置する。
 - ア 現地対策本部長は、災害現場における災害応急対策、復旧対策について指揮を統括する。
 - イ 支社から本部長を派遣しない場合及び現地対策本部長が到着するまでの間は、地区駅長又は地区センター所長が現地対策本部長として指揮する。
- 3 各対策本部は、災害応急対策、復旧対策等が完了した場合、又はその任務が満了した場合に解散する。
- 4 対策本部の関係者及び風水害、地震災害応急対策に関係する者は、災害により被害が予想される場合は直ちに所属する対策本部等からあらかじめ定められた箇所に参集する。
- 5 夜間及び休日等においては、支社対策本部が設置されるまでの間、次により指令室に緊急対策本部を設置する。
 - (1) 緊急対策本部は、運車・施設・電気各部の指令員により構成し総括責任者は輸送指令長とする。
 - (2) 緊急対策本部は、支社対策本部を設置するまでの間における情報収集、災害対策関係者に対する非常招集の伝達及び列車運転規制の指令を行う。

第3節 防災業務施設及び設備の整備

関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報、警報の伝達、情報収集を円滑に行うため、通信設備及び風水害、地震に関する警報装置等を次により整備する。

- 1 JR・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びFAXの整備
- 2 自動車無線、列車無線と中継基地及び携帯無線機の整備
- 3 静止画像電送装置、風速計、雨量計及び地震計の整備

第3章 災害予防

第1節 防災上必要な訓練

- 1 関係社員に対し災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方自治体及び防災関係機関が行う合同練習には積極的に参加し必要な知識の修得に努める。
 - (1) 非常招集訓練及び災害時の初動措置訓練
 - (2) 消防（通報・消火・避難）訓練及び救出・救護訓練
 - (3) 旅客等の避難誘導訓練
- 2 地震総合防災訓練は、地方自治体その他防災機関と合同で行う。

第2節 防災上必要な教育

関係社員に対し講習会、説明会の開催、パンフレット等の配付を行うとともに、日常業務を通じて次により必要な教育を行う。

- (1) 予想される災害及び現在講じられている対策に関する知識
- (2) 風水害及び地震発生時にとるべき初動措置
- (3) 輸送業務上の被害及び事故処理要領に関する知識
- (4) 社員が果たす役割及びその他必要な教育

第3節 異常気象時の対策（削除）

第4節 人員、資機材等の確保

- 1 災害復旧に必要な人員、資機材等の確保を図るため、関係箇所長は非常招集計画を定め必要資機材を常備しておくとともに、関係協力事業者との協議要領を定めておく。
- 2 復旧作業に必要な資機材及び災害予備用貯蔵品を備蓄している箇所は定期的に点検を行い、その保有数の確認と機能保持に努める等保管管理体制を確立する。
- 3 自動車を保有する関係箇所長は災害復旧に必要な人員、緊急輸送用自動車の指定及び輸送計画を定め、警察機関に確認申請を行う。

第4章 災害応急体制

第1節 情報の収集及び連絡

災害に関する情報を迅速かつ的確に把握するため、関係自治体、警察、消防機関、関係事業所及び自衛隊等との協議要領を定めておく。

第2節 緊急広報及び旅客の案内等

災害が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、次により旅客等に周知する。

1 駅等の旅客に対する広報

災害時、旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため掲示、放送等により案内を行い旅客の鎮静化に努める。

2 乗務員の広報

乗務員は、災害により列車を駅間等で停車又は徐行した場合、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況その他を把握し、放送等により案内し旅客の動揺、混乱の防止に努める。

第3節 旅客の避難案内等

災害時における旅客及び社員の避難について次により案内を行う。

1 避難誘導體制

自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備しておく。

2 避難誘導

災害の発生にともない、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的な災害の恐れがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導するとともに広域避難場所への避難勧告があったとき及び一時避難場所が危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

第4節 旅客の避難案内等

1 (削除)

2 (削除)

3 救出、救護活動

(1) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出救護に努める。

(2) 列車等の大規模被害による多数の死傷者が発生した場合は、第2章第2節に定める現地対策本部を設置するとともに、防災機関及び地方自治体に対する応援要請要領を確立する。

第5節 建設機材、技術者等の現状把握及び運用

1 関係箇所長は、復旧作業に必要な応急用建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査し把握しておくとともに、借用方法、運用要領について定めておく。

2 関係箇所長は、災害復旧に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係箇所及び関係協力事業者に対し技術者等の派遣を要請する。

3 災害時における資材の供給等

災害時の復旧作業に必要な資材の供給については、災害予備用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力事業者から緊急調達する等迅速な供給体制の確立をするよう、関係箇所長はあらかじめ協議要領を定めておく。

第6節 通信連絡の方法

災害時における情報連絡、指示、命令伝達、報告等の運用を図るため、必要に応じ非常電話

等、通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信規約による官公庁通信の相互活用を図る。

第7節 電力の確保

災害時における運転、営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用と電力事業者からの、受電方策を講ずる等早期給電を確保する。

第8節 交通輸送対策

災害区間着、又は通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、迂回線区輸送力の増強、他社線との振替輸送及び新幹線による輸送強化等の措置を講じ輸送の確保を図る。

第9節 駅構内等の秩序維持

災害時の混乱を防止し秩序を維持するため、鉄道警察隊と密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客等の適切な誘導等、災害警備については次により旅客の安全を確保する。

- (1) 混乱防止の広報要領、営業中止、制限の時期及び方法
- (2) 旅客の避難誘導方法及び避難場所
- (3) 警備方法及び鉄道警察隊の要請要領

第10節 ダム、水門等の管理（削除）

第5章 災害復旧

第1節 災害復旧実施の基本方針

災害に伴う被災線区の迅速な運転再開を図り、社会経済活動の早急な回復と災害復旧に際しては再び同様な被害を被ることのないよう耐震性の向上を図るとともに、関係行政機関が行う復旧作業等を考慮し、迅速かつ適切な復旧を実施する。

第2節 災害復旧計画及び実施

災害の復旧にあたっては早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を立て実施する。

また、本復旧工事の実施にあたっては、被害原因の調査分析結果に基づく必要な改良事項を考慮してその適性を期する。

2 東海旅客鉄道株式会社(東海道新幹線)

(1) 総則

ア 防災対策の基本方針

東海旅客鉄道株式会社が防災対策を推進するにあたっての基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (ア) 発災時等に備えて、周到かつ十分な災害予防措置を講ずること。
- (イ) 発災時等においては、迅速かつ円滑な災害応急対策を講ずること。
- (ウ) 鉄道施設等の迅速かつ適切な災害復旧を行い、もって輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮すること。
- (エ) 関係行政機関、関係公共機関、関係地方自治体及び関係会社との密接な連携のもとに万全の措置を講ずること。
- (オ) 本社、各鉄道事業本部等は、この計画の具体的な対策を各々の防災業務実施計画として定め、実施すること。

(2) 災害対策

ア 災害予防

(ア) 発災時等における業務体制の整備

a 対策本部及び復旧本部体制の整備

本社、各鉄道事業本部等は、発災時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要により対策本部を設置する。また、各鉄道事業本部等は、発災後に復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため必要により復旧本部を設置することとする。これら本部については、設置要件、構成、運営要領及び責任者が出社できない場合の代行順位等を整備しておくこととする。

b 非常参集体制の整備

本社、各鉄道事業本部等は、旅客の避難誘導及び復旧作業等に必要な要員を確保するための参集体制、参集後の各人の任務事項を予め定めておくこととする。

c 関係機関との連絡調整

- (a) 本社、各鉄道事業本部等相互間においては平素より防災対策についての密接な連絡調整をはかることとし、特に、各鉄道事業本部等相互間では発災時に備えた協力体制を整備しておくこととする。
- (b) 本社は関係行政機関及び関係公共機関と、各鉄道事業本部等においては関係地方自治体及び関係公共機関との間において防災対策についての連絡調整をはかることとする。
- (c) 各鉄道事業本部等は、気象官署等との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報収集体制の整備に努めることとする。

(イ) 情報収集・伝達体制の整備

a 情報伝達ルート of 確立

発災時等に災害応急体制の実施に必要な情報連絡が確実に行えるよう、次の各項に掲げる関係箇所との情報連絡ルートの確立をはかることとする。

- (a) 本社、各鉄道事業本部等は、必要な社内関係箇所との情報伝達ルートを定めておくこととする。
- (b) 本社は、関係行政機関及び関係公共機関と、各鉄道事業本部等は、関係地方自治体及び関係公共機関との間で情報伝達ルートを定めておくこととする。
- (c) 情報伝達手段の確保

本社、各鉄道事業本部等は、発災時の災害応急処置、災害復旧に必要な情報伝達手段を確保するため、携帯電話、災害応急復旧無線電話等移動式通信設備、衛星通信設備の整備に努めるとともに、電話回線のうち通信事業者が災害時・非常時の優先通話制度を設けているものについては予め申請手続きを行っておくこととする。

(ウ) 旅客公衆等に対する体制の整備

a 旅客公衆に対する避難誘導體制の整備

各鉄道事業本部等は、発災時等における旅客公衆の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法について予め定めておくこととする。

b 負傷者の搬送体制等の整備

各鉄道事業本部等は、発災時に鉄道施設内で負傷者が発生した場合に備えて、関係地方自治体、警察・消防、近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制を整備することとする。

c 駅構内等の秩序の維持

各鉄道事業本部等は、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な整理、誘導の方法を定め、発災時等における混乱を防止し、秩序の維持に努めることとする。

d 交通輸送対策の策定

各鉄道事業本部等は、発災時に備えて、災害区間着となり、又はこれを通過する旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等の方法を予め定めておくこととする。

(エ) 防災資機材の整備等

a 防災用品の整備

本社、各鉄道事業本部等は、発災時に備えて、非常用食料、飲料水及びその他救急に必要な用品等を予め確保しておくとともに、それらの点検整備を実施することとする。

b 輸送手段の確保

本社、各鉄道事業本部等は、発災時に道路の通行規制が実施される場合等に備えて人命救助、応急復旧に要する資機材及び要員派遣に供する自動車を整備しておくとともに、関係地方自治体の緊急通行車両、緊急自動車の指定申請を予め行っておくこととする。

c 応急復旧資機材の現況の把握及び運用

本社、各鉄道事業本部等は、社内及び社外の関係機関における応急復旧資機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、発災時には緊急使用できるよう、その方法及び運用方について、予め定めておくこととする。

(オ) ヘリコプターの活用

本社、各鉄道事業本部等は、発災時の人命救助、物資輸送及び災害復旧要員の輸送のためヘリコプターを使用する場合の手続き、運用方について、予め定めておくこととする。

(カ) 広報体制の整備

本社、各鉄道事業本部等は、発災時において、被災線区の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等に発表できるよう、その体制を予め定めておくこととする。

イ 災害応急対策

(ア) 非常参集要員の参集

本社、各鉄道事業本部等は、発災時等に必要により、予め定めた非常参集要員を原

則として勤務箇所に参集させることとする。

(イ) 対策本部及び復旧本部の設置

a 対策本部の設置

本社、各鉄道事業本部等は、発災時等に必要により予め定めた組織により対策本部を設置することとする。

b 復旧本部の設置

各鉄道事業本部等は、発災時等に必要により予め定めた組織により復旧本部を設置することとする。

(ウ) 情報の収集・伝達

本社、各鉄道事業本部等は、発災時等に旅客・施設の被災状況及び列車の運行状況等の情報を収集するとともに、関係箇所に対して情報を伝達することとする。

(エ) 発災後の状況報告

本社は、災害の規模が内閣情報調査室、関係行政機関の報告基準に達した場合はそれぞれの指定の箇所に発災後の状況等を報告することとする。

(オ) 情報の提供

本社、各鉄道事業本部等は、次の各号に掲げる情報提供を行うこととする。

a 本社、各鉄道事業本部等は、発災時等に必要により旅客・施設の被災状況及び列車の運行状況を報道機関に情報提供することとする。

b 各鉄道事業本部等は、必要により旅客等に対し列車の運行状況を案内することとする。

c 各鉄道事業本部等は、必要により地方防災会議、関係地方自治体に発災後の情報を提供することとする。

(カ) 情報伝達手段の確保

本社、各鉄道事業本部等は、発災時等において災害時優先電話・携帯電話・災害応急復旧無線電話・衛星通信等の活用により通話の確保に努めることとする。また、回線設定が不足した場合、臨時回線の構成等、通信回路運用措置をとることとする。

(キ) 旅客の避難・誘導

各鉄道事業本部等は、発災時に旅客を安全な場所に避難させることとする。

(ク) 自衛隊への救助要請

本社、各鉄道事業本部等は、発災時の被害が甚大で、人命救助の必要がある場合、関係地方自治体の長を通じて、自衛隊への出動要請を行うこととする。

(3) 災害復旧

ア 災害復旧計画及び実施

本社、各鉄道事業本部等は、災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。

3 日本貨物鉄道株式会社 防災業務計画 一般編

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項の規定に基づいて定める防災業務計画であって、日本貨物鉄道株式会社が管理運営する貨物鉄道事業に関わる車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ有機的な促進を図ることを目的とする。

第2節 実施の方針

この計画は、輸送業務を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図りその社会的使命を発揮しうよう線路、施設等が自然現象からうける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、各旅客鉄道会社並びに国及び地方公共団体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

第2章 防災体制

第1節 施設に対する防災体制

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画を立て、その実施の推進を計るものとする。

第2節 防災に関する組織

災害が発生した場合においては、当該災害規模その他の状況により、必要に応じ本社及び地方機関に災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧の推進を図る組織をあらかじめ構成しておくものとする。

第3節 防災業務施設及び設備の整備

関係気象官署との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。

第3章 災害予防

第1節 防災上必要な教育

防災業務に従事する社員に対し、平常業務を通じて災害予防に関する教育を行い、知識の普及を図るとともに、施設の機能の保全に必要な技術を高度に発揮しうようその体制を整備し、防災対策の計画的推進を図るものとする。

第2節 防災上必要な訓練

防災関係業務に従事する社員に対しては、防災対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な災害復旧活動を遂行しうよう所要の訓練を行うものとし、総合共同訓練等に積極的に参加させるとともに、情報連絡、予防措置等災害防止に関する知識の吸収に努めさせるものとする。

第3節 防災態勢

- 1 災害の発生が予想される場合には、輸送の安全を確保するため、関係機関の長は、これに関する諸基準に基づき、速やかに所定の態勢をとるものとする。
- 2 予報及び警報を関係現業機関に迅速かつ正確に伝達するため、その組織及び方法並びに警報の発令基準等について、あらかじめ所定の定めをしておくものとする。
- 3 災害時において直ちに必要となる人力、機器、資機材等の入手方法及び輸送の計画をたて、調達可能な数量等を調査し、備蓄の必要があると認められる資材等については、所定の箇所にこれを常備しておくものとする。

第4章 災害応急対策

第1節 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また各旅客鉄道株式会社、関係行政機関及び地方公共団体等と密接な情報連絡を行えるよう、これに必要な措置を定めておくものとする。

第2節 広報

災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表しうよう、その態勢を定めておくものとする。

第3節 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難救護等に必要な措置を講じておくものとする。

第4節 建設機材の現況把握及び活用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうようその方法及び運用について、定めておくものとする。

第5節 技術者の現況把握及び活用

災害業務に従事する技術者及び技能者の技術の程度、人員、配置状況等を的確に把握しておくとともに、緊急時における従事命令の発動方法、手順等を定めておくものとする。

第6節 災害時における資材の需給

応急資材の供給については、緊急調達制度の活用、災害予備用貯蔵品の適正な保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な配給の確立を図るものとする。

第7節 通信連絡の方法

災害時には、その必要に応じ非常無線の発動、移動無線機の運用、臨時回線の構成、中継順路の変更等の通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信規約による官公庁通信系の相互活用を図るものとする。

第8節 電力の確保

災害時における電力の確保のため、非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用方を定めておくものとする。

第9節 輸送対策

災害時における輸送の円滑を期するため、貨物の引受及び輸送の制限等の輸送対策を策定しておくものとする。

また、異常時における連絡船事業においても、客貨輸送の円滑を期するための輸送対策を策定しておくものとする。

第10節 自衛隊への要請

災害時における復旧を迅速に行うため、自衛隊の効果的な派遣を受けられるよう、情報の収集、災害派遣計画の作成、災害派遣要請等の要領を定めておくものとする。

第5章 災害復旧

第1節 災害復旧の実施の基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ確な災害復旧を実施するものとする。

第2節 災害復旧計画及び実施

災害復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

4 東京急行電鉄株式会社 防災計画

第1 災害予防計画

1 大規模事故等保安対策

(1) 鉄道施設等の整備

ア 線路構造の強化

・土木関係

新設構造物は、土木実施基準により設計し、建造物および工作物の点検については、毎年1回各線別に線路、建造物の定期検査を検査事項に基づき各項目別に検査を行っている。

検査結果発見された変状については、A、B、Cの順位に分けて判定し、その処理については、検討の結果、必要に応じて補修、改良等により強化をはかるとともに、長期計画のなかで橋梁、高架橋等の補修、改良をする。

・建築関係

新設構造物は、構造物設計基準および建築基準法に基づき設計し、建造物および構造物については、列車の運行とお客さまに影響のある箇所については毎年1回行い、それ以外の箇所については2年を超えない範囲で定期検査を検査項目に基づき各項目ごとの詳細な検査を行っている。

検査によって発見された異常箇所は6段階に分けて判定を行い、その処置については検査結果により早急に補修、改良が必要なものは順次行い、その他は長期計画の中で計画的に補修、改良する。

イ 通信設備の充実

全車両および全線にわたり列車無線を設置し、鉄道線については自動列車停止装置（ATS）、東横線・目黒線・田園都市線・大井町線については、自動列車制御装置（ATC）を装備し、列車の運転保安を図っている。

ウ 車両停電時の保安

全車両には、停電時においても車内放送、電灯、戸閉の各装置が作動するよう整備されており、非常時の保安対策を講じている。

(2) 鉄道事故対策

ア 異常時訓練

運転事故を想定した全鉄道事業部体制による異常時総合訓練を年1回実施するほか、全職場単位で、各種事故を想定しての復旧訓練または、機器取扱訓練等を計画的にあるいは、必要に応じ随時実施している。

イ 防災訓練

防災の日および火災予防運動その他必要に応じ、情報連絡、非常招集、避難誘導、混乱防止、減速運転および初期消火等の訓練を実施している。

第2 災害応急対策

1 事故時の応急態勢

(1) 災害時の応急措置

大規模事故が発生した場合は、被災者の救出救護を最優先するとともに、災害対策本部を設置して情報の収集、報告連絡、および応援要請等につとめるほか、被害を最小限度に食い止めるための、すみやかな応急対策を実施する。

(2) 応急資機材等の整備

各現業区ごとに、常に応急復旧資材の種類、数量および配置場所を明らかにしておくとともに、機械および人員についても、業務分担表を作成し、社外関係者の応援体制に備えている。

第3 災害復旧対策

衝突、脱線、列車火災等の大規模事故が発生した場合は、迅速な復旧対策を実施し、輸送力の早期回復を図る。

組織非常配備体制は、鉄道事業部異常時対策規程に基づき、復旧対策にあたる。

その内容は、川崎市地域防災計画、震災対策編第7部第5章末資料2～3のとおりとする。

5 京浜急行電鉄株式会社 防災計画

1 災害予防対策

(1) 自動列車停止装置

列車運行の安全を図るため、信号現示と連動した自動列車停止装置を全車両に設置している。

(2) 列車無線装置

運輸司令から走行中に通話できる列車無線装置を、全運転室に設置している。異常事態発生時には、列車の非常発報により発信列車から前後約1km以内の全列車と運輸司令に停止信号の現示ができる。

(3) 防災施設等の点検整備

関係機関の定期検査（査察を含む）のほか、社内規程等に基づき定期的な点検を実施している。

（消防設備・地震計・雨量計・風速計等）

(4) 防災教育および訓練

全職員に対し、あらゆる機会を通じて防災教育を行うとともに、消防法および社内規程等により、災害時の防災組織の確立ならびに初期消火、救急活動等の応急措置について、年1回以上の訓練を実施している。

2 応急対策

(1) 本部等の設置運営

重大事故・災害等が発生した場合、本社内または、状況に応じて現地に対策本部を設置し、速やかな復旧体制をとる。

(2) 救援貨車の常備

異常時の復旧資機材を積み込んだ救援貨車を、神奈川新町、金沢文庫、久里浜工場信号所構内の車両基地内に常備している。

6 京王電鉄株式会社 防災計画

1 災害予防対策

(1) 鉄道施設の点検、整備

諸施設は定期的に点検を行い、不良箇所の早期発見に努めている。

(2) 通信装置

緊急時に運輸指令所より直ちに全列車の運転の停止手配ができる列車無線装置を設置しているほか、現業職場、緊急自動車および本社には衛星電話を配備し、連絡体制を確立している。

(3) 防災教育、訓練の実施

旅客等の安全確保および早期復旧を図るため、各部署で防災に関する教育を行うとともに、消防署等と合同の脱線を含む事故復旧訓練を年1回実施している。

(4) 応急用品の点検整備

応急復旧工事用機器の所在および数量の調査と整備、資材の準備・調達を行っている。

2 災害応急対策

(1) 対策本部の設置・運営

大規模災害・事故が発生した場合は、本社内と被災現場に災害対策本部を設置する。

(2) 応急措置

情報の収集と消防機関等への通報を行うとともに、生命の安全確保を第一に負傷者の救出活動および旅客の避難誘導を行う。

(3) 地震発生時の措置

6カイン以上の地震を感知したときおよび6カイン以上の緊急地震速報を受けたときは、運転中の全列車を停止させ次の取り扱いをする。

6カイン以上～12カイン未満と判明したエリア

速度25km/h以下の注意運転と線路等の状況を確認し、異常がなければ順次運転速度規制を緩和する。

12カイン以上と判明したエリア

列車の運転を見合わせ、全線にわたり点検し、異常がないことを確認できた後、状況に応じて順次運転速度規制を緩和する。

カイン(kine)

地震動の速度で1秒間にどれだけ変位するかを表す単位。

1カインは、1カイン = 1cm毎秒(1kine = 1cm/sec)としている。

7 小田急電鉄株式会社 大規模鉄道事故緊急時対応計画

第1章 総則

1 目的

本計画は、危機管理規則に基づき、大規模鉄道事故が発生した場合の具体的な対応方法を定める。

2 想定鉄道事故

本計画で想定する大規模鉄道事故は、次の各号のとおりとする。

(1) 規模小

下記の事態にあり、規模大まで至らない場合

被害状況および運転再開見込み時間等から、交通サービス事業本部規模での対応が必要と考えられる事態であること。

(2) 規模大

下記のいずれかに該当する場合

被害状況および運転再開見込み時間等から、全社規模での対応が必要と考えられる事態であること。

その他、事態の大小に関わらず、当社に甚大な損失を与える可能性があるとして社長が判断した場合

3 役員および従業員の責務

役員および従業員は、大規模鉄道事故の発生時においては、人命の確保を最優先に、それぞれの職務を誠実に遂行するものとする。

第2章 組織

1 総合対策本部

(1) 総合対策本部の設置

大規模鉄道事故が発生した場合、総合対策本部を設置する。

(2) 総合対策本部

社長は、総合対策本部・現地対策チームの設置基準を参考に、総合対策本部長を決定する。

(3) 総合対策本部のメンバー構成

総合対策本部のメンバー構成は、原則として下表のとおりとする。

<総合対策本部メンバー構成>

	規模大	規模小
本部長	社長	交通サービス事業本部長
本部員	執行役員および関係部長	交通サービス事業本部内 各部長および関係部長
事務局	CSR・広報部、総務部	
対策検討チーム	チーム長： 交通サービス事業本部長	チーム長： 安全・技術部長
	交通サービス事業本部内各部員	
広報チーム	CSR・広報部	

(4) 総合対策本部の業務

総合対策本部は、大規模鉄道事故の発生原因、被害、経過、緊急措置等の状況を、可能な限り迅速かつ詳細に把握したうえで、緊急時対策に関し、各チーム毎に予め定める業務を行う。

(5) 総合対策本部の設置場所

総合対策本部は、原則として本社会議室に設置する。

(6) 総合対策本部の廃止

総合対策本部長は、緊急時対策の終了時により総合対策本部が設置の目的を達成したと判断した場合、総合対策本部を廃止する。

2 現地対策チーム

(1) 現地対策チームの設置

総合対策本部長は、総合対策本部を設置した場合、現地対策チームを設置する。

(2) 現地対策チーム長

現地対策チーム長は、電車区長もしくは総合対策本部長が指名した者とする。

現地対策チーム長は、総合対策本部長の指示を遂行するために必要な権限を有する。

現地対策チーム長は、通信の途絶等の理由により、総合対策本部長からの指示を受けることができない場合に限り、人命救助、被害拡大の防止および復旧に関わる一切の措置を実施する権限を有する。

現地対策チーム長は、現地に出勤した従業員を、所属、職位等に関わりなく指揮する権限を有する。

(3) 現地対策チームのメンバー構成

現地対策チームのメンバー構成は、現地対策チーム長のほか、各現業所属員を現地対策チーム員として構成する。また、必要に応じ、本社から応援要員が加わる。

(4) 現地対策チームの業務

現地対策チームは、総合対策本部長の指示に基づき、各チーム毎に予め定める役割に従い以下の業務を遂行する。

被害状況の確認

対策検討チームへの各種連絡

人命救助、被害拡大の防止および復旧活動

前各号の他総合対策本部が命じた業務

(5) 現地対策チームの設置場所

現地対策チームは、現地の状況を把握でき、かつ総合対策本部と必要な連絡を取ることのできる場所に設置しなければならない。

(6) 現地対策チームの廃止

総合対策本部長は、緊急時対策の終了等により現地対策チームが設置の目的を達成したと判断したときは、現地対策チームを廃止する。

第3章 高速道路の防災計画

第1節 計画の目的

高速自動車国道及び自動車専用道路（以下両者を一括して「高速道路」という。）は、一般の道路に比較して法定最高速度又は指定最高速度が高いため、自然災害に限らず人為的災害、即ち日常的交通事故によっても多数車両にかかわり車両火災を生じる、又は搭載物の流出により沿線住民等に被害を及ぼすなどの災害と呼ぶべき大規模事故の発生する可能性が高く、加えて周囲と高架・掘割構造・海底トンネルなどにより遮断されている箇所が多いため、避難、救助及び消火活動に際し、平面の一般道路とは異なった困難さがある。また、直接的被害のみならず、経済活動の基礎となる流通路として大きなウェイトを占める高速道路の復旧の遅延は、間接的にも経済的被害をもたらすため、速やかな対応を要するものである。

本計画は、高速道路にかかわる災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の対応を円滑に行い被害の軽減を図り、二次災害の発生を防止するため、予防対策、応急復旧対策について定めるものとする。

第2節 本章で想定する災害

本章では、高速道路における自動車の衝突、車両火災及び危険物の流出等により多数の死傷者が発生又はそのおそれがある場合を想定し、必要な対策を講じるものとする。

第3節 市内高速道路の現況

市内高速道路の現況においては、東京湾アクアライン（国道409号）、高速湾岸線、高速神奈川1号横羽線、高速神奈川6号川崎線、第三京浜道路、東名高速道路の6路線があり、いずれも首都圏を横断乗り入れする膨大な交通量を呈する路線である。

これら各路線の周辺環境は各々異なるため、特に東京湾アクアライン（国道409号）は市域の全線が海底トンネルという特殊な状況であり、発災時には他路線とは異なった対応を要し、高速湾岸線、高速神奈川1号横羽線及び高速神奈川6号川崎線は工業地域の危険物貯蔵施設の至近を通っており、高速道路内で発生した事故以外にも沿線火災等による被害、逆に高速道路から沿線地域に及ぼす影響、又はこれら4路線に限らず各路線と立体交差する他の一般道路及び鉄道に及ぼす被害の可能性も考慮しなければならない。

第4節 災害予防対策

1 高速道路の管理者の事前対策

高速道路の管理者（以下「高速道路管理者」という。）は、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 人員及び物品等の体制

ア 動員体制の整備

応急復旧対策に必要な職員及び維持・補修その他の業務の関連請負業者（以下「関連請負業者」という。）の動員のため、連絡・移送体制を確立すること。

イ 物品・資機材の確保

応急復旧対策に必要な物品を備蓄し、定期的にこれを点検し確保するとともに、関連請負業者に応急復旧資機材を点検整備させ、常時対応可能な状態にあるよう指導すること。

(2) 高速道路施設の保守・整備

ア 走行用施設の保守・整備

路盤、高架部の桁、掘割部の側壁等主な道路構造物のほか、道路標識、道路表示その他の走行に直接かかわりのある施設の点検を常時行い、道路施設等の状況把握に努め、必要に応じ、補修を行うこと。ただし、高速道路管理者の所管外の施設の補修については、その施設を所管する機関へ補修を要す旨、速やかに連絡すること。

イ 非常時用施設の保守・整備

消火設備、退避路、換気設備、非常連絡用電話、火災検知機、警報表示設備等その他の非常時の安全確保に用いる施設の点検を行い、必要に応じ整備・補修し常に使用可能な状態におくこと。

(3) 周辺施設等及び市との連絡体制の確立

ア 危険物等取扱施設

沿線に在る石油、ガス類、化学薬品類その他の危険物を取り扱う施設の管理者（以下「周辺施設管理者」という。）との間で、相互に影響を及ぼすおそれのある事故が発生した場合の連絡体制を確立すること。

イ 一般道路・鉄道

立体交差する、又は沿線に在る国道、県道及び市道並びに鉄道施設に影響を及ぼすおそれのある事故が発生した場合、これらの管理者（以下「一般道路・鉄道管理者」という。）に対し連絡する体制を確立すること。

ウ 沿線地域住民

沿線地域の住民に被害を及ぼすおそれのある事故が発生した場合、市に連絡する体制を確立すること。

また、緊急に避難を要す事態となった場合は、直接当該住民に事態の発生を連絡（以下「緊急報知」という。）する体制を確立すること。

(4) 訓練・安全教育等

ア 周辺施設管理者との合同訓練

高速道路管理者は、職員の防災業務習熟のための震災、風水害、大規模交通事故を想定した訓練のほか、周辺施設管理者を含めた相互に影響を及ぼすおそれのある事故の発生を想定した防災訓練を定期的に行う。なお、主な訓練内容は次のとおりとする。

- (ア) 情報受伝達訓練
- (イ) 広報訓練
- (ウ) 高速道路施設及び周辺施設の緊急点検
- (エ) 人員の配備訓練
- (オ) 応急対策・復旧対策訓練

イ 職員に対する教育

高速道路管理者は、職員に対して防災に関する一般知識、災害時の措置等について周知徹底を図るため安全教育を適宜実施する。

ウ 高速道路利用者への広報

高速道路の利用者（以下「利用者」という。）に対し、安全走行の意識啓発及び事故発生時における対応の周知を日常的に放送や配布物により行う。

2 消防機関の事前対策

高速道路の一般的な特性である、インターチェンジ以外進入不可、一方通行等から、消防隊の現場到着の遅延により消防活動に支障を来すことが予測されることから、関係都市と消防相互応援協定を結び、消防力を集結して被害の軽減を図るものとする。

3 市の事前対策

総務局危機管理室は、災害時の初動対応が迅速かつ確に実施できるよう、マニュアルに基づく事前準備体制の強化に努める。

第5節 災害応急復旧対策

1 高速道路から発生した災害の対応

(1) 高速道路管理者の対応

高速道路管理者は、高速道路で災害が発生した場合は、直ちに道路パトロール等により状況を把握し、職員の動員、警察・消防機関への通報及び出場要請等の必要な措置を速やかに実施する。

また、これら機関の指示又は独自の判断により通行規制を行い、警報表示設備等を作動して利用者に事態を報知するとともに、救助・消火作業隊の進入路及び利用者の退避路を確保し避難誘導を行うものとする。

さらに、運搬車両からの危険物の流出等、沿線に被害を及ぼすおそれのあるときは、その対象となる周辺施設管理者、一般道路・鉄道管理者、消防機関及び市に連絡を行うものとし、緊急に避難を要する場合は、直接沿線地域住民、消防機関及び市に連絡を行うものとする。なお、消防機関及び市に連絡する事項は次のとおりとする。

- ア 発災時刻
- イ 発災場所
- ウ 発災原因
- エ 影響範囲、規模
- オ 沿線地域住民に対する緊急報知を行ったか否か
- カ その他必要な事項

(2) 警察の対応

警察は、高速道路から発生した災害について通報を受けたときは、状況把握のうえ必要に応じ、道路交通法第75条の3その他の規定による通行規制を行うとともに、混乱防止、避難勧告、誘導を行うなど、現場状況に応じた措置を行うものとする。

(3) 消防機関の対応

消防機関は、高速道路から発生した災害について通報を受けたときは、関係都市との消防相互応援協定に基づき対処するとともに、事前計画等により、人命救助を最優先とした災害事象に応じた、迅速的確な消防活動を実施するものとする。

(4) 市の対応

市は、高速道路で大規模な事故が発生したとき、又は被害が拡大するおそれがある等の情報を入手したときには、関係各局と連携し被害を最小限に食い止めるよう必要な措置を行う。

- ア 情報収集体制の強化
- イ 本部等の設置

第3部第1章に基づき災害の規模・状況に応じた活動体制を早期に確立し、応急活動を実施する。

ウ 関係機関への連絡

入手した情報を集約し、関係機関へ必要な対策を要請する。

エ 避難、応急救護等

高速道路の沿線地域住民に被害の及ぶおそれのある災害の発生、又は既に当該住民に緊急報知を行ったことの連絡を受けたときは、直ちに第3部第7章「避難対策」の規定に従い、その場の状況により避難誘導、避難勧告、指示等を行うとともに、応急救護、保護等その他の必要な措置を行うものとする。

2 周辺施設から高速道路に及んだ災害の対応

高速道路管理者、警察、消防機関及び市は、周辺施設において高速道路に影響を及ぼす程度の災害が発生した場合は、次により対応するものとする。

(1) 高速道路管理者の対応

高速道路管理者は、直ちに状況を把握し、必要に応じ職員の動員、警察・消防機関の指示又は独自の判断による通行規制等の必要な措置を行う。

また、警報表示設備等を作動し、利用者に事態を報知するとともに、退避路の確保、避難誘導を行う。

(2) 警察・消防機関及び市の対応

警察・消防機関及び市は、高速道路内災害に準じた対応を行う。

なお、当該周辺施設が石油コンビナート等災害防止法の適用を受ける施設であった場合は、各者は同法の規定により対応する。

3 機能回復のための措置

(1) 高速道路管理者の対応

高速道路管理者は、前1、2項の災害発生後、混乱防止及び社会的経済的被害軽減のため、次に掲げる事項を行うものとする。

ア 通行規制の解除

警察・消防機関の指示又は独自の判断により状況確認後、救助、消火活動及び避難並びに検証作業に支障のない範囲で警報、通行規制を解除し、速やかに機能回復を図ること。

イ 施設の補修

状況に応じて速やかに直営又は関連請負業者による仮復旧作業又は復旧作業を行い、高速道路としての機能を回復させること。

(2) 警察・消防機関及び市の対応

警察・消防機関及び市は、前1、2項の災害発生後、可能な範囲で速やかに高速道路の機能が回復するよう努めるものとする。

(本章末資料1 高速道路及び周辺における災害発生時の連絡系統図)

(本章末資料2 川崎市内高速道路現況一覧表)

(本章末資料3 川崎市内高速道路位置図)

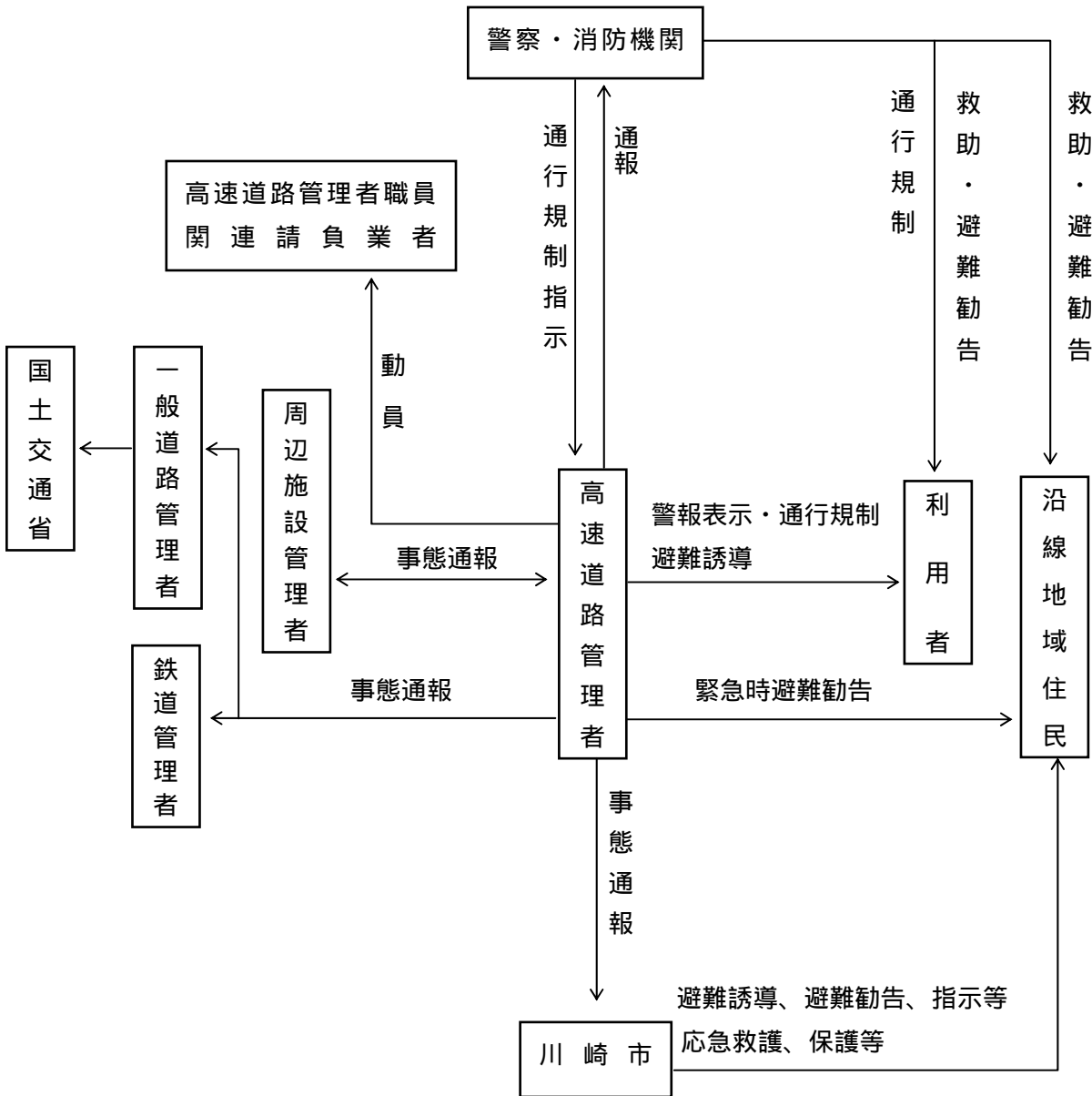
(本章末資料4 首都高速道路(株)災害対策要綱異常気象・大規模災害編 要約)

(本章末資料5 中日本高速道路(株)横浜保全・サービスセンター防災計画(東名高速道路))

(本章末資料6 東日本高速道路(株)関東支社京浜管理事務所 防災要領(抜粋))

(本章末資料7 東日本高速道路(株)関東支社東京湾アクアライン管理事務所 防災要領(抜粋))

資料1 高速道路及び周辺における災害発生時の連絡系統図



資料2 川崎市内高速道路現況一覧表

(既に供用開始している高速神奈川1号横羽線、第三京浜道路、東名高速道路の3路線は高架・切通し・掘割構造の複合であり、高速湾岸線は平面構造・半地下・海底トンネル・高架の複合、東京湾アクアラインは大部分が海底トンネルで、高速神奈川6号川崎線は掘割・トンネル・高架の複合となる。)

名称 有料道路名 (路線名)	市内区間及び延長	沿線地域の状況 (JCT=ジャンクション)	高架下又は 隣接沿線利用
東京湾 アクアライン (国道409号)	東京湾海底下 ～ 川崎区浮島町 地先	7.2km	
高速湾岸線 (県道高速湾岸線)	川崎区浮島町 地先 ～ 川崎区扇島	8.7km	国道357号
高速神奈川6号 川崎線 (市道高速縦貫線)	川崎区富士見 ～ 川崎区浮島町 地先	7.9km (うち4.4km 建設中)	国道409号 神奈川 臨海鉄道
高速神奈川1号 横羽線 (県道高速 横浜羽田空港線)	川崎区殿町 ～ 川崎区浅田	6.4km	県道(主) 東京大師横浜
第三京浜道路 (国道466号)	高津区北見方 ～ 宮前区野川	4.99km	市道 二子千年線
東名高速道路 (高速自動車国道 東海自動車道)	多摩区堰 ～ 宮前区犬蔵	5.3km	

路線名	立体交差道等 (主=主要地方道) (JCT=ジャンクション)	市内区間の管理施設・非常用施設等 非常駐車場・警報システム・非常用昇降口 非常電話・消火設備・中央分離帯の構造等	管 理 機 関
東京湾アクアライン	高速湾岸線 (川崎浮島JCTにて接続)	上下各2車線 (将来構想各3車線) 可変式道路情報板設備 (28箇所) 可変式速度規制標識 (14箇所) 交通量計測設備 (2箇所) I T Vカメラ (100箇所) 非常扉 (避難路) (48箇所) 非常用電話機 (本線上) (99箇所)	東日本高速道路(株) 関東支社 東京湾アクアライン 管理事務所 千葉県木更津市 中島2533 0438(42)0091
高速湾岸線	東京湾アクアライン (川崎浮島JCTにて接続) 国道409号	上下各3車線 可変情報板 (11基) 交通管制車両感知器(112箇所) 監視用テレビ (140箇所) 非常用電話機 (91箇所) 緊急開口部 (2箇所) 非常扉 (4箇所) 非常階段 (12箇所)	首都高速道路(株) 神奈川管理局 横浜市神奈川区 東神奈川1-3-4 045(451)7916
高速神奈川6号川崎線	国道409号 市道 富士見鶴見駅線 京急 大師線 市道 大師大島線 県道 (主)東京大師横浜 高速神奈川1号横羽線 (大師JCTにて接続予定) 市道 殿町夜光線 高速湾岸線 (川崎浮島JCTにて接続)	上下各2車線(部分営業中) 可変規制表示板 (10箇所) 可変情報板 (3基) 交通管制車両感知器(58箇所) 監視用テレビ (35箇所) 非常用電話機 (22箇所) 非常階段 (8箇所) 緊急開口部 (1箇所)	首都高速道路(株) 神奈川管理局 横浜市神奈川区 東神奈川1-3-4 045(451)7916
高速神奈川1号横羽線	国道409号 京急 大師線 国道132号 市道 梶橋水江町線 県道 扇町川崎停車場 JR 南武支線 県道(主)東京大師横浜	上下各2車線 可変情報板 (9基) 交通管制車両感知器(44箇所) 監視用テレビ (18箇所) 非常用電話機 (19箇所) 非常階段 (13箇所) 緊急開口部 (9箇所)	首都高速道路(株) 神奈川管理局 横浜市神奈川区 東神奈川1-3-4 045(451)7916
第三京浜道路	市道(主)幸多摩線 市道 二子千年線 国道409号 JR 南武線 市道 高津4号線 県道 (主)鶴見溝口 市道 子母口宿河原線 市道(主) 野川菅生線 市道 野川高55号線	上下各3車線、非常時駐車可能路側帯有り 非常駐車帯 (1箇所) 気象観測設備(1箇所) 可変表示板 (上下線各1基) 非常用電話機(上下線各5箇所) 緊急開口部 (上下線、中央分離帯1箇所) 遮音壁管理用扉(上り3、下り4)	東日本高速道路(株) 関東支社 京浜管理事務所 横浜市都筑区 川向町1047 045(471)2030
東名高速道路	市道(主)幸多摩線 市道 小杉菅線 JR 南武線 県道(主)川崎府中 市道 子母口宿河原線 市道 野川柿生線 市道(主) 野川菅生線 市道 鷺沼線	上下各3車線、非常時駐車可能路側帯有り 気象観測設備(1箇所) 可変表示板、ハイウェイラジオ有り 非常用電話機(上り8、下り7) 緊急開口部 (上下線、中央分離帯に各1) 遮音壁管理用扉(上り4、下り1)	中日本高速道路(株) 東京支社 横浜保全・サービス センター 横浜市緑区 長津田町5509 045(922)1141

資料4 首都高速道路(株)災害対策要綱異常気象・大規模災害編 (要約)

1 情報連絡窓口

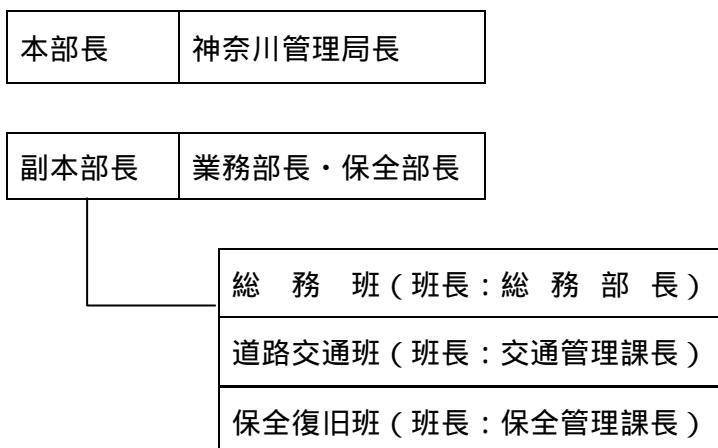
自治体名	窓 口
神奈川県川崎市	神奈川管理局総務部総務課 045-451-7907
	〔被害状況、道路交通情報等については、以下でも対応〕 神奈川管理局交通管制室 045-451-7926

2 災害時における体制

災害又は交通障害の発生が予想されるとき、あるいは災害が発生したときは、警戒体制、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

	発 令 基 準	体 制	対策本部設置
警戒体制	災害により通行止する必要が予想される場合等	関係課長及び関係職員	-
緊急体制	災害により通行止する必要がある場合等	全管理職及び関係職員	設置
非常体制	災害により長時間通行止する必要がある場合等	全管理職及び関係職員	設置

神奈川管理局現地対策本部



3 災害応急対策

災害が発生したときは、お客様の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- (1) 災害が発生したときは、公団は警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客様に広報する。
- (2) お客様の被災の状況を緊急に把握し、消防関係機関等への迅速な情報伝達、出勤・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- (3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- (4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

4 災害時の広報

お客様が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速にお客様に提供する。

5 緊急道路啓開

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

資料5 中日本高速道路(株)横浜保全・サービスセンター防災計画 (東名高速道路)

第1節 計画の目的

第1 目的

この計画は、横浜保全・サービスセンターの管理する道路において、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、被害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぎ道路交通を確保するための、防災体制等について必要な事項を定め、もって防災業務の円滑かつ適切な推進を図ることを目的とする。

第2節 防災体制

第1 防災体制の区分

防災体制は、注意体制、警戒体制、緊急体制及び非常体制とする。

1 注意体制

注意体制は、気象情報、道路の状況等の情報の収集連絡を行い、その状況の変化を注視する体制であり、概ね速度規制の段階で構築する。

2 警戒体制

警戒体制は、概ね災害が発生する可能性がある場合に構築するものである。

3 緊急体制

緊急体制は、概ね災害が発生した場合に構築するものである。

4 非常体制

非常体制は、災害により通行止等が実施され、社会的影響が甚大である場合に構築するものである。

第2 防災体制の組織、分掌事務及び構成員

1 防災体制の組織、分掌事務及び構成員は、別表1とする。

第3 防災体制の発令・解除基準

防災体制の発令基準は、別表2、3とする。また、解除基準は前述の発令基準に該当しなくなった場合又は災害となる恐れがないと判断される場合とする。

第3節 道路通行規制

第1 道路通行規制等の実施基準

道路通行規制等の実施基準は別表2、3によるものとし、円滑かつ的確な道路通行規制等の実施及び解除を図るため、あらかじめ警察、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等関係機関と協議を行うものとする。

第2 道路通行規制等の実施

前項に規定する道路通行規制等を実施する場合は、警察及び周辺道路の管理者と必要な協議を行うものとする。ただし、緊急を要するため通行止めの実施がやむを得ないと認められるときは、事後において速やかに道路通行規制の内容及び理由を通知するものとする。

第3 通行止めの実施方法

1 通行止めを実施する場合、直ちに道路交通情報板及びハイウェイラジオ等の道路交通情報提供施設により、通行中の車両に対して情報提供を行うとともに、通行止め区間内のインターチェンジの

入口を閉鎖し、連結する一般道路及び本線の通行止め区間外から通行止め区間内に車両が流入しないよう措置するものとする。

- 2 地震又は異常降雨等により通行止めを実施した場合、通行止め区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車及び路側放送等により、原則として次のとおり指示するものとする。

(1) 地震の場合

本線上にある車両は、路面にひびわれ、陥没等の異常がないことを確認の上、左側路肩に停車し、会社もしくは警察の指示又は一般ラジオ放送等による公共機関の指示があるまで走行しないこと。

車両の運転者はやむを得ず車両を置いて避難するときは、災害応急対策の実施の妨げにならないよう、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

サービスエリア等にある車両は、会社もしくは警察の指示又は一般ラジオ放送等による公共機関の指示があるまで走行しないこと。

(2) 異常降雨等の場合

車両は、会社が指定するインターチェンジ等から速やかに流出する等、適切な行動をとること。

第4 道路通行規制等の解除

- 1 点検等の結果、道路通行規制等の必要がないと認められる場合は、直ちに当該規制を解除するものとする。
- 2 点検等の結果、被害の発生が確認されたときは、速やかに応急復旧を行い、道路通行規制等の解除又は変更を図るものとする。
- 3 道路通行規制等を解除又は変更するときは、警察及び周辺道路管理者に必要な協議又は通知を行うものとする。

第4節 応急復旧等

第1 緊急復旧

大規模地震の発生により営業中の高速道路及びその周辺地域が甚大な被害を受けた場合、高速道路の被害の拡大防止を図るとともに、緊急車両の通行を最優先に考え、路面の崩壊や段差等を砕石や土のう等で緊急的な措置を行い、最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保するものとする。なお、地震発生直後に光ケーブルの損傷等が確認され甚大な被害が想定される場合は、点検時等早い段階においてその準備を行うものとする。

第2 応急復旧

- 1 営業中の高速道路において災害が発生した場合、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行うものとする。この場合、通行止めを実施しているときは、上下車線が分離されている道路にあっては少なくとも上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては1車線を、走行可能な状態に速やかに復旧させるものとする。
- 2 営業中の高速道路の応急復旧の実施にあたっては、原則として被害の態様に合わせ、最も迅速な工法を採用するものとする。
- 3 高速道路において、特に第三者に影響を及ぼす災害が発生した場合は、速やかにその影響を排除するのに必要な工事等を実施するものとする。

第3 障害物の除去

- 1 営業中の高速道路において、道路交通に支障のある路上の土砂、立木、工作物等については、速やかに除去するものとする。
- 2 事故車両、放置車両等の障害物を除去する必要がある場合、警察機関、消防機関等と協力して、必要な措置を講じるものとする。

別表1 横浜保全・サービスセンター等の各体制の組織、分掌事務及び構成員

	分掌事務	構成員			
		注意体制	警戒体制	緊急体制	非常体制
総括責任者	1 各体制の指揮監督、総括及び当該体制の運営の細目の決定	当番課長	副所長	所長	所長
総括班	1 総合連絡調整 2 総合情報収集 3 支社等・他機関等との連絡調整	—	総務担当課長 工務担当課長	副所長(土木担当) 工務担当課長	副所長(土木担当) 工務担当課長
庶務・広報班	1 職員・家族の安否確認 2 社屋の災害応急対策 3 被害者の把握とその対応 4 食料、宿泊施設、車両の確保 5 広報の実施	—	—	副所長(事務担当) 総務担当課長	副所長(事務担当) 総務担当課長
道路交通状況把握班	1 警察協議の総合調整 2 道路・交通管理 3 点検の実施及び結果集約 4 情報提供(HP以外)	—	保全計画担当課長 維持担当課長 管理担当課長 改良担当課長 施設担当課長	保全計画担当課長 維持担当課長 管理担当課長 改良担当課長 施設担当課長	保全計画担当課長 維持担当課長 管理担当課長 改良担当課長 施設担当課長
道路復旧班	1 道路の復旧 2 災害応急復旧に必要な応援人員・資機材の検討 3 通信事業者との調整	—	—	副所長(施設担当) 維持担当課長 改良担当課長 施設担当課長	副所長(施設担当) 維持担当課長 改良担当課長 施設担当課長
営業班	1 料金の徴収 2 料金所、休憩施設でのお客様対応 3 不動産の復旧	—	営業担当課長 管理担当課長	営業担当課長 管理担当課長	営業担当課長 管理担当課長

別表2 風水害・地震防災体制発令基準と道路通行規制等基準

体制発令基準	注意体制	警戒体制	緊急体制	非常体制	
事象	地震	計測震度4.0以上の地震が発生した場合★1	次の各号の一に該当する場合 一 連続雨量が、警戒体制発令基準値に達した場合★2 二 管内に、気象庁から大雨警報が発令された場合※1	次の各号の一に該当する場合 一 計測震度4.5以上の地震が発生した場合★1 二 点検の結果、地震による被害が確認され、通行止めを必要とする場合 三 死者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合	次の各号の一に該当する場合 一 計測震度5.5以上の地震が発生した場合★1 二 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合 三 死者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合
	異常降雨	次の各号の一に該当する場合 一 時間雨量が、注意体制発令基準値に達した場合★2 二 管内に、気象庁から大雨警報が発令された場合※1	次の各号の一に該当する場合 一 連続雨量が、警戒体制発令基準値に達した場合★2 二 組合せ雨量が、緊急体制発令基準値に達した場合★2 三 点検等により、通行止めを必要とする場合	次の各号の一に該当する場合 一 連続雨量が、緊急体制発令基準値に達した場合★2 二 組合せ雨量が、緊急体制発令基準値に達した場合★2 三 点検等により、通行止めを必要とする場合	—
	強風(台風)	—	次の各号の一に該当する場合 一 暴風警報が発令された場合 二 10分間平均風速が15m/sに達した場合	次の各号の一に該当する場合 一 10分間平均風速が25m/sに達した場合 二 強風による通行止めをした場合	—
	その他	—	次の各号の一に該当する場合 一 災害のおそれがある場合 二 気象事象(異常降雨、強風を除く)により、通行止めになりそうな場合	次の各号の一に該当する場合 一 災害により、通行止めとなった場合 二 気象事象により通行止めとなった場合	次の各号の一に該当する場合 一 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合 二 死者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合 三 所長が必要と認める場合
道路通行規制等基準	速度規制の協議(上記※1に該当するものは除く)	速度規制の協議(上記※2に該当するものは除く)	通行止め	通行止め	

別表3 異常降雨の防災体制発令基準値

	注意体制発令		警戒体制		緊急体制	
	時間雨量 (mm/h)	連続雨量 (mm)	時間雨量 (mm/h)	連続雨量 (mm)	時間雨量 (mm/h)	連続雨量 (mm)
東名高速道路	東京	30	150	—	—	—
	東名川崎	30	150	350	220・50	220・50
	厚木	30	150	350	220・50	220・50
	大井松田	30	150	350	220・50	220・50
	沼津	30	150	300	220・50	220・50
	富士	30	150	300	220・50	220・50
	清水	30	150	300	220・50	220・50
	菊川	30	150	300	220・50	220・50
	三ヶ日	30	150	300	220・50	220・50
	小田原厚木道路(小田原西IC～小田原東IC)	30	150	300 ^{★2}	220・50 ^{★2}	220・50 ^{★2}
一般有料道路	小田原厚木道路(小田原東IC～厚木西IC)	30	150	200 ^{★3}	180・40 ^{★3}	180・40 ^{★3}
	西湘バイパス	—	—	—	—	—
	真鶴道路	30	150	200 ^{★4}	200・40 ^{★4}	200・40 ^{★4}
	箱根新道	30	120	200	160・40	160・40
	新湘南バイパス	—	—	—	—	—
	西富士道路	30	150	—	—	—
	—	—	—	—	—	—

○時間雨量の定義：任意時間毎の雨量を基準値運用に適用する
 ○連続雨量の定義：雨の降り始めから終わりまで時間2mmを超える雨が6時間以上の中断を伴わず継続した場合の累積雨量
 ○組合せ雨量の定義：連続雨量と時間雨量の組合せを言い、例えば、「連続220、時間50」とは、連続雨量が220mm以上であり、かつ時間雨量が50mm以上である状態を示し、これを超える雨量域が通行止めの対象となる範囲である。
 連続雨量が220mmの時点で時間雨量(その1時間前からの雨量)の値が50mmを越えていた場合が最も早く出現するケースとなる。

資料6 東日本高速道路(株)関東支社京浜管理事務所 防災要領(抜粋)

1 目的

この要領は、京浜管理事務所(以下「事務所」という。)が管理する第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路及び横浜横須賀道路・金沢支線(以下「管内道路等という。’)で、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、被害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぎ道路交通を確保するための、防災体制及び災害情報連絡活動並びに災害応急対策等について体制及び通行規制等の基準を制定し、防災業務の円滑かつ適切な推進を図ることを目的とする。

2 防災体制等

防災体制の区分

防災体制は、注意体制、警戒体制、緊急体制及び非常体制とする。

(1) 注意体制

注意体制は、気象情報、道路の状況等の情報を収集し、その状況の変化を注視する場合に構築するものである。

(2) 警戒体制

警戒体制は、概ね災害が発生する可能性がある場合に構築するものである。

(3) 緊急体制

緊急体制は、概ね災害が発生した場合構築するものである。

(4) 非常体制

非常体制は、災害により通行止等が実施され、社会的影響が甚大である場合に構築するものである。

防災体制の組織、分掌事務及び構成員

事務所の防災体制の組織、分掌事務及び構成員は、NEXCO 社員及び各管理員・交通管理隊とし、統括責任者は、当該体制を指揮監督、総括、運営を行い、必要に応じて組織、分掌事務及び構成員の変更を行うことができる。なお、長期体制になる場合は、適切なローテーションの確保に努めるものとする。

防災体制の発令

事務所の防災体制の発令は、別表-1によるものとする。また、

- (1) 管内道路において、震度6弱以上または計測震度5.5以上の地震が発生した場合
- (2) 東京23区で震度5強以上の地震が発生した場合
- (3) 東海地震警戒宣言及び注意情報が発表された旨の連絡があった場合
- (4) 前号の東海地震警戒宣言の発令をテレビ、ラジオ等の手段で認知した場合

上記に該当する場合は、防災体制が発令されなくても自動的に防災体制が構築されたものとし、勤務時間外においても各構成員は自主的に非常参集を行うものとする。

3 特別巡回

特別巡回の目的

特別巡回は、防災体制が構築された場合、又は管内道路等における災害の発生及び災害の発生が懸念される場合において道路構造物の異常を早期に発見し、被害の発生を未然に防止、又は被害の

拡大を防ぎ、道路交通を確保するため管内道路等を巡回するものである。

特別巡回の体制及び経路

特別巡回は、当番担当課長を班長とし、職員を班員として行うものとする。原則として各2名を1班とし、3班体制で行うものとする。巡回班及び経路は現地状況及び気象状況等により班長が判断する。

夜間及び休日の特別巡回

夜間及び休日における特別巡回は、出勤した班長の指示によるが、道路管制センターの連絡を受けた班長の電話指示によって班長の到着以前にあっても、交通管理隊が特別巡回を開始できるものとする。この場合、巡回結果を速やかに道路管制センターに報告する。この巡回において、異常箇所を発見した場合は、班長の到着を待たず速やかに事務所長に報告し、その指示を受けるものとする。

特別巡回の報告等

班長は特別巡回を開始したときは、すみやかに事務所長に報告するとともに、道路管制センターに連絡するものとする。ただし、事務所長への報告は、夜間及び休日においては、特に必要のある場合を除き直近勤務時間に報告することができる。

特別巡回の際は、携帯電話・デジタルカメラ等を持参し、出勤の際は班長に人員・点検場所等連絡先を報告する。また、概ね30分毎に電話及び移動無線等で異常の有無、通過地点等を報告する。なお、巡回を開始・終了するときは道路管制センターに対し移動無線の開閉局の届を行うものとする。

4 交通規制等

交通規制の基準

別表-1に定める道路通行規制基準に達したときに実施する所定の交通規制のほか、災害が発生したときは、その形態・状況に応じた交通規制を支社防災担当課及び管制室センターに通知し、実施する。この場合、神奈川県高速道路交通警察隊又は平場の警察と協議するものとする。ただし、緊急をやむえを得ない場合は、事後速やかに通知するものとする。

交通規制の実施方法

交通規制の実施方法は、路上作業要領に基づき実施する。通行止めの場合は、別途通行止要領によるものとする。

停滞車両対策

別表-1に定める道路通行規制基準で、通行止めが予測される場合は、事前に料金所、ネクセリア営業所等にその旨を連絡し、規制実施に伴う混乱の防止に努めるものとする。

炊き出し・非常用物資配布については別途要領によるものとする。

情報提供

交通規制の情報は、道路管制センターの所掌する所定の可変情報版等の操作及び連絡体制によるほか、通行止めを実施したときは、周辺道路管理者等と情報を相互に交換し、周辺の道路状況を把握するとともに、混乱の防止に努めるものとする。

ただし、事務所が直接に道路管理者等関係機関と公式の情報連絡を行う場合は、あらかじめ支社の了解を得た後に行わなければならない。

5 応急復旧対策

応急復旧の基本方針

災害が発生した場合、通行車両の安全を図るための交通規制の実施とともに、速やかに応急復旧作業に着手するものとする。この場合、一車線/方向の確保を図ることを第一目標として、早急に安全対策を実施するものとする。なお、災害が発生する恐れのある場合についても、上記と同様とする。

応援体制

(1) 会社内応援体制

災害の規模が甚大で、事務所のみによっては復旧作業の遂行が困難と判断されるときは、事務所長は、職員、労務、資機材等の応援派遣等について支社と協議するものとする。

(2) 地元協力会社

災害が発生した場合、早期に労務、資機材等を調達するため、の地元建設会社等に協力・応援を要請するものとする。なお、規模が甚大で、地元建設会社等では工事の遂行が困難と判断されるときは、支社と協議して他より応援を要請するものとする。

(3) 応急復旧工事

応急復旧工事は、小規模な場合を除き、交通を確保するための応急対策工事と道路構造保全のための復旧工事に分けられるが、復旧工事での手戻り工事等を極力少なくする工法の選択等に配慮しておくものとする。

別表一

特別巡回、警戒体制及び緊急体制の発令基準（京浜管理事務所）

区分	地震		異常降雨		強風		台風		霧		火山		事故等		
	警戒体制	緊急体制	警戒体制 連続雨量 (mm)	警戒体制 時間雨量 (mm/h)	警戒体制 連続雨量 (mm)	警戒体制 組合せ雨量 間 (mm)	警戒体制 10分間 平均風速 (m/s)	警戒体制 10分間 平均風速 (m/s)	警戒体制 10分間 平均風速 (m/s)	警戒体制 10分間 平均風速 (m/s)	警戒体制 10分間 平均風速 (m/s)	警戒体制 10分間 平均風速 (m/s)	警戒体制 10分間 平均風速 (m/s)	警戒体制 10分間 平均風速 (m/s)	警戒体制 10分間 平均風速 (m/s)
第三京浜道路	計測震度4.0以上の地震が発生した場合★1	計測震度4.5以上の地震が発生した場合★1	100	30	150	—	20	15	200(50)	霧により通行止が長時間に及ぶと予想される場合	火山情報または緊急火山情報が発せられた場合、又は有感地震が多発する等深刻な状況になった場合	緊急火山情報が発せられた場合、又は有感地震が多発する等深刻な状況になった場合	緊急火山情報が発せられた場合、又は有感地震が多発する等深刻な状況になった場合	緊急火山情報が発せられた場合、又は有感地震が多発する等深刻な状況になった場合	緊急火山情報が発せられた場合、又は有感地震が多発する等深刻な状況になった場合
横浜新道	計測震度4.0以上の地震が発生した場合★1	計測震度4.5以上の地震が発生した場合★1	100	30	150	—	20	15	200(50)	霧により通行止が長時間に及ぶと予想される場合	火山情報または緊急火山情報が発せられた場合、又は有感地震が多発する等深刻な状況になった場合	緊急火山情報が発せられた場合、又は有感地震が多発する等深刻な状況になった場合	緊急火山情報が発せられた場合、又は有感地震が多発する等深刻な状況になった場合	緊急火山情報が発せられた場合、又は有感地震が多発する等深刻な状況になった場合	
横浜横須賀道路	計測震度4.0以上の地震が発生した場合★1	計測震度4.5以上の地震が発生した場合★1	100	30	150	220・50★2	20	15	200(50)	霧により通行止が長時間に及ぶと予想される場合	火山情報または緊急火山情報が発せられた場合、又は有感地震が多発する等深刻な状況になった場合	緊急火山情報が発せられた場合、又は有感地震が多発する等深刻な状況になった場合	緊急火山情報が発せられた場合、又は有感地震が多発する等深刻な状況になった場合	緊急火山情報が発せられた場合、又は有感地震が多発する等深刻な状況になった場合	
道路通行規制等	速度規制の協議★3	速度規制の協議★3	速度規制の協議★3	速度規制の協議★3	速度規制の協議★3	速度規制の協議★3	速度規制の協議★3	速度規制の協議★3	速度規制の協議★3	速度規制の協議★3	速度規制の協議★3	速度規制の協議★3	速度規制の協議★3	速度規制の協議★3	
その他 体制発令基準	点検の結果通行止めを必要とする時	点検の結果通行止めを必要とする時	大雨警報が発令された場合	大雨警報が発令された場合	通行止めを必要とする場合、又は点検等の結果、災害が発生した場合	通行止めを必要とする場合、又は点検等の結果、災害が発生した場合	通行止めを必要とする場合、又は点検等の結果、災害が発生した場合	通行止めを必要とする場合、又は点検等の結果、災害が発生した場合	通行止めを必要とする場合、又は点検等の結果、災害が発生した場合	通行止めを必要とする場合、又は点検等の結果、災害が発生した場合	通行止めを必要とする場合、又は点検等の結果、災害が発生した場合	通行止めを必要とする場合、又は点検等の結果、災害が発生した場合	通行止めを必要とする場合、又は点検等の結果、災害が発生した場合	通行止めを必要とする場合、又は点検等の結果、災害が発生した場合	

※ 計測震度4.0以上及び連続雨量が100mmに達したら特別巡回の準備に入る。必要に応じて巡回を行う。
 ★1 設置された地震計が不測の事態によって計測されなかった場合、震度階級（気象庁発表）を代替基準として、次のとおり適用するものとする。
 （震度5弱以上は計測震度4.5以上とみなし、緊急体制以上とする。震度4は計測震度3.5以上4.5未満とみなし、警戒体制とする）
 ★2 適用区間は、朝比奈IC～終点のみ。
 ★3 速度規制の協議を行う道路は、可変標識のある第三京浜道路、横浜横須賀道路とする。

○時間雨量の定義：任意時間毎の雨量を基準値運用に適用する
 ○連続雨量の定義：雨の降り始めから終わりまで時間2mmを超える雨が6時間以上の中断を伴わず継続した場合の累積雨量
 ○組合せ雨量の定義：連続雨量と時間雨量の組合せを言い、例えば、「連続220、時間50」とは、連続雨量が220mm以上であり、かつ時間雨量が50mm以上である状態を示し、これを超える雨量域が通行止めの対象となる範囲である。
 連続雨量が220mmの時点を時間雨量（その1時間前からの雨量）の値が50mmを越えていた場合が最も早く出現するケースとなる。

資料7 東日本高速道路(株)関東支社東京湾アクアライン管理事務所 防災要領(抜粋)

1 総則

1-1 目的

この要領は、東日本高速道路株式会社(以下「NEXCO東日本」という。) 「災害点検要領」(平成17年10月)および関東支社(以下「支社」という。) 「関東支社防災業務要領細則」(平成18年10月)に基づき、東京湾アクアライン管理事務所(以下「事務所」という。) の管理する道路において、地震、異常降雨、暴風雨等の異常な自然現象または大規模な火災、爆発に伴う土砂崩れ、のり面の崩壊、道路の損壊並びに大規模な交通事故や船舶の衝突等による海難事故(以下「災害」という。) が発生する恐れがある場合または発生した場合について、事務所とグループ会社(ネクスコ東日本パトロール(パトロール)、ネクスコ東日本トラスティ(トラスティ)、ネクスコ・トール関東(トール)、ネクスコ東日本エンジニアリング(エンジ)ネクスコ・メンテナンス関東(メンテ)、東京湾横断道路(株)(TTB))と協働し、被害発生未然防止または被害の拡大を防止し、迅速にその影響を排除し、もってお客様の安全確保、第三者の被災防止、円滑な道路交通を確保するための防災体制及び災害情報連絡の活動、災害応急対策等並びに関係事務所との相互応援協力に必要な事項を定めるとともに、防災業務の円滑かつ適切な対応を図ることを目的とする。

1-2 適用範囲

この要領は、事務所が管理する道路において、災害が発生する恐れがある場合または発生した場合について適用する。

なお、本要領に定めのない事項については、NEXCO東日本が定める「防災業務計画」、「防災業務要領」、「雪氷作業細則」、及び支社が定める「関東支社防災業務要領細則」、「関東支社防災関係要領集」の該当各項目を適用するものとする。また、本要領の適用にあたっては、千葉県地域防災計画及び神奈川県地域防災計画の各関係機関との調整を図るものとする。

2 災害予防

2-1 防災体制の整備

防災業務の実施に必要な要員を確保するため、あらかじめ事務所社員や事務所に勤務するグループ会社社員(以下「社員等」という。) の動員体制(別紙「勤務時間外の情報伝達経路図」)を整え、事務所当番課長は、常に連絡が取れる場所において、防災体制が発令された場合、通常業務に優先して各体制に定める防災業務を遂行するものとする。

(1) 防災体制の発令基準

気象条件等が、防災体制基準値(表-1)に達した場合、及び災害が発生する恐れがある場合 あるいは災害が発生した場合、事務所長は、次に示す防災体制の発令を行うものとする。

ただし、事務所長等に事故等のあるときは 副所長、 工務担当課長、 改良担当課長の順で発令を行うものとする。

1) 注意体制

気象情報、道路状況等の変化を注視する体制。

2) 警戒体制

災害が発生する恐れがある場合の体制。

3) 緊急体制

非常かつ重大な災害が発生する恐れがある場合、または災害が発生した場合の体制。

4) 非常体制

非常かつ重大な災害が発生し、復旧に長期間を要する場合の体制。

(2) 通行規制等の実施

道路等の構造を保全し、交通の危険を防止するために、気象状況等が表-2に定める基準値に達した場合は、警察と協議のうえ、適切な通行規制等を実施するものとする。また、実施にあたっては、あらかじめ警察及び関連道路の道路管理者に必要な協議、通知を行うものとする。

(3) 防災体制の解除基準

気象状況及び被災状況が、防災体制の解除基準(表-3)に該当した場合、事務所長は、防災体制の解除を行うものとする。

表-3 防災体制の解除基準

防災体制	解 除 基 準	
注意体制 警戒体制	気象状況が回復に向かい警戒が解除された場合 通行止が全て解除された場合	1.巡回及び点検の結果、異常が認められない場合。 2.その他防災体制を解除することが適当と認められた場合。
緊急体制	通行止が全て解除された場合	
非常体制	広範囲又は長時間の通行止でなくなった場合	

(4) 災害対策本部の設置

非常体制に入った場合、直ちに防災対策室に非常対策本部を設置するものとする。

(5) 工事中断措置

気象条件等が防災体制基準値(表-1)に達した場合及び災害が発生する恐れがある場合あるいは災害が発生した場合、既契約中の工事について、各現場の現場代理人に連絡し、工事の中断及び現場点検の指示を行うものとする。

(6) 要員の確保及び参集

1) 要員の確保について

防災体制基準値(表-1)に達する恐れがあり要員が必要な場合は、要員を確保しなければならない。夜間・休日等の勤務時間外については、事前に体制を組織しておくものとするが、地震等の予知困難な事象については、その都度緊急参集を行うものとする。緊急参集は、勤務時間外の場合は、別紙「勤務時間外の情報伝達経路図」により情報伝達を行うものとする。

2) 非常参集

大規模地震(計測震度4.5以上・震度5弱以上)の発災時または大規模地震警戒宣言が発令された場合、次に示す要員は事務所(または別途指定された場所)に非常参集

するものとする。

- 事務所すべての社員
- 事務所に勤務するグループ会社社員
- 工事請負人の現場代理人

参集の連絡は情報伝達経路図によるものとし、受信後、可能な限り迅速に事務所（または別途指定された場所）へ参集し、別紙「参集記録簿」を（グループ会社社員は関連担当課長に提出のうえ）総務担当課長へ提出するものとする。

3) 大規模地震及び大規模災害の発生により非常参集が困難な場合について

大規模地震(計測震度4.5以上・震度5弱以上)及び大規模災害等が発生した場合、事務所への社員等の参集が困難と判断される場合は、最寄りのNEXCO東日本料金所に参集するものとする。

2-2 災害予防の初期対応

(1) 気象状況監視

気象状況(地震, 降雨, 強風, 霧)が、異常値を示した場合または警報が発令された場合、勤務時間内においては当番担当課長が、勤務時間外および閉庁日においては道路管制センターと当番課長との連携により気象状況の動向を観測するものとする。

(2) 巡回・点検の実施

気象状況が防災体制基準値(表-1)の注意体制または警戒体制の基準値に達する恐れがある場合または達した場合、当番課長を総括責任者として、巡回及び点検を実施するものとする。

【勤務時間内】	【時間外及び閉庁日】	
気象状況等の異常値又は 警報発令	気象状況等の異常値又は警報発令	
気象状況監視 当番課長	気象状況監視 道路管制センター 電話	
防災体制基準値 当番課長 指示	防災体制基準値 当番課長 メール又は電話 指示	
巡回	所長	巡回

2-3 応援協力体制

(1) NEXCO東日本事務所間の応援協力体制

災害が発生した状況において、事務所の体制だけでは災害応急対策を迅速かつ円滑に遂行することが困難と判断される場合、支社と調整のうえ、千葉管理事務所・市原管理事務所・木更津工事事務所・千葉工事事務所等に応援協力の依頼を行うものとする。

(2) 関係機関との応援協力体制

非常かつ重大な災害が発生した場合には、組織を超えた協力体制のもとでの総合的な災

害対策が必要とされることから、防災業務が迅速かつ適切に遂行できるよう、平素より関係機関が開催する防災会議等への参加及び協力を積極的に行い、連絡体制の確保に努めるものとする。

(3) 建設会社等との応援協力体制

気象条件等が、防災体制基準値(表-1)に達した場合及び災害が発生する恐れがある場合あるいは災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的として、応援協力会社に待機または応援出動の連絡を行う。なお、防災体制が解除になった場合、応援協力会社に待機等の解除連絡を忘れずに行うものとする。

(4) 休憩施設等のテナントとの連絡

グループ会社は、災害が発生する恐れがある場合または発生した場合にお客様の安全確保及び円滑な災害応急対策を行うため、休憩施設等のテナントと相互に協力して適切な措置を講じることができるよう必要な連絡体制の整備を図るものとする。

2-4 防災訓練の実施

防災業務の円滑な実施のため、職員及び関連業者等の防災対策に関する理解を深め、意識の高揚を図るべく、NEXCO東日本防災訓練に併せて事務所において事務所社員及びグループ会社社員の参加による防災訓練を実施するものとする。

2-5 資機材の備蓄及び調達

災害時において管内道路の交通確保に必要な資機材の備蓄及び調達体制について整備する。

(1) 資機材の備蓄

原則として比較的使用頻度の高い資機材を備蓄するものとする。

(2) 資機材の調達

災害時に前項以外の資機材が必要となった場合の調達を考慮して、応急復旧協力会社等に対し、応急復旧業務応援計画書の更新を依頼し、保有資機材の把握に努めるものとする。

2-6 社員等の安否確認

災害時の社員等の安否確認を行うのに必要な連絡系統、連絡方法等について、整備を図るものとする。

防災対策室のTV下のロッカー内に社員等の連絡先を記載した用紙があります。個人情報保護法の観点から封をして保管してありますので閲覧時は開封願います。

表一-1 防災体制基準値

形態	注意体制	警戒体制	緊急体制	非常体制
地震		東京湾アクアライン、東京湾アクアライン連絡道、館山自動車道(木更津北～君津) 計測震度4.0～4.9(震度4・震度5弱) 首都圏中央連絡自動車道、館山自動車道(君津～富津竹岡)、富津館山道路 計測震度4.0～4.4(震度4)	東京湾アクアライン、東京湾アクアライン連絡道、館山自動車道(木更津北～君津) 計測震度5.0～5.4(震度5強) 首都圏中央連絡自動車道、館山自動車道(君津～富津竹岡)、富津館山道路 計測震度4.5～5.4(震度5弱・震度5強)	①計測震度5.5以上(震度6弱以上) ②地震防災強化地域判定会の招集。 ③規模地震警戒宣言の発令。
異常 降雨	①管内に大雨警報発令 ②連続降雨量 100 mm/h以上 ③時間降雨量 30 mm/h以上	館山自動車道 木更津JCT、東京湾アクアライン連絡道 木更津JCT～袖ヶ浦IC ①連続降雨量 150 mm/h以上 ②時間降雨量 40 mm/h以上	①連続降雨量 250 mm/h以上 ②組合降雨量 210・40 mm/h以上	①広範囲かつ長期間にわたり通行止を必要とする場合。 ②死傷者が多数にのぼった場合。 ③その他の社会的影響が甚大である場合。
異常 降雪	①管内に大雨警報発令 ②連続降雨量 100 mm/h以上 ③時間降雨量 30 mm/h以上	館山自動車道(富津中央～富津竹岡)、富津館山道路 ①連続降雨量 150 mm/h以上 ②時間降雨量 40 mm/h以上	①連続降雨量 200 mm/h以上 ②組合降雨量 150・40 mm/h以上	
強風	①管内に大雨警報発令 ②連続降雨量 80 mm/h以上 ③時間降雨量 30 mm/h以上 ④暴風警報等発令 ⑤10分間平均風速 15m/s以上 ⑥10分間平均風速 15m/s以上の予報があり要員を召集した場合。	館山自動車道 木更津JCT～富津中央IC(木更津南支線を含む)、首都圏中央連絡自動車道 ①連続降雨量 100 mm/h以上 ②時間降雨量 40 mm/h以上	①連続降雨量 150 mm/h以上 ②組合降雨量 130・20 mm/h以上	
台風		・風速 20m/s 以上かつ通行止めが必要と認められる時。	・路面に大量の飛散物が堆積したか、又は道路構造物等に変状が生じた場合。	
霧	・視程が200m以下となった場合。	・台風のの上陸・接近が予想され、広範囲にわたる通行止の可能性がある場合。 ・視程が50m以下になった場合	・通行止めが3時間以上に及ぶと予想される場合。 ・通行止めが3時間以上に及ぶと予想される場合。 ・死傷者または事故対象車両が比較的多い場合。 ・周辺地域に影響を及ぼした場合。 ・トンネル火災が発生した場合。	社会的影響が大きく、 ・死傷者が多数にのぼった場合。 ・事故対象車両が多い場合。 ・周辺地域に大きな影響を及ぼした場合。
事故等	・事故等が発生して通行止めを実施した場合。	・災害発生などの恐れがある場合。 ・災害発生の上陸・安房・川崎である。	①本線構造物へ影響を及ぼす事故。 ②通行止めを必要とする場合。	
海難 事故		・災害発生の上陸・安房・川崎である。	・通行止めを必要とする場合。	
その他		※0内の震度は気象庁発表による。 ※管内とは、君津・夷隅・安房・川崎である。 ※丸枠内数字で示した基準は、どれか一つでも該当すれば適用。 ※基準に達しそうな場合は、事前準備が必要なことから達すると予想される時刻の30分前に通行止め要員を配置する。 ※災害発生の上陸・安房・川崎である。 ※管内とは、君津・夷隅・安房・川崎である。 ※広範囲または長期間とは、阪神淡路大震災、有珠山の噴火による通行止めと同等以上の場合とする。 ※死傷者または事故対象車両が比較的多い場合とは、死亡者が10人以上、対象車両が5台以上の場合をいう。 ※周辺地域に影響を及ぼした場合とは、周辺住民から目が痛いや、魚が浮いている場合をいう。		

第4章 原子力災害の防災計画

第1節 計画の目的

1 目的

原子力災害は、地震、大雨等の自然災害等に比べて、五感で感じることができず、被ばくの程度を自ら判断できないなどの特殊性があり、かつ市民生活への影響が極めて大きいものである。

本計画では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されたことによる原子力災害に関し、市及び原子力事業者その他関係機関がとるべき措置について定め、原子力災害から市民の生命・身体・財産を守ることを目的とする。

なお、この計画は原災法に定めなき事業者の事故に際しても、原災法に準じた対応をとる。

2 計画において尊重すべき指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について（平成15年7月一部改定）」（以下「防災指針」という。）を十分に尊重する。

第2節 本章で想定する災害

本章では、以下の災害を想定し必要な対策を講じるものとする。

- 1 核燃料物質を保有する事業所における災害
- 2 核燃料物質の事業所外運搬中の事故による災害
- 3 広域的放射能汚染災害

第3節 対象となる施設

1 原子力災害対策特別措置法の適用されている施設

事業所名		所在地	熱出力等	EPZ ¹
株式会社東芝	NCA	川崎区浮島町	200W	半径約100m
原子力技術研究所 ²	N28-2		核燃料物質使用施設	半径約50m

1 EPZ（Emergency Planning Zone）とは「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」をいう。

2 石油コンビナート等特別防災区域に立地する施設

2 原子力災害対策特別措置法の適用から除外されている施設

事業所名	所在地	現況
株式会社東芝研究炉管理センター	川崎区浮島町	廃止措置中
株式会社日立製作所電力グループ 原子力事業統括本部王禅寺センタ （HTR）	麻生区王禅寺	廃止措置中
東京都市大学（旧武蔵工業大学） 原子力研究所	麻生区王禅寺	廃止措置中

第 4 節 計画の基礎とするべき災害の想定

前節の E P Z 内における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態については、防災指針のとおりとする。

また、核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価についても防災指針のとおりとする。

(原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について(平成 15 年 7 月一部改定)」参照)

第 5 節 災害予防対策

1 原子力事業者(原災法第 2 条に定める者をいう。)の責務

(1) 原子力災害は、地震、大雨等の自然災害等に比べて、五感に感じられないなどの特殊性があり、かつ市民生活への影響が極めて大きいため、核燃料物質の取扱事業者は関係法令を遵守するとともに、災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるものとする。また、事業者は市及び防災関係機関等と十分な連携をとり、市民の安全を確保するための予防対策に努めるものとする。

(2) 原子力事業者防災業務計画の作成及び作成にあたっての協議(第 3 節対象となる施設 1 にあける事業者)

原子力事業者は、原子力事業所ごとに自らが構ずるべき措置を定めた「原子力事業者防災業務計画」を作成するとともに、毎年、同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

また、原災法第 7 条第 2 項の規定に基づく原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しようとする場合は、その計画案を 60 日前までに市及び関係自治体と協議を開始するものとする。

(3) 原子力防災管理者等の選任

原子力事業者は、原子力防災組織を統括する者として、原子力事業所ごとに、その事業所長等から原子力防災管理者を選任するとともに、原子力防災管理者を補佐し、また、原子力防災管理者が不在の時にその職務を代行する副原子力防災管理者を選任するものとする。

2 市の責務

(1) 原子力事業者に対する指導

消防局長は、原子力事業者に火災予防等の観点から、次の事項について消防法第 4 条に基づき立入検査等を実施し、指導するものとする。

指導項目	ア 消防用設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備 イ 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施 ウ 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施 エ 自衛消防組織の設置、防火管理者等の選任、防災資機材の整備 オ その他必要な事項
------	---

(2) 原子力事業所からの報告の徴収及び立入検査の実施

市等は、原災法第 32 条の規定に基づき原子力事業者から報告の徴収及び事業所への立入検査を実施することにより、原子力災害の予防措置が適切に行われているかを確認する。なお、立入検査を実施する関係局の職員は、その身分を示す証明書を提示して、立入検査を行うものとする。

検査項目	ア	原子力事業者防災業務計画の内容
	イ	原子力施設の状況
	ウ	原子力防災組織の設置状況
	エ	原子力防災管理者等の選任及び原子力防災要員の現況
	オ	放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況
	カ	原子力事業者における放射線測定の実施状況
	キ	原子力防災に資する各種マニュアルの整備状況
	ク	従業員に対する研修・訓練の実施状況
	ケ	その他原子力防災対策に必要な事項

(3) 原子力防災専門官との連携

市は、緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、緊急時における派遣職員の任務、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達等について、平常時からオフサイトセンターに常駐する原子力防災専門官（原災法第30条に規定）と密接な連携を図る。

(4) 防災関係機関等との連携

市は、市域並びに住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、国（指定地方行政機関）、原子力事業者、指定公共機関、指定地方公共機関、他の自治体等の協力を得て防災活動を実施するものとする。

(5) 川崎市原子力施設安全対策協議会

市は、原子力災害から市民の安全を確保するため、川崎市原子力施設安全対策協議会を設置し、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉に関する法律」（昭和32年法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）の第23条及び第52条に定める核燃料物質を取り扱う事業者と、放射性物質に関する安全確保のための情報交換、協議等を行う。

（資料編 川崎市原子力施設安全対策協議会要綱）

3 防災体制の整備

(1) 市は、原子力災害応急対策を迅速的確に実施するため、平常時から原子力防災体制の整備に努めるとともに、国、県、原子力事業者（「原子炉等規制法」の第23条、第52条に定める核燃料物質を取り扱う事業者も含む。）その他関係機関との情報収集・連絡体制の充実・強化についても努める。

(2) 環境放射能モニタリング

環境局長は、平常時から市域における環境放射能の水準を把握するとともに、緊急時モニタリング³体制の整備に努める。

なお、原災法第2条第4号の規定に基づく各原子力施設の周辺については、神奈川県によりモニタリングポスト（5箇所）が設置され常時監視を行う。

³ 緊急時モニタリングとは、放射性物質又は放射線の異常な放出、あるいはそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングを行うことをいう。

(3) 消防局長は、消防活動計画に基づき、円滑な消防活動の確保、消防職員の被ばく防止等、活動体制の整備に努める。

(4) 健康福祉局長は、放射線の被ばく者等の医療に対応するため、あらかじめ被ばく者等を収容す

る医療機関を把握し、不測の事態に備える。

(5) 総務局長は、平成13年6月に神奈川県と締結した「核燃料物質輸送情報に関する協定書」に基づき、県から輸送情報の提供を受け、不測の事態に備える。

4 防災対策上必要とされる防護資機材の整備

(1) 市は、原子力災害の発生に際し、必要と想定される放射線測定機器類の整備を行う。

(2) 市は、災害活動に従事する職員の安全と円滑な防災活動を確保するため、放射線防護服等の資機材を整備する。

5 職員に対する研修

市は、原子力災害の特殊性を考慮し、研究機関、放射線傷害に対処できる病院、事業者等の協力を得て、次の事項について、教育訓練を実施する。

研修内容	(1) 放射性物質及び放射線に関する一般知識 (2) 活動上の基本的留意事項 (3) 防護資機材の取扱い (4) その他必要な事項
------	--

6 市民啓発

市は、市民に対して放射能に関する正しい知識が得られるよう啓発活動を実施する。

7 防災訓練の実施

(1) 原災法に基づく防災訓練の実施

市は、国が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に共同して参画する。

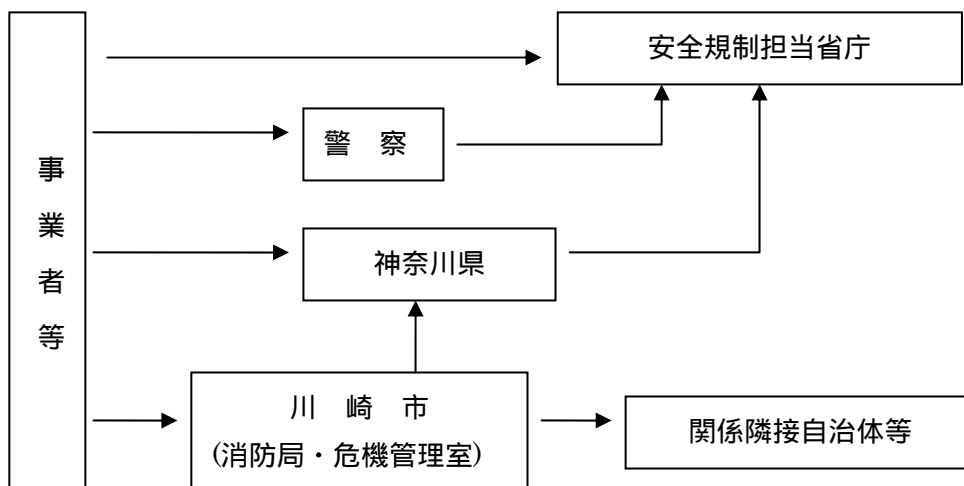
(2) 個別訓練等の実施

原子力施設内での災害及び核燃料物質輸送車両からの不測の事態に備え、市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、協力して防災活動が実施できるよう緊急時に対処するための個別要素別の訓練を実施する。

第6節 災害応急対策

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策について必要な事項を定める。

1 災害情報等の収集・連絡



- (1) 原子力事業者は、特定事象発生に至らない事故が発生した場合、速やかに安全規制担当省庁(文部科学省、経済産業省又は国土交通省をいう。以下同じ。)川崎市(消防局、総務局危機管理室、県、県警察へ連絡するものとする。
- (2) 総務局危機管理室は、関係隣接自治体、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び安全規制担当省庁から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

2 核燃料物質を取り扱う事業者の応急対策

- (1) 核燃料物質を取り扱う事業者は、事故又は災害が発生したときは、直ちに応急措置をとるとともに、状況を迅速、的確に把握し、法令に定める連絡体制に従い、次の項目を関係機関に通報・連絡する。

連絡項目	ア 発生場所・箇所 イ 発生時刻 ウ 状況 エ 想定される原因 オ 検出された放射線量、放射性物質の状況 カ 主な施設・設備の状態 キ その他参考となる情報
------	--

- (2) 総務局危機管理室は、事業者及び安全規制担当省庁から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

3 原子力事業者の応急対策

- (1) 原子力防災管理者は、事故又は災害が発生したとき、原災法にいう特定事象⁴発見後又は通報を受けたときは、直ちに応急措置をとるとともに、状況を迅速、的確に把握し、法令に定める連絡体制に従い、15分以内を目途として、次の項目を関係機関に通報・連絡する。

4 特定事象

原災法第10条第1項に基づく通報基準及び原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準をいう。

連絡項目	ア 発生場所・箇所 イ 発生時刻 ウ 状況又は特定事象の種類 エ 想定される原因 オ 検出された放射線量、放射性物質の状況 カ 主な施設・設備の状態 キ その他参考となる情報
------	---

- (2) 総務局危機管理室は、事業者及び安全規制担当省庁から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

4 活動体制の確立

(1) 原子力事業者等の活動体制

- ア 原子力事業者は、特定事象発生の通報を行った場合、速やかに防災要員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、事故対策本部の設置など必要な体制をとるとともに、原子力災害の発生防

止のために必要な応急対策を実施するものとする。

イ 原子力事業者等は、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した場合は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入禁止区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確・迅速に行うことにより原子力災害の発生の防止を図り、さらに、必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の応援要請を行うものとする。

(2) 市の警戒配備体制

市は、24時間体制により災害の発生に備え、時間外・休日等に事故が発生した場合には、まず、総務局危機管理室の当直職員が事故情報等の収集・伝達を行うものとする。また、事故等の状況に応じて人員を増員し、速やかに警戒配備体制に入るものとする。

さらに、県又は原子力事業者のモニタリングポストにおいて、毎時1 μSv以上の放射線量を検出し原子力施設によるものと確認されたときは、直ちに市災害警戒本部の設置準備を開始するものとする。

(3) 事故対策のための警戒体制

ア 市災害警戒本部の設置

市長は、次のいずれかの場合、速やかに職員を非常参集させ、危機管理担当副市長を本部長とする市災害警戒本部（以下、本章において「市警戒本部」という。）を設置し、国、原子力専門官、県、原子力事業者その他関係機関と緊密な連携を図りつつ、情報収集や連絡調整を行うとともに、災害応急対策を検討し必要な措置を講じるものとする。

設置基準	(ア) 特定事象発生の通報・連絡を受けたとき。 (イ) 県のモニタリングポストにおいて、毎時5 μSv以上の放射線量を検出し、原子力施設によるものと確認されたとき。 (ウ) 放射性物質の漏えい等の影響が周辺に及ぶおそれがある場合で、事故の規模、予想される被害等により、危機管理担当副市長が必要と認めるとき。
------	---

イ 区本部の設置

危機管理担当副市長は、必要に応じて、区本部の設置を各区長に指示する。

ウ 市警戒本部及び区本部の廃止

市警戒本部及び区本部の廃止は次のいずれかの基準によるものとする。

廃止基準	(ア) 市災害対策本部が設置されたとき。 (イ) 現地事故対策連絡会議で必要がなくなったと判断し、危機管理担当副市長が必要がなくなったと認めたとき。
------	---

エ オフサイトセンターの立上げ準備

市及び原子力事業者は、特定事象が発生した場合には、原子力防災専門官の指揮のもと、直ちに、国が行うオフサイトセンターの立上げ準備に協力する。

オ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催し、これに市職員の派遣要請があった場合には職員を派遣する。

(4) 市災害対策本部の設置

ア 市災害対策本部の設置

市長は、次のいずれかの場合、直ちに市長を本部長とする市災害対策本部（以下、本章において「市本部」という。）を設置し、関係機関と連携して災害応急対策を円滑に実施する体制をとる。

設置基準	(ア) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。 (イ) 県のモニタリングポストにおいて、毎時 500 μ Sv 以上の放射線量を検出し、原子力施設によるものと確認されたとき。 (ウ) 原子力施設等において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めるとき。
------	---

イ 区本部の設置

市長は、必要に応じて、区本部の設置を各区長に指示する。

ウ 市本部及び区本部の廃止

市本部及び区本部の廃止は次のいずれかの基準によるものとする。

廃止基準	(ア) 原子力緊急事態解除宣言が発出されたとき。 (イ) 市長が、必要なくなったと判断したとき。
------	---

(5) 各局区の任務分担

市警戒本部及び市本部を構成する局区の事務分掌は本章末別表のとおりとする。

(6) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣

市本部は、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることになった場合は、職員をこれに出席させ、国の原子力現地対策本部その他関係機関と緊急事態応急対策の実施、原子力災害拡大防止のための応急措置実施方法等について協議する。

また、市本部は、職員をオフサイトセンターに派遣し、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

5 市の応急対策

市は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施する。

主な活動	(1) 救出・救助・救急活動 (2) 消火活動 (3) 医療救護活動 (4) 周辺住民等に対する災害広報 (5) 警戒区域の設定 (6) 周辺住民等に対する屋内退避又は避難勧告、指示、避難誘導 (7) 避難所の開設・運営管理 (8) その他必要な措置
------	--

6 消防機関の応急対策

原子力災害時における市の消防機関の活動は、事前計画等に基づき、放射性物質の拡散、汚染の拡大を配慮し、要救助者の救出、周辺住民、隊員の被ばく防止を重点に、迅速的確な消防活動を実施するものとする。

出場した現場の消防隊等は、次の事項を主眼として消防活動を実施する。

消防隊活動 主眼	(1) 原子力防災管理者、施設責任者、放射線取扱主任等専門家の確保による早期災害実態把握と協力要請 (2) 現場指揮本部、消防警戒区域、放射線危険区域等の設定及び立入制限 (3) 被ばく・汚染管理の徹底 (4) 放射線検出 (5) 消火活動 (6) 救助・救急活動 (7) 現場広報活動 (8) 避難誘導 (9) その他必要な活動
-------------	---

7 医療活動

(1) 初期被ばく医療の実施

健康福祉局及び保健福祉センターは、国から派遣された放射線医学総合研究所等の医療関係者からなる緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て保健福祉センター等において、放射線被ばく又は放射能汚染の有無、一次除染・安定ヨウ素剤⁵の服用等の医療活動を実施する。

また、避難等を実施した場合においては、避難所等において地元医師、保健福祉センター職員（診療放射線技師等、診療放射線技師で放射線取扱主任者又は放射線管理士の資格を有する職員）、緊急被ばく医療派遣チーム等によりスクリーニング等を実施する。

5 安定ヨウ素剤

放射性ヨウ素が放出された場合、吸入により甲状腺への影響があり、甲状腺ガンや甲状腺機能低下症が発生する可能性がある。

このため、甲状腺への影響が著しいと予測された場合、安定ヨウ素剤を予防的に服用し、放射性ヨウ素剤の影響を低減することが必要である。また、副作用が稀にあるため、医師の立会いのもと服用することが必要である。

なお、40歳以上の者は甲状腺への影響が小さいため、服用の必要はないとされている。

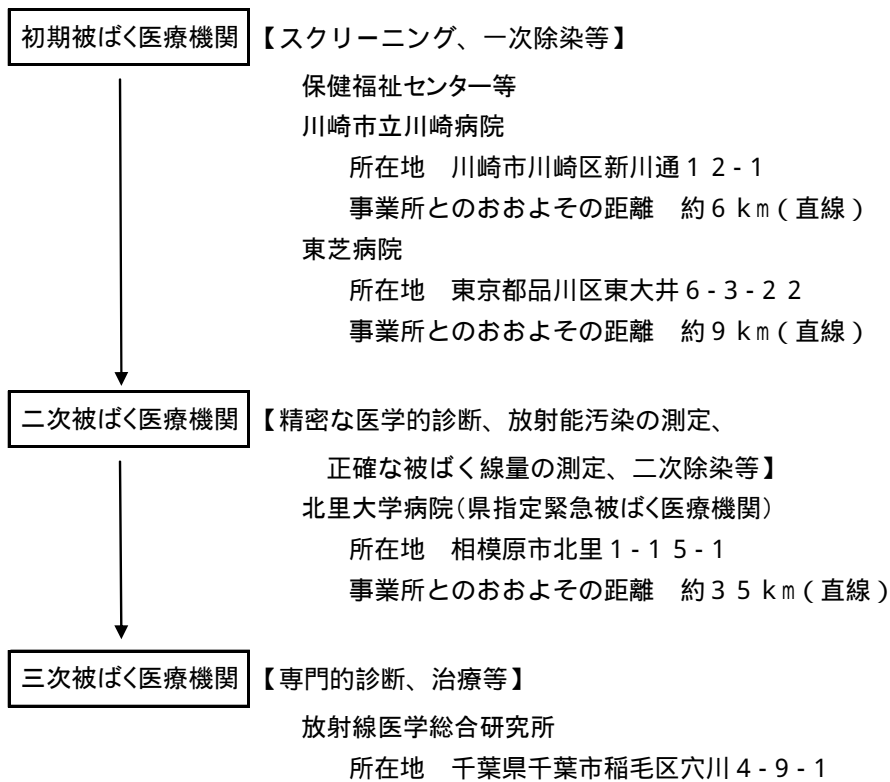
緊急時医療における各チームの役割分担

チーム名	役割（分担業務）
スクリーニングチーム	周辺住民等の放射性物質の汚染検査と問診による汚染者のふるい分け
救護チーム	救護所の開設、住民等の健康管理（問診）及び応急処置（安定ヨウ素剤含む）
診断除染チーム	放射性物質により汚染された者の除染、再検査、汚染物（衣服等）の管理
医療チーム	被ばくのない一般傷病者に対する救護と医療

(2) 二次被ばく医療への協力

市は、国や県の実施する二次被ばく医療に協力する。

原子力災害が市内で発生した場合の緊急医療の流れ



8 警察の応急対策

警察は、原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に県警備本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、オフサイトセンターに要員を派遣して、県、市及び関係機関と連携して次の応急対策を実施する。

警察の対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他防護活動 (2) 犯罪の予防等社会秩序の維持活動 (3) 緊急輸送のための交通の確保 (4) 周辺住民等への情報の伝達 (5) 搬送中の事故時における負傷者の救出救助活動 (6) その他必要な措置
-------	---

9 広域的な応援体制

(1) 専門家の派遣要請

市長は、特定事象発生 of 通報・連絡がなされた場合等において、必要に応じ専門家の助言・指導を得るため、安全規制担当省庁の大臣に対して、原子力関係の専門家又は専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(2) 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報を基に、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣

が必要であると認める場合には、直ちに県知事に対し災害派遣を要請する。

第7節 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

1 屋内退避、避難勧告

(1) 市長は、「防災指針」の「屋内退避及び避難等に関する指標」に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示があった時には、その指示に従い、被災地区への立入制限等の措置を実施し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退き勧告又は指示を行い、警察など関係機関との連携のもと、その徹底を図る。

市長及び区長は避難誘導に当たって、避難に資する情報の提供に努めるとともに、住民の避難状況の確認を行う。

(原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について(平成15年7月一部改定)」参照)

(2) 避難等の勧告・指示内容

屋内退避又は避難のための立ち退き勧告又は指示等を行う場合は、原則として次の内容を明示して行うこととする。

勧告・指示内容	ア 避難等を要する理由
	イ 避難勧告・指示等の対象地域
	ウ 避難先とその場所
	エ 避難経路
	オ 注意事項

(3) 住民への周知

市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、同報無線や広報車等による災害広報により住民等への周知を実施する。なお、避難等の必要がなくなったときも同様とする。

(4) 知事等への報告

市長は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告及び指示を行った場合は、速やかに、国の原子力災害対策本部長及び知事に報告する。

(5) 避難状況の確認

市は、避難のための立ち退きの勧告及び指示を行った場合は、戸別訪問や避難所における確認等により、住民の避難状況を確認する。

(6) 災害時要援護者への配慮

市は、避難誘導や避難所での生活に関し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等のいわゆる災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に、避難所での健康状態の把握等に努める。

2 汚染飲食物の摂取制限等

市は、汚染状況の調査結果に基づき、飲料水、食料品、農畜産物の汚染度が防災指針に定める「飲食物の摂取制限に関する指標」に定める基準を超え、又はそのおそれがあると認めた場合には、遅滞なく次の措置を講じるとともに、直ちに市民広報を実施する。

(1) 飲料水に対する措置

水源地又は水道施設に汚染が発生した場合は、取水の制限及び飲用の禁止措置を講ずる。

(2) 食料品に対する措置

食料品が汚染された場合は、その摂取を制限し、又は禁止の措置を講ずる。

(3) 農畜産物に対する措置

農畜産物に汚染が発生した場合は、生産者、集荷機関及び市場の責任者等に生産又は出荷制限等の措置を講ずる。

(4) その他汚染物に対する措置

その他汚染物に対して、専門家の助言を得て必要な措置を講ずる。

(原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について(平成15年7月一部改定)」参照)

3 飲料水、飲食物等の供給

市及び県は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告及び指示を行った場合、若しくは飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合には、必要に応じ、連携して飲料水、飲食物等の供給を行う。

第8節 災害時の市民等への指示広報

1 関係機関が連携した広報活動の実施

(1) 市及び原子力事業者その他関係機関は、国、県と連携して、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の特殊性を勘案し、放射性物質又は放射線の異常放出により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における周辺住民等の心理的動揺又は混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低減するため、速やかに広報部問を設置し、相互に連絡を取り合いつつ適切・迅速な広報活動を行う。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会の場を通じ、内容を確認した上で広報活動を行う。

2 市の広報

(1) 広報内容

広報を必要とする内容は、おおむね次のようなものが考えられるが、周辺住民のニーズに応じた多様な内容を提供するものとする。

広報内容	ア 事故等が生じた施設名及び発生時刻 イ 事故等の状況及び今後の予測 ウ 被害状況と応急対策の実施状況 エ 屋内退避や避難の必要性の有無 オ 市民のとるべき措置及び注意事項 カ 避難所の設置及び安否情報 キ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況 ク ライフラインの状況 ケ 医療救護活動の実施状況 コ 農水産物等の安全性の状況 サ 飲料水、飲食物の供給状況 シ 相談窓口の措置状況 ス 安定ヨウ素剤の予防服用等の実施に関する情報 セ その他必要な広報
------	---

(2) 広報の方法

市は、第3部第3章第1節「災害広報の実施」に定めるところにより、周辺住民に対して広報活動を行うものとする。

第9節 災害復旧対策

1 災害復旧計画の作成等

災害発生に係る原子力事業者は、原子力緊急事態解除宣言発出後、速やかに、災害復旧対策についての計画を作成し、安全規制担当省庁、県及び市に提出するとともに、同計画に基づき、直ちに災害復旧活動を実施するものとする。

2 各種制限措置の解除

市及び県その他関係機関は、環境放射線モニタリング、放射性物質による汚染状況等の調査結果及び国が派遣する専門家の判断を踏まえ、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限、農水産物等の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

3 災害地域住民に係る記録の作成等

(1) 災害地域住民等の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在したこと、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

(2) 災害対策措置状況の記録

市及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置図及び事後対策措置図を記録しておくものとする。

(3) 原子力事業者の措置

災害発生に係る原子力事業者は、原子力緊急事態解除宣言発出後、速やかに、被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置するなど、必要な体制を整備するものとする。

4 被害等の影響の軽減

(1) 心身の健康相談体制の整備

市及び災害発生に係る原子力事業者は、国、県とともに、災害発生現場周辺地域の住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

(2) 風評被害等の影響の軽減

市及び県その他関係機関は、国と連携して、必要に応じ原子力災害による風評被害等を未然に防止又は軽減するための広報活動を行う。

(3) 被災中小企業等に対する支援

市及び県は、国と連携して、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付、中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金及び運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助及び助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

(資料編 川崎市原子力施設安全対策協議会要綱)

別表 各局区の事務分掌

名 称	主 な 対 策
総務局	1 災害に関する相談及び苦情等の処理の総合調整に関すること 2 新聞及び放送等による災害報道に関すること
市民・こども局	1 市民広報に関すること 2 新聞及び放送等による災害広報に関すること
健康福祉局	1 被ばく者の受け入れ病院との連絡・調整に関すること 2 放射線障害を含めた負傷者の応急医療に関すること 3 市民等の放射線障害に関する問合せへの対応に関すること 4 食品及び農作物の放射性物質等による汚染に対する安全確保に関すること
環境局	1 災害による大気汚染、水質汚染等の緊急時モニタリングに関すること
建設局	1 道路等の復旧計画の調整に関すること 2 放射性物質等による汚染に対する下水道の水質保全に関すること
水道局	1 放射性物質等による汚染に対する上水道の水質保全に関すること
消防局	1 災害現場における消火、救助及び救急活動に関すること 2 災害現場における警戒活動、並びに消防警戒区域の設定等に関すること 3 災害現場における原子力事業者等との連絡調整に関すること
その他の局(室)	1 部の所管事項等に関すること 2 他の部の支援に関すること
事務局 (危機管理室)	1 現地対策本部又は原子力災害合同対策協議会への職員の派遣及び災害対策の総合調整に関すること 2 災害に係る情報収集及び関係機関との連絡・調整に関すること 3 原子力に知見を有する専門家の派遣等の現場支援に関すること
区役所	1 区域内における災害情報の収集及び伝達に関すること 2 災害に係る緊急避難対策に関すること 3 避難場所の開設及び避難者の受け入れに関すること 4 区民等に対する広報に関すること 5 区民等の放射線障害に関する問い合わせの対応に関すること

第5章 海上災害の防災計画

第1節 計画の目的

川崎港は東京湾の西北部に位置し、西側を横浜港、北側を東京港に接する、京浜工業地帯の一大拠点港として発展してきた。今日では、年間九千万トンを超える海上出入貨物を取り扱う我が国屈指の総合港湾としてその重要性はますます増している。

このような状況の中で、東京湾の海上において船舶等の事故による油等の流出及びそれに伴う火災等の海上災害（以下この章において「油等流出事故」という。）が発生した場合、これらの直接的被害のみならず、海上流通路として大きな役割を果たしている川崎港の機能も損なうおそれもあり、油等の拡散防止と除去活動、消火活動、並びに付近の船舶及び沿岸住民の安全確保のための活動を速やかに実施しなければならない。

これらの対策は、一義的には当該船舶所有者又は施設管理者等の原因者が実施するものであるが、市としても、油等流出事故が与える影響の重要性に鑑み、消防局、港湾局を中心とした関係部局が、指定行政機関及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき組織されている排出油等防除協議会と連携し被害の軽減を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的として本計画を定める。

第2節 本章で想定する災害

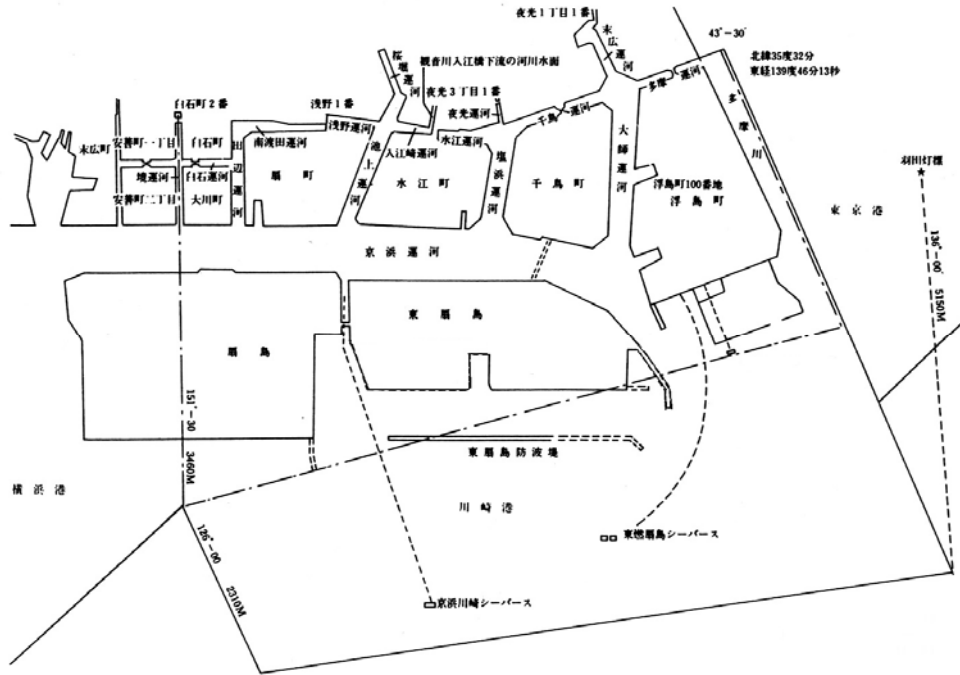
本章では、以下の災害を想定し必要な対策を講じるものとする。

- 1 船舶等の事故による油等危険物の流出（海洋汚染）
- 2 船舶等の事故による火災・爆発等の発生（海難事故等）

第3節 本計画の対象とする区域

川崎市川崎区大川町と横浜市鶴見区安善町との境界運河（境運河）の河口中央の地点、同地点から151度30分3,460メートルの地点、同地点から126度2,310メートルの地点、旧多摩川口羽田灯標（北緯35度32分6.7秒、東経139度47分35.9秒）から136度5,150メートルの地点及び多摩川口における行政区画境界線終点を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海面並びに境運河（行政区画境界線以東）、白石運河、田辺運河、南渡田運河、浅野運河、池上運河、桜堀運河、入江崎運河、水江運河、塩浜運河、夜光運河、千鳥運河、大師運河、末広運河及び多摩運河の各運河水面、川崎市川崎区白石町2番地、同浅野町1番地、同夜光3丁目1番地、同夜光1丁目1番地、同浮島町100番地の各地先水面及び観音川入江橋下流の河川水面、川崎市川崎区殿町南東端（北緯35度32分12秒、東経139度46分1秒）から43度30分に引いた線より下流の多摩川河川水面（行政区画境界線以西）の港湾区域

川崎港港湾区域



第4節 災害予防対策

1 災害予防体制の整備

市は、海上災害における人命救助や被害の拡大等を防止し、沿岸住民、沿岸施設及び付近船舶の安全確保を図るため、的確な情報収集体制や効果的かつ迅速な配備体制がとれるよう整備するものとする。

(1) 職員の体制

市は、油等の拡散防止と除去活動、消火活動、並びに付近の船舶及び沿岸住民の安全確保を円滑に実施できるよう、日ごろから職員の動員体制の整備を図っておくものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、川崎海上保安署、神奈川県、東京湾沿岸都市及び関係事業者等と相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 市は、川崎海上保安署、県、防災関係機関、港湾関係事業者との情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、船舶等の活用による情報収集体制の確立を図るものとする。

イ 市は、地域住民、企業に対して、防災行政無線等を利用した迅速かつ的確な情報伝達体制の確立を図るものとする。

(4) 避難体制

市は、大規模な油等流出事故に備えて、沿岸住民の避難誘導活動を行うための体制の整備を図るものとする。

2 災害用資機材の整備

市は、災害用資機材の整備を図るとともに、関係事業所や防災関係機関等の危険物等の種類に応

じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求める体制を整備するものとする。

(1) 救急救助用資機材

市及び関係事業者等は、船舶、ヘリコプター、救急車・照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図るものとする。

(2) 医療用資機材

市及び日本赤十字社神奈川県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療用資機材の整備を図るものとする。

(3) 消防用資機材

市は、消防艇及び消防車を配置するとともに、消防用資機材の整備促進を図るものとする。

(4) 防除用資機材

市は、油等流出事故に備えて、オイルフェンス等防除用資機材の整備を図るものとする。

3 防災訓練の実施

(1) 市及び関係事業者等は、川崎海上保安署及び神奈川県警察等の防災関係機関と連携を図り、実践的な訓練を実施するものとする。

(2) 市は、油等流出事故に的確に対応するため、東京湾排出油等防除協議会及び川崎管内排出油等防除協議会等が実施する訓練に積極的に参加し、関係事業者、防災関係機関等と連携した油等防除体制の整備を図るものとする。

4 第三管区海上保安本部の予防対策

第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署）は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行うものとする。

(1) 海上交通の輻輳する海域における、巡視船艇等による交通整理及び航法指導等

(2) 港湾における航行制限

(3) 港内における工事・作業等についての制限

(4) 危険物積載船舶等に対する規制

第5節 災害応急対策

1 情報の収集・連絡

(1) 海上災害情報等の連絡

ア 原因者等は、海上災害が発生又は発生するおそれがある場合、速やかに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。また、海上災害を発見した者は、遅滞なくこれを消防機関に通報しなければならない。

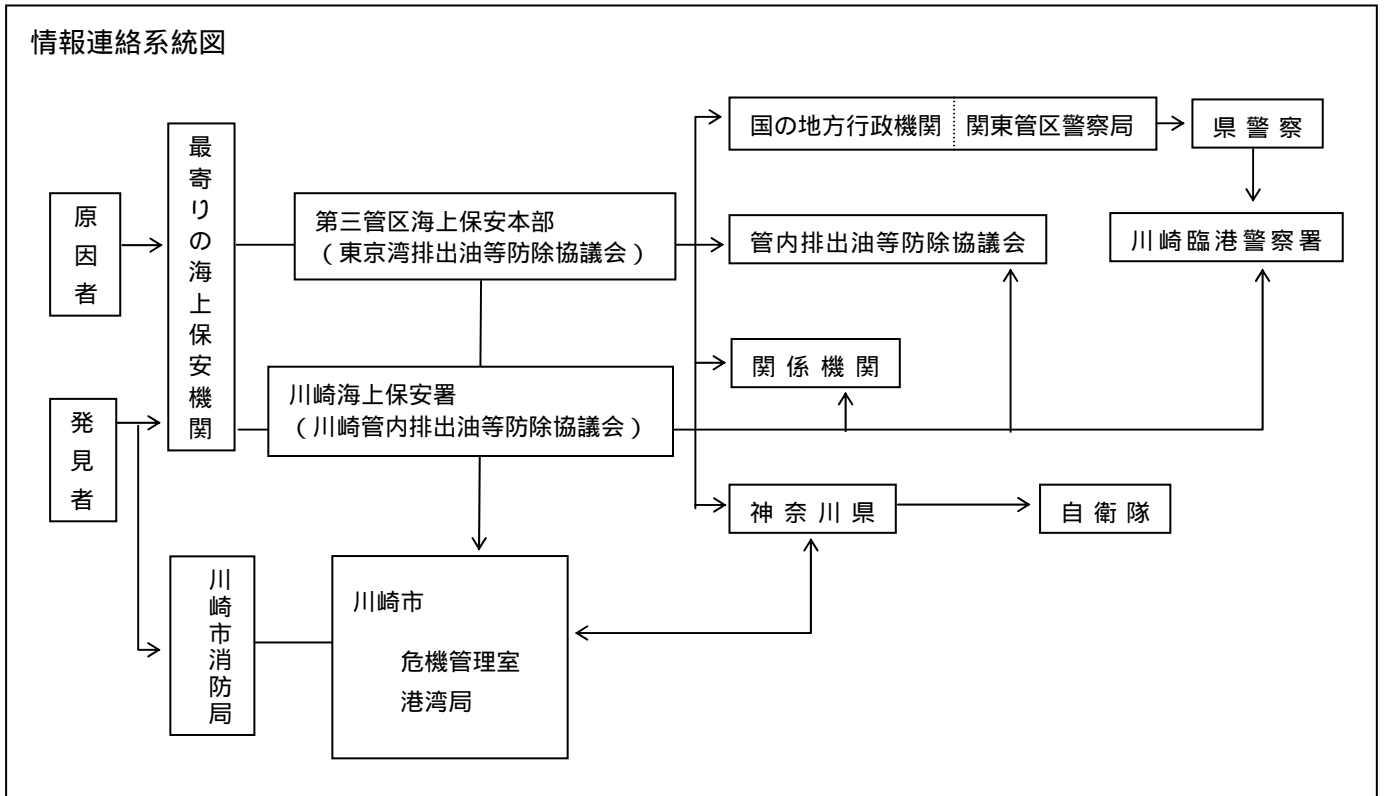
イ 第三管区海上保安本部は、海上災害が発生又は発生するおそれがある旨の連絡を受けた場合に、速やかに神奈川県及び関東管区警察局並びに市に連絡するものとする。

ウ 神奈川県は、第三管区海上保安本部から海上災害が発生又は発生するおそれがある旨の情報をを受けた場合は、市及び関係機関に連絡するものとする。

エ 市は、海上災害の情報を覚知したときは、必要に応じヘリコプター、船舶及び車両により目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

オ 市は、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、直ち

に神奈川県に連絡するものとする。



(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者等は、川崎海上保安署に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

イ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 市及び公共機関の活動体制

ア 市は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び本部設置等必要な体制をとるものとする。

イ 市及び公共機関は、指定行政機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

ウ 市は、第三管区海上保安本部内に連絡調整本部が設置された場合は、担当職員を連絡調整本部へ派遣するものとする。

(2) 警戒本部の設置

危機管理担当副市長は、油等流出事故等の海上災害が発生した場合において、収集された情報により、応急対策の調整等が必要と認められる場合、警戒本部を設置する。

(3) 災害対策本部の設置

市長は、油等流出事故等の海上災害が発生した場合において、収集された情報により、大規模な被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

(4) 広域的な応援体制

ア 市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。

イ 市は、被害状況の把握に努め、必要に応じて非常災害対策本部等、国の関係機関、他の地方公共機関、関係事業者等に応援を要請するものとする。

(5) 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請

第三管区海上保安本部長、横浜海上保安部長又は川崎海上保安署長は、特に必要があると認めるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請するものとする。

3 搜索、救助、救急、医療及び消火活動

(1) 搜索、救助、救急活動

ア 消防局は、川崎海上保安署、警察、自衛隊等の関係機関と相互に連携協力し、搜索、救助、救急活動を実施するものとする。

イ 救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

ウ 市は、必要に応じ、関係事業者等からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 市は、海上災害に起因する医療関係の情報を収集するとともに、市立病院及び保健福祉センターの職員により医療救護班を編成して医療活動にあたるものとする。

イ 川崎市医師会及び川崎市病院協会は、市からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、市の対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

(第3部第9章「医療救護」 資料1…災害時医療救護活動の系統図 参照)

(3) 消火活動

ア 消防局は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施するものとする。

イ 関係事業者等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施するものとする。

4 大規模な油等流出事故に対する応急措置

(1) 大規模な油等流出事故が発生した時は、当該船舶所有者又は施設管理者等の原因者は排除措置を講じるものとする。

(2) 市は、大規模な油等流出事故が港湾区域内に及んだ場合、川崎管内排出油等防除協議会等と密接な連携協力のもとに直ちに防除活動を行うものとする。

(3) 市は、関係機関と協力のうえ大気、水質等の環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

5 交通の確保・緊急輸送活動

(1) 川崎海上保安署は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、京浜港長(横浜海上保安部長)の指示に従い、船舶交通を制限し又は禁止するものとする。

(2) 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、航空機、交通監視カメラ等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

(3) 警察は、緊急自動車又は緊急通行車両等の通行を確保するため、一般車両の通行を禁止するな

どの必要な交通規制を直ちに行うものとする。

(4) 交通規制に当たって、川崎海上保安署、警察、市は、相互に密接な連絡をとるものとする。

6 避難勧告等

市は、大規模な油等流出事故により、二次災害の危険が生じた場合、沿岸住民の安全を確保するため、避難勧告等必要な措置を行うものとする。

7 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 市は、海上災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供するものとする。

(2) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

(資料編 東京湾排出油等防除協議会会則)

(資料編 川崎管内排出油等防除協議会会則)

第6章 航空災害の防災計画

第1節 計画の目的

航空機の利用者並びに飛行頻度が増大している中で、市は航空機の離発着回数の多い東京国際空港に隣接している。航空機の墜落事故（以下「航空事故」という。）の発生率は少ないとはいえ、万が一航空事故が発生した場合は多数の死傷者の発生、炎上火災により被災区域が広がる等大規模災害につながる危険性が非常に高い。

このため、本計画では、航空事故による災害が発生した場合において関係部局及び関係機関との連絡体制の整備及び被害の軽減を図るため、応急対策等の必要な事項について定めるものとする。

第2節 本章で想定する災害

本章では、市域内における航空事故による災害が発生した場合を想定し、必要な対策を講じるものとする。

また、本章に定める内容のほか、東京国際空港を中心とするおおむね半径9km円内における災害対応にあたっては、東京航空局東京空港事務所（以下「空港事務所」という。）策定の「東京国際空港緊急計画」に基づき行うものとする。

第3節 災害予防対策

1 災害予防体制の整備

市は、航空災害における人命救助や被害拡大防止等により、市民の安全確保を図るため、的確な情報収集体制や効果的かつ迅速な配備体制がとれるよう整備するものとする。

(1) 職員の動員体制

捜索・救助・救急・医療及び消火活動並びに市民の安全確保を円滑に実施できるよう、日ごろから職員の動員体制の整備を図るものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

川崎市医師会、川崎市病院協会等の医療機関及び空港事務所並びに近隣自治体等と平常時から連携を強化しておくものとする。

(3) 情報の収集・連絡体制

ア 神奈川県、神奈川県警察、空港事務所、防災関係機関等との情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、防災行政無線等の活用による情報収集体制の確立を図るものとする。

イ 市民、企業等に対して、防災行政無線等を利用した迅速かつ的確な情報伝達体制の確立を図るものとする。

(4) 避難体制

災害の発生に備えて、市民等の避難誘導を行うための体制の整備を図っておくものとする。

(5) 資機材等の整備

ア 救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助資機材の整備に努めるものとする。

イ 消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

ウ 市及び医療機関は、傷病者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療用資機

材等の整備に努めるものとする。

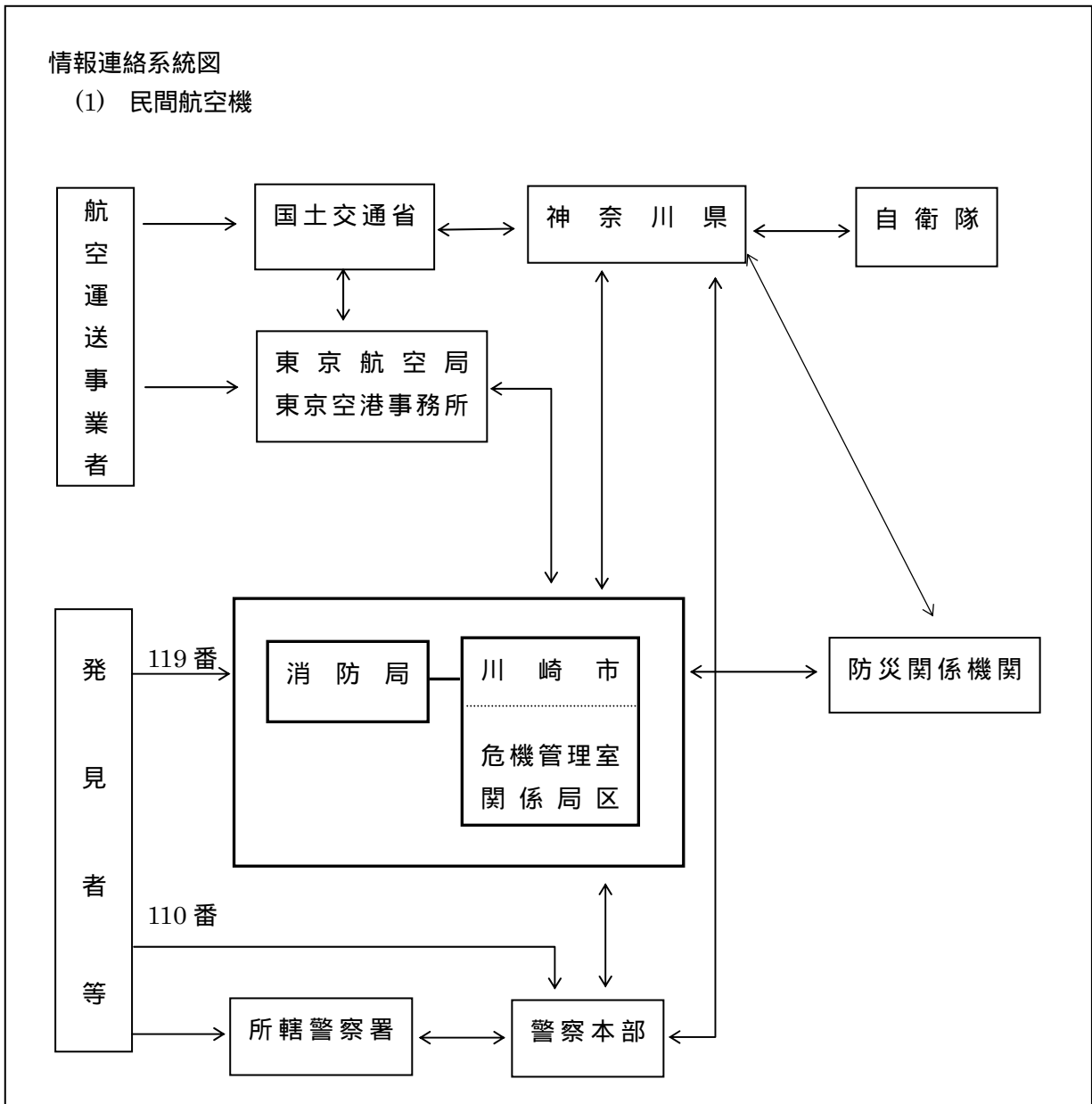
- (6) 航空事故に的確に対応するため、空港事務所が実施する訓練に積極的に参加し、防災関係機関等との連携体制の整備を図るものとする。

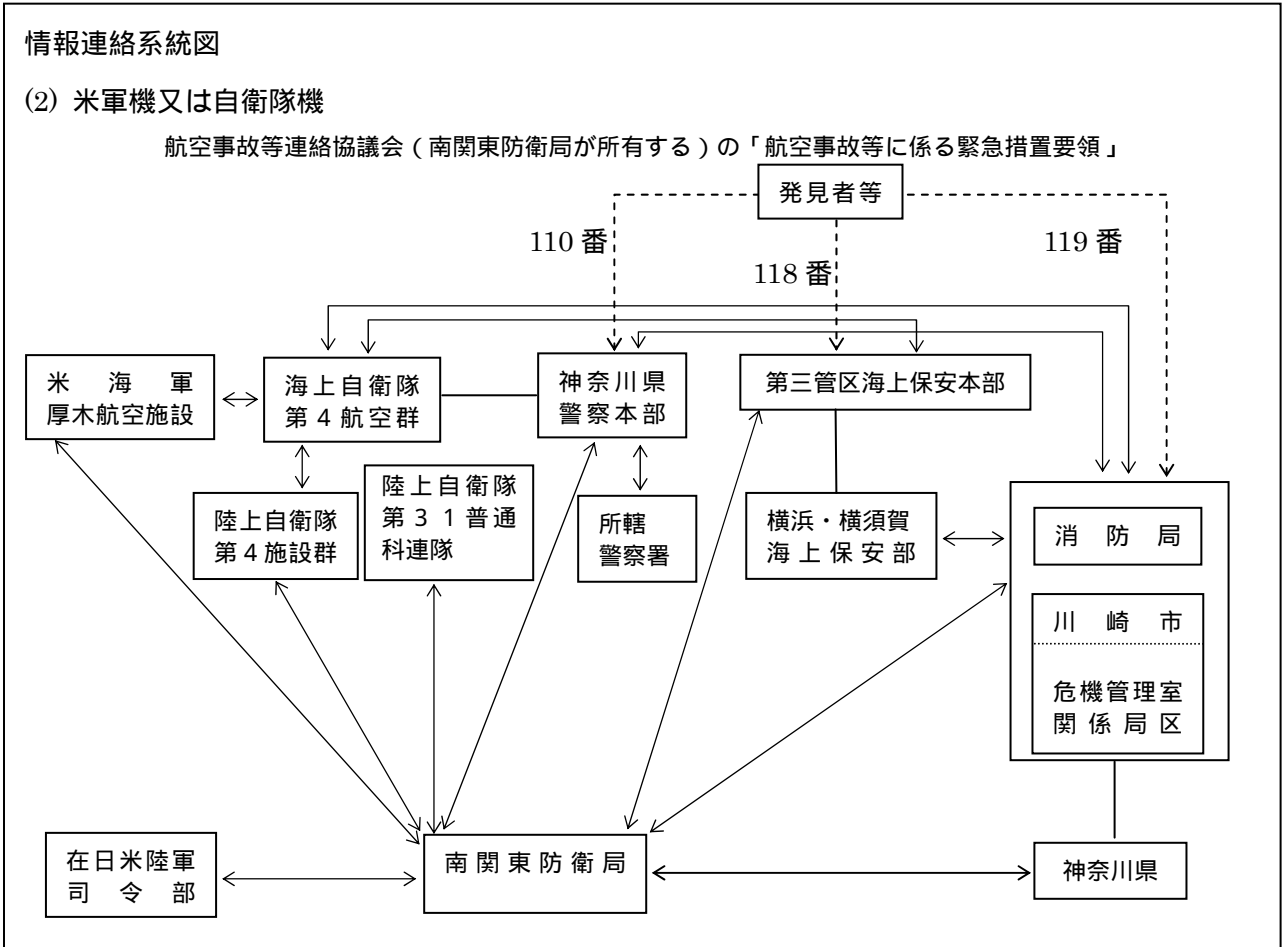
第4節 災害応急対策

1 災害情報の収集・連絡

市は、災害時の応急対応を速やかに行うために、関係機関との情報連絡系統を確立しておくものとする。

- (1) 航空事故が発生した場合、速やかに空港事務所等と連絡を取り、必要な情報を収集するものとする。
- (2) 航空事故が発生した旨の連絡を受けた場合は、直ちに関係機関に連絡するものとする。
- (3) 航空事故の情報を覚知したときは、必要に応じ、ヘリコプター及び車両による目視、映像情報による情報収集を行い、被害規模の把握を行うものとする。
- (4) 被害に関する情報について、神奈川県に連絡するものとする。





2 活動体制の確立

市は、収集した情報を集約し、発災後速やかに災害対策本部の設置及び職員の動員配備・情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

(1) 災害対策本部の設置

市長は、市内で大規模な航空事故による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置するものとする。

(2) 広域的な応援体制

ア 被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

イ 被害状況の把握に努め、必要に応じて国が設置する非常災害対策本部、国の関係機関等に応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣

市長は、人命・財産を保護するため必要があると認めるときは、神奈川県知事に対し、自衛隊の派遣要請をするものとする。

3 搜索、救助、救急、医療及び消火活動

(1) 搜索、救助、救急活動

ア 消防局は、警察、自衛隊等の関係機関と相互に連携協力し、搜索、救助、救急活動を実施するものとする。

イ 救助、救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

ウ 市は、必要に応じ、防災関係機関の協力を得て、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助、救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 市は、航空事故に対応するため、医療機関の情報を収集するとともに、市立病院及び保健福祉センターの職員による医療救護班を編成して医療活動を行うものとする。

イ 川崎市医師会及び川崎市病院協会等は市からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、傷病者の急増に迅速対応するため、災害対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

(第3部第9章「医療救護」 資料1…災害時医療救護活動の系統図 参照)

(3) 消火活動

消防局は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4 交通の確保、規制

(1) 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、航空機、交通監視カメラ等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

(2) 警察は、緊急自動車又は緊急通行車両等の通行を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を直ちに行うものとする。

(3) 警察は、交通規制を実施する場合には事前又は事後に当該道路の道路管理者に通知するものとする。

5 避難勧告等

市は、大規模な航空事故により、二次災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、避難勧告等必要な措置を行うものとする。

6 災害情報の広報

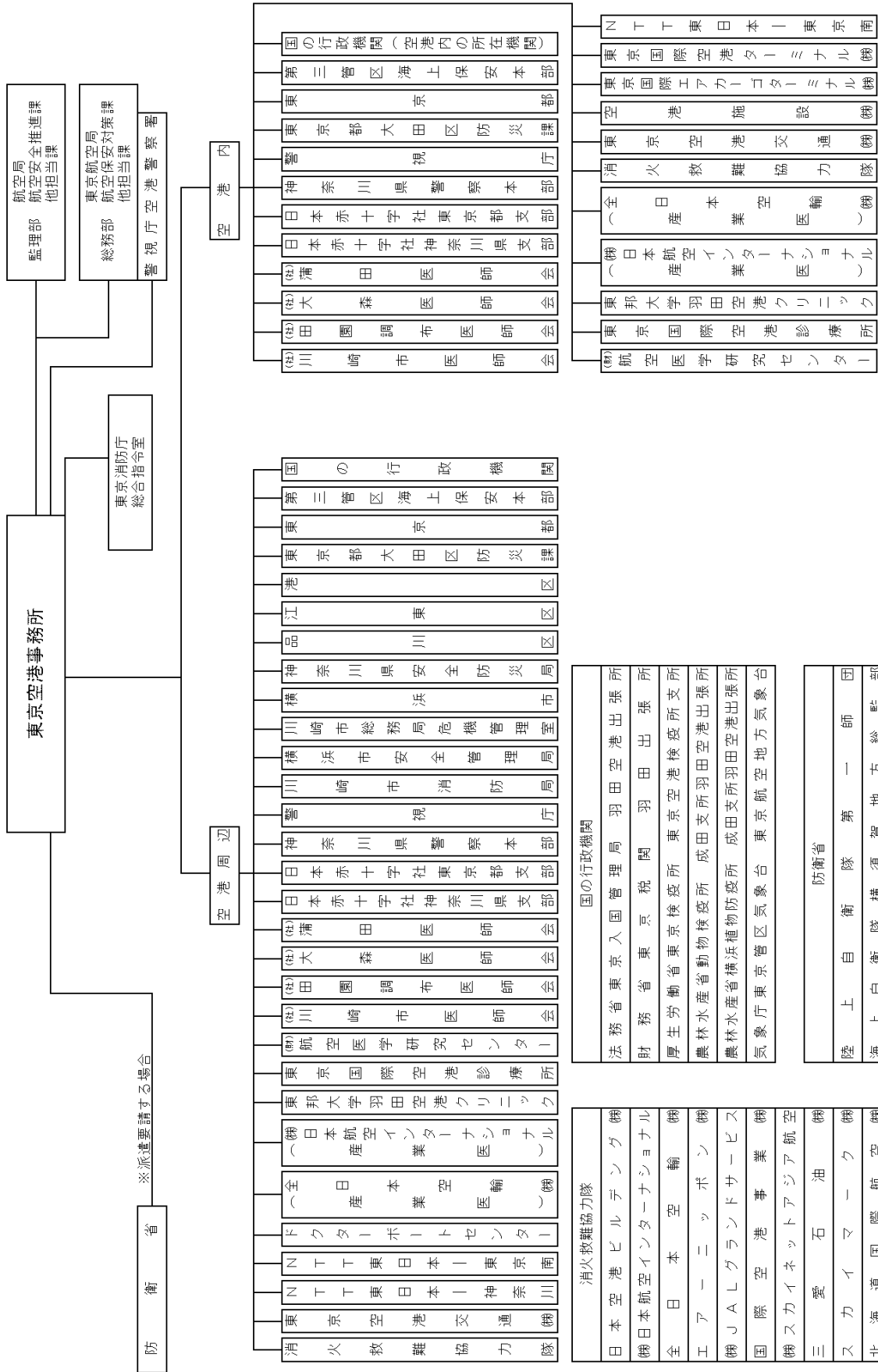
市及び関係機関は市民・関係者等への確かな災害情報の広報を行うものとする。

(1) 航空事故の状況、安否情報、医療機関情報、交通規制等の情報を市民等に適切に提供するものとする。

(2) 災害情報の広報にあたっては、第3部第3章第1節「災害広報の実施」に定めるところにより行うものとする。

(本章末資料1 東京国際空港緊急計画による連絡系統図)

資料1 東京国際空港緊急計画緊急連絡体制表



※緊急事態の事象に応じて連絡先は異なる。

第7章 危険物等の防災計画

第1節 計画の目的

近年、飛躍的な科学技術の進展に伴い、危険物や多種多彩な化学物質等を取扱う事業所及びそれらを輸送する車両の通行も増加の一途をたどっている。

特に、人家の密集している市街地付近でこれらの危険物等を起因とする災害が発生した場合は、周辺住民への被害はもとより、下水道や直接空中拡散により広域的かつ社会的にも大きな影響を与えるおそれがある。

このため、この計画では、市街地における危険物、毒物劇物、高圧ガス、火薬類等（以下「危険物等」という。）の災害から市民の安全を確保するため、各機関の取るべき必要な措置を定め、災害の発生防止及び被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 本章で想定する災害

本章では、以下の災害を想定し必要な対策を講じるものとする。

- 1 市街地等に設置されている危険物等の製造、貯蔵又は取り扱う施設等において危険物等を起因として発生した漏洩、流出、火災、爆発（以下「災害等」という。）

なお、取扱品目の種類や取扱量を勘案し、広域的な影響等を与えない災害等については、本章の想定から除くものとする。

- 2 道路上で危険物等を輸送中に発生した災害等

なお、市内の石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る災害については、神奈川県石油コンビナート等防災計画により対応する。また、鉄道及び高速道路での危険物等を輸送中に発生した災害等については、第5部「個別の防災計画」第2章「鉄道の防災計画」、第3章「高速道路の防災計画」により対応するものとする。

第3節 危険物等の定義

本計画の対象となる危険物等とは、以下の法令で定められるもので、災害等が発生した場合に関係機関の活動に重大な支障を及ぼすおそれがあり、また、広域的、社会的に大きな影響を与えるおそれがある物質とする。

- 1 危険物

消防法（昭和23年、法律第186号）第2条第7号に定めるものとする。

- 2 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年、法律第204号）第2条に定めるものとする。

- 3 火薬類

火薬類取締法（昭和25年、法律第149号）第2条に定めるものとする。

- 4 毒物劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年、法律第303号）第2条に定めるものとする。

第4節 市内の危険物施設等の現況

1 危険物施設及び危険物輸送車両の現況

市内における危険物施設数は、約5,000施設（設置許可施設数）であるが、製造所や大型の屋外タンク貯蔵所等を中心とした施設数の約8割が、特別防災区域を有する川崎区の臨港消防署管轄地域に集中している。この臨港消防署管轄地域を除いた市内には、地下タンク貯蔵所、一般取扱所、屋内貯蔵所及び営業用給油取扱所（ガソリンスタンド）等が分布している。

なお、近年の傾向として、市内全域でセルフ式ガソリンスタンドが目立って増加しているが、危険物施設の全体数は若干の減少傾向にある。

市内の主な危険物施設（平成21年3月31日現在）

区 分	特別防災区域を含む 臨港消防署管轄地域	臨港消防署管轄 地域以外の市内	計
屋外タンク貯蔵所	1,751	8	1,759
移動タンク貯蔵所 （タンクローリー）	903	86	989
一般取扱所	467	160	627
屋内貯蔵所	310	144	454
地下タンク貯蔵所	104	235	339

ただし、移動タンク貯蔵所については市内での設置許可施設数であり、実際に市内を走行し危険物を輸送している車両の総数は、設置許可施設数の数倍であると推察される。

2 高圧ガス等施設及び高圧ガス等輸送車両の現況

(1) 高圧ガス等施設

市内における高圧ガス等施設は以下のとおりである。

（平成21年3月31日現在）

区 分	施設数
製造事業所	203
貯蔵所	95
販売所	524
特定高圧ガス消費事業所 シラン等特殊材料ガスを含む	44
計	866

このうち、特に火災予防及び消防活動に重大な支障を生ずるおそれがある物質を取り扱う施設については、事前の計画を定めるなどの措置を定めている。

(2) 高压ガス等輸送車両

川崎地区の1日(24時間)あたりのタンクローリー及びバラ積み車の出荷台数は以下のとおりであり、それぞれ県内出荷台数の約6割を占めている。(平成19年1月、社団法人神奈川県高压ガス防災協議会の高压ガス運送実態調査に関する報告書：3年に1回実施)

区 分	タンクローリー	バラ積み車
LPガス	230	0
可燃性ガス	7	1
酸素	11	1
毒性ガス	15	15
不燃性ガス	40	5
計	303	22

3 火薬類取扱事業所の現況

市内における火薬類施設は以下のとおりであるが、現在、爆薬を扱うなどの重要な施設はない。
(平成21年3月31日現在)

区 分	施設数
製造所	0
火薬類販売所	17
火薬庫	0
庫外貯蔵庫	24
猟銃等製造販売所	4
計	45

4 毒物劇物取扱事業所の現況

市内における毒物劇物営業者は以下のとおりである。
(平成21年3月末現在)

区 分	施設数
製造業	37
輸入業	18
販売業	407
計	462

このうち、特に火災予防及び消防活動に重大な支障を生ずるおそれがある物質を取り扱う施設については、事前の計画を定めるなどの措置を定めている。

第5節 災害予防対策

各種災害の予防については、第2部第2章第5節「各種防火対象物の火災予防」中の「2 危険物」、「3 高压ガス」、「4 火薬類」、「6 毒物・劇物」の安全確保策によるものとする。

1 危険物等の安全確保【消防局】

危険物には、火災発生の危険性が極めて高い物質が多く、また、火災が発生すると燃焼速度が極めて速く、拡大の危険性及び消火の困難性が高いことが特性として挙げられる。

特に、移動タンク貯蔵所については、市街地を移動するという特異性から、事故が発生した場合における市民への影響は極めて大きいため、市関係部局と事業者等が連携して予防対策を推進することが重要である。

(1) 危険物施設の事業者の防災対策

ア 法令で定める技術基準の遵守

危険物施設の所有者、管理者及び占有者（以下「事業者」という。）は、消防法第10条第3項の規定に基づき、危険物の貯蔵取扱基準を遵守するとともに、消防法第12条第1項の規定に基づき、危険物施設の位置、構造及び設備について基準に適合するように維持、管理する。

イ 自主保安体制の整備

(ア) 自主保安規程の整備

危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）で定める事業者は、消防法第14条の2の規定に基づき、災害の未然防止、災害の拡大防止、災害発生時の避難、その他の緊急措置等について自主保安基準としての「予防規程」を作成し、これを遵守しなければならない。

(イ) 定期点検の実施

政令で定める事業者は、消防法第14条の3の2の規定に基づき、危険物施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合しているかについて1年に1回以上点検を行い、その記録を保存しなければならない。

(ウ) 自衛消防組織等の編成

政令で定める事業者は、消防法第14条の4の規定に基づき、同一事業所内の指定施設（政令第30条の3第1項に定める第4類の危険物を取り扱う製造所、貯蔵所又は取扱所等）において、危険物の最大数量の和が指定数量の3,000倍以上である場合には、自衛消防組織を編成しなければならない。

(2) 市行政機関等における安全対策の推進

ア 立入検査

消防局は、危険物施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵及び取扱状況について関係法令に基づき立入検査を実施し、不備のある場合は、直ちに関係者に対して改善指導を行い、災害の未然防止及び災害が発生した場合の被害の軽減に努める。

また、走行中の移動タンク貯蔵所については、消防機関及び警察が互いに協力して立入検査を行い、違反に起因する災害の発生を防止するため、適切な指導を実施する。

イ 災害原因の究明

消防局をはじめとした市関係局は、危険物に起因する災害が発生した場合にその原因の究明に努めるとともに、危険物施設等の安全性の向上に資するよう努めるものとする。

ウ 講習会、研修会等

(ア) 保安講習会

神奈川県は、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、法令の改正や災害予防

に関する保安講習会を実施することにより、保安体制の強化を図る。

(イ) その他の研修会等

消防局は、危険物の安全に関する講習会又は研修会を定期的実施し、事業者の保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物施設における保安体制の強化を図る。

エ 自主防災体制の整備推進

消防局は、自主保安体制を整備推進するため、保安活動を目的とした各種外郭団体等を統括又は支援する。

(ア) 川崎市危険物保安審議会

危険物等の安全に関する諸問題を調査研究審議し、行政施策を円滑に推進するため、消防局長の諮問機関として、市内事業所の学識経験者により構成されている。

(イ) 川崎市危険物等運搬防災連絡協議会

危険物等の運搬及び取扱いに関する業務上の災害を防止し、防災意識の向上を図ることを目的として、市内の危険物運搬業者等の会員により構成されている。

(ウ) その他の外郭団体

危険物等にかかる安全確保を目的として、各消防署単位で危険物保全研究会及び消防研究会を組織している。

2 高圧ガス等の安全確保（一般高圧ガス、液化石油ガス）【神奈川県安全防災局工業保安課】

高圧ガスには可燃性や毒性のものがああり、しかも高い圧力をもって貯蔵しているため、設備や機器類の誤操作や容器類の取扱いの誤りにより、爆発、火災又は中毒等被害が短時間で広範囲に発生することが高圧ガス災害の特性として挙げられる。

(1) 保安の確保

事業者は、定期自主検査、従業員の保安教育及び防災訓練を自ら作成する危害予防規程に記載し、計画的に実施する。

神奈川県は、保安検査を毎年実施し、施設の維持管理の状況を確認するとともに、教育・訓練が計画的に実施されているかの確認を実施する。

(2) 保安講習

保安係員等は、各種法令に基づき保安教育の一環として指定講習機関等が開催する災害の防止に関する講習を5年ごとに受講する。

3 火薬類施設の安全確保【神奈川県安全防災局工業保安課】

エアバッグ・マイクロガスゼネレータ等自動車安全部品、腎臓結石破砕用等の医療分野など火薬技術を応用した新しい製品開発の進展に伴い、より高性能を得るために非常に感性が高く取扱いの難しい火薬類が使用されているが、火薬類はその特性から、製造、輸送、消費に至るまで取扱いに特に注意が必要であり、取扱いの間違いは非常に重大な事故に繋がるものである。

(1) 保安の確保

ア 販売業者、火薬庫外貯蔵庫の所有者及び消費者は、火薬類取締法等に定める基準を遵守し、保安の確保を図る。

イ 県は、関係施設の立入検査を実施し、関係法令に違反がないことを確認する。

ウ 販売業者は、従業員に対する保安教育計画を定め、これを忠実に実施する。

(2) 保安講習

火薬類取扱保安責任者等は、保安教育の一環として保安教育講習を受講する。(従事者手帳保有者：1年に1回、保安手帳保有者：2年に1回)

4 毒物劇物の安全確保【神奈川県保健福祉部薬務課、健康福祉局】

工業薬品、農薬、試薬等の社会経済上有用な化学物質のうち、医薬品及び医薬部外品以外で特に刺激性、腐食性など急性毒性の強い物質が「毒物及び劇物取締法」で毒物や劇物に指定されている。これら毒物や劇物は利用価値の高い反面、吸引や接触によって中毒になるなどの危険性を併せ持ち、また、毒物や劇物による事件・事故が発生すると市民にも保健衛生上の重大な危害が及ぶものである。

(1) 県・市による安全対策の推進

ア 県は、毒物及び劇物取締法の規定により、登録が義務付けられている施設の所有者等に対して、危害防止規定を整備するよう指導する。

イ 県は、毒物劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努める。

ウ 市は、毒物劇物営業者等に対し、法令に基づく監視指導により、毒物劇物の適正管理及び災害発生時等の適切な対応の徹底を図る。

(2) 自己点検の充実等

毒物劇物多量取扱施設の管理者は、関連設備の点検・保守、事故時における必要な措置、教育訓練等について、危害防止規定を整備する。

第6節 災害応急対策

1 情報収集と連絡体制

市関係局は、災害や被害等の情報を防災関係機関との連携により迅速かつ的確に収集又は伝達し、被害を最小限に止めるとともに、その拡大防止を図る。

また、第3部第2章「災害情報の収集・伝達」に基づき、地域住民に対して適切な時期に必要な情報を伝達する。

さらに、治療方法等の医療情報を収集し、地域の医療機関へ情報提供するとともに、必要に応じて解毒剤等の確保に努める。

2 活動体制の確立

(1) 施設・輸送管理者の応急対策

ア 施設で災害等が発生した場合

(ア) 関係機関への通報

施設管理者は、消防機関、警察及び関係行政機関に速やかに災害等の発生を通報する。

特に、災害等の原因物質の性状についての情報も通報する。

(イ) 初期消火活動等

施設管理者は、消防隊等が災害等の現場に到着するまで、初期消火、拡大防止又は人命救助活動を実施する。

(ウ) 避難誘導

施設管理者は、非常放送設備等を活用し、施設内の従業員等に対して災害等の状況を放送し、安全な避難誘導を実施する。

(I) 情報提供等

施設管理者又は防火防災管理者は、消防機関が現場に到着した場合は、次の事項を積極的に提供する。

- a 災害等発生場所等の状況
- b 初期消火又は初期活動の状況
- c 人命危険の状況
- d 危険物等の状況
- e その他消防活動上必要な事項

イ 道路上で災害等が発生した場合

(ア) 関係機関への通報

輸送管理者は、消防機関、警察及び関係行政機関に速やかに災害等の発生情報を通報する。

(イ) 初期消火活動等

輸送管理者は、初期消火活動等による災害等の拡大防止のための活動を実施する。

(ウ) 情報提供等

輸送管理者は、消防機関が現場に到着した場合は、次の事項を積極的に提供する。

- a 災害等発生場所等の状況
- b 初期消火又は初期活動の状況
- c 人命危険の状況
- d 危険物等の状況
- e その他消防活動上必要な事項

(2) 消防機関の応急対策

危険物等に起因する災害等の活動は、一般災害とは異なる特異な災害であり、消防隊員はもとより付近住民にまで重大な支障を来すおそれがある。このため、消防機関は事前計画等に基づき、人命安全確保を最優先とし、中毒、引火爆発等の二次災害の発生防止を重点とした消防活動を実施する。

(3) 警察の応急対策

ア 施設で災害等が発生した場合

危険物等に起因する災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、発生地を管轄する警察署の署長は、警察署警備本部を設置し、県警察本部と緊密な連携の下に迅速的確な部隊運用を行い、情報収集・伝達、広報、避難誘導、防犯、救出・救助等の活動を実施する。

イ 道路上で災害等が発生した場合

施設で災害等が発生した場合の各種活動に加えて、必要な道路の区間及び場所についての通行の禁止、制限等の交通規制を行い、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び安全な避難路の確保に努める。

(4) 市の応急対策

ア 施設で災害等が発生した場合

市は、関係各機関と相互に緊密な情報交換を行い、必要な広報（災害に関する情報、避難に関する情報等）を実施し、社会的な混乱に対する防止措置を実施する。

また、災害の規模・状況に応じて、災害対策本部又は警戒本部を設置して、地域の医療関

係団体等と連携し、必要な医療を確保するとともに、適切な医療救護活動を実施する。

イ 道路上で災害等が発生した場合

市は、施設で災害等が発生した場合の各種活動を実施するとともに、道路等に流出した危険物等の物質が特定された後は、専門家等の助言を受け、可能な範囲の防除活動を実施し、危険物等による二次災害の発生防止に努める。

ウ 危険物等が下水道に流入した場合

市は、消防、警察等の関係機関と協力・連携し、情報収集、水質分析等による危険物等の特定及び下水道における二次災害の防止に努める。

さらに、流入物質の性状に合わせ、貯留、回収などの対応により水処理センター処理機能を保全すると共に、河川等への流出防止等環境への影響を最小限に抑制するよう努める。

また、危険物等により影響を受けた下水管を調査し、緊急性を要するものについては、補修等を実施する。

3 避難勧告等

市は、危険物等の災害等が拡大し、住民の生命及び身体に危険が迫った場合、地域住民の安全を確保するため避難指示又は避難勧告を発令する。

神奈川県石油コンビナート等防災計画の体系

神奈川県石油コンビナート等防災計画	第1編 総 則	第1章 計画の目的
		第2章 計画の構成及び性格
		第3章 特定事業者の実施責任と処理すべき事務 又は業務の大綱及びその他の事業所等の協力
		第4章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務 又は業務の大綱
		第5章 特別防災区域の現況
	第2編 防 災 組 織	第1章 防災本部
		第2章 特定事業所の防災組織
		第3章 自主防災組織
	第3編 災 害 想 定	第1章 防災アセスメント調査の実施
		第2章 放射性物質等の災害
	第4編 災 害 予 防 計 画	第1章 特定事業所における予防対策
		第2章 防災関係機関における予防対策
		第3章 公共施設等の安全対策の推進
		第4章 避難計画の策定
		第5章 医療救護・防疫体制の整備
		第6章 情報連絡体制の整備
		第7章 防災に関する調査研究
	第5編 災害応急対策計画	第1章 応急活動体制
		第2章 災害情報の収集、伝達
		第3章 通信の確保
		第4章 災害の防ぎょ活動
		第5章 災害広報
		第6章 避難対策
		第7章 緊急輸送対策
		第8章 警備・救助対策
		第9章 医療救護・防疫対策
		第10章 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動
		第11章 応援要請
		第12章 放射性物質等災害応急対策
		第13章 災害救助法の適用
		第14章 生活関連施設の応急復旧活動
		第15章 放射性物質等災害復旧対策
	第6編 東海地震に関する 事前対策計画	第1章 総則
		第2章 東海地震に関する予防対策計画
		第3章 東海地震に関する地震防災応急対策

用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 石災法…………… 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）をいう。
- 2 大震法…………… 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいう。
- 3 特別防災区域…………… 石災法第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。
- 4 特定事業所…………… 石災法第2条第4号及び第5号に定める第一種事業所及び第二種事業所をいう。
- 5 特定事業所等…………… 特定事業所及び特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所をいう。
- 6 災害…………… 特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波、その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 7 防災本部…………… 石災法第27条第1項の規定に基づき設置された神奈川県石油コンビナート等防災本部をいう。
- 8 現地本部…………… 石災法第29条第1項の規定に基づき設置された神奈川県石油コンビナート等現地防災本部をいう。
- 9 関係市…………… 特別防災区域の所在する横浜市、川崎市及び横須賀市をいう。
- 10 特定地方行政機関…………… 関東管区警察局、神奈川労働局、関東東北産業保安監督部、関東地方整備局、第三管区海上保安本部をいう。
- 11 関係公共機関…………… 日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県医師会、神奈川県歯科医師会、神奈川県薬剤師会、神奈川県病院協会、神奈川県看護協会、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、(株)神奈川新聞社、東京電力(株)神奈川支店、東京ガス(株)神奈川導管事業部、東日本電信電話(株)神奈川支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、京浜急行電鉄(株)、京浜急行バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)及び首都高速道路(株)をいう。
- 12 防災関係機関…………… 県、関係市、特定地方行政機関、関係公共機関及び自衛隊をいう。

第1編 総則

第1章 計画の目的

神奈川県石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号以下「石災法」という。）第31条の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に指定された京浜臨海地区、根岸臨海地区、久里浜地区に係る災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するため、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めることにより、総合的な防災対策の推進を図り、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2章 計画の構成及び性格

- 1 この計画は、神奈川県石油コンビナート等防災本部（以下「石油コンビナート等防災本部」という。）が定めたものであり、特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる災害の防止並びに武力攻撃若しくは緊急対処事態に伴って発生した災害への対処に関し、県、関係市、特定地方行政機関及び関係公共機関並びに特定事業者が一体となり実施すべき業務を定めた総合的かつ基本的な計画である。
- 2 この計画は、災害対策基本法に基づく神奈川県地域防災計画とともに本県の防災対策の根幹をなすものである。
- 3 この計画は、神奈川県地域防災計画及び関係市の地域防災計画と調整が図られており、特別防災区域に係る防災対策について、この計画に定めのない事項は災害対策基本法第10条及び石災法第32条の規定により、災害の状況に応じ神奈川県地域防災計画及び関係市の地域防災計画を準用し、必要な対策を実施する。
- 4 この計画中の「東海地震に関する事前対策計画」については、特別防災区域が大規模地震対策特別措置法第3条の規定に基づく強化地域ではないが、当該地域に係る警戒宣言の発令に伴う混乱又は、地震発生時の被害を最小限に食い止めるため、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画に準じた計画とする。

第3章 特定事業者の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 及びその他の事業所等の協力 (省略)

第4章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任

1 県

県は、関係市を包括する広域的自治体として、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、石災法その他災害の防止に関する法令及びこの計画に基づいて、防災活動を実施し、関係市等の防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行うことにより、特別防災区域に係る防災体制の整備強化を図る。

2 関係市

関係市は、基礎的な自治体として、当該市の特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

3 特定地方行政機関
（省略）

4 関係公共機関
（省略）

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 石油コンビナート等防災本部の運営
- (2) 防災組織の整備
- (3) 関係市等の防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 特定事業所に対する立入検査
- (6) 危険物、高圧ガス及び毒劇物関係施設の保安管理の指導監督
- (7) 防災施設の整備
- (8) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (9) 防災に関する調査、研究及び教育
- (10) 神奈川県石油コンビナート等現地防災本部（以下「石油コンビナート等現地防災本部」という。）の設置
- (11) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 交通規制、その他社会秩序の維持、避難の指示及び誘導
- (14) 保健衛生
- (15) 関係市が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (17) 緊急消防援助隊の派遣要請
- (18) 広域緊急援助隊の派遣要請
- (19) 関係市に対する災害防ぎよに関する指示
- (20) 自衛隊の派遣要請
- (21) 被災施設の復旧
- (22) その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

2 関係市

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災訓練の実施及び指導
- (3) 特定事業所に対する立入検査
- (4) 自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の育成指導
- (5) 危険物施設、設備等の保安管理の指導、監督
- (6) 特定防災施設及び防災資機材等の整備強化に関する指導、監督
- (7) 防災施設の整備
- (8) 防災に必要な物資及び資機材等の備蓄、整備
- (9) 防災に関する調査、研究及び教育
- (10) 石油コンビナート等現地防災本部の運営
- (11) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (12) 消防活動、その他応急措置
- (13) 避難の指示、勧告及び誘導その他の避難対策
- (14) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (15) 保健衛生
- (16) 被災施設の復旧

- (17) 災害による被害状況調査、災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- (18) その他の災害応急対策
- (19) その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

3 特定地方行政機関等
（省略）

4 関係公共機関
（省略）

5 自衛隊
（省略）

第5章 特別防災区域の現況

第1節 特別防災区域の範囲

石災法に基づく特別防災区域は、横浜市、川崎市及び横須賀市のうち次に掲げる区域（総面積42.05km²（平成20年4月1日現在））である。

1 京浜臨海地区（面積35.00km²）

川崎市川崎区小島町

- ” 田町3丁目
- ” 夜光1丁目
- ” 夜光2丁目
- ” 夜光3丁目
- ” 塩浜3丁目
- ” 塩浜4丁目
- ” 池上町
- ” 浅野町
- ” 鋼管通5丁目
- ” 南渡田町
- ” 田辺新田
- ” 白石町
- ” 浮島町
- ” 千鳥町
- ” 水江町
- ” 扇町
- ” 大川町
- ” 扇島
- ” 東扇島
- ” 殿町3丁目25番1～25番33、26番1～26番7、27番1～27番4
- ” 池上新町3丁目4番1～4番7、5番2

参考 神奈川県石油コンビナート等防災計画（抜粋）

- ” 東扇島 6 番 1、6 番 7、7 番、8 番 3、8 番 4、26 番 3～26 番 5、31 番 1～31 番 6 に隣接する公有地に隣接する公有水面埋立地
- ” 浮島町 430 番の 1 及び 430 番の 2 の公有地に隣接する公有水面埋立地、430 番の 2 の地先の公有水面埋立地、430 番の 2 の地先の公有地に隣接する公有水面埋立地、430 番の 2 に隣接する公有地及び 430 番の 2 の地先の公有地に隣接する公有水面埋立地

横浜市鶴見区安善町

- ” 弁天町
- ” 生麦 2 丁目
- ” 大黒町
- ” 扇島
- ” 生麦 1 丁目（首都高速道路横浜羽田空港線以南）
- ” 末広町（首都高速道路横浜羽田空港線以南）
- ” 小野町（首都高速道路横浜羽田空港線以南）

神奈川区守屋町 2 丁目

- ” 守屋町 3 丁目
- ” 守屋町 4 丁目
- ” 宝町
- ” 恵比寿町

2 根岸臨海地区（面積 6.34 km²）
（省略）

3 久里浜地区（面積 0.71 km²）
（省略）

第 2 節 特別防災区域の特質
（省略）

第 3 節 社会構造
（省略）

第 4 節 特定事業所の現況
（省略）

第2編 防災組織

県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所は、総合的な防災体制を確立するため、防災組織を整備するとともに、相互の連携強化を図る。

第1章 防災本部

県は常設機関として、知事を本部長とした石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を設置する。防災本部は、本部員及び専門員等をもって組織する。

防災本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、関係市長を現地本部長とした石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）を設置する。現地本部は、現地本部員をもって組織する。

1 組織

（省略）

2 石油コンビナート等防災本部

(1) 設置の根拠

石災法第27条

(2) 所掌事務

ア 石油コンビナート等防災計画の作成とその実施推進

イ 防災に関する調査研究

ウ 防災に関する情報収集、伝達

エ 災害応急対策及び災害復旧に係る関係機関との連絡調整

オ 現地本部に対する災害応急対策の実施に係る必要な指示

カ 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整

キ その他防災に関する重要事項の実施推進

(3) 事務局

防災本部の運営を円滑に実施するため、防災本部に事務局を設置し、県安全防災局工業保安課職員をもって構成する。

(4) 本部連絡員

本部員は、あらかじめ「本部連絡員」を定め、防災本部（安全防災局）に届けておく。

3 石油コンビナート等現地防災本部

(1) 設置の根拠

石災法第29条

(2) 所掌事務

防災活動の実施について防災本部の事務の一部を行う。

(3) 設置基準

防災本部長が特に必要と認めたとときに設置する。また、関係市長は、次の基準に基づき、現地本部を設置できるものとする。この場合において、現地本部は防災本部長が設置したものとみなす。

ア 自然災害

(ア) 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」が発表されたとき

(イ) 関係市内で震度5強以上の地震を観測したとき

(ウ) 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島津波予報区に「オオツナミ」又は「ツナミ」の津波警報を発表したとき

イ 事故災害

(ア) 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合

(イ) 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合

(ウ) 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合

(4) 事務局

関係市の防災主管課（室）が中心となり事務局を構成する。

(5) 現地本部連絡員

現地本部員は、あらかじめ「現地本部連絡員」を定めておく。

4 災害対策基本法に基づく災害対策本部との関係

特別防災区域を含む地震災害等広域的な大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部は防災本部と、また、関係市の災害対策本部は現地本部と一体的な運用を図ることにより、災害の態様に応じた柔軟かつ機敏な対応を図る。

第2章 特定事業所の防災組織

（省略）

第3章 自主防災組織

（省略）

第3編 災害想定 （省略）

第4編 災害予防計画

特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発又は石油等の漏洩、流出その他の災害の発生を未然に防止するため、特定事業所は、適切な災害想定に基づき保安管理を徹底するとともに自衛防災体制の整備強化を図る。

県、関係市等の防災関係機関は、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。

第1章 特定事業所における予防対策 （省略）

第2章 防災関係機関における予防対策

県、関係市等の防災関係機関は、特別防災区域における災害の未然防止と発災時の応急措置が迅速かつ効果的に実施できるように特定事業所等に対する指導監督、消防力の整備等あらかじめ講ずべき対策をそれぞれの権能と責任において実施するとともに、相互の協力により一体的防災対策を推進し、石油コンビナート等防災対策の万全を期する。

第1節 特定事業所等に対する指導監督

県、関係市等の防災関係機関は、それぞれ石炭法、消防法、高圧ガス保安法等の関係法令に基づく立入検査の実施及び許認可、届出等の機会を通じて、危険物、高圧ガス、毒劇物を有する特定事業所等を指導、監督するとともに、自主保安体制の確立に向けて適切な助言を行い、災害の未然防止と防災体制の強化に努める。

1 立入検査

- (1) 各防災関係機関による立入検査
（省略）
- (2) 防災関係機関による合同立入検査
（省略）

2 防災体制の整備

- (1) 保安管理の強化
（省略）
- (2) 自主点検の強化
（省略）
- (3) 防災組織の育成指導
（省略）
- (4) 相互応援体制の確立指導
（省略）

3 防災教育及び訓練

- (1) 防災教育、訓練の実施
（省略）
- (2) 防災要員等に対する教育、訓練
（省略）
- (3) 防災管理者研修会
（省略）

第2節 石油コンビナート等防災施設等の整備

石油コンビナートに係る多種多様な災害に対応するため、防災関係機関は防災施設等の整備充実に努める。

- 1 関係市
 - (1) 消防力の整備
(省略)
 - (2) 防災道路の整備等
(省略)
- 2 県
(省略)

第3節 海上流出油防災体制の整備 (省略)

第4節 防災訓練の実施

県及び関係市は、特別防災区域に災害が発生した場合における迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、石油コンビナート災害の発生を想定した総合訓練又は個別訓練を、防災関係機関、特定事業所等及び地域住民との連携協力のもとに、年間計画等に基づき、日頃から実施に努める。

- 1 訓練種目
 - (1) 石油コンビナート等防災本部運営訓練
 - (2) 災害予防型訓練
(省略)
 - (3) 発災対応型訓練
(省略)

2 実施方法

災害想定に基づき、予想される事態に即応した場所を選定し、当該予想事態における災害の発生及び拡大の防止を図るために必要な訓練を図上又は実地にて実施する。また、大容量泡放水砲等出動・設定訓練にあっては、大型タンク全面火災など大規模災害を想定し、迅速な応急体制の確立、広域応援要請等の災害の拡大防止、二次災害の防止を図るために必要な訓練を図上又は実地にて実施する。

第5節 米海軍鶴見貯油施設との連絡体制 (省略)

第6節 航空機事故による災害の防止 (省略)

第7節 放射性物質等災害に対する防災体制の整備 (省略)

第3章 公共施設等の安全対策の推進 (省略)

第4章 避難計画の策定

- 1 関係市
関係市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、住民等を対象に次の事項を内容とし

た避難計画を策定する。

- (1) 避難勧告又は指示を行う基準
- (2) 避難勧告又は指示の伝達方法
- (3) 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 避難地への経路及び誘導方法
- (5) 避難地等の整備に関する事項
（省略）
- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- 2 特定事業所
（省略）

第5章 医療救護・防疫体制の整備

県及び関係市は、医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1節 医療救護体制の整備

1 医療救護活動体制の確立

県及び関係市は、災害による医療救護体制を次のとおりとし、関係機関と調整をし、その確立を図る。

（図省略）

(1) 県

（省略）

(2) 関係市

関係市は、災害時における迅速な医療救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療救護体制の確立を図る。

ア 救護所の指定及び整備と住民への周知

イ 救護班の編成体制の整備

ウ 救護班の活動場所（救護所）の指定

エ 救護班の輸送方法

オ 負傷者等の搬送方法

カ 地域救護病院の指定及び整備

(3) 関係公共機関等

（省略）

2 医薬品等確保体制の確立

(1) 関係市

関係市は、救護活動に必要な医薬品、医療資機材の備蓄を行うとともに、調達体制を整備する。

(2) 県

（省略）

3 血液製剤の確保体制の確立

（省略）

第2節 防疫予防対策

1 防疫体制の確立

県及び関係市は、災害時における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

県及び関係市は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達体制を整備する。

3 感染症患者移送体制の確立

県及び関係市は、災害発生による感染症患者又は無症状病原体保有者の発生が予測されることから県内の感染症指定医療機関等の把握と患者又は無症状病原体保有者の移送体制の確立を図る。

第6章 情報連絡体制の整備

異常現象その他の災害情報及び地震情報等を迅速、的確に受理、伝達するため、必要な体制の整備を図る。

第1節 連絡体制の確立

県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所等は、次により災害情報の受理、伝達に必要な連絡体制の確立を図る。

1 県
（省略）

2 関係市
関係市は、当該市の内部組織に対応した情報連絡体制を整備確立し、災害情報活動に万全を期する。
(1) 消防機関
（省略）
(2) 防災主管課
（省略）

3 防災関係機関
（省略）

4 特定事業所等
（省略）

第2節 防災通信網の整備

県、関係市及び特定事業所は、災害情報等の収集、伝達のため、防災通信網を整備する。

1 県
（省略）

2 関係市
関係市は、事業所及び住民等に対する災害情報の提供及び被害情報の収集、伝達手段の整備に努める。

3 特定事業所
（省略）

第7章 防災に関する調査研究 （省略）

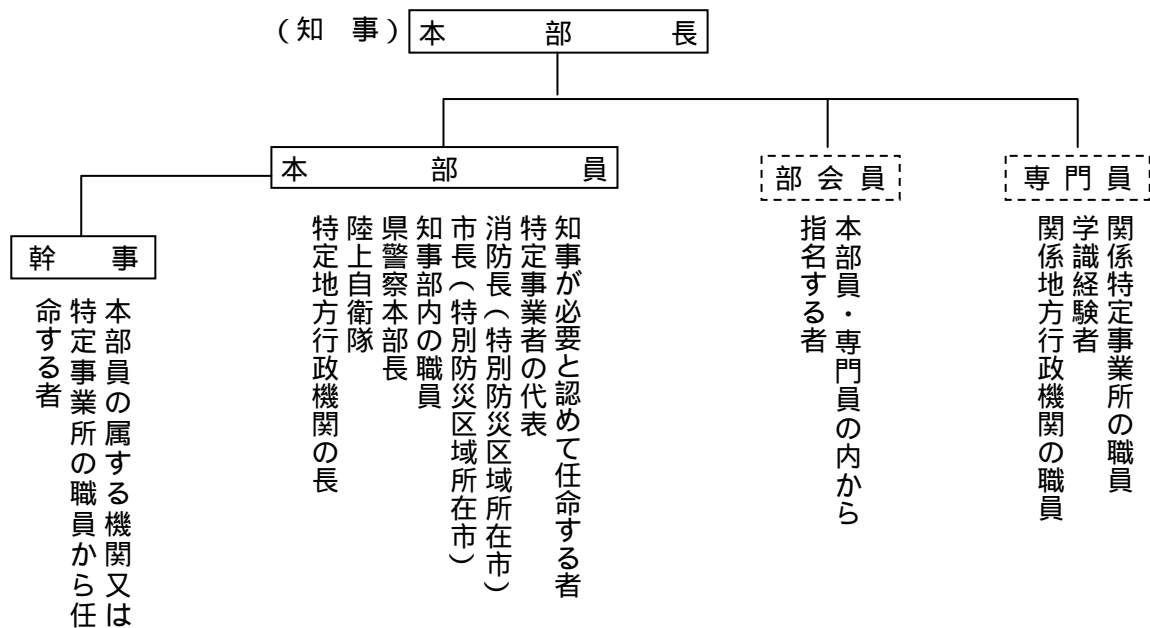
第5編 災害応急対策計画

特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の発生及び拡大を防止するため、県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所等は、相互に協力して一体的な防災体制を確立し、災害の防ぎよ等応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第1章 応急活動体制

第1節 石油コンビナート等防災本部

1 組織



2 業務

- (1) 災害及び防災活動に関する情報の収集
- (2) 防災関係機関及び特定事業所等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
- (3) 現地本部に対する災害応急対策の実施に関する必要な指示
- (4) 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整
- (5) 総務省消防庁職員の派遣要請
- (6) その他応急対策上必要な事項の実施

3 活動体制

- (1) 本部員の招集
本部長は、特別防災区域に係る大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部活動の統一的運営を図ることが必要と認めるときは、本部員を招集する。
- (2) 事務局の業務
事務局は、石災法及び本計画に基づく本部長及び防災本部に係る次の事務を執行する。
 - ア 本部員及び本部連絡員の防災本部への参集連絡
 - イ 災害及び防災活動に関する情報の収集及び本部構成機関への伝達
 - ウ 現地本部との連絡調整

- エ 防災本部長の指示内容の現地本部への伝達
- オ 防災関係機関等に対する応援要請等の連絡
- カ 防災活動等に必要な防災資機材等の調達
- キ 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整
- ク 災害及び防災活動に関する情報の整理及び報道機関への情報提供
- ケ 防災情報ネットワークシステムの運用
- コ 危険物タンクスロッシング被害予測システムの運用
- サ その他応急対策上必要な事項の処理

(3) 本部連絡員

防災本部構成機関は、防災本部から要請があった場合、本部連絡員を防災本部に派遣し、次の業務を行う。

- ア 当該本部員の補佐
- イ 防災本部と所属機関との情報連絡

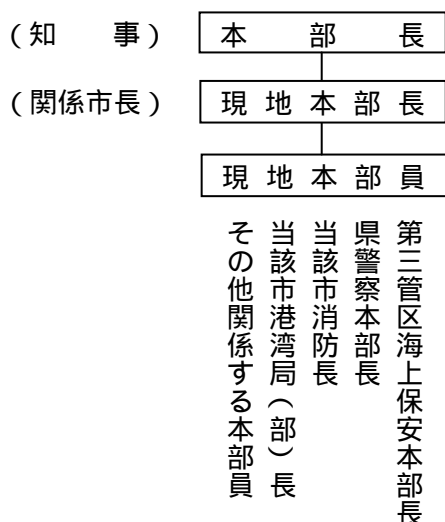
第2節 石油コンビナート等現地防災本部

1 設 置

本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該区域内で緊急に統一的な防災活動を実施するために必要と認めるときは、関係市に現地本部を設置する。なお、関係市長は、「神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準」に基づき、当該市に現地本部を設置することができる。

2 組 織

- (1) 現地本部長は、現地本部を設置した市の市長とする。
- (2) 防災本部長は現地本部の設置を本部員に通知するとともに、現地本部長の意見若しくは要請を参考として当該災害の応急対策活動を迅速かつ総合的に実施するために必要な現地本部員を防災本部員のうちから指名する。



3 業 務

コンビナート災害等から地域住民を保護するため、現地本部長を中心として二次災害防止も含め、現地の状況に即応した応急対策活動を行う。

- (1) 災害及び応急対策活動に関する情報の収集及び伝達
 防災活動現場からの被害等情報の収集及び伝達
- (2) 防災関係機関及び特定事業所等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
 - ア 特定事業所相互応援の連絡調整
 - イ 消防機関との連絡調整
 - ウ 海上保安部（署）等との連絡調整
 - エ ライフライン事業者との連絡調整
- (3) 防災本部への要請事項の決定
 - ア 県警察による交通規制等の要請
 - イ 緊急消防援助隊の応援要請
 - ウ 自衛隊の応援要請
 - エ その他広域応援活動の要請
- (4) 防災活動等に必要な防災資機材等の調達
- (5) 防災本部への情報提供及び報告
- (6) 防災関係機関等相互の情報連絡の調整
- (7) その他防災本部長が指示する事項及び応急対策上必要な事項

4 活動体制

- (1) 現地本部設置の報告
 現地本部長は、現地本部を設置したときは、直ちに防災本部長に対し設置の報告をするとともに、あらかじめ指名されている現地本部員のほか必要な現地本部員の指名を要請する。
- (2) 現地本部員の参集
 - ア 現地本部長は、防災本部長が指名した現地本部員に参集連絡を行い、現地本部を運営する。また、必要に応じ、市災害対策本部との一体的運営を図る。
 - イ 現地本部員は、自己の代理として所属職員を出席させることができる。
- (3) 特定事業所等職員の招集
 現地本部長は、災害及び応急活動等の状況を把握し、今後の応急対策を確立するため、災害発生事業所、関係特定事業所及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の職員の現地本部への派遣を求めることができる。
- (4) 市関係職員の招集
 現地本部長は、現地本部が行う応急対策に必要と認める市関係職員を招集することができる。
- (5) 現地本部の設置場所
 原則として、当該災害の発生場所の所在する市役所、消防本部・署とする。ただし、現地本部長が当該災害の把握及び円滑な応急対策活動に必要と判断した場合には、適当と認める場所に設置することができる。
- (6) 現地本部事務局
 現地本部の運営を円滑に実施するため、現地本部に「現地本部事務局」を設置し、次の業務を行う。
 - ア 現地本部員及び現地本部連絡員の現地本部への参集連絡
 - イ 災害及び応急対策活動に関する情報の収集及び伝達
 - ウ 防災本部との連絡調整
 - エ 防災関係機関及び特定事業者等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
 - オ 現地本部決定事項の防災関係機関への連絡
 - カ 応急対策活動に必要な防災資機材等の調達
 - キ 災害及び応急対策活動に活動に関する情報の整理及び報道機関への提供
 - ク その他応急対策上必要な事項の処理
- (7) 現地本部連絡員
 現地本部構成機関は、現地本部から要請があった場合、現地本部連絡員を現地本部へ派遣し、次の業務を行う。
 - ア 当該現地本部員の補佐
 - イ 現地本部と所属機関との情報連絡

5 解散

本部長は、現地本部長と協議し、災害の危険がなくなったと認めるとき又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部を解散する。

第2章 災害情報の収集、伝達

第1節 地震情報等の受理伝達 （省略）

第2節 災害情報の連絡及び報告

1 災害発生事業所からの連絡

- (1) 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、火災、爆発、石油等の漏洩、流出その他の事故又は地震等の異常な自然現象による災害の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちにその旨を消防機関（電話119番）に連絡しなければならない。
- (2) 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、地震による災害の発生を速やかに連絡するため、危険物タンク等関係施設の効率的な点検に努める。
- (3) 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、関係市長の求めに応じて災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な情報の提供に努める。

2 消防機関の措置

- (1) 災害の通報を受けた消防機関の長は、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災本部並びに警察及び海上保安本部に連絡しなければならない。
- (2) 消防機関の長は、前項の通報措置のほか、災害の状況によって、その他の防災本部構成機関のうち、必要な機関に連絡する。

3 連絡及び報告の方法

連絡及び報告の方法は、有線又は無線電話若しくは徒歩連絡等状況に応じ、最も迅速確実な方法で行う。

（図省略）

4 報告の内容

災害の報告は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく火災・災害等即報要領第2号様式（様式1）により判明次第逐次行い、その手続は次のとおりとする。

- (1) 即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、当該火災・災害等が発生した地域の属する関係市は、火災・災害等に関する即報を県を通じて行う。

（様式省略）

- (2) 即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、関係市からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に対して行う。
- (3) 直接即報基準（特に迅速に報告すべき基準）に該当する火災・災害等が発生した場合は、関係市は、第一報を県に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、関係市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。
- (4) 関係市は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。県は、関係市からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、関係市からの報告を待たずに情報を入手したときは、直ちに消防庁に対して報告を行う。

第3節 防災本部への災害・応急措置の報告

1 防災関係機関等の報告

関係市長、第三管区海上保安本部長等の防災関係機関の長並びに特定事業所の管理者は、災害の状況及び実施した応急措置の概要について、判明次第逐次防災本部に報告するとともに、防災関係

機関相互の情報の共有を図る。

なお、現地本部が設置されたときは、災害・応急措置に関する情報は、現地本部に報告し、現地本部は防災本部に報告する。

2 報告の内容

前項の報告は、石災法第26条に基づく災害応急措置の概要等の報告（「石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告（様式2）」）に基づき有線又は無線電話若しくは徒歩連絡等状況に応じ、最も迅速確実な方法で行う。

（様式省略）

第3章 通信の確保

第1節 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

（省略）

2 通信の統制

（省略）

第2節 県石油コンビナート等防災相互無線等の運用

（省略）

第3節 県防災行政無線の運用

（省略）

第4節 各種通信施設の利用

（省略）

第4章 災害の防ぎょ活動

特別防災区域における危険物施設、高圧ガス施設及びその他の施設において、火災、爆発、漏洩等の災害が発生した場合は、特定事業所等が行う防ぎょ活動により地域住民等の安全を確保するとともに、消防機関、海上保安本部が効果的な防ぎょ活動を実施する。

第1節 特定事業所等における防ぎょ活動

（省略）

第2節 消防機関等における防ぎょ活動

関係市の消防機関は、特別防災区域内における災害防ぎょ活動を次のとおり実施する。

1 災害防ぎょ活動の原則

(1) 現場指揮本部の設置

消防機関は現場指揮本部を設置し、消火活動の基本方針を早期に決定し、現場指揮本部長の命により統一性のある行動をとる。現場指揮本部の位置は、現場と連携を保ち指揮連絡、情報収集に最も便利な位置とする。

(2) 火災警戒区域等の設定

災害防ぎょ活動の適正化と住民に対する避難措置等を適切に実施するため、現場の災害態様に応じて火災警戒区域又は、消防警戒区域を設定して住民の安全確保と災害の早期鎮圧を図る。

(3) 現場広報及び避難指示

ア 現場指揮本部は必要事項を的確に指示し、住民等に対して適正な現場広報を実施する。

イ 災害規模が拡大し、現場にいる消防長又は消防署長が付近住民を避難させる必要があると認めるときは、速やかに避難の勧告並びに適切な誘導を実施する。

2 扇島に関する消防業務

横浜・川崎両市域に係る扇島区域内における消防業務の執行に当たっては、横浜市消防長と川崎市消防長との間で締結した「扇島に関する消防業務協約」に基づいて行う。

3 応援要請（協力）

消防機関は、災害が拡大し、又は拡大するおそれがある場合、必要に応じ、「第11章応援要請第2節その他の機関に対する応援要請」に定めるところにより海上保安部（署）、防災関係機関に応援を要請し、相互に連携して災害応急活動を実施する。

4 防災資機材等の活用

関係市（消防機関）は、必要に応じて、県が備蓄する防災資機材等を活用し、災害応急活動を実施する。

5 各消防機関の出動及び資機材輸送対策

(1) 横浜市安全管理局

（省略）

(2) 川崎市消防局

ア 出場計画

特別防災区域の危険物火災に対処するため、大型化学車、大型高所放水車、原液搬送車及び水源車を中心とした消防隊等の運用を特別に編成する。「石油コンビナート等特別防災区域火災出場区分」に基づき、第1出動11隊が出場し、規模に応じて特別第1号5隊、特別第2号7隊及び特別第3号6隊が引き続き出場する（緊急配備消防隊等を除く）。

イ 資機材等の緊急輸送計画

(ア) 消火薬剤の輸送計画

a 使用順位

- (a) 川崎市消防局が保有するもの（神奈川県からの委託管理を含む）。
- (b) 災害発生事業所が保有するもの。
- (c) 災害発生事業所が加盟する共同防災組織が保有するもの。
- (d) 隣接の共同防災組織が保有するもの。
- (e) 川崎市と需給契約を締結している備蓄業者から緊急調達するもの。

b 消火薬剤の輸送方法

- (a) 川崎市消防局保有のものは、「川崎市消防局警防規程」に定める車両及び緊急輸送契約業者により輸送する。
- (b) 川崎市消防局保有以外のものは、現地本部長又は消防局長の特命により、保有事業所、共同防災組織、需給契約業者及び輸送契約業者と協議のうえ輸送する。
- (c) 輸送にあたっては、緊急車による誘導又は警察機関に協力を要請して輸送の迅速化を図る。
- (d) 消火薬剤の受領場所は、火災現場付近で消防隊等の供給に便利な場所とする。

(イ) その他の輸送計画

食糧、車両燃料及び消防用資機材は、輸送車、消防車両及び借上車両を十分に活用して災害現場に緊急輸送する。

(3) 横須賀市消防局

（省略）

第3節 第三管区海上保安本部における防ぎょ活動

（省略）

第4節 京浜臨海地区海域における排出油防除活動

（省略）

第5章 災害広報

災害時には、特別防災区域及びその周辺地域をはじめとした県民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。

県、関係市等の防災関係機関は、速やかに広報部門を設置し、連携して適切かつ迅速な広報活動を行う。

第1節 県及び関係市の広報

1 県の広報 （省略）

2 関係市の広報

関係市は、住民に対して、災害の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他生活に必要な情報の広報活動を行う。

第2節 防災関係機関の広報 （省略）

第3節 特定事業所の広報 （省略）

第6章 避難対策

特別防災区域に係る災害から地域住民の生命の安全を確保するため、次により避難活動を実施する。

第1節 避難の勧告又は指示

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのため人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、関係市長等は危険地域の住民等に対し、避難実施のための必要な勧告又は指示を行う。

1 関係市長の措置

関係市長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときは、危険地域の住民等に対し避難の勧告又は指示を行う。この場合避難すべき場所を指示することができる。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し応急対策に従事する者以外に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官等の措置 （省略）

3 自衛官の措置 （省略）

第2節 関係市の避難対策

関係市は次のとおり避難対策を実施する。特に、京浜臨海地区においては不特定多数の住民が利用する施設が立地しはじめていることから、今後はこれらの施設の利用者も含めた避難対策のより一層の強化を図る。

1 横浜市の避難対策

（省略）

2 川崎市の避難対策

(1) 避難の措置

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、避難の必要があると認める場合、避難の勧告又は指示を行う。

(2) 避難の方法

特定事業所の大規模な火災・爆発及び震災時等広域的な災害においては、行政と住民が一体となって対処するという基本理念から、次の避難方式をとる。

ア 一時避難

特定事業所における大規模屋外タンク等の火災・爆発又は有毒ガスの漏洩により付近住民に危険が及ぶと認める場合は、公園・大規模な空地等安全な場所に避難させる。

イ 広域避難

震災等により、広域的な災害が発生し周辺地域住民に危険が及ぶと認める場合には、安全である直近の市立小・中・高等学校又は広域避難場所に避難させる。

ウ 特別避難

特別防災区域内で、島部と連絡する橋梁が災害により落下し、内陸部と島部間の連絡が途絶した場合は、次の避難を行う。

(ア) 集合場所

在島者の状況を、ヘリコプター等により情報収集するとともに、船舶の係留位置及び港湾施設の被害状況等を考慮して集合位置を指定し、在島者には、神奈川県石油コンビナート等防災無線、川崎市行政無線、ヘリコプター、広報車等を活用し、伝達を徹底する。

(イ) 避難用船舶

市長は、避難に使用する船舶について、係留船舶を利用できるよう事前に依頼するとともに、災害時には、在港船舶の内、自力接岸出来る1,000トン以上の船舶について船舶所有者等に依頼し確保する。

(ウ) 避難先

避難先は、災害状況、気象状況を勘案し、市内東扇島・扇島等島部を最優先とするが、接岸不能の場合は、東京湾内の他の港とする。

(3) 避難の誘導方法

市長は、防災関係機関と緊密な連携をとり、次により安全かつ迅速に住民を避難場所に誘導する。

ア 避難に際しては、人身の安全を最優先とする。

イ 災害の状況等を考慮し、危険の及ばない幅員の広い道路を経由する。

ウ 危険個所には、表示、縄張り等をし危害の防止をする。

エ 要所には、誘導員を配置する。

(4) 避難場所

避難場所は、周辺に危険物が少なく、火災の延焼等に対し安全な場所とする。

ア 公園・大規模な空地等安全な場所

イ 危害の及ばない直近の市立小・中・高等学校又は広域避難場所

(5) 今後の取組み

特別防災区域内の避難対策をより実効性の高いものとするため、住民及び企業とのネットワーク化を図り、避難計画等について具体的な検討を進める。

3 横須賀市の避難対策

（省略）

第3節 第三管区海上保安本部の避難対策

（省略）

第4節 特定事業所等の避難対策

（省略）

第7章 緊急輸送対策

第1節 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路等の確保

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保する。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送ルート確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施する。

(1) 国等

(省略)

(2) 県

(省略)

(3) 関係市

関係市は、それぞれの計画の定めるところにより、速やかに応急復旧作業体制を確保し、道路機能の確保を図る。

ア 横浜市道路局

(省略)

イ 川崎市建設局

災害時における避難、消火、救援活動等が円滑にできるよう道路啓開及び応急復旧対策を実施する。

(ア) 基本方針

a 住民、従業員等の避難路の確保を図る。

b 消火、救援活動のための道路応急復旧を図る。

(イ) 活動方針

a 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部長の指揮下に活動を開始する。

b 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会と連携し、活動を行う。

c 消防局及び港湾局と連携し、活動を行う。

(ウ) 土木事務所の運用

土木事務所は、前記の活動方針のもとに、作業班により、また建設業協会の協力を得て、道路の応急復旧作業を行う。

(I) 組織の編成

川崎市地域防災計画を準用し、次のとおりとする。

(省略)

2 物資受入れ港の確保

物資受入れ港の管理者は、災害時の海上輸送を円滑に行うため、物資受入れ港としての機能を確保する。

(1) 横浜市港湾局

(省略)

(2) 川崎市港湾局

川崎港においては、全域が特別防災区域に指定されており、応急復旧についても港湾施設を保有する特定事業者及びその他の事業者等の協力を得て実施する。

港湾施設は、救援物資の受入れ、復旧資機材の搬入のための海上輸送基地となるため、その拠点確保を図るため次のことを実施する。

ア 情報収集

港湾施設の被災状況、在港船状況を確認し、関係機関と協議のうえ、利用可能施設を確保する。

イ 接岸船舶の移動

利用可能施設を確保するため、必要なときは、関係機関と協議のうえ係留船舶を移動させ、必要により入港規制措置をとる。

ウ 応急復旧

関係機関の協力を得て、拠点施設の応急復旧措置を実施する。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

県及び関係市は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第2節 交通規制
（省略）

第3節 輸送手段の確保
（省略）

第8章 警備・救助対策
（省略）

第9章 医療救護・防疫対策

第1節 医療救護対策

1 医療救護活動体制
（省略）

2 県の医療救護活動
（省略）

3 関係市の医療救護活動

(1) 関係市
（省略）

(2) 横浜市の医療救護
（省略）

(3) 川崎市の医療救護

ア 医療対策

(ア) 医療救護隊の編成

川崎市医師会の各地域毎における隣保組合を単位とし、医師、看護師若しくは保健師及び事務職員若干名をもって隊を編成する。

(イ) 医療救護隊の出動

a 市長が出動を要請する場合

災害の規模及び患者の発生状況に応じ医療救護隊の出動が必要であると認める場合は、医師会長に出動要請を行う。ただし、緊急を要する場合又は地域的災害にあたっては、当該災害発生地域の隊長に出動を要請するとともに医師会長にその旨を通知する。

b 医師会長が出動させる場合

突発的災害又は緊急を要請する場合であって、医療救護隊の出動について市長と協議するいとまのないときは、医師会長は独自の判断に基づき医療救護隊を出動させることができる。

ただし、出動とともにその旨を市長に通知しなければならない。

(ウ) 医療救護隊の活動

a 現場における応急医療活動

災害発生現場に医療救護隊が出動し、り災患者の応急医療を行うとともに救急医療を必要とするものについては、救急車両により医療救護病院に移送する。

b 避難所における応急医療活動

災害発生現場に設置された避難所の状況に応じて定められた各隊の受持避難場所を巡回し、り災患者の応急医療を必要とするものにあたっては医療救護病院に収容するのに

必要な処置を行う。

イ 救急救助対策

(ア) 基本原則

- a 救急活動は、必要最小限の救命措置を講じ重傷者を優先的に搬送する。
- b 救助活動は、傷病者の救出救護活動を優先する。

(イ) 部隊運用

救急及び救助隊を主体に編成する「大規模救急救助出場計画」に基づき運用する。

(ウ) 消防指揮本部等の措置

災害現場における指揮体制の確立と関係機関との連携を図るため、消防局に消防指揮本部、消防署に方面指揮本部、災害発生現場に現場指揮本部を設置する。

(エ) 消防職員の動員

救急救助活動が大規模にわたるときは、災害事態に対応して消防職員の動員を行う。

(オ) 救急救助活動

災害発生現場における救急救助計画は、傷病者の救出救助、被害拡大防止措置を主体とし、各隊の基本行動は次のとおりである。

a 指揮隊

- (a) 現場指揮本部の設置
- (b) 活動方針及び応援要請の要否決定
- (c) 出場各隊への任務及び活動場所の指定
- (d) 防災関係機関との連絡調整
- (e) 各種情報の管理
- (f) 通信統制及び消防警備本部、出動各隊との連絡調整
- (g) 警戒区域の設定管理

b 情報隊

- (a) 二次災害予防情報収集
- (b) 災害情報収集及び現場広報
- (c) 被害及び原因調査

c 救護所（隊）

- (a) 現場救護所の設置
- (b) 現場救護所の統轄運営
- (c) 傷病者の応急処置及び管理
- (d) 搬送順位の決定・表示

d 救急隊

- (a) 傷病者の応急措置
- (b) 医療機関への傷病者搬送
- (c) 傷病者の医療機関収容状況の確認、報告

e 救助隊

- (a) 被害拡大の防止措置
- (b) 傷病者の救出救護
- (c) その他の下命事項

f 担架隊

- (a) 災害発生現場から現場救護所への傷病者搬送
- (b) 傷病者の応急措置
- (c) その他の下命事項

g 補給隊

- (a) 救急薬品、救助用資機材の緊急搬送、補給管理
- (b) その他の下命事項

h 航空隊

下命事項

(カ) 救急救助資機材の整備

大規模な救急救助活動に対応するため、救急救助車両の整備強化に併せて破壊器具、救急資機材等の充実を積極的に推進する。

(4) 横須賀市の医療救護

（省略）

4 関係公共機関等の医療救護活動

（省略）

5 医薬品等の確保

（省略）

6 血液製剤の確保

（省略）

7 広域的救護活動の調整

（省略）

第2節 防疫対策

（省略）

第10章 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動

特定事業所及び県民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食糧等（飲料水、生活用水、食糧及び生活必需物資等）の不足が生じた場合、県及び関係市は備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用さらには広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食糧等を供給する。
（省略）

第11章 応援要請

第1節 自衛隊に対する災害派遣要請

（省略）

第2節 その他の機関に対する応援要請

（省略）

第12章 放射性物質等災害応急対策

（省略）

第13章 災害救助法の適用

（省略）

第14章 生活関連施設の応急復旧活動

（省略）

第15章 放射性物質等災害復旧対策

（省略）

第6編 東海地震に関する事前対策計画 （省略）

(平成22年2月17日 川崎市防災会議決定)

平成21年度修正

川崎市地域防災計画 (都市災害対策編)

編集発行 川崎市防災会議

〔事務局〕 川崎市総務局危機管理室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
TEL 044(200)2840
